

第五編
自治のあゆみ

町議会議場



第五編 自治のあゆみ

第一章 総論

論

地方自治のあゆみは、明治維新の行政近代化を第一歩として今日におよぶが、太平洋戦争の終末を境として、その基本理念も、制度のあり方も一八〇度の大転換をとげたのである。

この二つの時代をそれぞれ象徴する「大日本帝国憲法」と「日本国憲法」の条文を二読するだけでも、いかにその変革が大きいものであったかを理解することができる。

大日本帝国憲法（明治二十二年（一八八九）公布）

（発布勅語より）

国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ

（第一条）

大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

日本国憲法（昭和二十一年公布）

（前文より）

ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。

（第九十二条）

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律で之を定める。

（第九十三条）

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙する。

第一節 地方制度と自治の歴史

地方の行政を、住民の意志にもとづいて、住民の手によって作られた地方団体が、自主的に処理するという住民自治、団体自治の理念は近代民主主義政治の根本思想であって、専制的な中央集権的政治理念に対立して生まれたものである。このような意味での地方自治が制度として確立するのは近代社会が成立した後のことだが、その母胎となるべき自治の歴史はかなり古い。

たとえば中世ドイツ都市国家の中には団体自治の萌芽が認められるし、イギリスでは十二世紀に各地方に自由民の集會が組織され、住民自治の長い伝統を誇っていた。

アメリカでも英本国からの移民が早くから自治的な地方団体を組織し、地方行政を処理していた。

近代地方自治の柱とすべき団体自治は主としてヨーロッパ大陸において、また住民自治の原則は主としてイギリス、アメリカで発達したといわ

れている。

自らの力で近代社会を切り開いた先進欧米諸国では、国民が民主々義の一番身近な形としての地方自治に参加する歴史の中で、その観念と制度をみずからの手で作り上げ、発展させてきたのである。

これに遅れて、外的圧力と国家権力の強い指導により急激に近代化をなした日本ではかなり事情は異なっている。明治政府は欧米の制度を形の上ではかなり取り入れて、明治二十二年の旧憲法を頂点とする各種の制度を布いたが、府県別、市制、町村制にしても、その前身である諸法令や制度にしても、依然として「政治はお上のもの」という抜きがたい中央專制的観念が支配する限りは、もっぱら上意下達の手段となり、自治とは名ばかりであった。

旧憲法下のわが国には、真の意味での地方自治は存在しなかったといつてよいであろう。

ところが、第二次世界大戦後制定された日本国憲法は、地方分権、地方自治の原則を特に一章を設けて保障し、民主化をはかったのである。地方公共団体に対する政府の統制は弱められ、その長と議会は共に住民の直接選挙によって選ばれ、住民には首長や議員のリコールや、条例改廃制定、監査などの直接請求権が付与されるなど、画期的な改革が行なわれ、昭和二十二年施行の地方自治法によってこれが確立された。

以来二〇余年、わが国の地方自治は漸く制度として国民生活の中に定着して来たといえるが、後述するように、憲法の理想とする「地方自治の本旨」が完全に実現されるにはまだまだ多くの障害と、解決すべき課題が山積し、むしろ中央集権化への逆コースの危険さえ叫ばれているのが実情である。

一、地方制度の沿革

わが国の地方制度の沿革は、大別して次の四期に分けて考えられる。

(一) 第一期 大区小区の時代

明治四年(一八七一)の廢藩置縣により府縣を単位とすると同時に、戶籍法が制定されて、在來の郡、町村は廢止され、縣を大区と小区に分け小区に戶長、副戶長をおいた。

明治五年には戶長は區長と改められ、町村に戶長がおかれた。府縣も何回か廢置分合されたが、一応形式的な体制がととのえられた。

(二) 第二期 三新法の時代

大区、小区の制度が形式的で慣習を無視したものであったため、明治十一年(一八七八)の郡区町村編成法、府縣會規則、地方稅規則のいわゆる三新法が施行された時期である。府縣の下に旧來の郡町村を復活、三府五港その他人口の集中する地を区とし区、町村を自治団体とした。

また公選議員による府縣會を設立し、地方稅の支弁、徵收を議決するものとした。

区町村にも区・町村會を開くことが認められ、地方制度の基本的制度が定められた。

(三) 第三期 町村制の時代

明治二十一年(一八八八)市制・町村制、二十三年府縣制・郡制が公布されてからの時期である。郡制は大正十二年(一九二三)に廢止された。府縣制・市制・町村制もしばしば改正されたが、第二次世界大戦終了後まで続いた。

この制度の目的は中央集権による國家の基礎の強化にあり、國家的監督によって自治機能は拘束されていた。ことに府縣は國の行政機關であり、知事が中央政府の任命によるなど、地方団体の自主性と、地方住民の自治性をいぢるしく欠いた官僚行政であった。

(四) 第四期 地方自治法の時代

敗戦により政治体制が民主化され、地方分権の強化と地方行政の民主化が推進された時期である。地方自治は憲法に保障され、昭和二十二年地方自治法が施行された。

地方団体を統制してきた官僚制の強力な根幹であった内務省も廃止された。

しかし、この民主的自治制の運営のためには地方財政の充実が必要とされ、シャープ勧告にもとづき、中央と地方との税源の配分、事務の再配分がはかられ、市町村の再編成が検討されたが、財政的独立は確立し得なかつた。

一方、昭和二十七年、講和条約の発効を契機として地方自治制も改革された。すなわち二十七年、三十一年の自治法大改正、二十九年の警察法改正による自治警察の廃止、三十一年の教育委員会公選制の廃止など、いずれも中央集権化の方針がとられている。

他方、二十八年の町村合併促進法により市町村の再編成が促進されたが、三十年末地方財政再建整備促進特別措置法が制定され、国の援助措置をてこととして財政統制が強まり、この面からも中央集権化が進められている。

二、府県制・市制・町村制と地方自治法

戦前と戦後の地方制度をそれぞれ規定する府県制・市制・町村制と、地方自治法との比較を通じて、両時代の地方自治のあり方の違いを考えてみたい。

(一) 選挙権と選挙管理

町村制の時代を通じて常に制限選挙が行なわれ、当初は納税額による選

挙人と議員の等級制があり、府県・郡会は間接選挙の時代もあった。

大正十年（一九二二）には等級制はなくなり、町村税の納税者全員に投票権が与えられ、大正十五年（一九二六）には普通選挙制が施行されたが、これとても男子のみの権利であった。

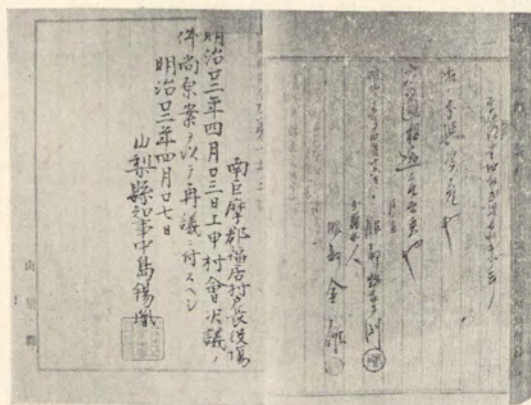
婦人参政権が認められ、二〇歳以上の男女に首長、議員の選挙権が保障された戦後と比較して、住民参加の幅と厚みは格段に拡大されたのである。

また、町村制時代、役場が管理した選挙事務は、議会が選挙した選挙管理委員会によって行なわれることとなり、選挙の中立公正化が制度の上でも規定されたのである。

(三) 地方公共団体の権能

府県制では、県は政府の任命する官吏たる知事たるが、内務大臣の指揮監督のもとに行政事務を執行し、県会に対しても強い原案執行権をもち、知事が議長となる参事会等を通じてほとんど諮問機能的な存在においていた。

市制・町村制において市町村は一応自治団体とされていたが、市町村長や議員の就任の認可・予算の決定をはじめ、行財政上の決定事項のほとんどが知事、または政府の許可を得て初めて効力を発生するものが多く、実質的な自治権はなかつた。甚だしい場



県知事の再議命書

合は、知事が議会の選挙した町村長を認可せず、官選の町村長を任命することさえあった。

地方自治法においては、政府および知事は市町村に対して「技術的な助言又は勧告」を与え、「資料の提出」、財務事務についての報告を求め、実地視察や出納検査をすることができるとどまる。

府県は市町村を包括するが、市町村と対等の地位にあるものとされ、一般的には上下、監督の關係にはない。

ただし、地方自治法第一四六条は、「国の機関」としての市町村長に属する国の事務の管理若しくは執行が法令の規定、主務大臣、知事の処分と違反したり、怠ったりしていると認められた場合は、知事が市町村長に命令し、裁判を請求し、又は市町村に代ってこれを執行し、またはこれを罷免することができることを規定しており、首長は一面では公法人としての自治団体の長でありながら、他面「国家の機関」として国の委任事務に拘束され、国や知事の指揮監督を受けるものとされている。

国の委任事務がますます増大してくるに従い、首長に対する国の監督権は強まってくるわけで、財政上の要因とあわせて「三割自治」が憂慮されている所以である。

(三) 首長と議会の関係

市制・町村制においては、議会が首長を選挙する制度であって、いわゆるパーラメンタリー・システム（議院内閣制）をとっていた。同時に町村長が議会の議長をつとめることとされ、議会と執行部の分離、相互抑制という現在の形とは異なり、議会が首長の諮問機関になる要素が強い。

議会は長に対して不信任の権限を有せず、逆に首長は議会に対し原案執行権を有し、すべてにわたって知事、国の指揮、統制という後光をもって臨んだのであって、その優劣はおのずから明白であった。

県会においては知事が官選ということで、いっそう議会の権限は弱いものであった。

戦後の自治法は府県、市町村にプレジデント・システム（大統領方式）を採用した。すなわち、首長も直接公選で選ばれ、同じく直接公選で選ばれた議会と同等の比重で、執行権と議決権を分離し、相互のチェック・アンド・バランス（抑制均衡）の妙を発揮して行こうという考え方である。議会は独自の強い調査権や意見書提出権・議決権・長の不信任・解職権を持つ一方、長は議会の解散権・議決に対する拒否権を持ち、両者がその分を守って協力し、行政の運営に当たることが期待されているわけであるが、昭和三十八年の財務会計制度の改正にも見られるように、議会の議決権の縮小、長の権限の強化をはかる傾向が一貫して見られ、全国町村議長会をはじめ地方議会の反発を買っている。

(四) 住民と自治体

町村制時代には、全く認められなかった住民の直接請求権（条例の制定・改廃・事務の監査請求・議会の解散・議員・首長・副知事・助役・出納長・収入役・選挙管理委員・監査委員・公安委員・教育委員などの解職請求権）が保障されている。いわゆるリコール制は住民自治の強化を象徴する規定である。

(五) その他

府県・市制にあった参事会制度がなくなったこと、首長の原案執行権がなくなったこと、監査委員制度、議会事務局の法制化など、総合していえることは、官治的・形式的自治から、民主的自治への大きな転換がはかられたことが理解されるのである。

三、地方自治今後の課題

前述したように、長の権限拡大や、委任事務の拡大から来る国の監督権の強化のほか、財政面からの中央依存度強化など、地方自治の発展を妨げ

る問題は少なくない。これについては、行政事務の再配分、税減の再配分が地方側から強く叫ばれてきたが、なかなか実現は難かしい状況である。また、激動する社会状況に伴って、国は広域的行政をうち出し、府県の再分合、或は府県廃止や首長官選論・道州制・広域行政圏などが盛んに論議的になり、推進もされているが、このような新しい中央集権化への動きと、民主政治に欠くことのできない地方自治の原則とを、どのような形で調和、対応させて行くかということが今後の大きな課題であろう。

第二節 県政のあゆみと身延町

「明治元年戊辰三月十二日、東海道副総督ノ命ヲ承テ参謀海江田武次甲府ニ至リ国事ヲ代理ス。是ヲ本県立庁ノ始メトス……」

山梨県史第一巻冒頭には右のように書かれている。

王政復古の大号令により徳川三百年の封建制支配体制から近代的中央集権国家への脱皮と改革の巨歩は着々として進められ、その一環として山梨県の行政面での改革もまためまぐるしいものがあつた。

この年、鎮撫府から甲斐府へ、甲府・市川・石和の三代官所より郡政局へと制度の変革が相次いだ。甲斐府というのは、明治新政府が全国の重要な国に府を、一般の国には県を置いたもので、当時府がおかれた国は、東京・奈良・大阪・長崎・京都・函館・越後・渡会・甲斐の九府だけであつた。甲斐が維新時に重要視されていた天領であつた^{ゆえに}のである。

明治二年（一八六九）七月二十八日、甲斐府が廃され甲府県が建てられた。更に明治四年十一月二十日、廃藩置県により山梨県となり、今日におよんでいるわけである。

初代県令土肥実匡は、全県下を巨摩・八代・山梨・都留の四郡、さらにこれを八〇区に分ち、明治四年八月郡中総代を廃し、各区に戸籍法に基づ

く正副戸長をおいて統治の体制を布いたが、間もなく五年（一八七二）十月には中央政府の指令により各区に区長・副区長をおき、各村の名主、長百姓を廃止し、これに代えて戸長・副戸長をおいた。

この時、現在の身延町地域は、旧大河内地区の上八木沢・下八木沢・帯金・大笠・椿草里・大崩・丸滝・角打・和田・樋之上・大島の一カ村が、内船・上佐野・井出・十島・下佐野の五カ村と共に八代郡第十六区に所属、下山区の粟倉村・下山村と、身延地区の波木井・大野・梅平・身延の四カ村、豊岡地区の小田船原・門野・大城・相又・清子・光子沢・横根中の七カ村の計一三カ村が巨摩郡第三十四区に所属したのである。区長、戸長設置の事情を山梨県史により見よう。

明治五年正月十八日 各区正副戸長ヲ置ク

八月日詳ナラス 郡中総代ヲ廃シ各区正副戸長ニ達スル書に曰

先是六月十八日 村吏改称ノ議ヲ大蔵省ニ申稟ス 八月廿七日指令日

今般庄屋名主年寄等都テ廃止戸長副戸長ト改称シ是迄取扱候事務ハ勿論土地人
民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様可致旨御達有之候処当管内ノ儀ハ先般御達ノ
戸籍法則ニ因テ凡千戸内外ヲ以壺区ト定メ区内七八ヶ村ヨリ式拾四五ヶ村ニ至
リ候モ有之毎区戸長一人副戸長一人ヲ置専ラ戸籍調中ニ有之候然ル処各村吏
員ノ称廃止戸長副戸長ト改称致シ候上ハ右戸籍法ニ因テ相設候長副ハ区長副区
長ト改称可致儀ニ有之候哉決兼候間此段相伺候也

壬申六月十八日

大蔵省 御 中

山 梨 県

すなわち、明治四年の戸籍法に基づき各区に戸長副戸長をおいたところへ、追っかけて村々の名主の代りに戸長をおけという政府通達である。それでは区にも村にも戸長ができてしまうので、先に決めた区の戸長は、区長と改称したらよろしいございませうかと伺いを立てているわけである。

これに対する政府指令はまことに素ッ気ない。

指令

書面庄屋名主年寄等改稱為致候者ノ外戸籍法ニ因テ相設置候戸長副戸長ハ都テ相
廃止可申事

壬申八月廿七日 大藏大輔 井 上 馨

郡中総代自今相廃止候条是迄取扱候事務正副戸長ニテ可取扱事

但 御用聞詰合ノ儀ハ戸籍調所定詰并当番ニテ可相心得事

壬申八月

すなわち、山梨県の間には直接答えず、単に戸籍法による区の戸長は廃
せよとのみである。この朝令暮改ぶり、不親切ぶりにはさぞ県も迷ったこ
とであらう。

十月に至つてようやく、区は正副戸長、村々は正副戸長ということに決
まるわけである。

十月廿五日 各区正副戸長ヲ廃シ各村ヲシテ更ニ正副区長ヲ選挙セシム其移牒ニ
曰

毎区戸長副戸長廃止更ニ区長副区長ノ称ヲ以て各一人宛置候条区内村々ニ於テ
篤ト人選致シ一村限り封書ヲ以来ル十一月十五日限り可申出候尤給料ハ可為民
費条区限り相当取定可伺出事

但 区長副区長人選中ハ是迄ノ通元正副戸長ニテ事務可取扱事
右ノ趣無洩可相達者也

壬申十月廿五日

同日 名主長百姓ヲ廢シ各村正副戸長ヲ置カントシ其選挙法ヲ布達ス曰

今般大小切安石代廃止ノ上ハ村費等精々減少無之テ不相叶ニ付従前ノ組分ケ
ハ勿論小村ノ分ハ可成丈最寄ヘ合併村吏人員減省候様毎区協議ノ上早々可申
出事

一、名主長百姓相廃止更ニ人撰ノ上毎村戸長副戸長ヲ置候条別紙規則照准公
平ノ入札ヲ以選挙致シ来ル十一月十五日ヲ限可取極事

但 戸長副戸長選挙候迄ハ元名主長百姓ニテ是迄ノ通事務可取扱事

右ノ趣無洩可相達者也

壬申十月廿五日

村吏改置定則

一 戸長ハ一村一人ニ限り副戸長ハ村高ニ応左ノ通

百石以下 副戸長一人

百石以上三百石迄 同 三人

三百石以上五百石迄 同 四人

五百石以上八百石迄 同 五人

八百石以上千石迄 同 六人

千石以上 同 六人

但 給料ハ民費タルヘシ尤各村事務ノ繁簡ニ因テ人員給料共増減アルベ
シ

一 戸長ハ村内土地人民ニ関係ノ事件士民ノ別無ク都テ取扱副戸長ハ是ニ次テ
事務ヲ輔ケ貢納夫錢勘定取立方等専務一々戸長ノ改ヲ請可申事

一 戸長副戸長勤務無年限タリト雖モ詮議ノ品ニ寄転役退役申付候儀可有之其
節ハ更ニ公選ヲ以可相定事

一 入札日限取定前以一村無洩相違尤戸数多ノ村方ハ両日ニ割合入札可致事
一 入札済翌日封ノ儘県庁ヘ持参官員立会ノ上開封致シ高札ノ者ヘ可申付事

右規則ノ条々堅可相守事
壬申十月

入札雛形	
何村戸長	何付某
同副戸長	何村某
于支月日	入札人 何村何誰
	印

区長、戸長の入札（選挙）の指令である。当初は任期無年限ということ
であったが、明治十二年になって任期三年と定められている。

次に十二年の戸長選挙法を掲げる。

二月七日 戸長選挙法ヲ制定布達ス曰

甲第四拾五号

明治九年三月甲第九拾六号布達正戸戸長選挙規則相廢シ戸長選挙法別紙ノ通相
定候条此旨布達候事

但 現今奉職中ノ者ハ改選ニ及ハス尤モ任期ノ儀ハ此法頒布ノ日ヨリ起算ス可キ事

明治十二年二月七日

山梨県令 藤 村 紫 朗

戸長選挙法

第一条 戸長タルヲ得ヘキ者ハ満式五歳以上ノ男子ニシテ其町村ニ本籍ヲ定メ満
壹年以上住居シ其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル 但左ノ各款ニ触ルル者ハ
戸長タルヲ得ス

第一款 懲役実決ノ刑ニ処セラレタルモノ

第二款 身代限りノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサル者

第二条 戸長ヲ選挙スルヲ得ヘキ者ハ満式拾歳以上戸主ノ男子ニシテ其町村ニ本
籍ヲ定メ且其町村ニ於テ地租ヲ納ムル者ニ限ル 但前条第一款第二款ニ触ルル
者ハ戸長ヲ選挙スルヲ得ス

第三条 戸長ヲ選挙セントスルトキハ郡長ニ於テ予メ選挙ノ投票ヲ為スベキ日ヲ
定メテ其町村ニ報告スベシ

第四条 選挙ノ投票ハ郡長ヨリ附与シタル用紙ニ被撰人ノ住所姓名年齢等詳記シ
撰挙予定ノ日之ヲ郡長ニ出スベシ

第五条 郡長ハ投票ヲ調査シ其最モ多数ノ者ヲ当選人トシ同数ノ者ハ年長ヲ取り
同年ノ者ハクジヲ以テ之ヲ定ム若シ当選人其選ヲ辞スルカ或ハ法ニ於テ不適当
ナル者ハ順次投票多数ヲ得タル者ヲ取り本人並ニ選挙人ニ示シ県庁ニ具申スベ
シ

第七条 選挙ノ際事状該町村ノ治否ニ関係スルト認ムルトキハ選官ヲ以テ特ニ任
シ或ハ其当撰者ヲ改撰セシムル事アルベシ

第八条 戸長ノ任期ハ三年トシ三年毎ニ改選ス 但前任ノ者ヲ再選スル事ヲ得

第九条 戸長任期中ト雖トモ第一条ニ掲クル各款ニ遭遇スルカ或ハ他村ニ移住ス
ルカ又ハ事故アリテ退職スル時ハ更ニ其欠ニ代ル者ヲ選挙スベシ

第十條 前各条ノ外選挙ニ係ル細則ハ郡長ノ定ムル所ニ從フベシ

當時の村は全般に規模が小さく、幕末期に七八八カ村を数え、百石以下の小村も少なからずあり、行政上の機能内容も単純で、統一国家の地方機構に要請される行政能力は至って乏しかった。

そこで政府・県令は、旧幕時代の旧弊をかゝる村役人制度や、弱小村

を脱皮させ、行政単位を大きくし財政規模をも拡大するため、前記の区制や、合村を推進したのである。当初合村は思うに任せず明治五年に僅か二カ村（八代郡金沢村、巨摩郡本建村）しか実現しなかった。

明治六年（一八七三）に入り政府は大蔵省達を以て積極的に町村合併を促進するようになった。その主目的は町村費を節約し、住民負担を軽減するということであったが、真のねらいは中央集権的な地方統率と管理の強化にあったことはいうまでもない。

本県の場合、明治六年（一八七三）二月に大阪府参事より転じて若冠二九歳で山梨県権令に着任した藤村紫朗によって、明治七年以後強力に合村が促進されたため、全国的に見ても非常に異例な多数の町村合併の姿となつて現われたのである。

すなわち、明治五年に僅か二件にすぎなかった合村件数が七年には四八件、八年には実に一〇三件の多きをかぞえそれまで約八〇〇に近かった村は一挙に半分以下の三四〇カ村余りにまとめられたのである。

藤村権令の合村についての布達は次のようなものである。

布 達

無益ノ冗費ヲ省キ有用ニ転ズルハ尤急務ニ付、追々相違候趣モ有之処管下村々ノ反別少ナク人口多カラザル小村不少右等ハ便宜合村不致テハ毎年無用ノ労賃ヲ増シ不便利ニ付、既ニ処理ヲ辨ヘ速ニ合併イタシ候村々モ有之或ハ即チ今協議中ノ向モ有之趣ニ候処間ニハ旧来ノ慣習ニ固着シ偏見ヲ主張シ無謂苦情相唱ヘ候村々モ有之哉ニ相聞不都合ノ事ニ候右ハ篤ト利害得失ヲ考究致シ早々協議ヲ遂ゲ、反別戸数人口並ニ地理ノ実況ヲ取調速ニ合村ノ見込申出就テハ秣場堤防修理等ノ儀ニ付自然故障ノ次第アリテ等閑ニ打過候等事情有之モ難図ニ付左ノ通相心得協議可致事。

合村ニ付心得

一、村持山或ハ入会山等アル村ハ、他ノ村ヘ合併スルトモ事実差支アルニ於テハ、其持山入山ヲ共同セザルモ苦シカラズ。
但シ協議ノ上可成或ハ双方互ニ便利ヲ得一和親睦共ニ業ヲ営ム様心懸クベシ。
一、川筋水害之アル村ト其患ナキ村ト合併スル時ハ、水防入費等ハ従前ノ通関係

ノ村ニ於テ相辨ヘ、其害ヲ蒙ラザル方ニ於テハ其入費ヲ課出セザルモ妨ゲナシ
一、用水堰入費等之アル村ト合併スル時ハ、従前ノ通用水関係ノ村々ニ於テ其入
費ヲ辨ヘ関係之ナキ方ニ於テ其入費ヲ課出セザルモ妨ゲナシ。

但シ右ニケ条若シ連年災害打続ク故莫大ノ費用ヲ要スル事故アリテ難渋イタセ
ル時ハ、協議ノ上之ヲ補助スルハ艱難相救ヒ吉凶相扶クル交際上ノ義務ナレバ
此旨厚ク会得スベシ。

右之趣管内無洩相達スル者也

明治七年九月二十五日

山梨県権令 藤 村 紫 朗

この合併促進により、明治七年（一八七四）に大河内村が、また明治八
年には身延村と豊岡村がそれぞれ発足、同じ下山村と粟倉村が合併し福居
村としてスタートしたのである。

前述のように明治六年四月、着任早々の藤村権令は、「市町村伍組編成
法」並に「区長戸長公選法」を制定し、区長・戸長・伍長の公選制を布い
た。

これは十戸から十二戸の伍組（現在の隣保組）から公選により伍長一人
を、更に伍長の選挙で区長を、区長の選挙で戸長を選出しこれを県庁が任
命するというもので、形式としては明治二十二年の町村制施行に先立つこ
と二〇余年にして人民公選による自治制の原型ともいべき形態を取った
ものとして、高く評価される。

もちろん当時のことで、公選とはいっても、一部の旧名主、お旦那衆に
独占されて、今日の民主的自治とは程遠いものであったには違いないが、
いづれにしても自治制度のあけぼのとして注目すべきものがある。

次に区長および戸長の任務を命じた布達を掲げる。

区長心得べき条々

一、区長の儀は、区内諸町村戸長共へ伝達之事件を始、平生諸世話駆引等其役務
たり、時により一区内の総代にも相立べき事に付、謹んで御仁政の御趣意を奉
じ精勤を遂ぐべき事。

一、区内諸町村より申出る儀を、是非をもわかつ差押え情実を上達せず、或は
公事訴訟等に付、賄路を受依怙之取計致す間敷く戸長共へも此旨常に申聞かす
べし、自然不心得え者有らば速かに申出べき事。

一、追々相達する趣沈滞なく速かに戸長共へ伝達し旨趣審に申聞すべき事。

一、役威に傲り、驕奢尊大之所行固くこれを禁ず、常に正真篤実を旨として、諸
町村役の模範と相成る様心を用いべき事。

一、町々村々懇和互に扶助保護の手足をなし、常に華美の奢を警め、無益の費を
省き職業を勧め区中成立之心遺肝要たるべき事。

一、善を勧め悪を戒しめ、風儀を宣に導き、区中永世之繁栄をはかり窮民救助凶
年手当等怠なく心配遠くべき事。

一、隣区相親しみ万端申し合せ、聊隔絶する事有之べからざる事。

一、常に戸籍の取調べ怠らず、支配之区内に不審のもの留置すべからざる事。
右之通可心得もの也

明治六年第四月

山 梨 県

戸長心得条々

一、戸長之儀は、支配内一統之者へ伝達之事件を始め、平生諸世話駆引等其役務
たり時に支配内の惣代にも可相立事に付、謹んで御仁政之御趣意を奉じ精勤を遂
べき事。

一、役威に傲り尊大驕奢の所行堅く誠之、町村内の者より申出る儀は、是非をも
わかつさし押へ情実を上達せず、或は公事訴訟等に付賄路を請け依怙之取
計等いたすまじく、方正廉直を旨とし条理明らかに可取計事。

一、追々相達する趣吃度相守諸布令其外伝達無沈滞速かに取計旨趣審かに町村内
之者共へ可申聞事。

一、町村内之者離散せざる様注意いたし貧弱のものあらば難渋極まらざる内扶助
の手足をなすべし、自然下において心に不任程之事は速かに申出すべく常に華
美の奢を警め、無益の費を省き農業を勧め諸人成立之心遺ひ肝要たるべき事。

一、隣町村相親み互に気を付諸事申談聊隔絶する事有之べからざる事。

一、田畑荒さざる様堤防橋梁道路溝川等修補に怠るべからず、自然水損等にて大
破に及び下において普請調べ難き程の事は速かに申出べく荒地場起返しの儀も

村中合せ精々力を尽すべし、若、村内の力に不及事は是亦速に可申出事。

一、田畑用水筋山林等境界を正し争論起さざるよう兼て可心付事。

一、貢納の米金其外諸上納期限に至り差支ざる様手配方兼々可心懸事。

一、官用と号し町村え不当の出金いたさせまじく諸入費は、常に明細書き記し置き総て清廉の取計肝要たるべき事。

一、運輸の便を起し、土地を開き、良木を植付物産を盛んにし、永世土地の榮をはかるべき事。

一、善を勧め悪を戒め風儀をよろしきに導く事、役人の勤め方にあたり、心得方宜からざるものあらば、懇懇に教諭を加え行状を改めしむべし、且又諸人に抽で心得よろしき者あらば遂一に申出べき事。

一、会議集議の節、飲食に長じ又は雑話に打過費用を省ず転業を妨る事堅く禁之心得違無之様町村内へも兼々可申聞事。

一、常々戸籍の取しらべ怠らず支配内に不審の者不可留置事。

一、溝川道路不潔にして塵芥腐敗し都て臭気あるものは養生に害あり、常に申合掃除等怠ざる様申付事。

一、凶年飢饉の手当怠なく心配逐ぐべき事。

一、火の元別て入念相慎候様申付事。

右之通相心得べき者也

明治六年第四月

山 梨 県

明治九年（一八七六）十月三日、八十区制を施行した。三十四区は郡に關係なく通し番号で決められ、大河内村は十九区、福居、身延、豊岡の各村は十八区に所属した。

明治八年（一八七五）に東京で第一回地方官会議が木戸孝允を議長として開かれ、地方民会案などが審議された。明治十一年（一八七八）四月には第二回地方官会議が伊藤博文を議長として開かれ、郡区町村編成法、府県議会規則、地方税規則のいわゆる三新法が審議決定され、地方制度の大改正が方向づけられたのである。

山梨県においても、藤村県令は明治九年十一月、県会条例を發布、区長三四名と公選議員（一定の不動産所有者より選ばれた総代人の互選による

もの）三四名の計六八名より成る県会を開設し、明治十年五月には初の山梨県会が県令自ら議長となって召集された。

明治十一年七月には三新法が公布され、翌十二年（一八七九）には公選議員による第一回県会が召集された。

しかし当初の県会は、議決してもその実施は要求できないとか、政府の政策を論じてはならないとされ、決議の効力はあくまでも参考意見として、県庁の諮問に答えるに過ぎない存在であった。

「峡中沿革史」にも、「当時、官民未だ議會の何たるかを弁せざりしを以て、殆んど体裁を得ざりしものあり」と評されている。

郡区町村編成法にもとづき県はこれまでの区制を廃し、単に地域的名称にすぎなかった四郡を改めて九郡とし、十二年一月郡制を布き、郡長を任命、郡役所を開設した。この改正により大河内村は西八代郡、福居・身延・豊岡村は南巨摩郡に所属し、昭和三十年の合併までおおむねこの形が続くのである。

明治十二年には町村会規則が制定され、再び合村が勧奨されるとともに各村に村会が開設される。この規則は十七年に改正されている。

十七年には町村役所を廃し戸長役場において官選の戸長を任命するようになったが、この年身延村と豊岡村は連合戸長役場をもち、これが二十二年（一八九一）八月までちょうど五年間続いている。

明治二十二年七月一日、県下に法律第一号をもって市制・町村制が施行された。これは二十四年施行の府県制とともに、地方団体の組織・機構・権能・議会の編成等を総合して法制化したもので、度々の改正はあったが基本的にはこの体制が昭和二十二年の地方自治法による民主的制度改革まで約六〇年間続くのである。

この法律の趣旨は、公布に際して発せられた左の勅語及び理由書に盛られてあるので、これによって充分うかがうことができる。

朕地方共同の利益を發達せしめ、衆庶臣民の幸福を増進することを欲し、隣保團結の旧慣を尊重して益々之を擴張し、更に法律を以て都市及び町村の権義を保護

するの必要を認め茲に市制及び町村制を裁可して之を公にせしむ。

市制町村制理由書

本制の趣旨は、自治及び分権の原則を実施せむとするに在りて、現今の状況に照し程度の宜きに従い、以て立法上其端緒を開きたるものなり。この法律を施行せむとするには、先づ地方自治の区を構成せざるべからず、地方の自治区は特定の組織をなし、公法民法の二者に於て、一個人と權利を同じくし、之が理事者たるの機關を有するものなり、其機關は法制の定むる所に依て組織し自治体は即ちこれに依て其の意思を發表し之を執行することを得るものとす。故に自治区は法人としての財産を所有し、これを授受売渡し他人と契約を結ぶ權利を得、義務を負い、又その区域内は自ら独立して之を統治するものなり、然りと雖も其区域はもと國の一部にして、國の統轄のもとに於て其義務を尽さざるを得ず、故に國は法律を以て其組織を定め、其負担の範圍を設け常にこれを監督すべきものなり。

国内の人民各其自治の團結を爲し、政府は之を統一して、其機軸を執るは、國家の基礎を鞏固にする所以なり、國家の基礎を固くせむとせば、地方の區画を以て其部内の負担せしめざるべからず、現行の制は府県の下、郡区町村あり、区町村は稍自治の体を存すと雖も、未だ完全なる自治の制あるを見ず、郡のごときは全く行政の區域たるに過ぎず、府県はもと行政の區域にして、幾分の自治の制を兼ね有せざるが如しと雖も、是亦全く自治の制ありと謂ふべからず、今前述の理由に依り此の區劃を以て悉く完全なる自治体をなすを必要なりとす、即ち府県郡市町村を以て三階級の自治体と爲さむとす、此階級を設くるには、分権制を施すに於いても亦緊要なりとす、蓋自治區には其自治体共同の事務に任ずべきのみならず、一般の行政に属することと雖も全國に統治に必要にして、官府自ら処理すべきものを除く外之を地方に分任するを得策なりとす、故に其の町村の力に堪ふる者が、之を其の負担とし其の力に堪えざる者は之を郡に任じ、郡の力に及ばざる者は之を府県の負担とすべし、其の階級の重複するを厭はずして却つて利益ありと爲す所以なり。

維新の後政務を集攬して一にこれ中央の政府に統べ、地方官は各其の職權ありと雖も政府の委任に依て事を処するに過ぎず、今地方の制度を改むるは即ち政府の事務を地方に分担し、又人民をして之に参加せしめ政府の繁雜を省き、併せて人民の本務を尽さしめむとするに在り、而して政府は政治の大綱を握り、方針を

援け國家統制の実を擧ぐべく、人民は自治の責任を分け、以て専ら地方の公益を計るの心を起すに至るべし。蓋人民参政の思想發達するに従い、之を利用して地方の公事に練熟せしめ、施政の難易を知らしめ、漸く國事に任ずる實力を養成せんとす、是將來立憲の制に於て國家百世の基礎を立つる根源なり。

故に分権の主義に依り行政事務を地方に分任し、國民をして公共の事務を負担せしめ以て自治の実を全からんとするには、技術専門の職若は常識として任ずべき職務を除く外概ね地方の人民をして名譽の爲無給にして其の職を執らしむるを要す、而してこれを負担するは其の地方の人民の義務とす、是國民たる者國に尽すの本務にして、壯丁の兵役に服すると原則を同じくし、更に一步を進むものなり、然れども人民をして普く此の義務を負はしむる時は其任又輕しと爲さず、故に一朝にして此の制を實行せむとするは頗る難事に属すると雖も、その目的たる國家永遠の計にありて、効果を速成に期せず漸次参政の道を擴張して、公務に練熟せしむとするに在り、是を以て力めて多く地方の名望ある者を擧げて此の任に当らしめ、其地位を高くし待遇を厚くし、無用の勞費を負はしめず、倦怠の念を生ぜらしむるときは漸く其の責任の重きを知り、参政の名譽たるを弁するに至らむとす、且つ本邦旧来の制度を考ふるに、無給職にして町村の事務に任ずるの例あり、各地方の慣例固より一定なるに非ず、且つ維新後數次の変革に依つて頗るこの習慣を破りたると雖も、今日に及んで之を襲用すること尚難からざるべし、是此の制度を実施するに方て多少の困難あるに拘らず漸次其の目的を達せむこと期して疑はざる所以なり。

然れども他の一方より之を見るときは、又地方の状況に依り多少の酌量を加へざるを得ざるものあり、是を以て町村長は公選となすと雖も、其選挙よろしきを得ざる時は時時官選を許し、或は官吏を派遣して其の事務を執らしむるの例あり、又島嶼の地其の特別の事情ありて此の制を実施し難き地方には、之を行はざるを許すの例あり、其他充分に実地治用の方を与へたれば各地の状況に照して之に應ずるの便あるを信ず、固よりこの法令は人民の情態に依り知識の度に依りて宜きを取らざるを得ず、徒に自治の理論に拠て俄に其の完備を求むるが如きは立法者の慎重を加ふべき所なりとす、是本制多少の斟酌なきを得ざる所以なり。

本則を施行するについては、漸を以て府県の制度の改正に及ばざるものあり、今其の概略を擧ぐれば郡に郡長を置き、府県に府県知事を置き、其の選任組織等

固より旧の如くして之を改めずと雖も、府県令の外に新に郡会を開き、府県郡に各参事会を設けざるを得ず、然れども此等の事は府県郡制の制定あるを待て始めて定まるべき事にして、今は只之を以て本則の参考に供するのみ、本制に制定する市町村は共に最下級の自治体にして、市といひ、町村といひ、郡鄙の別に依て其名を異にするに過ぎず、其の制度を建つる原質に於ては彼此相異るとこなし、元来町と村とは人民生活の状態に於いて其の趣を同じくせざるものありて、細に之を論ずれば均一の準率に依り難きものなきに非ずと雖も、本邦現今の状況を察し、旧来の慣習に依つて之を考ふるに、都会輻輳の地を除く外宿駅と称し町と称するものは、施政の大体に於いて村落と異同することなし、故に之を同一制下に立たしむとする施政の細目に至つては或は多少の差異を見ることあるべしと雖も、此等の制度の範囲内に於て執行者の処分酌宜しきを得ると否とに在るべきものとす、然れども都会の地に至つては、大いに人情風俗を異にし、経済上自から差別あり、故に之を分離して別に市制を立て機関の組織及行政監督の例を異にせり、是固より町村制と其性質を異するに非ず、其市民の便宜と實際の必要とに出で然らざるを得ざるなり、即ち現行の区制に継続する所のものなりと雖も、従来の区は郡の広域を離れず、行政上の吏員を置き、事務を処理するに過ぎざりしも、今改めて独立分離せしめ、従来区の下に町ありたりしものを改めて市を最下級の自治体と為さむとす而して三府市街の如きは、其の状況又他の都市の地と同じからざるものあるを以て、市制中機関の組織等に於いて二、三の特例を設くるものあり、今此の市制を施行せむとするものは三府其他人口二万五千以上の市街地に在りとす、尤郡制定の時に至つて、その要件を確立することあるべしと雖も、今内務大臣の定むる所に従て之を施行せむとす、区の名称を改めて市と為すは三府の如き一府内の区と混同することを避くるなり、町区は通じて其の組織を同じくすべきは前述の如しと雖も、其大小広狭により、又は貧富繁簡ありて自ら事情を異にするものなきに非ず、故に或は一定の例規を適用し難きものあり是亦酌量を加え、法律の範を広くして地方の便宜を与へんとするものなり。

本県に於いては翌二十二年六月二十六日県令第四十号を以て

「内務大臣の指揮に依り本年七月一日より県下甲府に市制を其他の町村に町村制を施行」する旨を市町村に通牒し、なお市町村制公布理由書の趣旨に基づいて、市町村施行に関する分合村の名称及び区域を左の通り改

め、合併する旧町村名は大字として之を残し、飛地は各その所在町村の地籍に編入すること、その他の町村は従来のままとする事、組合村とすべき区域は郡長から指示すること等の告示を發したのである。
この町村制により戸長は町村長に改められ助役収入役以下の官制と、町村会の設置が規定された。

郡制も同時に施行され、郡長は官選の官吏、郡會議員は町町村会および地主代表より間接選挙により選出されるものとし、明治二十四年（一八九一）八月に第一回公選を行なつてより大正十二年まで続いて郡制は廃止となる。

明治二十九年には福居村は下山村と改称され、昭和六年（一九三一）一月一日を期して身延村は町制を施行、身延町として新発足するのである。

日華事変から第二次世界大戦にかけて、戦時動員体制下に地方事務所の復活、県から隣保に至る常会制度などの戦争協力組織化もなされたが、基本的には府県制・市制・町村制を軸として地方制度の運営がなされたのである。

戦後、民主主義と地方自治を骨子とする新憲法が制定され、戦前の名目的な自治から、大きく前進して男女同権の完全公選による知事・町村長と議員の選挙、中央集権的な監督統制の排除など地方制度は大きく改められ、昭和二十二年の地方自治法によって、新しい地方公共団体＝自治体の組織と運営の方針が定められた。

地方自治法下、新生の歩みを経て、昭和三十年、町村合併促進法にもとづく四カ町村すなわち身延町、大河内村、下山村、豊岡村の合併により、新身延町誕生を迎えるわけである。

第二章 町政の沿革

第一節 旧下山村

旧下山村の名称は、下山小太郎光重が建長年間本村の領主となり、
り、下山氏にちなんでつけられたものと伝えられている。

明治五年（一八七二）行政区設置により、巨摩郡第三十四区となり、後
十八区所属となる。明治八年（一八七五）一月十九日、下山村と栗倉村と
が合併し、村名を福居村と名づけた。明治二十五年（一八九二）八

月二十五日の大火災により、役場
および村の過半数が焼失、続いて
翌年は仮役場をはじめ山額部落の
全焼、災害はなお疫病の流行等重
なり合い、経済は極めて疲弊困窮
したために民心の一新を願って、
明治二十九年（一八九六）三月七
日福居村の名称をもとの下山村に
再改称した。

次に明治二十一年福居村予算の
概要を掲げる。

明治二十一年度福居村予算より



旧下山村役場

1、戸長役場費	四五四円二四銭五厘
2、会議費	三円二五銭
3、土木費	二八四円四八銭二厘
4、教育補助費	一八〇円二五銭
5、衛生費	二七円二〇銭
6、救助費	二〇円
7、災害予防費	一五〇円
8、勸業費	二五円
合計額	一、一三四円四二銭七厘

明治二十二年（一八八九）町村制公布され、従来の戸長は村長と改名さ
れ、初代の村長は同年九月五日戸長職にあつた遠藤文五郎が就任した。助
役は遠藤富貞、収入役は遠藤政太郎がそれぞれ就任した。

明治二十五年八月二十五日役場火災、続いて翌年仮役場（常福寺）焼失
にともない小学校舎二階に仮役場を設置し、三年後ようやく役場移転新築
の運びとなる。その間の消息資料として村長の村会に対する諮問案事由書
を掲げる。

役場移転諮問案事由

明治二十五年役場祝融の災に罹り爾來校舎ノ階上ヲ仮用スル事殆ソド三年今ヤ
就学生徒日一日ニ増加シ目下通学生徒式百名ニ及バントシ最早入ルヘキ教室ナキ
ニ至ル曩日新調セシ高机廿ノ配置ニ窮シ松木校長ヨリ懇談アリタリ抑モ児童ノ教
育ハ一日モ忽諸に付スベカラザルハ言ヲ復ザルナリ然ルニ充塞ニ足ルヘキ教室ヲ
役場ニ仮用シ為ニ生徒ノ入学ニ躊躇ヲ興ヘ教育発達ノ機ヲ遅延ナラシムルハ遺憾
ノ至ニ付役場ヲ他ニ移転センカ適切ノ家屋ナキニ苦シム進ンデ新築センカ民費多
端ノ際ニ窮ス然レドモ長ク校舎ヲ使用セントスレバ教育上不便ヲ来タスベシ故ニ
前者ノ一ニ出ザルベカラズ蹙首復案別紙費途支出方法ヲ以テ進ンデ新築セントシ
諮問案ヲ提出ス幸ニ賛同セラレン事ヲ但設計其ノ他ノ方法は村会ノ議ニ委ス

明治二十八年九月十六日

福居村村長 深沢金太郎

役場新築費支出方法

一金 三〇〇円也

(内 訳)

- 金 一二〇円 早川渡船収益
- 金 五〇円 会社其の他共有収益
- 金 一〇〇円 役場吏員一同ヨリ献金
- 金 一〇〇円 村会議員一同ヨリ献金
- 金 五〇円 教員一同ヨリ献金
- 金 八円五〇銭 地価百円以上ヲ有スル八十五人ヨリ
- 金 五円七十五銭 地価二百円以上ヲ有スル三十三人ヨリ
- 金 二円四十銭 地価三百円以上ヲ有スル六人ヨリ
- 金 三円六〇銭 地価四百円以上ヲ有スル六人ヨリ
- 金 三円二〇銭 地価五百円以上ヲ有スル四人ヨリ
- 金 五〇円 地価六百円以上ヲ有スル五人ヨリ
- 金 四〇円 地価七百円以上ヲ有スル二人ヨリ
- 金 一〇〇円 地価千二百円以上ヲ有スル一人ヨリ
- 金 一〇〇円 他村入作人ヨリ
- 金 六円五〇銭 特志者ヨリ
- 金 一三二円 粟倉区ヨリ (下山共有金割合ニテ五十五戸分)

計 三〇〇円也

明治二十九年新築工事はめでたく落成したが工費は金五四八円四九銭九厘と記録されている。

明治四十年(一九〇七)より累年の大水害は流失家屋三〇数戸、富士川沿いの美田の大半を失い、被災した人々は北海道・甲府・横浜等へ転出していった。維新以後村の力で行なった大きな事業としては、六十三町歩にわたる仙王外五山恩賜林の経営に全村民をあげて植樹、下刈作業等に尽力し美林に育成した事業や、堤防の築構により、早川河原の開田、昭和開墾田等往時の姿に復興した事業等である。

昭和二十二年地方自治法発布により、公選第一回の村長として望月嘉作が無投票により選出され、助役望月静夫、収入役松木四郎がそれぞれ就任

した。自治法初の村会議員には次の一六名が当選した。

議長網野茂八、副議長有泉不二隆、議員望月正作、望月竹重、遠藤半弥、遠藤治、松木新六、松木芳秋、望月耀、望月彦平、近藤保、石川好一、深沢雅治、佐藤理、佐野正陽、大原正朔



信慶屋古村長時の合併

収入役は望月武雄、村議会議長は井上小一郎であった。

下山村には古くから自治制度の方便として、各部落に「若者」「若衆」「中老」等という制度組織があつて、部落及び村全体の祭や行事に参画し運営に当り、時には、争いごとの仲裁もしたりして自治の一助をになつてきた。現在もなおこの制度は受けつがれている。

(記録に残る戸長名)

粟倉村戸長	望月	新右衛門	明治六年
下山村戸長	穂坂	喜兵衛	明治五年~明治七年
	望月	喜右衛門	明治七年~明治八年
福居村戸長	初代	佐野	真往(惣兵衛)明治八年~明治十年
同	二代	望月	常三郎 明治十一年~明治十二年
同	三代	遠藤	富真 明治十三年
同	(以下代数不明)	網野	重助
同		佐野	真往
同		遠藤	富真 明治二十年
同		望月	文五郎 明治二十年
同		遠藤	文五郎 明治二十一年~明治二十二年

(歴代村長)

山内椿房	竹下幸蔵	佐野慶作	石川伴寛	望月芳雄	石原芳雄	遠藤弥弥	遠藤弥弥	松木喬	石川伴作	佐野寛	望月亀次郎	望月退蔵	土橋守吉	佐藤慶蔵	佐藤慶蔵	石川伴作	望月退蔵	石坂順武	長沢義一	深沢金太郎	遠藤富真	稲葉希遊	望月潔	遠藤文五郎	
昭和二〇、一一、八	昭和二六、一一、八	昭和一四、一一、一	昭和一〇、一一、一〇	昭和一八、一一、一〇	昭和一七、一一、二〇	昭和二、一一、三	大正一一、一一、二	大正一一、一一、二	大正一七、一一、九	大正一六、一一、九	大正一三、一一、九	大正一三、一一、九	明治四〇、一一、九	明治四三、一一、九	明治三六、一一、二八	明治三四、一一、三	明治三一、一一、三	明治三一、一一、三	明治三一、一一、七	明治二八、一一、二九	明治二六、一一、二四	明治二六、一一、二二	明治二六、一一、二〇	明治二六、一一、二〇	明治三二、一一、五
昭和二三、四、六	昭和二〇、一一、七	昭和一六、一一、一〇	昭和一四、一一、一〇	昭和一〇、一一、一六	昭和七、一一、二〇	昭和六、一一、二	大正一一、一一、三	大正一一、一一、三	大正一七、一一、四	大正一六、一一、四	大正一三、一一、四	大正一三、一一、八	明治四三、一一、八	明治四〇、一一、七	明治三五、一一、三〇	明治三四、一一、一八	明治三一、一一、二	明治三一、一一、二	明治三一、一一、一	明治二八、一一、二〇	明治二六、一一、二〇	明治二六、一一、二〇	明治二六、一一、二〇	明治二五、一一、二四	

(歴代助役)

遠藤静	松村英実	井上角太郎	松村佐十郎	望月直藏	遠藤半弥	深沢昌三	稲葉関太郎	渡辺信吉	松木猪之吉	望月龜次郎	望月源太郎	望月米蔵	佐野慶蔵	石川伴作	山内道蔵	望月退蔵	穂坂睦三郎	土橋守吉	稲葉台作	遠藤政太郎	穂坂睦三郎	遠藤文五郎	遠藤政太郎	遠藤富真	古屋慶信	望月榮	網野茂八	望月嘉作	
昭和七、一一、三	昭和三、一一、七	昭和三、一一、七	大正一、一一、一〇	大正一、一一、一〇	大正一、一一、一〇	大正一、一一、一〇	大正一、一一、一〇	大正一、一一、一〇	大正一、一一、一〇	明治四二、一一、五	明治三六、一一、九	明治三六、一一、九	明治三四、一一、九	明治三三、一一、七	明治三三、一一、七	明治三三、一一、七	明治三〇、一一、七	明治二八、一一、四	明治二七、一一、六	明治二六、一一、九	明治二六、一一、九	明治二六、一一、九	明治二六、一一、九	明治二六、一一、九	明治二七、一一、二	昭和二七、一一、二	昭和三五、一一、一	昭和三五、一一、一	昭和三五、一一、一
昭和八、一一、三〇	昭和三、一一、三	昭和三、一一、三	大正一、一一、三	大正一、一一、三	大正一、一一、三	大正一、一一、三	大正一、一一、三	大正一、一一、三	大正一、一一、三	明治四二、一一、四	明治三六、一一、四	明治三六、一一、四	明治三四、一一、五	明治三三、一一、五	明治三三、一一、五	明治三三、一一、五	明治三一、一一、五	明治二八、一一、五	明治二七、一一、五	明治二六、一一、五	明治二六、一一、五	明治二六、一一、五	明治二六、一一、五	明治二六、一一、五	昭和二〇、一一、二	昭和二七、一一、二	昭和二七、一一、二	昭和二七、一一、二	昭和二七、一一、二

(歴代収入役)

望月嘉作	昭和九、二、一	昭和二三、一、三一
深野英雄	昭和二三、二、一一	昭和二三、三、三一
網野茂八	昭和二三、五、二九	昭和二三、一、三〇
遠藤忠治	昭和二三、一二、一五	昭和二三、八、二一
稲葉政之	昭和二三、八、二九	昭和二三、四、一〇
望月榮	昭和二三、九、三〇	昭和二三、六、三〇
遠藤弥禄	昭和二三、七、一六	昭和二三、二、二八
松木四郎	昭和二三、三、二一	昭和二三、一、一〇
網野正一	昭和二三、二、一六	昭和二三、二、一〇

遠藤政太郎	明治三三、九、二五	明治二六、三、三〇
古屋保右衛門	明治二六、四、一	明治二六、五、四
古市右衛門	明治二六、五、五	明治二六、一、一
山内卷耳	明治二六、一一、一三	明治二七、五、二
深沢金太郎	明治二七、七、一九	明治二八、七、二八
佐野慶藏	明治二八、八、二六	明治三〇、四、一
遠藤源太郎	明治三〇、四、一三	明治三四、四、
遠藤源太郎	明治三四、四、五	明治四二、五、八
渡辺信吉	明治四二、六、一二	明治二、六、一一
渡辺信吉	大正二、六、一三	大正六、八、二
深沢昌三	大正六、八、一二	大正九、一一、一
松村佐十郎	大正九、一二、二八	大正三三、一二、二七
遠藤滋三	大正四、二、二五	大正四、二、二四
遠藤弥禄	昭和四、四、七	昭和五、八、三一
望月静	昭和五、九、六	昭和七、一〇、二三
服部嘉作	昭和七、一〇、二八	昭和九、一、三一
佐野泰	昭和九、三、一	昭和一一、二、二六
野雄	昭和一一、三、八	昭和一二、三、一一
藤英次	昭和一二、四、一五	昭和一二、四、一四
遠藤英次	昭和一二、六、一三	昭和一二、三、一五

第二節 旧身延町

明治五年（一八七二）に実施された八十区制当時、旧身延町の地域は巨摩郡第三十四区に所属し、身延山久遠寺の支配下にあつて「身延町」と称していた現在の門内地域と、波木井村、大野村、梅平村（大野山本遠寺領）の四村より成つていた。

明治八年十一月一日、県の合村勧奨によりこの四村は合併して身延村となつた。（身延村取調書による）当時の人口二、四八六名と山梨県市郡村誌（明治二十五年刊）には記されている。

翌明治九年（一八七六）十月には県の区制改正により第十八区に所属するようになった。

合村当時の戸長、副戸長名は記録が乏しく、明らかでないが、僅かに各種資料に左の人々の名が見える。

(合併以前の戸長、副戸長)

身延村戸長	佐野	金左衛門	(明治六年十月)
同副戸長	藤喜	平	(明治五年十一月、同八年三月)
波木井村戸長	藤源	平	(明治六年)
大野村戸長	片田	宗兵衛	(明治六年)
身延村戸長	遠藤	又右衛門	(明治六年)
波木井村戸長	藤重	右衛門	(明治六年)
同副戸長	野源	平	(明治八年十月)
梅平村戸長	佐野	由太郎	(明治八年十月)

梅平村副戸長 遠藤 与五右衛門 (明治八年十月)

(合併以後の戸長)

身延村戸長 藤田源平 (明治十一年二月) 初代戸長と思われる

同 葉山新重郎 (明治十四年八月) 最後の戸長と思われる



旧身延町役場と職員一同

明治十二年(一八七九)二月には区制が廃され、身延村は南巨摩郡に所属し、郡役所の支配下に入る事となる。郡役所は罫沢におかれた。

明治十七年(一八八四)には豊岡村と連合戸長役場を持ち、それまであった村役所を廃した。連合戸長には豊岡村戸長であった清水為八(横根中)が官選で任命され九月二十九日就任している。その後二十年には星野茂三郎(身延村)が連合戸長に就任した。

明治二十二年八月の町村制施行にともない豊岡村との連合役場は解消され、新たに役場を大字梅平の宮本坊においた。戸長、副戸長に代る村長、助役は村会で選挙されることになった。初代村長は豊岡村長に選ばれた清水為八が兼任している。二十一年当時村費は僅か二〇〇円余りで、消防費が年一六円という記録が残されている。

古老の談によるとこの頃の村長様の権威は絶大なもので、村内各戸回り番で村役場のお茶番に毎日出勤した村民は、村長様が羽織袴でお出ましになると土下座をしてヘーッと敬意を表するのが普通であったという。まだまだ封建時代のおもかげが残っていたのである。

役場はのちに南谷の太平橋のそばの身延山所有地に建てられた。明治三十五年(一九〇二)四月には殿前に村立身延尋常高等小学校が設立されている。時の村長は佐野鶴太郎、学務委員は望月宗太郎である。

大正年代に入り、二年(一九一三)には近隣にさきかけて電灯が点灯され、文化の光が輝きはじめが、特に大正十年(一九二一)の日蓮聖人生誕七百年祭を境として十一年の大野墜道、十二年の身延橋竣工、十五年の身延―罫沢間バス開通、さらに昭和三年(一九二八)には身延線全線が開通するなど、久遠寺を中心に信仰の町として交通・通信は急速にひらけ、宿坊、旅館も整備され、峡南地方の中心地として発展して行くわけである。

七百年祭の大正十年四月には、老朽化した役場を当時の村長田中久治郎の努力により、土地有力者より五、〇〇〇円余の寄付を仰いで新築工事を行ない、瓦葺木造二階建五六坪(一八五平方メートル)の新庁舎が落成している。

上棟式は七百年祭大法要のため延期して十一月十三日盛大に行なわれたが、昔ながらの引戸に代って蝶番片開きで真中にガラスの入った洋式のドアがもの珍らしくもまたハイカラだったとは古老の思い出話である。

当時の役場は極めて小規模なもので、村長、助役、収入役以下書記四、五名ぐらいなもので、昭和元年(一九二一)の例によると、事務分掌は議事(村長)学事、会計税務、庶務、戸籍、兵事、統計勸業土木、学務衛生、社寺宗教となつてゐる。

参考までに昭和三年に改正された身延村給与規程を抜粋して見よう。

身延村給与規程

第一章 報酬・給料

第一条 本村吏員ノ報酬及給料額ハ左ノ範圍内ニ於テ毎年度予算ノ定ムル所ニ依ル但シ書記及雇ノ給料額ハ村長ノ定ムル所ニ依ル

職名	報酬 給料 額	
	名譽職	有給
村長	報酬年額 二百円以上五百円以下	給料月額 五十円以上八十円以下
助役	名譽職	報酬年額 百五十円以上四百五十円以下
	有給	給料月額 四十円以上七十円以下
区長	報酬年額 三十円以上十円以下	
区長代理者	報酬年額 二円以上五円以下	
委員	報酬年額 二円以上二十円以下	
収入役	給料月額 三十五円以上七十円以下	
書記	給料月額 二十五円以上六十円以下	
雇	給料月額 十五円以上四十円以下	

本規程ハ昭和三年度分ヨリ之ヲ適用ス

大正十五年（一九二六）には地域の発展を期するため、鯉沢にあった土木出張所を役場横に移転誘致、ついで昭和九年（一九三四）には殿前にあった旧身延小学校々舎の一部を県へ無償提供して移転している。

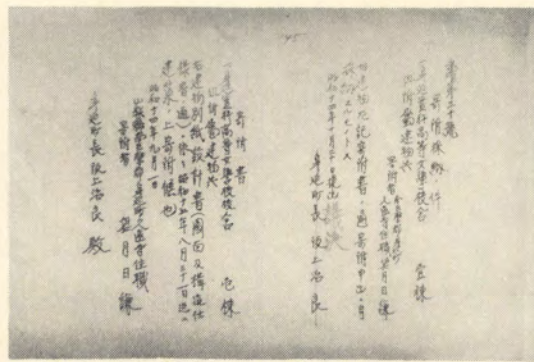
このほか鯉沢区裁判所身延出張所、職業紹介所の誘致など、常に官公庁の誘致、町のビジネスセンター化に努力した先人の苦心がしのばれる。

昭和二年には、明治二十二年からあった村の委員条例を改め、常設委員制度を町村制六十九条にもとづいて施行した。これは村長の補助機関として、土木委員四名、勸業委員二名、衛生委員二名（任期二年）をおくというもので、初代の常設委員には次の各氏が村長の推薦、村会の議決を経て

第二章 町政の沿革

就任している。

- (土木委員) 望月 祥 佐野佐重郎 藤田 高治 小笠原三四郎
 - (勸業委員) 今村松次郎 小林 豊三
 - (衛生委員) 伊藤丑太郎 深沢茂十郎
- また、学務委員もこの時設置され、初代委員として次の三名が就任している。
- (学務委員) 藤田佐二郎 望月 善長 望月 九房



久遠寺よりの寄付採納文書

昭和三年には本山より、八、九六六円の寄付を仰いで村立身延実科高等女学校を設立している。この実科高等女学校は昭和十五年（一九四〇）県に移管され身延高等女学校となるが、移管に当り新校舎ならびに諸設備費用七、五〇〇円も本山の寄付によってまかなわれている。

このように、旧身延町の町財政の中で、身延山久遠寺からの寄付援助の比重は非常に大きく、年々五、〇〇〇円程度の普通寄付のほかに、道路橋梁、学校建築、備品整備その他の事業のための指定寄付も常に行なわれていることが特徴である。

身延山を中心とする門前町として町行政と寺との結びつきが強かったことと、身延町出身の望月日謙上人が法主の座にあり、町の発展にも熱意を注がれたことが大きな理由であった。

町制 施行

昭和五年六月十三日、時の村長藤田佐一郎は町会に「村ヲ町ト為ス件」

を提案、満場一致の議決を経て昭和六年一月一日町制を施行し、ここに「身延町」が誕生新発足したのである。当時の戸数八百余戸、人口は約四千百人である。

町制施行議案の理由書および議事録は次のとおりである。

議第八号

村ヲ町ト為ス件

身延村ヲ身延町ト為スモノトス

昭和五年六月十三日提出

理由

身延村長 藤 田 佐一郎

本案議決ヲ要ス其ノ理由ハ身延村ハ名僧日蓮大聖人ノ靈場タル身延山久遠寺ノ所在地ニシテ今ヤ世界ノ身延山トシテ年々十数万ノ参詣者往来シ依テ近年著シク発達シ鹹沢区裁判所身延出張所、県立身延中学校、県土木出張所ヲ始メトシ実科高等女学校、身延祖山学院其ノ他多数ノ官公署ヲ有シ南部警察署ノ移転モ県下ノ与論トハナレリ、交通モ遺憾ナク整ヒ電信電話等モ完備シ全ク町トシテ差支ヘナキ程度ニ至リ峽南文化ノ中心地トナレリ殊ニ明六年八月日蓮大聖人御入滅六百五十年遠忌執行ニ付参詣者百万人ヲ予想セラレ諸準備ニ努力シツツアリ此ノ年ヲ永遠ニ記念スル為昭和六年一月一日ヨリ前記ノ通改称セントスルニアリ

議第八号 村ヲ町ト為ス件

議長 本案ヲ議題トスル事ヲ宣ス

議長 書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム

議長 議案ニ対シ詳細説明ヲナス

第九番議員第八番議員原案賛成統一テ全員原案ニ賛成ス
議長ハ本件ハ議案ノ通確定セラレタル事ヲ宣告ス

(注・八番議員 望月 九房 九番議員 深沢 豊治)

次に町制施行当時の町財政の概要をあらわす資料として、昭和六年度身延町歳入歳出予算書の要点を抜すいして見よう。

昭和六年度身延町歳入歳出予算

(歳入の部)

- 1 財産ヨリ生ズル収入 二四四〇〇銭
 - 2 使用料及ビ手数料 一、二九九・〇〇銭
(実科高女・小学校授業料その他)
 - 3 交 付 金 五三四・〇〇銭
(国税、県税徴収交付金その他)
 - 4 国庫下渡金 五、二〇〇・〇〇銭
(義務教育費国庫下渡金)
 - 5 国庫補助金(統計費) 二一〇・〇〇銭
 - 6 県補助金 七八六・〇〇銭
 - 7 寄 付 金 五、〇八〇・〇〇銭
(高等女学校補助四〇〇円・就学奨励金三〇〇円ほか)
 - 8 繰 越 金 一五〇・〇〇銭
(身延山久遠寺より五、〇〇〇円)
 - 9 雑 収 入 二七三・〇〇銭
 - 10 町 税 一三、四一一・〇〇銭
(戸数割七、五〇〇円・県税雑種税附加税二、〇八〇円・地租附加税一、〇二三円など)
- 歳入合計 二六、六二八円〇〇銭

経 常 部		算		説 明	
款	項	予算額	種 目	本年度 予算額	附 記
一 社 費	一 神 饌 料	三〇・〇〇	一 神 饌 料	三〇・〇〇	町社八幡神社神饌料
		三〇・〇〇	二 幣 帛 料	三〇・〇〇	同 幣 帛 料

二雑	給	一、二六・〇〇							
一給料	二、三六・〇〇								
二補助教員給料	一、〇〇〇・〇〇								
一正教員給料	九、七〇〇・〇〇								
二橋梁修繕費	五〇・〇〇								
一道路修繕費	五〇・〇〇								
一道路橋梁費	一〇〇・〇〇								
四土木費	一〇〇・〇〇								
一役場修繕費	二五・〇〇								
五修繕費	二五・〇〇								
十雑費	一〇〇・〇〇								
九電話費	八七・〇〇								
八電燈費	四〇・〇〇								
七借地料	五・〇〇								
六被服費	五・〇〇								
五賄費	五・〇〇								

一旅費	二〇〇・〇〇								
二使丁給	二六・〇〇								
三備人料	一五・〇〇								
四手当	五〇・〇〇								
五賞与	四五・〇〇								
六児童奨励費	一五・〇〇								
三恩給基金	二九・〇〇								
一恩給基金	二九・〇〇								
四需用費	一、三九四・〇〇								
一備品費	三六・〇〇								
二実習材料費	二〇・〇〇								
三消耗品費	三〇・〇〇								
四印刷費	一〇・〇〇								
五通信運搬費	一〇・〇〇								
六賄費	五・〇〇								
七電燈費	三三・〇〇								

予	款	項	算	種	目	本年	附	明	臨時部		經常部計	
									予	算	予	算
	一納税奨励費		四〇〇・〇〇	一納税奨励費		四〇〇・〇〇			一予備費	一五〇・〇〇	一予備費	一五〇・〇〇
	一納税奨励費		四〇〇・〇〇	一納税奨励費		四〇〇・〇〇						二五、三三・〇〇
	二土木費		四〇〇・〇〇	二橋梁費		五〇〇・〇〇						
	一道路橋梁費		四〇〇・〇〇	一道路費		二〇〇・〇〇						
	三補助費		四一五・〇〇	一教育費補助		一五〇・〇〇						
	一在郷軍人会補助		九〇・〇〇	一在郷軍人会補助		九〇・〇〇						
	二高山学校補助		三〇〇・〇〇	二高山学校補助		三〇〇・〇〇						
	一男女青年団補助		三〇〇・〇〇	一男女青年団補助		三〇〇・〇〇						
	九十九円身延町女子青年団補助		三〇〇・〇〇	九十九円身延町女子青年団補助		三〇〇・〇〇						
	身延高山学校補助		三〇〇・〇〇	身延高山学校補助		三〇〇・〇〇						
	身延町青年団補助		一五〇・〇〇	身延町青年団補助		一五〇・〇〇						
	身延町青年団補助		四一五・〇〇	身延町青年団補助		四一五・〇〇						
	身延橋二十円通学		五〇〇・〇〇	身延橋二十円通学		五〇〇・〇〇						
	身延橋二十円其ノ他		四一五・〇〇	身延橋二十円其ノ他		四一五・〇〇						
	片岸道路五十円新		四〇〇・〇〇	片岸道路五十円新		四〇〇・〇〇						
	宿塩沢道路五十円		四〇〇・〇〇	宿塩沢道路五十円		四〇〇・〇〇						
	西各道路三十円		四〇〇・〇〇	西各道路三十円		四〇〇・〇〇						
	坂其ノ他道路四十		四〇〇・〇〇	坂其ノ他道路四十		四〇〇・〇〇						
	納税組合奨励金三		四〇〇・〇〇	納税組合奨励金三		四〇〇・〇〇						
	百円組合長手当百		四〇〇・〇〇	百円組合長手当百		四〇〇・〇〇						
	予算外ノ支出又ハ		一五〇・〇〇	予算外ノ支出又ハ		一五〇・〇〇						
	予算超過ノ支出ニ		二五、三三・〇〇	予算超過ノ支出ニ		二五、三三・〇〇						
	充ツ			充ツ								

歳	出	合	計	歳	出	合	計
三	勸業費補助	五・〇〇		一	農会補助	五・〇〇	
四	社会事業費補助	一〇〇・〇〇		二	功德会補助	一〇〇・〇〇	
五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三	身延山功德会補助	一〇〇・〇〇	
六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四	日蓮大士六百五十	一〇〇・〇〇	
七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五	遠忌奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		一九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
二九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		二九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
三九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		三九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
四九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		四九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
五九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		五九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
六九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		六九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
七九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		七九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
八九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		八九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九一	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九二	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九三	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九四	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九五	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九六	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
九九	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九七	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	
一〇〇	奉讃会補助	一〇〇・〇〇		九八	奉讃会補助	一〇〇・〇〇	

昭和六年二月二十八日 提出 三月一日 修正議決

町政は施行されたが、当時日本は不況のどん底にあり、町行政にもその影響がありありと現われてくる。

昭和九年には大蔵省預金部より、二度に亘り一五、三〇〇円を借り入れて、公益質屋を開設し、庶民金融の一助としている。また県より補助を得て各地に不況対策振興土木事業を実施した。身延川左岸工事などはその一例である。

次に掲げるのは公益質屋開設を町会に提案した議案および理由書である。

議第十三号

身延町起債及償還方法ノ件

- 一 起債ノ金額 金七千円也
- 一 起債ノ目的 公益質屋事業費ニ充當
- 一 借入金利率 年参分式厘
- 一 借入先 大蔵省預金部

一 借入時期 昭和九年度但シ借入期日ハ債主ト協定スルモノトス

一 据置期間 借入ノ日ヨリ昭和十四年三月迄

一 償還期間 自昭和十四年度 十五ヶ年賦紙公債償還年次表ノ通至昭和二十八年年度

但シ毎年度ノ償還期日ハ債主ト協定スルモノトス

町財政ノ都合ニ依リ繰上償還ヲ為シ償還年限ヲ短縮シ又

ハ低利債ニ借替ヲ為スコトヲ得

一 償還財源 公益質屋経営ノ純益金並町繰入金

昭和九年九月五日 提出

身延町長 深沢豊治

戦時色濃い町予算の一ページ(昭和十五年)

六	社会教育 委員会補助	100.00	100.00	100.00	0	身延町社会教育委員会補助
七	統後奉公会 補助	100.00	100.00	100.00	0	身延町統後奉公会補助
八	軍友会補助	100.00	0	0	100.00	身延軍友会補助
五	公債費					
一	一元金償還	3,311.00	3,311.00	3,015.00	102.00	小学校建築費公債二万五千円ノ内本年度分三千七百二十円八十銭農村振興土木費公債八百七十五円ノ内本年度分四千七百七十六銭
二	利子	402.00	402.00	313.00	318.00	小学校建築公債二万五千円ノ内本年度分八百九十円七十銭農村振興土木費公債八百七十五円本年度分二百六十四銭一時借入金二千五百円ノ利子百八十二円五十銭
六	支那事変費	200.00	200.00	200.00	0	

理由

本案議決ヲ要スル其ノ理由ハ本町在住者ニ対シ累年ニ亘ル不況ニ収入及金融ノ源泉涸渇ナン疲弊ノ甚タシキニ鑑ミ小資金融通ヲ図ル為公益質屋ヲ経営セントスルニ因ル

昭和十二年以降、戦時体制が強化され、十五年には国民精神総動員運動の一環として町常会制度が実施され、中央から隣組に至るまで強力な統制と指導が強められる。

昭和十五年度町予算書の一ページを見ても戦時色が色濃くただよっている。

支那事変費	200.00	200.00	200.00	200.00	0
一 出征兵士 欲送迎費	300.00	300.00	300.00	300.00	0 餞別送迎旗其ノ他歓迎費
二 防空費	300.00	300.00	300.00	300.00	0 防空施設費勤務員旅費其他
三 軍需品供出費	50.00	50.00	50.00	50.00	0 軍需供品梱包及発送費
四 雑費	300.00	300.00	300.00	300.00	0 出征出動兵士慰問費百円傷病兵士慰問費五十円遺家族慰問費八十円団体長其他会議費二十円

敗戦と民主化に伴い地方自治も大きく転換期を迎え、昭和二十二年地方自治法が施行され、四月三十日男女有権者による第一回の町長および町議会議員の選挙が行なわれたのである。議員定数は自治法により二十二名となった。

公選初代町長 河井直一 (無投票)

助役 日吉源一
収入役 井水正則

町議会議員 議長 佐野勇治郎 副議長 佐野肇

今村 文二 藤田 岡波 田中 定光 藤田 武敏
佐野 宗治 市川 吾七 近藤藤十郎 遠藤 久雄
深沢 忠雄 伊藤 武義 遠藤 是雄 藤田喜太郎
諏訪 源敏 望月 房則 松永初次郎 小笠原政義
佐野 直三 望月 伊織 藤田 保治 池上 三郎



合併時の町長 佐野京治

ンフレーション、物資の不足と社会的混乱の中でよくその任を果たし、め

地方自治法初代の町当局と議会は敗戦の痛手がなまなましい郷土の復興のために、食糧の供出配給業務、復員、引揚業務等に忙殺される一方、昭和二十四年焼失した身延小学校の再建、六・三制教育制度による新制中学校の発足など、食糧難とい

まぐるしい改革と復興の第一歩をふみ出したのである。

公選二代町長佐野京治は二十六年四月、初めての投票による激しい選挙戦により当選、一町三カ村合併の産婆役となり、三十年二月十一日の合併成立により同年三月二十四日まで新身延町の町長職務執行者として在任した。

旧身延町最後の助役は田京駒男、収入役は佐野正である。

旧身延町歴代町(村)長

役職名	氏名	就任年月日	退職年月日
村長	清水 為八	明治二二	
	葉山 新重郎		
	近藤 善衛門		
	片田 弁治		
	佐野 重太郎		
	佐野 平重		
	佐野 重利		
	遠藤 緑	明治二九、一〇、二七	明治三一、四、一
	佐野 重太郎	明治三二、四、一〇	明治三六、四、一〇
	望月 宗太郎	三六、四、一五	四〇、四、一〇
	望月 宗太郎	四〇、五、九	四二、四、一〇
	坂上 延太郎	四〇、一一、一二	四二、四、三〇
	藤田 佐一郎	四二、五、一二	大正五、二、一九

町長	氏名	就任年月日	退職年月日
望月祥	大正五、三、二〇	七、一〇、六	
田中久治郎	七、一、八	一、一、七	
望月善長	二、一、二二	一、一、二二	
深沢豊治	一、三、六、一四	三、五、二二	
望月善長	昭和三、六、二二	四、一、一〇	
藤田佐一郎	四、三、五	六、三、五	

(五、二二、三二まで村長 六、一、一より町長)

歴代助役

役職名	氏名	就任年月日	退職年月日
助役	佐野 雀太郎	明治三〇、一、一一	明治三六、三
	望月 宗太郎	三三、四	四〇、四、二三
	藤田 文太郎	三六、五、二四	四〇、四、二三
	佐野 平重	四〇、四、二四	四二、五、一八
	藤田 丑藏	四〇、二、四	四二、五、一八
	望月 祥	四二、六、二二	四五、四、一八
	遠藤 正藏	四五、四、一九	大正五、四、一八
	深沢 豊治	大正五、五、一三	七、二、一九
	佐野 晴三	八、三、一四	九、三、二九
	望月 九房	九、六、二五	一〇、三、一六
	近藤 平重	一〇、五、二五	一四、五、二五
	佐野 京治	一四、八、一八	昭和一、四、一七
	佐野 徳造	一四、九、一〇	昭和一、四、一七
	望月 源治郎	一八、七、一〇	一、五、一〇

第二章 町政の沿革

歴代収入役	氏名	就任年月日	退職年月日
藤田 岡波	一、五、一六	一、五、一六	一、五、一五
穂坂 和一	一、五、三一	一、五、三一	一、七、一〇、三一
望月 善長	一、七、一、七	一、七、一、七	二、一、八、二〇
日吉 源一	二、一、一〇、一	二、一、一〇、一	二、五、九、三〇
近藤 藤十郎	二、五、一〇、四	二、五、一〇、四	二、八、六、三〇
田京 駒男	二、九、一、	二、九、一、	三、〇、二、一〇

収入役	氏名	就任年月日	退職年月日
近藤 治朗作	明治三一、三、二四	明治三一、三、二四	明治三五、一〇
若尾 若作	三三、四	三三、四	三七、一〇
葉山 公太郎	三六、六	三六、六	三九、一〇
遠藤 代吉	三七、一、一	三七、一、一	三九、四
近藤 代吉	三九、四、四	三九、四、四	四二、四、三〇
佐野 丑太郎	四二、五、七	四二、五、七	四三、四、二〇
伊藤 延吉	四三、四、二〇	四三、四、二〇	四五、三、三〇
深沢 豊治	四五、四、二二	四五、四、二二	大正三、四、三
望月 徳治	大正二、四、二二	大正二、四、二二	四、三、一〇
穂坂 道三	四、三、二二	四、三、二二	五、四、一九
近藤 平重	五、五、六	五、五、六	六、六、二八
近藤 義直	六、七、一〇	六、七、一〇	九、三、三〇
中村 常藏	九、四、二〇	九、四、二〇	一〇、四、一五
池上 伊重	一〇、五、三	一〇、五、三	一一、三、一九
望月 源治郎	一一、四、一三	一一、四、一三	昭和一、二、四
望月 源治郎	昭和二、四、一三	昭和二、四、一三	昭和三、七、二四
田中 不雄	四、八、二一	四、八、二一	八、二、〇
銅島 安彦	八、九、七	八、九、七	一一、九、六
近藤 義雄	一一、一〇、一八	一一、一〇、一八	一一、三、三一
井水 正則	一一、一、一	一一、一、一	一一、三、三一
井水 正則	一一、一、一	一一、一、一	一一、三、三一
佐野 正	一一、三、一	一一、三、一	三〇、二、一〇

第三節 旧豊岡村

明治八年（一八九五）二月、県の合村勧奨により、小田船原・門野・大城・相又・清子・光子沢・横根中の七カ村が合併し豊岡村と称した。所属は巨摩郡第三十四区である。



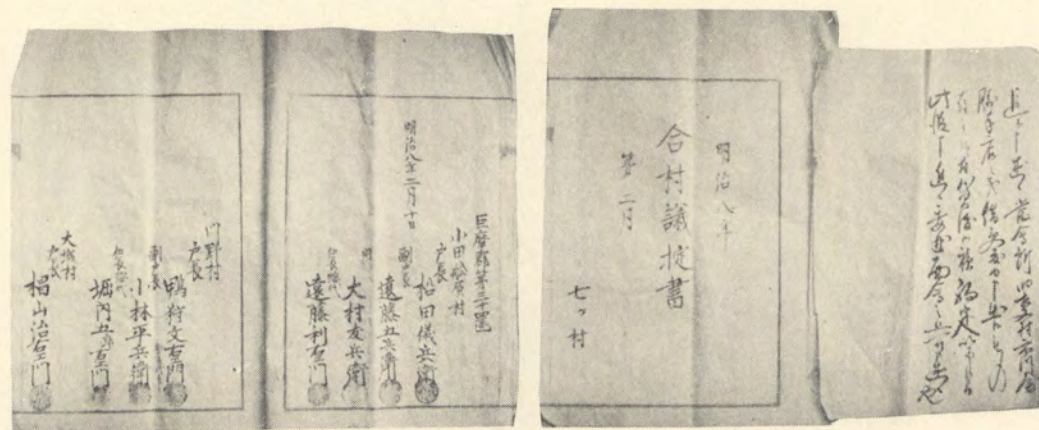
旧豊岡村役場

村名の由来は豊岡村誌その他によると、この地内に十の丘があり、合して一村となったのになんで始めは十丘村と称したが、後にこれを改め、音が似通って意味も良い「豊岡」の字をあてるようになったといわれている。

しかし、合村が認可になる直前と思われる明治八年二月十日の「合村議定書」にも、認可直後と思われる二月十七日の「合村確掟御指令願」にも、明確に「豊岡村」と記されているところを見るとこの説も疑問である。

協議立案する課程で、そのようないきさつがあったのではなからうか。

合併新発足した豊岡村の戸長には横根中村の戸長をしていた清水為八が就任、副戸長はもと光子沢村戸長の長畑平四郎、もと大城村副戸長の望月作右衛門、もと小田船原村戸長の松田儀兵衛、もと相又村副戸長の武田栄六、それに門野村の鴨狩与一右衛門の五人が就任したのである。



豊岡村合併議定書

役場は当初戸長の清水為八宅においたが、間もなく三月には相又区学市川屋宅に移し、また、転じて相又区千頭和延平宅に置いている。

以下、合併前後の七村協定事項などを示す資料として四つの文書を挙げておく。

一、明治八年二月、合併豊岡村の事務を詳細に規定した議定書が各村の調印を以て確認されている。

明治八年第二月

- 一金 貳拾円 正戸長年給
- 一金 拾円 会所僕年給
- 一金 參拾円 白米拾俵代
- 一金 六円 薪六百把代
- 一金 五円 炭五拾俵代
- 但シ五貫目入
- 一金 貳円五拾錢 蠟燭五箱代
- 一金 三円 燈油壹斗貳升代
- 一金 六円 茶十二斤代
- 一金 拾七円五拾錢 筆墨紙代
- 物計百円也
- 一、正戸長之儀ハ二年番勤ニ相定御布告ヨリ達順ニ交代之事
- 附リ会所ヨリ旧村々ニ御布

告其他回達之儀ハ小田船原村始ニテ從前之通繼立可申事。

一、正副戸長并伍長出庁料之儀ハ一日日当飯料共金三拾壹錢貳厘五毛ツツニ相定候事

一、貢納諸課出割合之儀ハ正副戸長立会之上割合可致事

附リ惣課出割合之儀ハ四步通戸別六步通高割ニ致副戸長伍長ニテ取立日限通

戸長許エ可相納支

一、副戸長給料之儀ハ旧村從前給料ニテ相働会エ出働之節ハ日当飯料トモ一日金拾錢宛ニ相定候事

一、地所書入質入証書奥印之儀ハ其旧村副戸長伍長惣代ニテ下調致添書之上当人戸長許エ願出可申支

一、戸籍帳之儀ハ戸長許エ集置副戸長ニテ下調致月々戸長許エ可差出事

一、村入費之儀戸長許ニテ無利息ヲ以立替置年々五月一日ヨリ十日迄之内初割九月一日ヨリ十日迄之内中割翌年一月一日ヨリ十日迄之内割切戸長割渡候日ヨリ十日之間ニ急度相納可申事

一、各旧村ニテ差継出来之節諸入費ハ訴訟ニテ出金可致尤其場合ニ寄非分掛リニモ出金可為致支

一、区入費ハ其度々割合可致事

右ハ今般協議之上合村願書差上候ニ付テハ前ケ条書之趣向後変仕間敷候為其正副戸長伍長惣代連印議定依而如件

明治八年二月十日

巨摩郡第三十四区

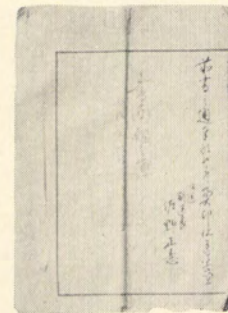
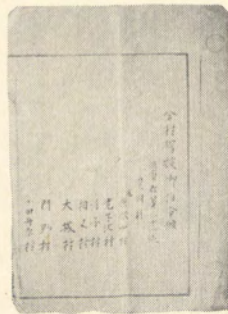
小田船原村	戸長	松田 儀兵衛	印
	副戸長	遠藤 五兵衛	印
	同	大村 友兵衛	印
	伍長惣代	遠藤 利右衛門	印
門野村	戸長	鴨狩 文右衛門	印
	副戸長	小林 平兵衛	印
	伍長惣代	堀内五郎右衛門	印
大城村	戸長	梶山 治右衛門	印
	副戸長	望月 作右衛門	印

二、次は合村決定直後、区を通じ県に提出した合意事項の許可願いで、日許されている。

合村確定御指令願

巨摩郡第三十四区

豊岡村	元横根中村
光子沢村	清子村



豊岡村合村 確定御指令願

相又村	伍長惣代	梶山 源兵衛	印
	戸長	市川 九兵衛	印
	副戸長	武田 栄六	印
	同	遠藤 栄左衛門	印
	伍長惣代	千頭和窩右衛門	印
清子村	戸長	佐野 久之丈	印
	副戸長	松木 六兵衛	印
	同	滝戸 弥兵衛	印
	伍長惣代	片田 半之文	印
光子沢村	戸長	長畑 平四郎	印
	副戸長	小山 政重	印
	伍長惣代	佐野 嘉重	印
横根中村	戸長	清水 為八	印
	副戸長	遠藤 保右衛門	印
	伍長惣代	佐野 浜吉	印

- 一、官 自 普 請
 - 一、用 水 路
 - 一、道 路 修 繕
 - 一、入 会
 - 一、境 界
- 相又村
大城村
門野村
小田船原村

右五箇条元村々境界関係損益共従前之通割合仕度候間此段奉願候以上

明治八年二月十七日

元 横 根 中 村	戸 長 清 水 為 八	印
元 米 子 沢 村	戸 長 木 内 新 兵 衛	印
元 清 子 村	戸 長 長 畑 平 四 郎	印
元 相 又 村	戸 長 小 山 庸 政	印
元 大 城 村	戸 長 依 田 半 之 丈	印
元 門 野 村	戸 長 市 川 九 兵 衛	印
元 小 田 船 原 村	戸 長 千 頭 和 富 右 衛 門	印
	副 戸 長 望 月 作 右 衛 門	印
	伍 長 杉 山 源 兵 衛	印
	伍 長 堀 内 五 良 右 衛 門	印
	副 戸 長 遠 藤 五 兵 衛	印
	伍 長 遠 藤 利 右 衛 門	印

山梨県令 藤村紫朗殿
前書之通願奉候に付奥印仕差上奉候以上
書面伺之通

明治八年二月十七日

県令印

右区 副区長 佐野正憲 印

三、次の戸長回達により村会所を相又市川屋においていただくことがわかる。
過日御談判申上置候通合村議提書回達候間御調印の上会所迄御届被下度候也
三月三十一日

旧光子沢村より

小田船原村迄

正副戸長御中

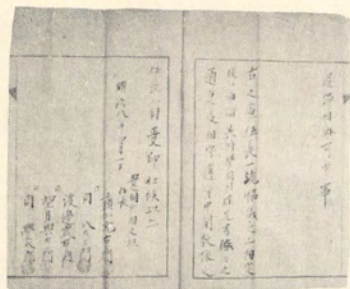
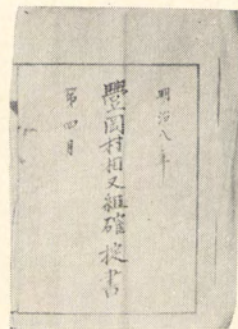
豊岡村戸長 清水 為 八 印

追而申述置候当会所旧相又村市川屋勝手店の儀借受度由申出候もの之有候に付貸渡積約定致候間此段申進め委曲面会之上申述可候也
四、合村により旧各村は組となったが、ここでは相又組の合併に伴う儀提書を掲げる。

明治八年 第四月

豊岡村相又組確提書

儀 提 書



豊岡村相又組確提書

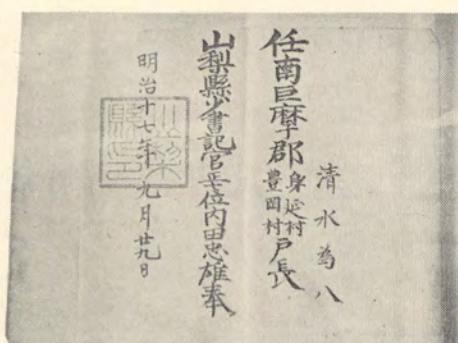
一、副戸長會計専務年給之儀者従前正副戸長之給料ニ而勤之事
一、御貢納其外諸入費取立之儀者副戸長伍長ニ而取立期限之通無遅滞相納可申事
右之廉伍長一統協議之上相定候ハ勿論其外豊岡村確提書条々之通急度相守違背申間敷依之伍長一同受印仕候以上
明治八年四月一日

豊岡村相又組

伍長	千頭和元右衛門	印
同	同 八左衛門	印
同	渡辺 武右衛門	印
同	望月 与左衛門	印
同	同 豊太郎	印
同	粟冠 儀兵衛	印
同	望月 喜左衛門	印
同	千頭和徳左衛門	印
同	望月 利右衛門	印
同	市川 角右衛門	印
同	市川 九左衛門	印

副戸長 武田栄六殿

明治九年、区制の改正により第十八区に属することとなり、明治十二年区制廃止、郡制施行の時から南巨摩郡に属することとなった。



身延村豊岡村連合戸長の辞令

明治十七年(一八八四)八月十日、

身延村と連合して連合戸長役場を設けることになり、連合戸長には明治八年以来豊岡村戸長を歴任していた清水為八が任命されて、九月二十九日就任した。連合戸長役場は両村の中央である小田船原組の志村卯十郎宅に設けたが、暫らくして同組松田正作宅に移した。

明治二十二年八月、町村制施行により村議会、村長を置くことになり、清水為八が初代豊岡村長(兼身延村長)に選ばれた。

もとの組(旧村)はこの時から大字とされ区制をしいて村の任命する区長

がおかれるようになる。

なおこの時、身延村との連合役場を解消し、独立単村に戻っている。

明治二十三年八月、役場を相又区字針山二四〇番地に建築しここに移転した。その役場の位置が北に偏しているということで、明治二十四年(一八九一)八月、建物の半分を巡査駐在所に、残る半分を小学校付属建物として役場は相又区妙久寺を借りて移転した。

その後明治四十四年(一九一)三月、相又区字平一六一三番地に役場建築の決議をして即時着工、工事中は相又区の報恩寺を借り受け臨時の村役場としたが、同年十二月二十一日新築役場に移転した。これが昭和三十年の町村合併まで続いた豊岡村役場であり、合併後は支所、次いで公民館となって昭和四十二年度まで地域住民のセンターとして親しまれたのである。

当時の役場は三役以下庶務・勸業・財務・戸籍など機構も簡単で、村長以下三役と、書記二・三名、雇員・使丁くらいの小人数であったが、追い追いかけても複雑化し、職員も増やしている。

この頃の一面を物語る古老の昔話によると村長以下平常はふだん着で勤務したが、必ず羽織袴を椅子の背にくくりつけておき、県庁や郡役所などから偉い人が見えると、たちまち羽織袴に改めて鄭重にこれを迎えたものであるという。

以下、断片的ではあるが、明治・大正・昭和の村政の一端を示す資料としていくつかをあげてみたい。

○明治二十四年現在の

○大正八年(一九三三)の

人口	一、九九六名
戸数	三二二戸
人口	二、四八九名
戸数	三六四戸
収入	九、〇四七円七〇銭
支出	九、〇四七円七〇銭

村財政
役場事務の分掌

。庶務・勸業・議事・統計（村長）

。地理・土木（助役）

。会計・税務（収入役）

。兵事・戸籍（書記）

。衛生・学務・社寺（書記）

。税務・勸業補助（雇員）

豊岡村諸給与規程中改正規程

明治四十年三月制定豊岡村諸給与規程中左の通り改正し公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十条の左表事宿直賄料、夜勤賄ノ全額ヲ左ノ通り改正ス

職名	文具料	宿直賄料	夜勤賄料
村長、助役		一夜ニ付 二十五銭	一夜ニ付 五〇銭
収入役		二十五銭	五〇銭
書記		二十五銭	五〇銭

第十一条ノ左表中鉄道賃・船賃・車馬賃・日当・宿泊料ノ金額ヲ左ノ通り改正ス

職名	鉄道賃 一哩ニ付	船賃 一哩ニ付	車馬賃 一里ニ付	日当 一日ニ付	宿直 一夜ニ付
村長、助役	五銭	六銭	三十銭	一円三十銭	三元
収入役	五銭	六銭	三十銭	一円二十銭	一円九十銭
書記	五銭	六銭	三十銭	一円二十銭	一円九十銭

○昭和十年（一九三五）

人口	戸数	歳入	歳出
二、一七九名	四二〇戸	一六、八六七円	一九、四七四円

○参与条例

豊岡村参与条例制定ノ件

本村参与条例別紙ノ通り定ム

昭和十八年八月二十八日 提出

豊岡村長 小山元正

豊岡村参与条例

第一条 本村参与ノ数ハ八人トシ左ニ掲グル者ノ中ヨリ之ヲ選任ス

一、村会議員

二、産業経済関係団体代表者

三、前号以外ノ団体代表者

四、学識経験アル者

第二条 参与ノ任期ハ二年トス、但シ村会議員又ハ団体ノ代表者ノ職ニ在ルニ依リ選任セラレタル参与ニシテ其ノ職ヲ失ヒタルトキハ同時ニ参与ノ職ヲ失フ

第三条 参与会ニ於テ審議スベキ事項ノ概目左ノ如シ

- 一、村ノ振興ニ関スル基本計画ニ関スルコト
- 二、各種団体等ノ総合的運営及之ガ機能ノ発揚ニ関スルコト
- 三、各種生産物ノ増産及供出各種物資資材ノ配給及勞務ノ計画ニ関スルコト
- 四、防空其ノ他警防ニ関スルコト
- 五、各種国民運動ノ実践ニ関スルコト
- 六、拳村の各種行事ニ関スルコト

第四条 参与会ハ村長之ヲ招集ス

第五条 村長ハ参与会ノ議長トナリ会務ヲ総理ス

第六条 参与会ハ参与半数以上出席ヲ以テ会議ヲ開クヲ例トス

第七条 参与会ノ審議ハ衆議ニ依リ議長之ヲ統裁ス、議長ノ統裁アリタル事項ニ付テハ参与ハ之ニ異議ヲ唱フルコトヲ得ズ

附 則

本条例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十二年地方自治法施行により公選初代村長に松田寛が無投票当選
・市川角光・収入役坂上博が就任した。また村議会議員には次の人々が当選している。

議長佐野亮、副議長千須和政義

議員若尾享一、栗冠義朝、柿島武文、種部締治、小山栄、清水文信、望月好

三、遠藤忠義、今村恵晋、望月政吉、遠藤美章、千須和利作、滝清治、竹中鍊英
 昭和三十年、身延町、大河内村・下山村と合併して身延町区域に入るこ
 ととなったが、豊岡村最後の村長は鴨狩庸雄、助役は大沢幸房、収入役は
 千頭和一男、村議会議長は柿島武文であった。
 合併にあたって本村として新町建設計画の中へ織り込むよう要望した事
 項は次のとおりである。

合併に伴う策定要望事項

一、役場支所とする

二、学校建築

- 1、豊岡小学校老校舎改築朽
- 2、雨天体操場の建築
- 3、豊岡小学校清子分校改修
- 4、本校並に分校三校舎分
水道施設
- 5、中学校庭改修工事
- 6、プール新設
- 7、横光分校の施設改善

三、土木事業

- 1、身延―梅ヶ島線道路開さく計画
- 2、豊岡―梅ヶ島間県道編入貫徹
- 3、光子沢―清子線村道延長工事
- 4、清子―大野線車道改修工事
- 5、万年橋架橋工事
- 6、清子―大島間架橋計画
- 7、大城川改修と堰堤工事
- 8、相又川改修と堰堤工事
- 9、横根地内地二対策工事
- 10、清子堤防延長工事



合併時の村長 鴨狩庸雄

四、林道事業

- 1、大城林道新設延長工事
- 2、相又林道災害復旧と路線変更工事

五、開発事業

- 1、豊岡温泉計画
- 六、耕地事業

- 1、光子沢清子富士川河原開田計画
- 2、河川敷借用耕地払下

七、その他施設事業

- 1、消防用動力ポンプ購入計画（五台）

記録に残る戸長

門野村戸長	堀内	八右衛門（明治六年一月）
清子村戸長	松本	太郎左衛門
小田船原村戸長	大村	治左衛門
大城村戸長	杉山	治左衛門

歴代村長

氏名	就任年月日	退任年月日
清水為八	明治二一、三、五	明治二五、五、一八
鴨狩孝治	明治二五、五、二八	明治二九、五、二七
長畑誠夫	明治二九、六、四	明治三三、六、三
大野義平	明治三三、六、七	明治三六、八、三
鴨狩延久	明治三六、九、九	明治三八、七、二〇
佐野市三郎	明治三八、七、二八	明治四一、七、二七
松木泰作	明治四一、八、六	大正一、八、五
小山喜乃	大正一、七、二二	大正一、八、二一
清水曾一	大正一、三、二四	大正一、四、二七
大村太七郎	大正一、四、三〇	大正一、四、一〇
小山悦三	大正一、七、一八	大正一、五、一四
望月義雄	大正一、二、一六	昭和三、九、二七
佐野亨	昭和三、一〇、一六	昭和七、一、二三

歴代助役

鴨狩貫一	小林幸三	佐野英一	望月悦三	望月悦三	望月慶造	松田巳三郎	杉山紋次郎	大村太七郎	佐野兎三郎	佐野重内	望月東五郎	佐野嘉重	武田詳重	小山喜乃	大野義平	市川半夫	長畑誠夫	鴨狩孝治	
昭和八、一、三一	昭和六、一〇、一九	昭和六、一〇、一五	昭和六、一〇、一五	大正二、四、八、一五	大正一、〇、三、二七	大正九、五、八	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六
昭和八、七、二四	昭和八、一、一九	昭和八、一、一九	昭和八、一、一九	大正二、四、七、一八	大正一、〇、三、二五	大正九、四、一八	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六	大正七、一、一六

歴代収入役

大野義平	渡辺福太郎	佐野嘉重	遠藤万次郎	佐野萬三郎	松野泰作	松野泰作	松野泰作	望月佐一	望月慶造	望月慶造	望月慶造	望月慶造	望月慶造	望月慶造	望月慶造	望月慶造	望月慶造	望月慶造	望月慶造	望月慶造
明治三三、八、二六	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九
明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九	明治三三、三、二九

千頭和	千頭和	坂上	佐野	佐野
一男	吉久	博見	里見	里見
			昭和一〇、三、一一	昭和一〇、三、一一
			昭和二〇、二、二八	昭和二〇、二、二八
			昭和二三、二、一七	昭和二三、二、一七
			昭和二三、九	昭和二三、九
			昭和二四、一〇、一	昭和二四、一〇、一
			昭和二四、一、四	昭和二四、一、四
			昭和三〇、二、一〇	昭和三〇、二、一〇

第四節 旧大河内村

旧大河内村の地域は、八代郡東河内領に属し明治五年（一八七二）一月八代郡第十六区に編入され、上八木沢・下八木沢・帯金・大埜・榛草里・大崩・丸滝・角打・和田・樋之上・大島の十一村であった。



旧大河内村役場

（棒草里村出身）の命名によるもので、棒草里の御宗山より発する小河内川の小を

明治七年（一八七四）九月二十四日、山梨県権令に合村願を差出し、同年十月十八日許可され、村名を大河内村と改称した。

十一カ村合併に先立って同年榛草里村と大崩村が合村しており「両村合併取定確証」がとりかわされているが、間もなく県の指導による十一カ村合併の中に吸収されてしまう。

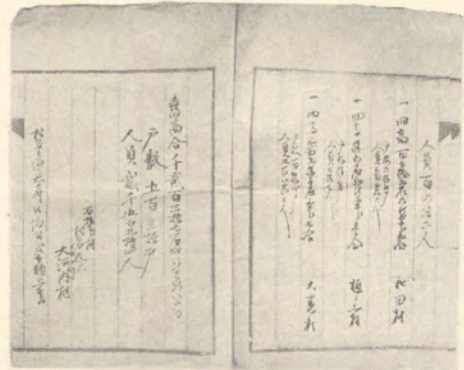
大河内村の村名の由来について「大河内村取調書」には当時（大正五年）の村長松野弥三郎の言として

当時十九区長たりし木内信春（註・

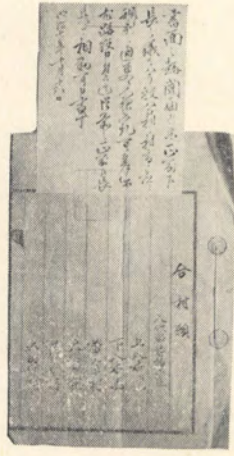
大に改ためて大河内村とせられたりという。と述べられている。

しかし、大河内村合村の明治七年には木内信春は睦合村戸長であり、同村の近藤喜則が十九区長をしていたのであってこの点は事実と相違するようであるが、棒草里出身の木内信春が郷里の村名を河の名にちなんで命名したというのも大いにあり得る事であって、木内を近藤と取り違えたものか、又は木内の意をくんで近藤区長が命名したものか、想像の域を出ないものというほかない。

小河内川は「小持川」「子持川」「御持川」等々とも記されている。



大河内村合村願と許可書



次に明治七年の合村当時の状況を示す資料をいくつかあげてみたい。

先ず十一村の正副戸長が連署捺印した合村願書は次の通りである。

合村願

- 八代郡第六六区
- 上八木沢村
 - 下八木沢村
 - 帯金村
 - 大埜村
 - 榛草里村
 - 大崩村
 - 丸滝村
 - 角打村
 - 和田村
 - 樋ノ上村
 - 大嶋村

右村々

正副戸長

右拾壹ヶ村

村名改正

大河内村

村名の儀者右名ニ被仰付度奉願上候

山梨県権令 藤村 紫朗 殿

前書奉出願候ニ付御允許被成下度則奥印仕候以上

右兼務区長

近藤 喜則 印

前書村々正副戸長一同奉申上候
私共村々之儀者從來山間僻地之小村落ニ有之当今之時勢事務多端隨而冗費不尠
依之合村之儀協議ヲ遂ケ候処各村小前一同敢テ異議無之確然決議仕候ニ付今般奉
出願候別紙絵図面並旧高戸数人口里程共詳密取調奉書上候御許可被成下度奉
而奉懇願候以上

右

上八木沢村	戸長	米沢	清右衛門	印
	副戸長	佐野	源藏	印
下八木沢村	戸長	鮎川	伊兵衛	印
	副戸長	蘆沢	祖右衛門	印
大一垓村	戸長	鈴木	平左衛門	印
	副戸長	佐野	定右衛門	印
椿草里村	戸長	松野	武兵衛	印
	副戸長	松野	源兵衛	印
大崩村	戸長	佐野	八郎左衛門	印
	副戸長	佐野	重郎右衛門	印
帯金村	戸長	伊藤	政十郎	印
	副戸長	伊藤	利八	印
丸滝村	戸長	依田	重郎右衛門	印
	副戸長	佐野	弥兵衛	印
角打村	戸長	市川	太郎左衛門	印
	副戸長	平田	勝左衛門	印
和田村	戸長	市川	重郎右衛門	印
	副戸長	望月	浅右衛門	印
樋ノ上村	副戸長	滝川	徳兵衛	印
大島村	戸長	片田	伝三郎	印
	副戸長	片田	庄左衛門	印

この合村願に対する県の許可は十月十八日付になっている。

書面之趣聞届候条正副戸長之儀者今般合村之村高ニ応ジ規則之通更一人撰入札
可差出尤跡役申付候迄従前之正副戸長ニ於テ相動可申事

明治七年十月十八日

山梨県
権令印

合村した大河内村では新村の体制を整えるため、各種の規則を制定して
いる。次にその概則と、正副戸長減立条則、正副戸長公撰条則、事務取扱
所条則、里正給料及村費条則の五つを再録してみよう。

八代郡第拾六区合併大河内村概則

一、此般拾壹村合併之儀蒙允裁候上者各自協和戮力彼我ノ私見ヲ去リ偏黨之分裂
ヲ破リ諸務公論ニ決シ百事簡便之方法ヲ設ケ冗費ヲ駆除シ生産ヲ増殖シ富強ノ
基礎ヲ創立スヘキ事
但 旧村名ヲ何組ト唱候事

正副戸長減立条則

拾壹村ニテ元正副戸長共拾六名
内拾四名減省
正副戸長拾式名ヲ建ツ

内 訳

副戸長	大島組	宍人	和田組	宍人
	樋上組	宍人	角打組	宍人

明治七年九月廿四日

外ニ戸長名撰条事

- 丸滝組 専人
- 大崩組 専人
- 大埜組 専人
- 下八木沢組 専人
- 樺草里組 専人
- 帶金組 専人
- 上八木沢組 専人
- 以上 拾名

正副戸長公撰条則

- 一、毎組総而拾戸ニ付伍長之内専名ツ出頭必ズ姓名等記載差支ヌ者ニテ入札ス
- 一、来ル廿八日毎組元里正伍長代理人札人午前八時無遺漏帶金組淨仙院エ会同封書相認メ候事
- 但各自辨当持參之事
- 一、当日毎組元吏員並伍長之姓名ヲ書シ張出シ候事

事務取扱条則

- 一、事務所は該村之中央ニテ先ツ丸滝村妙法寺ニ仮設候事
- 一、事務所修繕入費ハ該村惣割 但家賃モアルヘシ
- 一、戸長ハ一六ヲ除クノ外定詰
- 一、毎組副戸長ハ各々十日輪番ニテ日勤
- 一、事務所入用炭薪油筆墨紙其他入費ハ該村總割、但正副長飲食ハ銘々ノ自費トス
- 一、毎組々帳簿司老ツ宛尺寸ヲ同一ニシテ新設シ事務所ニ備置候事 但拵賃ハ毎組ノ自拵
- 一、高机椅子燈灯等調設 但該村拵

里正給料及村費条則

- 一、戸長年給 金 七拾貳圓
- 一、副戸長年給 金 三圓
- 一、伍長總代給 金 貳圓 但其組割
- 但事務所詰は日当副長同様其外臨時村内用隣組出張等之日当は其組之適度タルヘシ
- 一、定使給料 金 貳拾圓

第二章 町政の沿革

- 一、正副戸長 甲府出庁日当 金 三拾壹錢 厘五毛
 - 但臨時筆墨紙等は村費タルベシ
 - 一、副 員 事務所日当 金 貳拾錢
 - 一、都而一般之村費は 高割 地券確定ノ後ハ全高割
 - 一、正副戸長並定使給料は 石高エ七分 文割
 - 一、臨時紛諍ヲ醸出シ其他地論等入賞ハ其組限り
 - 一、毎組共原被人有之相諍候事件ハ其原被掛リ
 - 一、堤防自警請等ハ其組限り
 - 一、正副戸長ハ三年ニテ更代可致事
- 時条毎組会同之上反覆諮詢懇切協議予ジメ其綱領ヲ裁定ス追而合村一般之定規モ可有之先ツ前則ヲ以実践施行上駸々變遷質素簡便永世富実之一大活路ヲ可關候也
- 明治帝七年十月念六日

石拾壹該村 元正副戸長

伍 長

兼務区長

南部 近藤 喜則

これによつてもわかるように、旧各村の正副戸長二十六名を減員して戸長一名、副戸長十一名とした。戸長役場はほぼ村の中心地である丸滝の妙法寺に置いて村政にあたった。

今までの十一カ村はそれぞれ組と称して副戸長を各組より一名ずつ出したのである。

合併前後の戸長名は記録に乏しく確実性を欠くが、当時の書類中に

明治八年六月

大河内村

戸長 伊藤 政十郎

副戸長 鈴木 平左衛門

同 松野 武兵衛

同 滝川 徳兵衛

の名が見られ、前記の条則により任期が明治七年の合村から三カ年とさ

れていた点から考えて、旧帯金村戸長の伊藤政十郎が初代大河内村戸長に選ばれ、他の旧各村戸長がそれぞれ副戸長に選ばれたものであろうと推測できる。

また、明治十四年（一九八一）大河内村戸長 市川重門（和田）明治十七年同滝川得平（樋の上）の名が見える。

明治十一年（一八七八）七月郡区町村編成法が制定されたことにより、八代郡の名称は西八代郡と変った。

明治二十二年（一八八九）七月一日町村制施行とともに、今まで大笠組に属していた川向の地を、富里村（現在下部町）へ編入したのである。明治二十二年七月十八日村会議員の選挙が行なわれ一二名の議員が当選し、同年七月二十五日第一回の村議会が戸長役場に招集されて村長・助役の選挙が行なわれ、初代村長に片田貞治氏が当選している。

最後の戸長佐野恭造氏より事務引継ぎを受け、約九カ月間村政を担当している。

村は南北に長く農林業が主なる産業であり、連年富士川の洪水による災害をこうむり堤防の修復、道路の開きなど思うようにまかせず、各部落において負担しており、遅々として進まなかった。

明治二十二年当時の村決算をみるに、上半期四八五円七六銭、下半期七一三円七〇銭であり、財政規模をうかがい知ることができる。明治二十二年九月には、区長制度を設けて行政事務を委任し、六区を置いた。

一区上八木沢・下八木沢、二区帯金、三区大笠・榛草里・大崩、四区丸滝・角打、五区和田・樋文上、六区大島（区長規定）

明治二十四年（一八九一）には、元戸長役場を廃して、丸滝宮ノ前に村役場を新築し、ついで六区制を八区とした。（上八木沢・三山・角打・丸滝・帯金・和田樋之上・大島。）明治三十二年帯金区から塩ノ沢が分離し一区を設けている。

明治二十五年（一八九二）三月尋常小学校を帯金に置き、分校を八木沢・榛草里・角打・和田・大島に置くことを決定した。同年四月大島より大

島尋常小学校の設置請願が提出されたが不採決となり、ついで五月議会においても小学校設置の件は否決されている。

明治三十五年（一九〇二）村立小学校二校を設置することになり、帯金小学校、大和小学校と命名された。これが現在の小学校の前身である。

明治三十九年十一月塩之沢・波木井間富士川に渡舟許可願を出しており、当時舟一その製作費一五円、舟守賃年一二〇円を見積っている。

明治四十年（一九〇七）村役場は、第一課戸籍・兵事・学事・衛生・統計・第二課地籍・税賦・庶務を分掌し、主任一名補助一名にて事務を行っており、村長報酬年四〇円、助役報酬年三〇円、収入役は給料で年額八四円、書記二人で給料年額一四四円である。

大正元年（一九一二）には、事務を三課に分ち、書記三名を任命して事務にあたっている。

大正九年（一九一六）五月富士身延鉄道が身延駅まで開通した。さらに、同十二年身延橋の竣工となり、当時はモダンな吊り橋としてその名を広く知られた。

富士身延鉄道は大正十四年丸滝以北の敷設に着手し、昭和三年（一九二八）には甲府に至る全線の開通を見るに至り、急速に交通の便は開けていった。

大正十年（一九二一）から大正十四年（一九二五）までの間は、村政は大きな飛躍を見せているが、反面村会は混乱し村長不信任建議の提出事件なども見られ、後世に残るエピソードも伝えられている。

昭和二年（一九二七）大河内郵便局に電話施設の諸願が議決され、同三年には、御大典記念事業として役場改築を決定し、五二坪二合（一七三平方メートル）の庁舎を七、一三三坪で請負わせている。

昭和六年（一九三一）頃より経済の不況は山村にも波及し、失業救済事業を起し山林開発、桑園改良、副業施設等の低利貸付をなし、これらの事業は、農村振興土木事業とともに頻繁に取り入れられ数年間続けられている。

このころより日本軽金属発電施設工事がはじまり、労務者の転入が目立って増加している。

昭和十五年（一九四〇）四月身延町二カ村衛生事務組合の設置が議決されて、組合会議員三名が選任されている。

昭和十六年（一九四一）十二月八日第二次世界大戦がはじまり、戦時体制に入った。同十八年（一九四三）には、防空従事者に対し、防空従事者扶助金支給規定を設けて身分の保障を行なっている。

昭和十八年（一九四三）七月国民健康保険組合を設立し、診療を開始している。

昭和二十年八月十五日、敗戦により村役場の事務は、引揚者援護、食糧供出、物資の配給等終戦処理一色に塗りかえられたのである。

昭和二十二年五月三日、日本国憲法、及び地方自治法が施行され民主主義、民主政治が事実上確立されたのである。

同年四月八日には村長選挙、四月三十日には村議会議員選挙が行なわれた。年齢満二〇歳以上の男女に平等な選挙権があたえられたのである。投票所は上八木沢・帯金小学校・丸滝・大和小学校の四箇所で行なわれた。

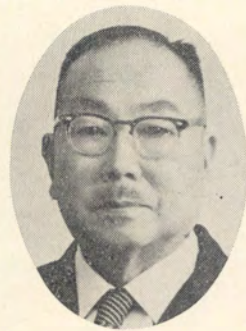
その結果公選初代村長には鈴木音次郎が当選、助役に佐野嘉幸、収入役に長谷川一がそれぞれ選任された。また、このとき選挙された自治法初の村会議員は次の一六名である。

議長、望月富斉、副議長、伊藤喜則、議員、半沢節三、鮎川太郎、千須和秀治、鈴木武重、依田薫一、久保光明、中村十郎、依田高村、赤塚一、滝川一政、小笠原実、若林孝義、久保二郎、市川正美

六三制教育制度による中学校は、大和、帯金の小学校に併設し、教育を行なっていたが校地を丸滝に定め昭和二十五年十月着工し、朝鮮動乱による物価の高騰にあつて憂慮されたが、幸い税制改正により償却資産税の収入が見込まれることとなつて、翌年七月十七日総工費七、九〇八、九二八円をもって完成したのである。引続いて公民館を建設した。

昭和二十七年七月には、失業対策事業開始が認可され、上大島道路、下

大島道路工事に就労者をおくっている。又同年八月には、塩之沢にバルプ工場誘致を計画したが不調に終っている。



旧大河内村合併当時の
村長佐野祥盛

さらに、十月には教育委員選挙が行なわれ、教育委員会が構成されて執行機関として独立した。昭和二十八年には役場を大巾に増築し、近隣町村にも見られないような完備した庁舎となった。

昭和二十九年六月には、大崩部落に電燈がともし、明るい生活ができるようになった。

以上旧大河内村が誕生してから、たどった変せんの概要をしるしたのであるが、町村合併に至る間、実に九〇年、我々の祖先、先輩が苦難とたたかい、忍耐強く努力を続けた数々の足跡がうかがわれるのである。

大河内村歴代村長

氏名	就任年月日	退職年月日
片田 貞治	明治22・7・5	明治23・4・13
片田 健久	明治23・4・13	明治24・2・21
望月 朝暉	明治24・2・21	明治26・3・21
鮎川 伊兵衛	明治25・3・21	明治27・6・19
伊藤 誠三	明治27・6・19	明治31・4・20
伊藤 誠三	明治31・4・20	明治33・4・9
鮎川 直次郎	明治33・4・9	明治34・2・2
佐野 美儀	明治34・2・2	明治34・7・31
伊藤 誠三	明治34・7・31	明治37・7・16
望月 吾三郎	明治37・7・16	明治39・10・14
伊藤 藤三	明治39・10・14	明治34・7・21
小笠原 博文	明治43・7・25	大正4・12・12
望月 安則	明治45・7・25	大正4・12・12
松野 弥三郎	大正4・12・15	大正5・11・30

大河内村歴代助役

氏名

就任年月日

退職年月日

片田	片田	望月	久保	名取	望月	小笠原	伊藤	望月	望月	佐野	片田	依田	長谷川	米沢	久保
栄三郎	栄三郎	安重	重作	新政	政博	博孝	伝市	吾三郎	藤左衛門	與平	峯三郎	周吉	清右衛門	幸右衛門	
大正5.9.6	大正元.8.28	明治44.2.19	明治42.4.16	明治39.11.18	明治38.8.18	明治34.10.3	明治33.9.25	明治31.5.13	明治29.3.27	明治27.10.30	明治24.11.28	明治24.2.11	明治23.5.1	明治23.4.13	明治22.7.25

佐野	鈴木	佐野	佐野	市川	望月	望月	望月	久保	伊藤	松野	片田
祥盛	音次郎	祥盛	幸一	政一	勘治郎	富望	重作	繁太郎	弥三郎	栄三郎	
昭和26.4.21	昭和22.4.6	昭和20.2.8	昭和18.1.8	昭和14.7.2	昭和10.7.17	昭和6.7.4	昭和2.7.20	大正14.7.12	大正10.7.3	大正10.4.9	大正5.12.4

大正5.12.9	大正元.9.5	大正元.8.2	明治44.1.31
----------	---------	---------	-----------

昭和30.2.10	昭和26.4.3	昭和21.12.5	昭和20.2.7	昭和17.12.27	昭和14.7.1	昭和10.7.2	昭和6.7.2	昭和2.7.11	大正14.7.2	大正10.6.30	大正9.11.11
-----------	----------	-----------	----------	------------	----------	----------	---------	----------	----------	-----------	-----------

大河内村歴代收入役

氏名

就任年月日

退職年月日

市川	望月	佐野	名取	依田	平田	鈴木	佐野	望月	久保	長谷川	片田	片田	望月	望月
善一	富盛	祥次郎	市太郎	作太郎	栄二良	熊吉	庄太郎	莞爾	重作	亀三郎	熊之助	作市	兼市	伝市
大正8.11.18	大正6.3.3	大正5.8.21	大正4.1.16	大正2.6.10	明治43.5.24	明治39.11.16	明治38.8.18	明治34.4.28	明治33.5.2	明治31.10.31	明治29.12.27	明治29.3.27	明治26.4.2	明治22.8.31

若林	佐野	伊藤	片田	佐野	市川	滝川	滝川	佐野	望月	市川	伊藤	鈴木
孝義	嘉幸	喜則	大助	幸一	純一	晶	晶	幸一	富齊	政則	繁太郎	熊吉
昭和26.5.19	昭和22.5.19	昭和20.11.16	昭和18.2.8	昭和14.8.9	昭和12.9.2	昭和10.9.8	昭和6.8.13	昭和2.8.29	大正13.7.22	大正11.2.28	大正7.3.6	大正6.3.3

大正10.5.20	大正8.9.30	大正6.3.3	大正5.8.21	大正4.1.16	大正2.6.10
-----------	----------	---------	----------	----------	----------

昭和31.2.10	昭和26.5.19	昭和22.4.4	昭和20.10.4	昭和18.1.7	昭和13.12.25	昭和12.7.10	昭和10.8.30	昭和6.8.29	昭和2.7.20	大正13.5.25	大正10.7.3
-----------	-----------	----------	-----------	----------	------------	-----------	-----------	----------	----------	-----------	----------

若林	大正10・5・20	
望月	大正11・2・12	
市川	大正14・9・13	昭和4・9・14
市川	昭和4・10・5	昭和6・9・17
伊藤	昭和6・9・16	昭和10・9・17
小笠原	昭和10・9・20	昭和10・11・17
千頭和	昭和10・11・10	
千頭和	昭和14・11・10	昭和18・11・11
小笠原	昭和18・11・11	昭和22・5・19
長谷川	昭和22・5・19	昭和26・5・19
望月	昭和26・5・20	昭和30・2・10

第五節 身延町の誕生

町村合併促進法（昭和二十八年九月一日法律第三五八号）が公布されたのに伴って県は、各市町村に対して、「町村合併促進法施行に関する件依命通知」を發した。

町村合併促進法施行に関する件依命通知

去る九月一日法律第三五八号として公布された町村合併促進法は、十月一日から、同法施行令は、政令第三三三三号として十月五日から、それぞれ施行せられることとなった。

町村合併により弱小町村を解消し、町村規模の適正化を図ることは、地方自治の基盤を強化し、地方行政を簡素合理化する基本であるのみならず国政全般の合理的能率的運営に寄与するところが多いのであって、政府においては去る九月十一日の閣議において町村合併促進法の施行を機とし、今後三年間に概ね現在の町村数を三分の一にすることを目的として強力にその推進に当る方針を決定し、これがため関係各省・地方公共団体の代表者及び学識経験者をもって組織する町村合併促進本部を内閣に設け、町村合併に関する基本方針及び基本計画を定め、こ

の画期的な大事業を推進することとなった。

同法の施行その他町村合併の実施上諸般の措置については、貴職の積極的な活躍にまつところが頗る多いのであって、全国的な町村の再編成の歴史的事業の成就是帰するところは、関係町村の自主的発意によらなければならぬが、それは町村合併促進の体制整備と町村合併の気運の醸成のいかにかわるものと存ぜられる。

については、同法の施行に当り左記事項に御留意の上町村合併の促進に關し格別の御尽力を願ひ、広く住民全般に対して同法の趣旨の周知徹底を図り挙げてその目的を達成せられるよう御努力願ひたい。（左記事項略）
右命により通知する。（左記事項略）

町村合併促進基本計画

町村合併促進法施行に伴う九月十一日の町村合併に関する件閣議決定の方針に則り昭和三十一年九月末日まで（町村合併促進法の有効期間中）に、小規模町村（人口八千未満）を合併し、町村数を約三分の一に減少することを目的として、左の要領により町村合併を促進するものとする。

記

- 一、人口八千未満の町村八、二四五（昭和二十八年九月一日現在）の九五パーセント七、八三二を次のように合併して解消するものとする。
- 一、七、八三三町村中一、五〇〇町村は、市又は人口八千以上の町村に合併して解消すること。
- 二、七、八三三町村中残りの六、三三三町村は、平均四ヶ町村ごとに合併して一、五八三町村とすること。



身延町合併十周年記念式典

これにより差引き四、七四九町村が減少すること。

3、1及び2により減少する町村の合計数は六、二四九、合併計画完了後の町村数は、三、三七三となること。

二、昭和三十年四月に大多数の町村では議員及び長の選挙が行われるので、それまでに目標の八〇パーセントを達成することを別途として、次により合併を行うものとする。

年度別区分	合併進捗率		減少町村数の内訳				備考
	合併率	減少率	一府県	市町村	一府県	町村相互	
昭和二八年度	五	六七約	三	三五約	五	七三約	一六
昭和二九年度	四五	四〇三〇	八	九五〇	三	三〇七	七
昭和三〇年度	一〇	六五〇	一四	一五〇	三	四四五	二
昭和三一年度	一〇	六五〇	一四	一五〇	三	四四五	二
計	二〇	六三〇	二七	一、五〇〇	三	四、七九	二五

三、二の目標を達成するために

1、各都道府県においては、おおむね、本年中に管下町村の実態調査を終了するものとする。

2、各都道府県においては、町村合併促進審議会を設置し、昭和二十九年三月末日までに各都道府県別町村合併計画を作成するものとする。

四、政府・都道府県・市町村及び関係機関等は、昭和二十八年度中は町村合併に関する啓発宣伝その他合併の準備に力を注ぎ、昭和二十九年度中に本格的な合併を実施するものとする。

このような町村合併促進の基本計画のもとに、全国的な基本計画をたて、画期的大事業を積極的に推進する方針を閣議で決定したので、山梨県としては、特に小町村の多いのにかんがみ強力に推進する必要がある。 「町村合併啓発宣伝要領」により地方事務所を単位とした町村規模合理化促進協議会（任意機関）を設置して、啓発宣伝に努めるとともに、町村の実態の把握、資料の収集につとめ、講演会、座談会を開催して町村合併の

気運の醸成につとめることとしたのである。

一方町村においては、主要公職者会議を開催し、指導者層の認識を深め村民大会、部落懇談会等を開催し、町村合併の趣旨および利害を理解せしめる等あらゆる階層について協力を求めたのである。

昭和二十八年十二月二十三日身延中学校において、南部（北）ブロック別町村合併促進懇談会を開催、（身延・下山・豊岡・大河内）したがが始めとなり、ついで昭和二十九年二月二日身延町身延中学校において、南巨摩・西八代両郡南部ブロック町村合併促進協議会が開催され、関係各村毎に町村合併促進協議会を設けることを決定した。（出席者、町村長・助役・収入役・正副議長・事務担当者）

昭和二十九年四月十三日第一回身延町外三カ村の合併促進協議会が身延町役場において開かれてより、それぞれの町村において部落懇談会等を開き、合併の利害、問題点をとりあげ合併気運の醸成につとめたが、各町村のあしなみは必ずしも一致せず、大河内村には単村独立論や、二月十一日合併反対論があり一時は合併協議会の席を蹴って立つという事態もあった。また下山村には中富町（当時の原村）からの強いよびかけもあって身延との合併反対論も強く、かなり険悪な空気になったこともあったが、結局は県の強いあっせんにより、全国に知られた身延山を中心に統合することによってようやく一本化したのである。

合併に至る経過については、資料の「廢止分合申請書」の中に詳しく述べられている。

発第一号

昭和三十一年一月二十八日

南巨摩郡	下山村長	古屋	慶信
〃	身延町長	佐野	京治
〃	豊岡村長	鴨狩	庸雄
西八代郡	大河内村長	佐野	祥盛

山梨県知事職務代理者

矢 沢 頼 忠 殿

町村の廃置分合申請書

南巨摩郡下山村・身延町・豊岡村及び西八代郡大河内村は地域的に隣接し、從來から人情、風俗、産業等において実情が相通じているので、この際これらの町村を合併することは、将来の発展繁栄を約束し、住民の福祉を増進するところが大きいので、昭和三十年二月十一日を期し合併が実施せられるよう関係町村の議会の議決を経てここに関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 一、廃置分合を必要とした理由
 - 二、経緯の概要
 - 三、議決書、会議録の写
 - 四、関係町村の現況表
 - 五、財産処分に関する協議書
 - 六、新町名選定の理由、新事務所的位置及びその位置決定の理由
 - 七、関係図面
 - 八、その他参考書類
- (イ) 合併条件協議書写
 - (ロ) 合併前後見込予算
 - (ハ) 合併前後の町村税率比較表
 - (ニ) 合併前後の負担増減額
 - (ホ) 財産及び負債調
 - (ヘ) 合併前後議員選出予定数調
 - (ト) 町村職員調
 - (チ) 合併後の中心地たる各部落からの距離調
 - (リ) 議会招集告示の写
 - (ヌ) 町村合併促進法の規定により他の法律の特例を設けることについて協議が成立した旨の告示の写

一、廃置分合を必要とした理由

南巨摩郡下山村・身延町・豊岡村および西八代郡大河内村は、小規模の自治体ではあるが、住民の福祉を図るため過去において多くの努力を重ねてきた。しかしながら、産業に文化と交通にあらゆるものが長足の進歩を遂げつつある今日、現在の規模では時代の要求する自治行政を積極的に推進することは不可能な状態である。

なお往時より此の四カ村は兄弟村として住民の間に婚姻関係も非常に多く結ばれており、町村合併促進法の制定によりこの区域をもって新町を建設し、関係住民の福祉を増進し地方自治の本旨の充分な実現を図るため合併しようとするものである。

二、経緯の概要

下山村・身延町・豊岡村及び大河内村は、富士川をはさんで身延橋をくさびとして相對し早くから峽南地方の中心地として発展してきた。下山村と豊岡村は身延町を貫いて走る甲駿往還の宿場として交易が盛であり、大河内村は身延線の開通によって日蓮宗の総本山久遠寺の玄関に位し、共存同栄の生活圏を形成してきた。このような不即不離の関係にある四カ町村が町村合併して強力な自治体を組織し、新しい郷土を建設することは歴史の必然であり、時あたかも町村合併促進法が施行されるや、合併の気運は急速にもりあがり次のような幾多の協議が関係町村の間にもたれ、多くの曲折を経て今日の合併をみるに至った。

昨年十二月二十二日関係四カ町村の代表者（町村長・議会議員・各種団体長等）八〇名が参集して町村合併のための研究会を開き、四カ村合併を検討することになった。この間或は各町村毎に四カ町村連合して協議会を開いてこの地区の合併について討論協議した結果、本年四月十三日身延町役場

で関係町村から町村長以下九人の代表者を送って町村合併促進協議会を発足させることになった。

四月十三日には、協議会の規約を決定し、会長に身延町長を、副会長に下山・豊岡・大河内の村長をそれぞれ選任して、地勢・産業・経済・歴史等のあらゆる分野から検討して四カ町村が合併して新町を建設することを前提として協議にはいることになった。その際事務局より示した協議条件について各町村では町村に持ちかえて自己の態度を決定するため幾度となく協議を重ねたのであるが、身延町内の態勢が整備されなかったため、約一カ月間の日時が過ぎた。その後下山村においては四カ村合併について批判する意見が出、十九回に及ぶ村内の協議会が開かれるなど町村合併のための白熱的な討議が行なわれた。

町村合併促進法施行一周年を記念して全国的に行われた合併強調週間を期としてこの地区の協議もようやく再開され、十月一日には身延町で第二回の協議会がもたれ、更に十月十五日には大河内村役場で第三回の協議会が開かれた。この会議には下山村は都合によって参加しなかったが、下山村を含む四カ町村で来春二月十一日を目標に「身延町」として大同団結することが決定された。

十一月十九日、下山村で開かれた第四回の協議会では関係四町村の全委員によって前月十五日の大河内村における決定事項が満場一致で再確認され、役場庁舎の位置を始め十六項目にわたる合併条件が協定され、ここに四町村が合併し「身延町」を設置することが力強く宣言された。

関係町村では部落懇談会等を開催してこの協定条件を住民に説明し、「身延町」建設に対する協力を要請した。

新町建設計画は、町村長、正副議長等が二回にわたって打合せ、原案を作成し、十二月十六日豊岡村で開かれた第五回協議会に提案された。ところが大河内村委員は合併の期日、二月十一日について異議を唱え、遂に退場するに至った。

あとに残された三町村は直ちに善後策を協議した結果やむを得ず三町村

会議に切換え新町建設計画及び合併条件を最終的に協定した。なお大河内村が早期に村内態勢を整備して既定方針に従ってこの三町村に合併するよう附帯決議を行なった。十二月二十一日には、三町村の議員総会を開き十二月二日に各町村の議会を招集することを決定した。

十二月二十二日、三カ町村の議会が身延中学校に開かれ、各町村長の提出した合併に対する五議案を満場一致で議決した。議会閉会后議員総会を開き、各町村議長より議決した旨の報告が行なわれ、全員がこれを確認した。

大河内村当局は、下山・身延・豊岡三カ町村合併決議の結果を知り、翌十二月二十三日夜刻、大河内村も同時に合併したい旨、村長・議長兩名による公文書を送付して来た。しかしながら既に三カ町村の町村議会の合併議決を終り、且つ申請書の提出期日を、十二月二十五日の目標としているので時間的にも大河内村の合併を再審議することは絶対不可能であった。

十二月二十六日、大河内村合併申込に対する態度協議のため三カ町村の町村長、助役、正副議長の会議を身延町役場で開催す。その結果、大河内村は、合併議決しないこと、合併の真意があやぶまれる等の点も考慮され結論を得ず、新年早々協議することに意見一致して、その旨、大河内村に回答す。

昭和三十年一月八日、大河内村より対等合併の議決書（三カ町村の合併協議書を全面承諾の上）を受けた。

これにより一月十二日身延中学校において三カ町村合併促進協議会を開催し大河内村合併に対する協議を行った結果、三カ町村の議会議員の意見を尊重するとの結論を得た。

一月十四日、知事より十二月二十五日提出した下山村・身延町・豊岡村の三カ町村合併の許可書を收受す。

一月二十日、三カ町村議会議員の合同協議会を身延中学校に開催して大河内村合併の件につき協議したところ、町村内、下部組織に一応納得済の上行ないたい結論を得る。

一月二十一日より二十五日迄五日間、下山村・身延町・豊岡村各町村当局、議会および合併促進協議会委員は町村内の住民に大河内村の合併を受入れるよう鋭意努力を重ねた。

一月二十六日、午前十時より身延中学校に於て三カ町村合併促進協議会を開催し大河内村の受入れに対し協議した処四カ町村合併をすべく結論を得たので直ちに四カ町村合併促進委員会を開催しこれを決定する。

同月二十六日、午後一時より下山村、身延町、豊岡村の町村議会を各々身延中学校において開催し大河内村を含めての四カ町村合併の議題に關し、議決したので急ぎ、大河内村議会も開會同伴を議決した。

各町村議会に於て議決後、四カ町村議員の合同会議を開催し郡境を越えての四カ町村合併を再確認し二月十一日発足する事となった。

合併議決に際しての議案は、次のとおりである。

(註)四カ村の議決書は内容が同じであるので下山村のもののみを掲げ、議事録は各町村のものをそれぞれかゝげた。

三、議決書、会議録の写

議第一号

町村の廃置分合の件

南巨摩郡下山村、身延町、豊岡村及び西八代郡大河内村を廃し、その区域をもつて身延町を設置し、昭和三十年二月十一日から施行することを山梨県知事に申請するものとする。

昭和三十年一月二十六日 提出

理由

下山村、身延町、豊岡村及び大河内村は地域的に隣接し実情が相通じているので、合併することによりその組織と経営を合理的且つ能率的にし、住民の福祉の向上を図り、併せて将来の発展繁栄を期待するため、昭和三十年二月十一日を期

下山村長 古屋 慶 信

して、合併することに協議が整ったので、地方自治法第七条第一項の規定により、山梨県知事に申請しようとするものである。

これが本案を提出する理由である。

昭和三十年一月二十六日 議決

下山村議会議長 井上 小 一 郎

議第二号

合併に伴う財産処分の件

昭和三十年二月十一日南巨摩郡下山村、身延町、豊岡村及び西八代郡大河内村を廃し、その区域をもつて身延町を設置した場合、これに伴う財産処分を別紙のとおり関係町村協議の上決定するものとする。

昭和三十年一月二十六日 提出

下山村長 古屋 慶 信

別紙

合併に伴う財産処分に関する協議書

昭和三十年二月十一日下山村、身延町、豊岡村及び大河内村を廃し、その区域をもつて身延町を設置した場合、これに伴う財産処分を次のとおり決定する。

一、身延町の財産及び營造物は全部新町に帰属せしめる。

二、下山村、豊岡村及び大河内村の山林及び原野並びに恩賜県有林の入会慣行はそれぞれ財産区として存置し、その他の財産及び營造物については新町に帰属せしめる。

財産区には財産区管理会を設置する。

昭和三十年一月二十六日 議決

下山村議会議長 井上 小 一 郎

議第三号

合併後の議会議員の任期及び定数を定めるの件

昭和三十年二月十一日南巨摩郡下山村、身延町、豊岡村及び西八代郡大河内村を廃し、その区域をもつて身延町を設置した場合、関係町村の議会の議員は町村合併促進法第九条第一項の規定により、引続き身延町の議会の議員として在任し、その任期は昭和三十年八月三十一日迄とする。

昭和三十年一月二十六日 提出

昭和三十年一月二十六日 議決

下山村議会議長 井上小一郎

下山村長 古屋慶信

議第四号

合併後の教育委員の任期及び定数を定めるの件

昭和三十年二月十一日南巨摩郡下山村、身延町、豊岡村及び西八代郡大河内村を廃し、その区域をもって身延町を設置した場合、関係町村の教育委員会の選挙による委員は、町村合併促進法第九条の二の規定により、互選により四人を選出し、その者は身延町の教育委員会の選挙による委員として引続き在任し、その任期は合併後一年とする。

昭和三十年一月二十六日 提出

下山村長 古屋慶信

昭和三十年一月二十六日 議決

下山村議会議長 井上小一郎

右は謄本である。

昭和三十年一月二十六日

下山村長 古屋慶信

議第五号

合併後の国民健康保険の取扱に関する件

昭和三十年二月十一日南巨摩郡下山村、身延町、豊岡村及び西八代郡大河内村を廃し、その区域をもって、身延町を設置した場合、下山村が行っていた国民健康保険法の規定による国民健康保険は、町村合併促進法第十八条の規定により関係町村が協議して決定した別紙の規約の定めるところにより当分の間、下山村に属していた区域内の世帯主及びその世帯に属する者を引続き被保険者として、国民健康保険を行うものとする。

昭和三十年一月二十六日 提出

下山村長 古屋慶信

昭和三十年一月二十六日 議決

下山村議会議長 井上小一郎

身延町下山国民健康保険規約(省略)

下山村臨時議事会議録

一、本村議事を昭和三十年一月二十六日午後一時南巨摩郡身延町身延中学校に招集した。

一、午後三時二十分に至り議長は出席議員が定数に達したので議事成立の旨を述べ議長席につき会議を開くことを宣告した。

一、出席議員左の通り

- | | |
|-----|-------|
| 議長 | 井上小一郎 |
| 議員 | |
| 一番 | 深沢亀治 |
| 二番 | 松木豊寿 |
| 三番 | 遠藤半弥 |
| 四番 | 遠藤泰治 |
| 五番 | 稲葉泰治郎 |
| 六番 | 佐野理 |
| 七番 | 杉田美之 |
| 八番 | 石川重利 |
| 九番 | 広島勉 |
| 一〇番 | 熊王軍治 |
| 一一番 | 望月小太郎 |
| 一二番 | 松木栄 |
| 一三番 | |
| 一四番 | |
| 一五番 | |
| 一六番 | |
| 一七番 | |
| 一八番 | |
| 一九番 | |
| 二〇番 | |

一、地方自治法第二百二十一条の規定により説明のため議長から出席を求められたものは左の通りである。

一、本議会の書記は左の通りである。

- | | |
|----|------|
| 村長 | 古屋慶信 |
| 助役 | 網野正一 |
| 書記 | 望月仙 |

欠席議員

- 第十三番 望月善長
- 第十五番 深沢忠雄
- 第十七番 遠藤鉄藏
- 第十八番 藤田政一
- 第十九番 佐野仙三
- 第二十番 望月政則
- 第二十一番 藤田喜太郎

- 第九番 藤田初
- 第十一番 田中不二雄
- 第十六番 渡辺信作

一、地方自治法第二百二十一条の規定により説明のため議長から出席を求められた者は左の通りである。

一、本議会の書記は左の通りである。

町長 佐野京治
助役 田京駒男
書記 池上正

一、議長は議事日程を各議員に配布せしめた。

一、議長は配付させた議事日程表について変更の動議がないので印刷物の通り定める旨を宣告した。

第一 会期の決定

一、議長は本会議の会期を一日間と定めた旨を全員に諮ったが全員異議なし。

一、議長異議なきものと認め本会議の会期を一日と定める旨を宣告した。

一、町長から提出した議案は左の通りである。

- 議第一号 町村の廃置分合の件
 - 議第二号 合併に伴う財産処分の件
 - 議第三号 合併後の議会議員の任期及び定数を定めるの件
 - 議第四号 合併後の教育委員の任期及び定数を定めるの件
 - 議第五号 合併後の国民健康保険の取扱に関する件
- 第二 会議録署名議員の決定

一、議長会議録署名議員を決定する旨を告げ、左の二名を署名議員に定める事に異議なきやを諮った。

- 第十七番 遠藤鉄藏
- 第十八番 藤田政一

異議なし

一、議長異議なきものと認めた二名を会議録署名議員に定める旨を宣告す。

一、議長議第一号より議第五号議案を一括上程する旨を宣し、書記をして朗読せしむ。

- 議第一号 町村の廃置分合の件
- 議第二号 合併に伴う財産処分の件
- 議第三号 合併後の議会議員の任期及び定数を定めるの件
- 議第四号 合併後の教育委員の任期及び定数を定めるの件
- 議第五号 合併後の国民健康保険の取扱に関する件

一、第一番議員議案五件に対し総括的意見として全面的に賛成である。

此の四ヶ町村は身延を本として聖者日蓮の御魂のこもる靈地であり、この四ヶ町村を結集して行く事は日蓮の言われた一天四海皆娑妙法の謂により四ヶ町村大同団結は聖人の導きであると信ずる我々は手に手を取り合って進みたい。以上の見地から全員満場一致原案通り可決確定をしたい旨を述べた。

一、議長第一番議員の意見を拝聴するに満場一致賛成の意であるが全員起立して賛意を表したい。

全員賛成起立す。

一、議長議第一号より議第五号まで一括原案のとおり可決確定した事を宣告す。

会議の事件は全部終了したので会議を閉する旨を宣告す。

時に午後四時二十分なり。

右会議録の正当なる事を認めここに署名する。

- 身延町議会議長 望月房則
- 会議録署名議員 遠藤鉄藏
- 〃 藤田政一

豊岡村議会議録

一、本村議事を昭和三十年一月二十六日午後一時南巨摩郡身延町身延中学校に招

集した。

- 一、午後三時四十二分に至り議長は出席議員が定数に達したので議会成立の旨を述べ議長席につき会議を開くことを宣告した。
- 一、出席議員は次の通りである。

議長	柿島 武文
一番	佐野 正久
三番(副議長)	遠藤 俊正
四番	佐野 光圀
五番	大村 謙
六番	松田 茂
七番	望月 平蔵
八番	千頭 和政義
一〇番	望月 幸儀
一一番	粟冠 虎王
一二番	望月 豊春
一四番	木内 昌博
一六番	手塚 喜斉
九番	望月 政吉

- 一、地方自治法第二百一十一条の規定により説明のため議長から出席を求められたものは次のとおりである。

村長	嶋狩 庸雄
助役	大沢 幸房
書記	大野 義学

- 一、本議会の書記は左の通りである。

- 一、村長から提出した議案は左の通りである。
 - 議案第一号 町村の廃置分合の件
 - 議案第二号 合併に伴う財産処分件
 - 議案第三号 合併後の議会議員の任期及び定数を定めるの件
 - 議案第四号 合併後の教育委員の任期及び定数を定めるの件

第二章 町政の沿革

議案第五号 合併後の国民健康保険の取扱に関する件

第一 会期の決定

- 一、議長は本会議の会期の意見を聞いて一日と決定した。

第二 会議録署名議員の決定

- 一、議長は会議録署名議員を選任する旨を告げ、選任の方法について諮った結果議長より指名することとし、左の二名を指名して重ねて異議なきやを諮り全員異議なく決定した。

八番	千頭 和政義
十四番	木内 昌博

第三 議事

- 一、議長は左記の議案を一括上程することに異議なきを諮った。

議案第一号 町村の廃置分合の件

議案第二号 合併に伴う財産処分件

議案第三号 合併後の議会議員の任期及び定数を定めるの件

議案第四号 合併後の教育委員の任期及び定数を定めるの件

議案第五号 合併後の国民健康保険の取扱に関する件

「異議なし」と多数発言

- 一、議長は異議なきにより一括上程することに決定した旨を告げ、議案第一号から議案第五号までを議題に供し、書記をして朗読せしめた。

一、書記朗読

- 一、議長は本各案について村長の説明を求めた。

- 一、村長は詳細なる説明をした。

- 一、議長本案について異議なきを諮った。

- 一、七番議員新町において計画せる事業の説明を求めた。

- 一、村長新町建設計画を書記をして朗読せしめた。

- 一、六番議員、十三番議員よりそれぞれこの合併に対し賛成する旨を述べた。

- 一、議長他に異議なきやを諮った。

異議なし

- 一、議長採決する旨を述べ、第一号議案から第五号議案につき原案に賛成者の起立を求めた。

全員起立

一、議長全員賛成により第一号議案から第五号議案まで原案通り可決確定した旨を宣した。

一、議長会議の事件は全部終了したので会議を閉する旨を宣した。
時に午後四時五十六分

右会議録の正当なることを認め、ここに署名する。
昭和三十年一月二十六日

豊岡村議会議長 柿島 武文
会議録署名議員 千頭和政義
同 木内 昌博

大河内村臨時議会議録

一、昭和三十年一月二十六日午後一時大河内村臨時議會を南巨摩郡身延町身延中学校に招集した。

一、議長は出席議員が定数に達したので議會成立の旨を述べた。
一、議長は午後二時五十分臨時議會の開会を宣告した。

出席及び欠席議員の氏名は次のとおりである。

出席議員

議長	鈴木 武重
一番	曾田 勇一
二番	佐野 敏明
三番	芦沢 美貞
四番	穴山 忠勝
五番	赤塚 一一
六番	望月 忠直
七番	望月 正利
八番	武藤 幡
九番	松野 大治
十番	片田 銀五郎
十一番	佐野 寅雄
十二番	松永 清吉
十三番	
十四番	

欠席議員

十五番 佐野 重則
十六番 望月 宗三郎
三番 伊藤 元治

一、地方自治法第二百一十一条の規定により議長から出席を求められて議場に出席した者は次のとおりである。

村長 佐野 祥盛
助役 若林 孝義
書記 市川 充郎

一、会議の事件は、次のとおりである。

議第一号 町村の廃置分合の件

議第二号 合併に伴う財産処分

議第三号 合併後の議會議員の任期及び定数を定めるの件

議第四号 合併後の教育委員の任期及び定数を定めるの件

議第五号 合併後の国民健康保険の取扱について

一、議長は開議に先だち例により会議録署名議員に次の者を指名して會議に諮ったところ全員異議がないので決定した旨を告げた。

八番 望月 忠直
九番 望月 正利
十番 武藤 幡

一、議長は本議會の会期を一日と定めたい旨を會議に諮ったところ全員異議がないので会期一日と決定した旨を告げた。

一、議長、議案第一号から第五号まで一括議題に供する旨を會議に諮り全員異議がないので一括議題とする旨を告げて書記をして朗読せしめた。

議第一号 町村の廃置分合の件

議第二号 合併に伴う財産処分の件

議第三号 合併後の議會議員の任期及び定数を定めるの件

議第四号 合併後の教育委員の任期及び定数を定めるの件

議第五号 合併後の国民健康保険の取扱について

一、十二番議員議第二号の財産処分について身延町と他の三ヶ村が別になってい

西八代郡大河内村長 佐野祥盛

- 一、身延町の財産及び營造物は全部新町に帰属せしめる。
- 二、下山村、豊岡村及び大河内村の山林及び原野並びに恩賜県有林の入会慣行はそれぞれ財産区として存置し、その他の財産及び營造物については新町に帰属せしめる。財産区には、財産区管理会を設置する。

六、新町名選定の理由及び新事務所の位置及びその位置を決定した理由

一、新町名選定の理由

日蓮聖人九年間隠棲の地であり、「たとい何処にて死に候とも墓をば身延山に立てさせ給え」との謂により身延と名づけられた身延町は日蓮宗総本山久遠寺の所在地で国内日蓮宗信者の湯仰の地でありその名称は全国はおろか全世界に知れ渡っており信仰と観光の参詣客は年間一〇〇万人と数えられている。このゆかり深い「身延」を永遠に力強く、平和に延び発展するという意義のもとに「身延町」と決定した。

二、新事務所の位置

身延町梅平

三、新事務所所の位置を決定した理由

国道に沿った新町の地理的中心地であり、県出先機関及び高等学校、中、小学校所在し、部落は、扇状に散在している。又身延山参詣道路上に位し、観光都市の表玄関に沿い、新興部落として急激な躍進を遂げ各団体連合収容個所も附近にあり、農地も多く住宅建設計画も着々立案され周辺地区の憧憬の集点個所であり、あえてここに新町の事務所を置くこととした。

(イ) 合併条件協議書

昭和三十年二月十一日南巨摩郡下山村、身延町、豊岡村及び西八代郡大河内村を廃しその区域をもって身延町を設置することについて協議した結果その条件を次のように協定した。

これを確認してここに調印する。

昭和三十年一月二十六日

合併条件

一、合併の形式
対等合併とする。

二、新町名

身延町とする。

三、合併の時期

昭和三十年二月十一日

四、役場の位置

役場は身延町梅平、身延高等学校附近に置く。

新庁舎が新築されるまでの間、身延町役場庁舎を仮庁舎とする。

五、役場支所の位置

下山村、豊岡村及び大河内村に支所を置き、現在の役場庁舎をこれに充てる。

六、財産及び營造物等の処分

1、身延町の財産及び營造物は全部新町に帰属させる。

2、下山村、豊岡村及び大河内村の山林及び原野並びに恩賜県有林の入会慣行はそれぞれ財産区として存置し、その他の財産及び營造地については新町に

帰属させる。

財産区には財産区管理会を設置する。

3、関係町村は全部新町に引継ぐものとする。

七、議会の議員の任期及び定数について

町村合併促進法第九条第一項の規定により現に関係町村の議会の議員であるものは引続き新町の議会の議員とし昭和三十年八月三十一日まで在任するものとする。

八、教育委員の任期及び定数について

町村合併促進法第九条の二の規定により関係町村の選挙による委員の互選により定められた四人の委員は新町の教育委員会の選挙による委員として引続き一

南巨摩郡 下山村長 古屋慶信
南巨摩郡 身延町長 佐野京治
南巨摩郡 豊岡村長 鴨狩庸雄
西八代郡大河内村長 佐野祥盛

年間在任するものとする。

九、農業委員会の取扱について

関係町村毎に地区農業委員会を置く。

十、一般職の職員の身分について

関係町村の一般職の職員はすべて新町に於て任用する。

合併後一年以内に退職する職員に対する退職手当の支給について、特に優遇するよう取扱う。この場合勤続年数は通算するものとする。

十一、特別職の取扱について

関係町村長は参与として一年間新町に任用し、助役及び収入役は新町の一般職の職員に任用する。

十二、町税の賦課率について

現行通り関係町村とも同率とする。

十三、国民健康保険について

町村合併促進法第十八条の規定により下山村が行っている国民健康保険は当分の間下山村の世帯主及びその世帯に属するものを引続き被保険者として行う。新町において国民健康保険を行うかどうかは議会において決定する。

十四、部落連絡員の設置

従来どおりとする。

十五、自治功労者の取扱について

関係町村の財政に応じ具体的方法についてはよく相談し関係町村ごとに行う。

十六、農業協同組合その他の公共的団体の取扱について

農業協同組合、農業共済組合は従来どおり関係町村ごとに設置するものとする。婦人会、青年団等は統合する。

十七、新町建設計画に定めなければならない事項、別紙のとおり

(口) 合併前後見込予算比較調

歳入の部

款	予 算 現 計 額					合 計	合併後予 算見込額	比較増減	増減理由
	下山村	身延町	豊岡村	大河内村					
町 村 税	五、六四、三六	一四、七元、四六	三、九七、〇三	一七、一六、二六	四、四九、九一	三、〇〇、〇〇	△五、四九、九二	税制改正により	
地方交付税	一、六〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	二、六六、九五		四、五六、九五	六、五〇、〇〇	一、九七、〇〇		
公営企業及び財産収入	四四、〇〇	三、四〇	五〇、一〇	五〇〇、六三	一、〇元、一五	二、〇〇、〇〇	九七、〇八		
分担金及び負担金				七七、六〇	七七、六〇	三、〇〇、〇〇	二、二四、四〇		
使用料及び手数料	二二、五〇	六六、八〇	五、一〇	五、九〇	三三、三〇	三〇、〇〇	三、三〇		
国庫支出金	一、七四、〇六	二、四四、九五	二、七二、八〇	一、五〇、六三	八、〇〇、〇〇	二、〇〇、〇〇	二、二九、五六	新規事業の増による	
県 支 出 金	五、〇二	一、二二、一〇	三、三六、〇〇	八七、〇〇	二、三三、九五	四、〇〇、〇〇	一、七六、〇六		
寄 付 金	二、〇〇	三、七五、〇三	三、六六、六二	二、〇〇、〇〇	六、〇〇、〇六	二、〇〇、〇〇	△四、〇〇、〇六	特定事業の減単のため	
繰 入 金	二〇、〇〇	三〇、〇〇	一、〇〇、〇〇	六〇、〇〇	一、一〇、〇〇	五〇、〇〇	△三、〇〇、〇〇	特定事業のないため	
繰 越 金	〇〇、〇〇	〇	二、三六、九	二、四六、九五	二、五四、六四	五〇、〇〇	△三、〇〇、〇〇		
雑 収 入	一、三、七七	九三、八四	一、五、〇七	二七、一〇	一、三六、八四	二、〇〇、〇〇	六三、一五		

歳出の部

町村債			四、五〇〇,〇〇〇				四、五〇〇,〇〇〇							
計	九八,〇〇,三三三	三,五〇〇,三三五	一五,七三三,六六二	二五,七三二,一五九	七三,八五八,八五四	一〇八,〇〇〇,〇〇〇	三三,三三〇,〇〇〇	一〇八,〇〇〇,〇〇〇	三三,三三〇,〇〇〇	三三,三三〇,〇〇〇	三三,三三〇,〇〇〇	三三,三三〇,〇〇〇	三三,三三〇,〇〇〇	上水道等新規事業の増による

款	子算現計額 (円)				合計	合併後子算見込額	比較増減	増減理由
	下山村	身延町	豊岡村	大河内村				
議会費	三三三,五〇〇	七三三,七三四	四六六,三三五	三六七,〇〇〇	二,一三三,〇七九	二,〇〇〇,〇〇〇	△一三三,〇七九	
役場費	二,八四〇,三三〇	四,五五五,七三三	二,八三三,一六〇	四,七三三,六六二	一四,九三九,九三三	一三,〇〇〇,〇〇〇	一,九三九,九三三	新庁舎建設のため
警察消防費	五〇八,九〇〇	四三三,四〇〇	三三六,四〇〇	一,〇〇八,五〇〇	二,一三三,一九〇	二,〇〇〇,〇〇〇	一三三,一九〇	
土木費	三六七,〇〇〇	一,六四四,六〇〇	一七七,〇〇〇	一,五一一,〇〇〇	三,六〇〇,三〇〇	二,七一一,〇〇〇	九八九,三〇〇	土木事業増減による
教育費	一,八元、〇〇	三,八四〇,〇〇〇	八,六五五,〇〇〇	八,〇〇四,〇〇〇	三,三三〇,〇〇〇	一四,〇〇〇,〇〇〇	△八,三三〇,〇〇〇	
社会労働施設費	二,三〇〇,八〇〇	二,四七七,三五五	一,八三三,二五六	二,二九八,二三五	八,九八六,二六六	九,〇〇〇,〇〇〇	一三,七三三,七三三	
保健衛生費	二二〇,〇〇〇	四七七,〇〇〇	二七,〇〇〇	五四三,二〇〇	一,三六七,五〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三三七,五〇〇	上水道事業による
産業経済費	四三三,四三三	一,三三〇,三三三	六三三,三三三	三七四,二四五	六,一四九,四九元	五,〇〇〇,〇〇〇	一,一四九,四九元	
財産費	五七,一〇〇	二二〇,〇〇〇	一四九,〇〇〇	六三六,二〇〇	一,〇三三,四〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三三,四〇〇	
統計調査費	八,六〇〇	二〇〇,四〇〇	一〇,三〇〇	一〇,二六〇	五,三〇〇	三〇〇,〇〇〇	二四七,〇〇〇	
選挙費	〇〇〇,〇〇〇	五,一〇〇,〇〇〇	二七九,〇〇〇	三九,一五〇	一七九,七五〇	三〇〇,〇〇〇	一二九,七五〇	
公債費	三六,三三三	一,〇六九,六四四	九〇,〇〇〇	二五三,二〇〇	一七三,四七四	二,〇〇〇,〇〇〇	三二六,五二六	
諸支出産	四四四,四〇〇	五,四二一,一五〇	三三九,三三五	一,五〇〇,一〇〇	七,八四九,六八五	二,〇〇〇,〇〇〇	△五,八四九,六八五	
予備費	三三七,五五六	〇〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	八五九,七五六	一,〇〇〇,〇〇〇	一四〇,二四四	
計	九八,〇〇,三三三	三,五〇〇,三三五	一五,七三三,六六二	二五,七三二,一五九	七三,八五八,八五四	一〇八,〇〇〇,〇〇〇	三四,四四一,一〇六	

(八) 合併前後の町村税率比較表

税目	合併後見込税率	下山村					身延町		豊岡村		大河内村	
		税率	増減	税率	増減	税率	増減	税率	増減			
町村民税	個人均等割 二〇〇円 個人所得割、地方税法第三百十三条第二項の規定により課税総所得金額二万円以下は一・二五%三百六十万円以上は七・五%まで単純累進税率とする。 法人均等割 一、二〇〇円 法人税割七・五%	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
国定資産税	百分の一・五	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
自転車荷車積	原動機付自転車 五〇〇円 自転車 二〇〇円 積牛馬車 八〇〇円 積大車 四〇〇円 積小車及びリヤカー 二〇〇円	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
町村たばこ消費	百分の十	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
電気ガス税	百分の十	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
鉱産税	百分の一	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
木材引取税	百分の五	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
入湯税	二〇円	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
犬税	二〇〇円	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
ミシン税	下山村の区域(課税しない) 身延町の区域(課税しない) 一三〇円 豊岡村の区域(課税しない) 一〇〇円 大河内の区域(課税しない)	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	
国民健康保険税	下山村の区域地方税法第七百三条の二の規定による標準割合とする。	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	同上	なし	

大河内村	1,071	0.8	3	1,071	1.33	33.5	0.04	4,420	5.4	1.37	1.6	
計	1,336反	0.8反	13坪	7,00反	2,105反	0.27反	127.5坪	0.07	2,083坪	7.5坪	4,74坪	1.7坪

(3)負 債(単位円)

町 村 名	六三費制	老朽校舍改造事業費	冷害対策土木事業費	公益屋敷運轉資金	失業対策事業費	支 分	
						計	一戸当
下山村	2,100,000	2,100,000	2,100,000	6,300,000	9,100,000	1,336	9,100,000
身延町	2,100,000	2,100,000	2,100,000	6,300,000	9,100,000	1,336	9,100,000
豊岡村	85,590	85,590	85,590	256,770	327,950	49	327,950
大河内村	96,170	96,170	96,170	288,510	380,850	51	380,850

(ハ)合併前後議員選出予定数調

町村名	有権者数	新議員定数	現議員数	合併直後の議員予定数	備考
下山村	7,874	26	67	67	
身延町	7,874	26	67	67	
豊岡村	7,874	26	67	67	
大河内村	7,874	26	67	67	

(ト)町村職員調

町村名	職 名	生年月日	年 齢	勤 続 年 数	給料月額	担任事務	備考
下山村	長古屋 慶信	33.6.13	22	10	18,400		
助 手	役網野 正一	41.3.25	22	19	16,300		
収入役	望月 武雄	32.12.21	0	7	12,600		
主 事	望月 仙明	41.4.1	28	10	13,100	庶務、戸籍	
書 記	遠藤松之助	40.3.30	15	7	11,000	統計、消防	
〃	石川 金雄	大14.7.10	8	5	9,600	福祉、衛生	
〃	佐野 六郎	明42.10.21	7	6	9,300	勤業、土木	

身延町	長野	京治	明	16.12.11	3.8	一八、〇〇〇	小学校
〃	望月まつよ	明27.3.1	3	1	8	三、〇〇〇	小学校
〃	望月安五郎	明29.7.15	7	5	1	三、〇〇〇	中学校
使 丁	小林 久吉	明18.6.6	6	6	10	五、〇〇〇	役 場
〃	中村 孝恭	明35.6.3	6	3	6	六、六〇〇	公民館
書 記	佐野 敏江	昭8.3.13	8	3	13	四、九〇〇	教育委員会
〃	教育長 佐野国太郎	明30.2.25	8	2	8	一〇、四〇〇	
〃	松木 篤子	昭4.8.2	4	2	4	四、九〇〇	農業委員会
〃	遠藤 君江	昭8.1.28	8	2	8	四、九〇〇	庶務
〃	広島 慶明	大8.9.17	8	2	0	五、八〇〇	農業委員会
〃	近藤 茂正	昭4.2.14	4	2	1	六、九〇〇	国 保
〃	近藤 康次	昭8.12.30	8	2	8	六、九〇〇	失業対策
〃	土橋 小市	大10.1.1	10	5	8	九、三〇〇	税 務

助役	田京	駒男	明	39	・	3	・	25	・	10	・	一七、〇〇〇			
収入役	佐野	正大	11	・	12	・	1	・	14	・	4	・	一六、〇〇〇		
総務課長	池上	正大	3	・	8	・	23	・	8	・	4	・	一〇、六〇〇		
経済課長	望月	秀雄	明	31	・	11	・	30	・	8	・	2	・	〇、〇〇〇	
税務課長	佐野	初雄	大	3	・	9	・	10	・	6	・	11	・	九、六〇〇	
民生課長	池上	愛子	明	37	・	12	・	13	・	7	・	4	・	九、六〇〇	
出納室	守屋	秋造	大	6	・	10	・	31	・	4	・	2	・	九、三〇〇	
主事	依田	幸雄	昭	2	・	8	・	23	・	8	・	2	・	八、七〇〇	庶務、財政
主事	佐野	定雄	昭	3	・	3	・	1	・	6	・	6	・	八、一〇〇	勸業統計、土木
主事	井水	五雄	昭	5	・	12	・	17	・	5	・	9	・	七、五〇〇	庶務、議事
主事	奈加	利雄	昭	5	・	1	・	24	・	5	・	7	・	七、二〇〇	戸籍
主事	望月	重久	昭	5	・	6	・	23	・	6	・	7	・	七、二〇〇	農業委員会
主事	田中	安春	昭	7	・	5	・	21	・	2	・	10	・	五、九〇〇	税務
主事	市川	喜久江	昭	8	・	3	・	10	・	4	・	0	・	五、五〇〇	給付、住民登録
主事	補佐	佐美常	昭	6	・	11	・	12	・	1	・	10	・	五、五〇〇	失業対策
主事	田中	隆	昭	9	・	6	・	10	・	1	・	3	・	五、五〇〇	税務
主事	日吉	司郎	昭	9	・	7	・	30	・	1	・	10	・	五、五〇〇	税務
主事	佐野	とみ代	昭	9	・	4	・	23	・	1	・	10	・	五、〇〇〇	納税
主事	小笠原	秀子	昭	11	・	5	・	22	・	1	・	10	・	五、〇〇〇	税務
主事	藤田	政枝	昭	11	・	6	・	19	・	1	・	8	・	五、〇〇〇	庶務
主事	今村	昌子	昭	10	・	4	・	22	・	0	・	10	・	五、〇〇〇	厚生
主事	千須	和武	大	9	・	9	・	29	・	0	・	7	・	六、六〇〇	失業対策
主事	丁望月	周治	明	25	・	8	・	30	・	7	・	7	・	七、五〇〇	
主事	教育長	佐野	源治	明	12	・	9	・	1	・	1	・	8	二、六〇〇	
主事	書記	佐野	茂昭	4	・	4	・	15	・	5	・	9	・	七、二〇〇	教育委員会

大河内村	助役	長	佐野	祥盛	明	26	・	3	・	15	・	17	・	三	・	七	・	二〇、〇〇〇			
豊岡村	助役	長	鴨狩	庸雄	明	27	・	11	・	3	・	3	・	三	・	七	・	一九、八〇〇			
使	丁	養護	婦	佐藤	あつ子	昭	4	・	10	・	15	・	2	・	1	・	8	・	五、一〇〇	中学校	
書	記	池上	邦子	明	9	・	7	・	15	・	4	・	2	・	5	・	2	・	五、七〇〇	中学校	
使	丁	市川	照吉	明	26	・	5	・	6	・	5	・	0	・	5	・	0	・	六、四〇〇	小学校	
使	鮎川	美子	昭	9	・	7	・	2	・	1	・	8	・	3	・	1	・	5	・	五、一〇〇	小学校
使	望月	えつ子	昭	9	・	8	・	29	・	1	・	3	・	3	・	1	・	5	・	五、一〇〇	教育委員会
使	佐野	作子	大	15	・	3	・	21	・	2	・	7	・	7	・	10	・	五、二〇〇	小・中学校		
使	丁	坂上	きく	明	35	・	6	・	12	・	1	・	0	・	3	・	10	・	五、四〇〇	役場	
書	記	望月	仁郎	昭	4	・	12	・	7	・	1	・	8	・	2	・	0	・	五、四〇〇	教育委員会	
教育長	古屋	金吉	明	23	・	12	・	7	・	0	・	11	・	1	・	11	・	二、〇〇〇	配給		
書	片田	鈴子	昭	8	・	1	・	8	・	1	・	5	・	2	・	4	・	五、五〇〇	税務		
書	渡辺	喜久雄	昭	4	・	6	・	22	・	2	・	10	・	4	・	10	・	五、九〇〇	失業対策		
書	小山	進一郎	昭	7	・	6	・	29	・	2	・	4	・	10	・	2	・	五、九〇〇	登録		
書	粟冠	綾子	昭	6	・	9	・	12	・	2	・	10	・	2	・	10	・	六、二〇〇	戸籍、住民		
書	沢田	成一	昭	4	・	5	・	15	・	4	・	2	・	10	・	2	・	六、六〇〇	厚生		
書	千頭	和善	昭	6	・	5	・	2	・	3	・	10	・	2	・	10	・	六、六〇〇	税務		
書	佐野	雅美	大	15	・	5	・	30	・	4	・	2	・	2	・	2	・	七、五〇〇	消防		
書	鴨狩	芳信	大	11	・	7	・	19	・	14	・	7	・	7	・	7	・	一〇、四〇〇	勸業、統計		
収入役	千頭	和一	大	12	・	10	・	1	・	5	・	1	・	1	・	1	・	一三、六〇〇	庶務、議事		
収入役	大沢	幸房	明	24	・	11	・	3	・	3	・	9	・	7	・	7	・	一五、六〇〇	土地、土木		
書記	大野	義学	明	39	・	2	・	11	・	31	・	7	・	7	・	7	・	一三、一〇〇			
書記	大野	義学	明	39	・	2	・	11	・	31	・	7	・	7	・	7	・	一三、六〇〇	選挙		

収入役望月 喜一	明32	・4	・24	3	・6	一五、五〇〇	勸業・農業
書記望月 七弥	大11	・5	・12	7	・5	九、五〇〇	勸業・農業
市川 充郎	大13	・5	・11	7	・5	九、三〇〇	庶務・議事
小笠原敏光	大5	・7	・7	6	・9	九、三〇〇	選挙
技術史員望月 敏昭	4	・1	・20	1	・4	九、三〇〇	稅務、土地
書記深沢 恒吉	明37	・8	・15	12	・0	八、九五〇	厚生福祉
片田 大助	明22	・12	・7	9	・2	七、九〇〇	衛生
佐野 孟昭	2	・6	・2	5	・10	六、九〇〇	林務統計、土籍、消防
中山 靖逸	明24	・9	・1	5	・3	六、二〇〇	戸籍、外国人登録
鈴木 智昭	5	・6	・1	3	・3	六、二〇〇	戸籍、住民登録
名取 好巳	昭7	・11	・24	3	・4	六、二〇〇	勸業、農委
書記補小笠原成子	昭7	・8	・6	6	・2	六、〇〇〇	庶務
書記清水 敏夫	大12	・1	・1	2	・4	五、八〇〇	失業対策
書記補若林たか江	昭8	・1	・10	4	・0	五、八〇〇	出納
久保 浜子	昭7	・5	・12	3	・3	五、七〇〇	稅務
佐野富士子	昭8	・12	・15	3	・3	五、六〇〇	庶務
教育長鮎川 省三	明25	・1	・24	1	・7	八、五〇〇	
書記武藤 正明	昭31	・8	・12	10	・1	八、一五〇	教育委員會
保健婦佐野はる子	明36	・6	・19	1	・1	五、五〇〇	
使丁久保つた江	大7	・4	・25	8	・0	五、五〇〇	役場
加藤 せん	明12	・8	・25	3	・5	五、二〇〇	中学校
佐野 みと	明34	・5	・1	3	・5	五、二〇〇	小学校
千野 こと	明36	・11	・5	2	・5	五、二〇〇	
中山みよじ	明35	・9	・15	0	・8	五、〇〇〇	公民館

部落名	中心地に至る距離	備考
粟倉	一〇・三キロメートル	
下山	五・八	
身延	一・五	
波木	〇・八	
大野	一・五	
小田船原	一・八	
門野	三・二	
大城	五・二	
相又	四・二	
清子	四・五	
光沢	六・二	
横根中	六・六	
上八木沢	七・四	
下八木沢	七・〇	
帯金	四・六	
大笹	八・三	
椿里	七・一	
丸滝	二・〇	
角打	二・〇	
大崩	五・五	
和田	四・五	
和上	五・六	
樋ノ島	六・八	

(4) 合併後の中心地にいたる各部落からの距離調

村告第一号

昭和三十年一月二十二日

下山村長 古屋 慶 信

下山村臨時議會を左記のとおり招集する。

一、日時 昭和三十年一月二十六日 午後一時

二、場所 身延町身延中学校

三、付議すべき事件

第一 町村の廃置分合の件

第二 合併に伴う財産処分の件

第三 合併後の議會議員の任期及び定数を定めるの件

第四 合併後の教育委員の任期及び定数を定めるの件

第五 合併後の国民健康保険の取扱に関する件

村告第二号

昭和三十年二月十一日南巨摩郡下山村、身延町、豊岡村及び西八代郡大河内村

を廃しその区域をもって身延町を設置した場合、関係町村の議会の議員は町村合

併促進法第九条第一項の規定により、引続き身延町の議會議員として在任し、そ

の任期は昭和三十年八月三十一日までとすることに協議が成立したので同条第四

項の規定により告示する。

昭和三十年一月二十七日

下山村長 古屋 慶 信

告示第三号

昭和三十年二月十一日南巨摩郡下山村、身延町、豊岡村及び西八代郡大河内村

を廃しその区域をもって設置した場合、関係町村の教育委員会の選挙による委員

は、町村合併促進法第九条の二の規定により、互選により四人を定め、その者は

引続き身延町の教育委員会の選挙による委員として在任し、その任期は一年間と

することに協議が成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十年一月二十七日

下山村長 古屋 慶 信

告示第四号

昭和三十年二月十一日南巨摩郡下山村、身延町、豊岡村及び西八代郡大河内村

山梨県達第一号

を廃しその区域をもって身延町を設置した場合、下山村が行なっていた国民健康
保険法の規定による国民健康保険は、町村合併促進法第十八条の規定により当分
の間下山村に属していた区域内の世帯主及びその世帯に属する者を引続き被保険
者として国民健康保険を行なうことに協議が成立したので、同条第四項の規定に
よりその規約を告示する。

昭和三十年一月二十七日

下山村長 古屋 慶 信

南巨摩郡 身延町

〃 下山村

〃 豊岡村

西八代郡大河内村

地方自治法第七条一項の規定により南巨摩郡身延町、下山村、豊岡村及び西八
代郡大河内村を廃し、その区域を以て身延町を置き、昭和三十年二月十一日から
施行する。

昭和三十年一月三十一日

山梨県知事職務代理者

技術吏員兼 事務吏員 矢 沢 頼 忠

山梨県達第一二号

身延町地方自治法第二百五十九条第三項の規定により、身延町の属すべき郡の

区域は南巨摩郡の区域とし、昭和三十年二月十一日から施行する。

昭和三十年一月三十一日

山梨県知事職務代理者

技術吏員兼 事務吏員 矢 沢 頼 忠

総理府告示第七十五号

地方自治法第七条第一項の規定により、山梨県南巨摩郡下山村、身延町、豊岡
村及び西八代郡大河内村を廃しその区域を以て身延町を置く旨山梨県知事職務代
理者から届出があった。

右の廃置分合は昭和三十年二月十一日からその効力を生ずるものとする。

昭和三十年二月十一日

総理府告示第七十六号

町の属すべき郡の区域を定める処分

地方自治法第二百五十九条第三項の規定により昭和三十年二月十一日から新たに設置される身延町の属すべき郡の区域を南巨摩郡とする旨山梨県知事職務代理者から届出があった。

昭和三十年二月十一日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

内閣総理大臣 鳩山 一郎



(左) 町長職務執行者佐野京治
(右) 初代町長佐野祥盛

以上のように
廃置分合申請書
に対して一月三
十一日付で、県
の認可があり、
二月十一日以内
閣総理大臣の告
示が発せられ
て、一町四カ村
合併新身延町誕

生がここに正式に確定したのである。

五月二十九日、身延中学校校庭において盛大な合併式典が挙行された。旧四カ町村自治功労者二三八名への感謝状贈呈、演芸、学童の旗行列などが行なわれ一段と光彩を添えた。

次節に合併以来十三年余の多事多難な新身延町のあゆみと、着実な建設の姿を記してみたい。

第六節 合併以来のあゆみ

一、合併後今日までの身延町の主なで

きごと

合併以来今日までの町行政上特筆すべき事項を次に年表として掲げてみる。

年	月 日	事 項
昭和三〇年	二月一日	一町三カ村合併申請認可されて新身延町が発足
	三月二六日	町長職務執行者として佐野京治就任
	五月二九日	初代町長選挙、佐野祥盛当选
	八月一日	合併記念式挙行
	八月二七日	身延町選挙区条例公布(四選挙区制)
	二月七日	第一回町議会議員選挙二六名の新議員が当选
昭和三二年	二月一日	教育委員選挙無投票となる。大河内地区議会の補欠選挙が合わせて行なわれ深沢富治当选
	三月二五日	身延駅前鉄道用地買収議決(七月二〇日起工)
	四月三日	町営住宅丸滝団地二〇戸完成。
	八月二八日	富山橋の竣工式。
	三月二五日	役場庁舎建築起工。
昭和三三年	八月二六日	町営住宅波木井団地一五戸、下山団地一〇戸完成。
	一〇月五日	下山土地改良用水路通水式。
	一〇月二七日	大野山保育園落成。
昭和三三年	一月 四日	天野知事を迎えて新庁舎落成式挙行。
	三月二五日	失業対策事業和田平線道路開さく着工。
		町営住宅、美登見団地(角打)一七戸完成。

昭和三四年

五月 六日 自治功勞により山梨県知事から身延町が表彰される。
 六月 八日 のど自慢全国放送が身延町大河内公民館で行なわれた。
 九月 七日 身延町議会に事務局を設置。
 身延地区議会議員補欠選挙が行なわれ、加藤市郎、藤田盛行当選
 新町建設審議会第一回会議開催
 二月二二日 下山栗倉区域へ三輪消防自動車ポンプ配備
 二月二三日 下山簡易水道起工式(三四年七月完成)
 二月二五日 下山中学校校舍落成
 一月二六日 役場機構改革により、税務事務所発足。
 二月 二日 知事選挙 天野久三選す。
 二月 一日 町章制定委員会開催、身延町町章決まる。
 三月 二五日 町長選挙 河井直一当選
 三月 二六日 河井町長就任
 五月 一〇日 町長選挙に関係する紛争共同声明を出し終止符。
 七月 二八日 選挙区条例廃止の条例は否決された。
 八月 二四日 台風七号により大災害(死者一名)
 八月 二三日 町議会議員選挙(大河内地区無投票)
 九月 二六日 台風一五号(伊勢湾台風)による災害発生。
 一〇月 一五日 助役佐野為雄就任
 十一月 一七日 中央高速自動車道早期着工総決起大会に参加のため上京。

昭和三五五年

一月 二二日 大河内分団第四部自動車ポンプ交付。
 二月 一一日 全町に国民健康保険を実施。
 三月 二五日 船原団地町営住宅六戸建設。
 四月 一日 帯金耕地災害復旧工事着工
 九月 一七日 橋本建設大臣来町
 二月 二二日 下山小学校給食開始
 二月 二一日 豊岡小中学校給食開始
 下山地区議会議員補欠選挙、松木栄当選
 身延橋改修はじまる
 二月 二二日 身延中学校屋内体育館、中央公民館起工

昭和三六六年

一月 二四日 身延橋改修はじまる
 一月 三〇日 身延中学校屋内体育館、中央公民館起工
 二月 二二日

昭和三七七年

四月 二七日 大島稚蚕飼育所完成
 五月 二六日 身延橋改修工事完成
 六月 八日 身延町集会所落成す(現大河内中学校産業教室)
 六月 二七日 集中豪雨襲来
 七月 一八日 天野知事、身延山法主を迎え身延橋改修完工式開催
 河井町長病欠により佐野助役職務執行者となる
 役場事務改善による執務環境整備
 身延中学校屋内体育館、中央公民館落成式
 二月 二九日 大和小学校給食開始
 二月 二七日 帯金小学校、身延小中学校給食開始
 三月 二九日 新町建設計画承認
 八月 一日 支所廃止
 八月 二日 豊岡支所閉庁式
 八月 三日 大河内支所閉庁式
 九月 四日 身延簡易水道起工
 一二月 二五日 町営火葬場完工(一二月二一日火入式)
 一月 一〇日 身延梅ヶ島線開通促進会議
 一月 一〇日 公明選挙の町宣言
 一月 一八日 下山支所廃止後町分室として公民館に移転戸籍・配給は本庁へ移す。
 一月 二七日 天野久四選成る
 二月 一三日 佐野助役、町長選挙出馬のため退職
 二月 一〇日 大河内中学校給食開始
 二月 二五日 町長選挙 佐野為雄無投票当選
 三月 一四日 下山中学校給食開始
 三月 一七日 身延簡易水道完工式
 三月 二二日 三四年台風災害復旧終了「災害復興祭」開催
 三月 二五日 河井町長離任
 四月 一七日 県議会議員選挙
 五月 一七日 中央道建設推進委員会、北廻り変更可決佐野町長反対を力説
 七月 五日 小野金六翁の慰霊塔除幕式挙行
 七月 一〇日 身延町議会議員選挙公報条例公布される

昭和三八八年

四月 二七日 大島稚蚕飼育所完成
 五月 二六日 身延橋改修工事完成
 六月 八日 身延町集会所落成す(現大河内中学校産業教室)
 六月 二七日 集中豪雨襲来
 七月 一八日 天野知事、身延山法主を迎え身延橋改修完工式開催
 河井町長病欠により佐野助役職務執行者となる
 役場事務改善による執務環境整備
 身延中学校屋内体育館、中央公民館落成式
 二月 二九日 大和小学校給食開始
 二月 二七日 帯金小学校、身延小中学校給食開始
 三月 二九日 新町建設計画承認
 八月 一日 支所廃止
 八月 二日 豊岡支所閉庁式
 八月 三日 大河内支所閉庁式
 九月 四日 身延簡易水道起工
 一二月 二五日 町営火葬場完工(一二月二一日火入式)
 一月 一〇日 身延梅ヶ島線開通促進会議
 一月 一〇日 公明選挙の町宣言
 一月 一八日 下山支所廃止後町分室として公民館に移転戸籍・配給は本庁へ移す。
 一月 二七日 天野久四選成る
 二月 一三日 佐野助役、町長選挙出馬のため退職
 二月 一〇日 大河内中学校給食開始
 二月 二五日 町長選挙 佐野為雄無投票当選
 三月 一四日 下山中学校給食開始
 三月 一七日 身延簡易水道完工式
 三月 二二日 三四年台風災害復旧終了「災害復興祭」開催
 三月 二五日 河井町長離任
 四月 一七日 県議会議員選挙
 五月 一七日 中央道建設推進委員会、北廻り変更可決佐野町長反対を力説
 七月 五日 小野金六翁の慰霊塔除幕式挙行
 七月 一〇日 身延町議会議員選挙公報条例公布される

昭和三九年

七月二日	身延町区長会発足
八月一日	移動公民館みのり号誕生
八月二〇日	町議会議員選挙、二六名の当選者きまる
八月二三日	身延山ロープウェイ完成式
九月五日	町政モニター委嘱
一月一六日	大城簡易水道完工式
二月一九日	河井前町長葬儀（準町葬の礼をとる）
三月二〇日	身延線に準急設置
三月二五日	町営住宅梅平団地二〇戸完成
三月二七日	町内四中学校統合を議会が意見書議決
四月七日	中央自動車道北廻り反対のため議会、執行部が上京国会へ陳情
八月一日	身延駅前広場舗装完成
八月二日	大河内中学校プール完成
八月二〇日	中央公民館において移動県庁開設
一〇月一〇日	東京オリンピック開催
一二月二四日	テレビサテライト局（市川、身延、下部）開局
二月一日	合併一〇周年記念式典
三月一日	献血運動始まる
三月二四日	大河内中学校学校林植林完了式
六月五日	身延山病院落成
六月八日	大島・和田・角打農村集団自動電話開通
七月六日	身延小中学校プール改修成りプール開き
八月一日	角打簡易水道完成式
八月二六日	身延駅前より旧角打方面への舗装工事完成
九月一五日	富士川出水により下山地域中州に孤立した二名の救助作業に消防団出動し無事救出する
九月一七日	豊岡中学校屋内運動場落成
一〇月四日	身延町役場ラジオ体操全国表彰
一二月二日	農協合併仮調印式
一二月二三日	第一回身延町文化祭開催
一二月二五日	国民健康保険七割給付を議決（翌年一月一日より実施）
二月一五日	農協合併開庁式

昭和四二年

三月三日	大野清子線道路改修工事自衛隊より引渡式
九月二四日	台風二六号襲来町内全域に被害発生十数億円の大きな災害となる（死者三名、重傷三名）
九月二六日	災害救助法適用となる
九月二七日	災害応急予算二七〇万円専決、対策にあたる。
一二月二七日	帯金農村集団自動電話の開通式
一月二九日	衆議院議員、知事選挙田辺国男知事に当選
二月三日	町長選挙、佐野為雄無投票再選さる
四月二七日	身延公民館新築落成
五月三〇日	豊岡地区農集電話開通
六月一〇日	町議会議員定数を二二名に減少する条例可決、選挙区条例廃止により大選挙区となる
七月二三日	林業構造改善事業樋之上線林道入札
七月二五日	消防団定数条例改正し六一八名に減員
七月三一日	下山中学校屋内運動場落成式
八月四日	林業構造改善樋之上線林道起工式
八月二日	下山分団へ自動車ポンプ交付
八月二二日	町議会議員選挙、二二名の新議員誕生
一〇月二〇日	中学校統合中央推進合議、身延、豊岡、大河内三校統合を決議
一〇月二八日	身延橋架橋促進委員会設立
一一月一日	町道西谷線舗装工事入札
一一月二四日	三町共同伝染病舎入札
一二月一日	町誌編さん審議会開催、計画の大綱承認
一月二四日	中学校統合推進中央会議において三校統合再確認
二月一日	明治百年、合併一三年記念式、合わせて名誉町民推戴式、名誉町民に藤井日静、綱脇竜妙両師を推戴
二月二〇日	国道五二号線上沢―早川橋間舗装工事始まる
二月二八日	町営住宅市路団地に一六戸完成
三月二八日	県事務所廃止、地方県民室として発足
四月六日	消防団任期改正による辞令交付式
五月二六日	身延電報電話局竣工、自動化成る
四月一八日	豊岡公民館落成式

昭和四三年

昭和四一年

昭和四五年	昭和四四年
五月二九日	山梨県総合防災訓練大野河原にて実施
七月三日	坂本橋永久橋として竣工
七月一八日	青少年のための身延町民会議設立発足
七月九日	町道大野線舗装工事入札
九月三日	林業構造改善事業、樋之上林道、大笠林道入札 (大笠九月一八日起工)
九月二三日	三町(身延町、南部、富沢町) 共同伝染病舎落 成式
一〇月七日	新早川大橋完成、渡り初め式
一〇月一四日	交通事故相談所開設
十一月二七日	大河内中学校屋内運動場起工式
一〇月二一日	工場誘致第一号深三電気工場操業開始 同開所式
二月三日	身延町議会、優良議会として全国表彰をうける
二月七日	身延町消防団県知事表彰旗を受ける
三月七日	身延町敬老年金制度発足
三月二八日	消防近代化についての意見書が議会で可決される
四月一日	長期建設計画策定に着手
四月二三日	町の木として「しだれざくら」を指定する
四月二七日	身延町農協新庁舎落成
七月二六日	世界連邦都市宣言を議会で満場一致可決
八月二一日	世界連邦平和促進宗教者大会が身延山で開かれる
九月五日	峡南衛生組合への加入決定される(火葬し尿塵 芥処理)
九月六日	青年議会開催される
一〇月一日	交通共済制度発足・身延橋架替決定
一〇月三一日	消防団に本部消防隊発足
十一月三日	「町のうた」制定される
十二月一日	山村振興法指定町村となる
十二月二七日	総選挙執行
二月二一日	町誌発行される
	合併十五周年記念行事

二、役場庁舎建設について

新しい役場庁舎の建設は新町建設計画の筆頭に挙げられ、昭和三〇年度中に身延町梅平町高等学校の付近に建設することとされていた。新庁舎は合併新町発足の象徴として、その早期建設が当時の町政最大の課題とされたのである。しかし建設用地、財源の両面で行きづまり、三十一年五月までは全く手さぐりの状態で推移した。



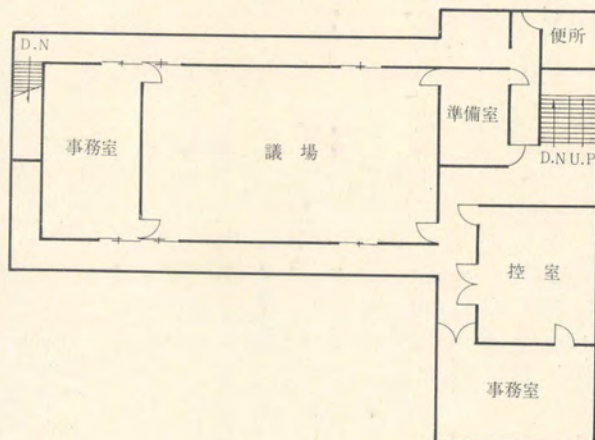
役場庁舎

用地は当初、梅平のダイヤモンド工場敷地、高校官舎敷地、身延中学校北側などが話題にのぼり、交渉も行なわれたが、いずれも不調に終り、漸く昭和三十一年五月十七日の臨時町議会において、梅平地内波木井橋南側、一三・五アール(依田好勝所有地)の買収および一三・六アール(藤田富士弥所有地)の貸借契約が議決され、一方財源も自治庁より、五〇〇〇、〇〇〇円の起債が許可されるにいたり建設が軌道に乗ったのである。建築委員会は既に三十年十一月三日に、町当局と議員全員によって構成されており、三十一年三月には次の常任委員が選任された。

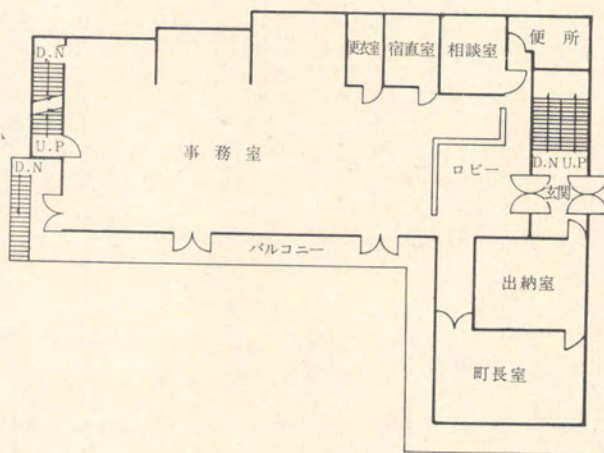
- 町長 佐野祥盛
 議長 佐野為雄 副議長 伊藤喜則
 議員 小笠原実 藤田喜太郎 小笠原清保 佐野里見 藤田国治 齊藤一郎

当初の建築予算は千五百万円(鉄筋コンクリート二階地下二階、建坪六

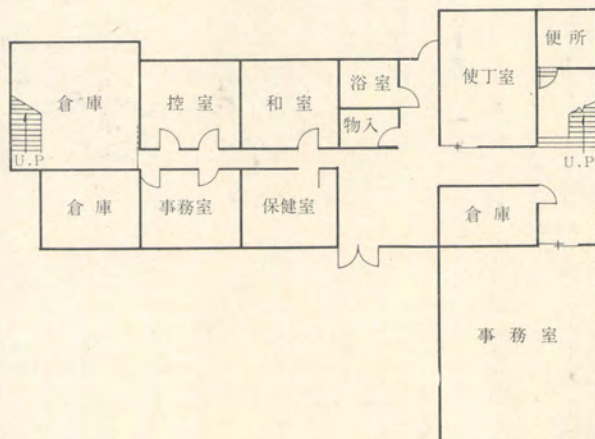
身延町役場平面



3階平面図



2階平面図



1階平面図

二四・八平方メートル)で、起債五百万円のほか身延山より五百万円の寄付を仰ぐこととし、議会の議決をもって五月三十日陳情書を提出した。設計は富士宮市の白井輝男が担当、八月二日に正式設計を確認、八月二十日県内外の建設業者二三社によって競争入札が行なわれた結果、地元身延町大島の田中倉義(扶桑建設株式会社)が一、一九六万円の最低価格で落札八月二十五日工事契約を締結、二十七日地鎮祭を行ない着工した。工期は三十一年十二月十五日と定められ、年内完成を至上命令として工事はすべり出したのである。

しかしながら、この工事は当初より難航に難航を重ねた。時恰もスエズ動乱に遭遇し、鉄材の大幅値上りと入手困難に見舞われ、加えて請負業者の資金力、装備の貧弱によって工事はしばしば中断、停頓し、ある時は工

事金の前払い、または鉄材を町で買って請負業者に現物支給するなどの方策が取られたが工事は遅々として進まず、三十一年末に至るもコンクリート打込みさえ終らない仕末で、起債の認可期限も迫り、建設委員会では契約解除の声さえ出るに至った。

業者は工事費の増額を強く要求、三十二年二月から四月までほとんど工事は進まず、四月二十六日に至りやっと三階までコンクリート打ちが終了した。五月下旬、町と業者の間で六五四万円の工事費増額という協議が成立し、一、八五〇万円の工事総額を六月十八日の議会で承認、その後は工事も順調にすすんだ。七月より常任監督として議員の藤田喜太郎が当たり、工事を監督督励した。

スチールサッシの不足等のためその後も一時工事の停滞はあったが、八

月末日を期限として工事を急いだ結果、一カ月遅れの九月二十五日検収を終り、二十七日引越しを行なった。

引渡しの際最終段階にも、業者が欠損、坪数のくい違い、保証金の返却等を理由として引渡しを拒否し、裁判に訴えるという態度に出て、町との間に険悪な対立が生じたが、一部増工事、材料費増額等で和解成立、事なきを得たが、工期の遅れること約九カ月、トラブルにトラブルを重ねた難工事は、町民の話題と非難の的となり、新聞紙上にも書き立てられた。十月二十七日の大安日を卜して落成式が行なわれ、白亜の新庁舎は合併後二年九カ月ぶりにして完成したわけである。

三、中央道北回り問題について

昭和三十二年四月十六日に、議員提案で国会において成立した「国土開発縦貫自動車道建設法」は、沼津市の田中清一（総合国土計画研究所長）の提唱した国土開発中央自動車道プランを具現化したものとして、関係地域の住民の大きな期待をもって迎えられた。

この法律第三条には、中央道の主たる通過地として

(起点) 東京都―神奈川相模湖町付近―富士吉田市付近―静岡県安倍郡井川村付近―飯田市付近―中津川市付近―小牧市付近―大津市付近―京都市付近

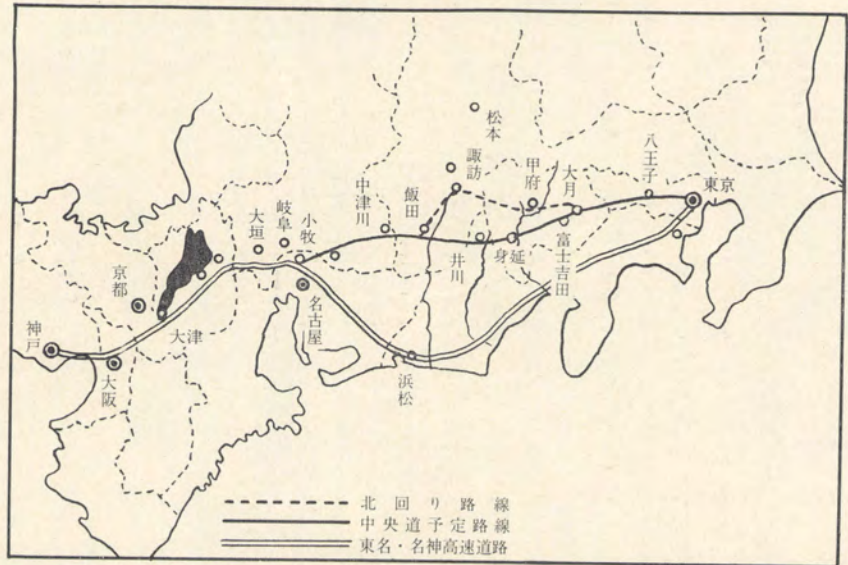
が挙げられ、別図の如く身延町付近を必然的に通過する計画であった。しかるに、昭和三十八年五月十七日、東京都の虎ノ門共済会館において開催された中央自動車道推進委員会においてこの路線を北回りに変更することが決定されたので、ここに町をあげての反対運動の火ぶたが切って落されるのである。

当時の事情を昭和三十八年五月の町広報第二三号及び三十九年五月の第二二号から再録してみよう。

1、中央自動車道予定路線変更反対を陳情（町広報第二三号）

第二章 町政の沿革

中央高速道路の予定路線と北回り変更路線



中央自動車道は昭和二十八年静岡県沼津市富士製作所社長、現参議院議員田中清一氏の総合国土開発計画に基づいて東京―神戸間を結ぶ本土を縦貫する高速自動車道が提案されました。

東京を起点として富士吉田―身延―小牧―神戸と予定路線もでき上り、昭和三十二年国ではこの中央自動車道を法律によって建設することを議決しました。

この中央道の早期着工と完成を推進するため、関係都県知事と市町村長によって構成さ

れたのが、中央自動車道推進委員会でありました。この推進委員会は、中央道の早期実現のため政府及び建設省に対し促進方を活発に展開しております。たまたま去る五月十七日、東京赤坂虎ノ門共済会館講堂において第六回総会が開催されました。青木委員長は経過報告中突如独自の考え方による富士吉田から身延―小牧間の赤石山系を通過する予定線を次の理由によ

つて甲府―諏訪―小牧と（北廻り）変更する方針を明らかにされました。

「赤石ルートは長大なトンネルを必要とするが、技術的にはベンチレーションを始め問題はない。ただ、建設費で一十億高くなるのである。中央道が国会で問題となった当時は、東京―神戸間を結ぶ唯一の自動車道ということであったが、今では東海道高速自動車道ができたほか、全国に六つの高速自動車道案が登場するに至り、同じ東京―神戸間を連絡するのに二つの自動車道は必要でないという議論が起るに至ったので、経費を安く上げることが決定的な要素となるに至った。」と、情勢の大きな変化について予定線路を北廻りに変更するいくつか有利な報告を列挙して、総会はこれを議題として質疑に入ったのであるが、池田塩山市長は、「早期実現のためにはルートの変更も止むを得ない。今後の措置は青木委員長に一任し一日も早く中央道を実現させるべきである」と、委員長報告を諒承する賛成意見を述べた。

これに対し身延町長は、
「中央道が赤石ルートに決定するまでには建設官僚との間に多くの問題はあったが、協議に協議を重ねようやく今日の実現の第一歩をふみだし、法律できめられたこの中央道の確定線路を変更するという事は、山梨県の南方地域にある我々住民としては絶対に反対をします。」と、反対の態度を表明し、議場は緊張した空気につつまれる。続いて横内葦崎市長は、塩山市長の意見を支持して山梨県から賛否両論が出たので、天野知事は特に発言をもとめて、「山梨県の意見が対立したことは誠に申訳ない、この問題は一日も早く中央道を開通させることが目的であるのでこの際、個々の利害を超越して青木委員長の意見に賛成し一切を一任したい。」と、山梨県の立場を強調する。駒ヶ根市長、並びに小牧市長もこれに賛成の意見を述べたので会場の空気は早期実現のためにはルートの変更もいたし方ない、との方向に傾くに至り議長より「身延の町長さんさえ賛成下されば満場一致という非常に強力な意志決定になると思いますが、いかがでしょうか。」

身延町長再度発言して

「小教否決ということにしたい。」と、あくまでも反対を主張して譲らないので、

天野知事再び起って

「身延の町長さんが町民のために頑張っておられることはごもつともと思いません。しかしこの道路は国をあげての道路です。法律と違っているではないかというお説もわかりますが、この際は多数の意見が賛成であるから山梨県のルート争いのために、中央道開通という大目的を達成できないようなことになっては困るから山梨県南部の開発については如何なる要求をも考慮する（具体的に道路計画を発表）から大乗見地になつて賛成せられたい」と説き、漸くルートをめぐる議論は原案賛成にこぎつけて総会は終了しました。

町長は、五月二十二日臨時町議会を招集、町議会は万場一致で予定線路反対の決議をし、直ちに決議文は関係県知事及び各市町村長宛発送されました。

六月十四日、町長は町議会全議員とともに本県選出国会議員を訪問、強く反対陳情を展開致しました。また時を同じくし静岡県においても県を挙げて北廻り反対、六月二十八日には井川村村長以下議会議員六名来庁、本町議会と慎重に今後の打合わせをいたしました。

七月二日、峡南沿線関係町村は、本町を中心に両郡七カ町村連署をもって町議長、議会の代表団を組織し、静岡県井川村と合同、東京プリンスホテルにおいて静岡県選出衆参両院議員二名の応援を得て建設省道路局長に北廻り絶対反対を陳情する。政府においては予定線路は変更しない。北廻りについては新たな計画を樹てる確答を得ました。本町将来の発展のため中央自動車道は予定線路確保と実現に邁進しなければならぬと思ひます。

中央道路線変更反対に大挙陳情

（昭和三八・六広報みのぶ二三号より）

中央道が富士吉田より身延を通り赤石山系を貫いて静岡の井川村を経てゆく法定線路が、昨春以来政治的に甲府諏訪を迂回する北廻線に変更せんとする不当な企みのため、これに対し本町が絶対反対を唱へてきたことについては既に広報みのぶ第三号でご承知のとおりであります。その後も県選出代議士を通じて政府国会に反対運動を続けて参りました。

ところが去る四月三日建設省は「四月七日に国土開発縦貫自動車道建設審議会を開いて予定線路を審議する」と発表し新聞は政府が北廻線の改正を急いでいると報じたので、町長は急ぎよ四月五日議員協議会の招集を求め中央道路線をめぐる重大な事態の処決について議会の意志をおおぎました。意見の一致すると



中央道路線変更反対陳情

ころ「現段階においては断乎反対することが町民の負託に応えることである」と決定議会全員で国会に陳情することになり、翌六日町長を先頭に議会、執行部総勢三〇人「中央道路線変更反対」の白だすきに二本ののぼり旗を立てて上京しました。

議員会館で鈴木強参議院議員の協力と激励を受けたのち堀内一雄代議士と面談しましたが、同氏はさきごろ声明した路線変更の考え方を主張し「大勢は変更であるのでもっぱら地元の見送り案をとるのが得策である」と強調されました。他の県選出代議士は不在で面談もできず、早速予め打ち合わせた静岡の井川村議会と合流し七班に分れ、衆参両議員七一人を個々に訪問、別掲「国会議員諸先生に訴う」の陳情文を手渡し、路線変更反対の協力を懇請しました。代議士の中にはこれに同調されるものもかなりありました。

翌七日は十時より開かれる前記建設審議会のあるヒルトンホテルに出向き審議委員の唯一の県選出金丸徳重代議士と面接その奮闘をお願いしましたが、審議は多勢に無勢建設相は「路線変更によりあての外れた地域には考慮する」という金丸代議士に対する答弁に終り変更案が決定されてしまいました。最終的にはやがて国会の審議にまたねばなりませんが大勢の不利はいなめない現実であります。しかしながら本町の今日までの反対運動は、国土開発という中央道の立法精神に違ふことであり町発展の百年の大計につながることでありますので敗れても悔を千歳に残さないことと信じております。まだ静岡側の強力な反対もありますので問題の行方はわかりませんが、今後も慎重に町のよりよき利益を期して進んでゆかねばならないと考えております。

〃 国会議員諸先生に訴う〃

中央自動車道変更反対について

昭和三十二年四月十六日国会議員全員の超党派的共同提案により国土開発自動

車道建設法が成立し、東京より富士吉田さらに南アルプス赤石山系を横断して小牧市に至る〃夢の路線〃が法律化され実現へ第一歩を踏み出した時、我々地元民はもとより全国民がこの壮大なる国土開発道路計画を歓呼して迎えたのであります。

然るに以来七年を経た今日この法定路線を長野県諏訪市を經由する北廻りに変更すべく法の改正をあえてしようとする動きが強まっていることは誠に遺憾にたえません。

未開発の広大な国土中央部を最短距離により縦貫し長大なる自然観光産業資源に陽の目をあて一大開発を目指すべきこの中央道路線が、既設路線に沿って六〇余キロ迂廻し単なる一級国道的なものにとつてかえられることは、この道路にかけられた国民の夢を奪うものであり立法の趣旨に反するものであつて特に我々関係地元民としては断じて承服しがたいものであります。

変更論の根拠として工費の増大技術的困難等が掲げられておりますが、むしろあらゆる悪条件を克服してこの雄大な国土開発を実現することこそ国家百年の大計であろうと確信いたします。それ故にこそ全国国会議員の発議によつてこの画期的な路線法が成立したのであります。

一部の政治的理由や利害によつて既に確定している路線法を変更してまで安易な途に進まんとするが如きは国民としても断じて容認できない処であります。

何卒あくまで国土開発という立法の根本精神を堅持し中央道既定路線の変更に反対していただきたく、本日山梨静岡関係町村民の総意を代表して上京し、ここに国会議員諸先生に陳情申し上げる次第です。何卒右の趣旨をご賢察下されよろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昭和三十九年四月六日

山梨静岡中央自動車道路線変更反対期成同盟 代表者 身延町長 佐野為雄

各 国会議員 党 殿

まさに孤軍奮闘、刀折れ矢玉尽きた敗戦に追い込まれたわけだが、いよいよ北廻り案を議決する参議院建設常任委員会が昭和三十九年六月九日に開かれる当たり、当時本県選出の安田敏雄参議院議員が常任委員長の椅子にあり、本町の激しい反対運動に同情し、利害関係者として西沢長野県知事とともに本町の佐野町長を委員会に招き、発言の機会を与えたのであ

る。町長は河野建設相以下政府委員、与野党委員を前にして堂々路線変更反対の趣旨を述べ、所信を貫ぬいた態度は誠に立派であった。

結局この日の建設常任委員会は全会一致で変更案を可決、十二日の本会議で成立、公布され身延町の反対運動は終止符を打たれたわけである。

北廻り予定路線図



参議院建設常任委員会議事録よ
り(昭和三十九年六月九日)

。田中一君(全国区・社会党)

身延の町長さんにお伺いいたします。手元に、いまあなたの方から出ている変更反対の理由が示されておりますが、ちょっと、短いから読み上げていただけませんか。

。参考人(佐野為雄君)

朗読する前に、一言感謝とおわびを申し上げます。今回参議院建設委員会の先生方には、国政きわめて御多忙の中にも、中央道の重大性にかんがみまして、実地踏査見聞をなしていただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

一応私どもは、この中央道の重大性は、敗戦によりまして国土がきわめて狭隘になった、どうかこの狭い地域を開発いたしましたして、山岳資源あるいは地下資源、山岳都市、あるいは農村振興、観光方面に、国の一大事業として名実ともに国土の開発をするところに重大の生命があったのでございますが、最近に至りましてにわかに路線の変更が持ち出されたことを聞きまして、まことに残念に思っておりますのでございます。中央道の路線を諏訪市北廻りに変更せんとする一都五県の大多数の賛成者に対しまして、私どもは、これを阻止せんとする山梨県及び静岡県の路線関係町村民は、わずかに十数万にすぎず、まことに九牛の一毛にも足りないという微細なものではあります。少なくとも国の政治は、真理を愛し、正義に生き、立法の精神を尊重いたしましたして、しかも忠実に運営すべきを確

信するものであります。ここに私はあえて昭和三十五年七月二十五日法律第百二十八号をもって公布の中央自動車予定路線を定める法律をあくまでも堅持いたしまして、これが実現を促進するのが当然と考える次第でございます。

申し上げるまでもなく、国土開発縦貫自動車道建設法は、国土の普遍的開発をはかり、画期的な産業の立地振興と国民生活領域の拡大を期するため、昭和三十二年四月、国会議員四三〇名の超党派的共同提案によって制定されました。昭和三十五年七月、この法律に基づく、中央自動車道の予定路線を定める法律が満場一致の賛成を得て制定され中央道は、東京より富士吉田、さらに静岡県井川村付近、すなわち赤石山系を横断して小牧市に至る路線が法律化されました。実現への第一歩を踏み出したとき、関係市町村民はもとより、全国民がこの壮大なる国土開発道路計画を絶賛し、歓呼いたしましたので迎えたわけでございます。

しかるに、それより四カ年を経た今日、しかも、中央自動車道は、政府、国会並びに関係各位の格別なる御尽力によりまして、東京―富士吉田間が工事に着手されまして着々とその進捗をされつつあるときに、昨年五月十七日に虎の門会館におきまして開催の中央自動車道建設推進委員会の総会の冒頭に、青木委員長先生は、突如として、私は昨年九月、十月、二カ月にわたる欧米の道路視察にかんがみ、中央道は、投資の効率、経費節減のために、路線を北廻りに変更すべきであり、この問題は、何人より要求されたものでもなければ、また指示を受けたものでもない、と突然的に発言をなされたものであります。これに対し、直ちに北廻り地域の関係者より、すべて青木委員長に一任の緊急動議が出され、無情にも大多数をもって決定されたのであります。私どもは、かかる重大案件が何ら事前の暗示もなく、寝耳に水のごとく発言の瞬間時において、この重大案件が採択されたことを見たときに、まことに推進委員会の真意を疑い、断じて納得ができなかつたのであります。したがって、わが身延町は臨時議会を招集いたしましたして、議会の決議(別紙にございます)をもって、関係方面に路線変更反対の陳情を続けてまいりましたが、このたびあえてこの法律を改正なされようとしておられることはまことに遺憾のきわみでございます。

そもそも本中央道の使命、目的、その性格は、未開発の広大な国土中央部を最短距離によりまして縦貫し、膨大な自然、観光、産業、地下資源に日の目を当て、一大開発を目ざすべきこの中央道路線が、既定路線に沿って六〇余キロも

迂回する諏訪經由に路線を変更し、単なる一級国道的なものに取ってかえられたことは、この中央道にかけられた国民の希望を奪うものであり、立法の趣旨に反するものとして、特に現行法によるところの通過地点にある関係町村民は、断じて承服したいものがあります。

変更論の根拠としては、工事費の増大、技術的困難等が掲げられておりますが、赤石山系の長大トンネル工事による施工の困難性と工事費一十億円の超過工事費を要すると申しますが、全国まれに見る地質の悪条件下にある国鉄新幹線の丹那トンネルの工事例から見ましても、現在の長足な進歩をした日本の土木技術をもってすれば、長距離トンネルの建設は憂慮する必要はなく、変更路線の工事に比し一十億円の巨額がかさむことはないことはわかっておるのでございます。

長大トンネルのために排気ガスによって空気が混濁すると申しますが、モンブラントンネル（延長一一・六キロ）、その他外国の例を見ても、わが国の長大トンネルの例を見ましても、排気設備をすることによって、空気混濁による交通不能は絶対ないことがわかるのでございます。

標高一、〇〇〇メートルに近い路面においては冬期水雪害による交通途絶の憂いがあり技術的に高速道路としての性格を失うと申しますが富士山麓を通過する国道百三十九号線には、標高一、〇〇〇メートルの通過地点があり、中部電力株式会社建設した畑雑ダムの建設道路には標高九八〇メートルの通過地点があり、また、その他の事例から見ましても冬期交通には支障のないことがわかるのであります。

なお、北廻り線は、既法路線より六十余キロの延長になることがわかります。

既法路線の建設は、北廻り路線によって経費の軽減をはかることにより、最も資源に富み、かつ経済価値も高く、国家的にも最も有利とされているわけでありまして、これらのことは、法律制定前にも十分調査、審議を遂げられ、去る昭和二十九年八月第五回国土開発中央道審議会（会長・建設大臣）におきまして、当時の菊地建設技監の結論どおり、技術的にも可能なものとして、この路線法の決定を見たて信じておりますが、幾多の困難はあるとしても、これを克服して、この雄大な国土開発を実現することこそ国家百年の大計であるとして、全国会議員が賛成し、この画期的法案が制定されたものと確信するものであります。

第二回国会における内海建設委員長法案審査報告によりまして、「国土

を縦貫する高速幹線自動車道を開設し、これを幹線とし、これに接続する培養路線約二、五〇〇キロの整備を促進し、その組み合わせにより、国土開発、道路網を形成して、国土の普遍的開発、画期的産業の立地振興及び国民生活領域の拡大をはかることがこの法律の目的である」と説明されているとおりで、実に六〇キロ延長—迂回する北廻り路線に変更するがときは、幹線と培養線との性格を誤るものであると考えるのであります。

長野県の諏訪、松本地区が新産業都市の指定を受けた関係などにより、高速産業道路を必要とするならば、中央道のバイパスとして別途建設すべきであろうと思ふのであります。

国土開発という立法の精神を堅持せられまして、南アルプス山系の開発によりもたらされるところのばく大な恩恵とわが国の繁栄に思いをいたしまして、中央道既定路線は、あくまでも変更することなく、現行法どおりの建設を促進せられんことを衷心よりお願いするものでございます。

田中一君

私も佐野さんの意見と同意見であります。これは、二時四〇分ころから建設大臣も来るといいますから、建設大臣に質問するときあなたに対する質問はあとでいたしますけれども、何といつても、現行法に賛成する住民が十六万、東京都その他関係の地域の方々は一、〇〇〇万をこえております。こういうことから見ても、いまの佐野さんの御発言は、なかなか目的貫徹には困難があらうと思うのです。そこで、私はここで卒直に聞いておきたいのは、この法律の制定に非常に大きな情熱を傾けて成立をはかった一人として、事ここにおいては、多数で負けまします。ことに私は非常に不満に思っているのは、当時の政府は、まだまだ自衛熱の増強とか、あるいは賠償問題とか、いろんな問題を財政上抱いておりました。なかなかできなかった。それをあえて三国会にわたって、この法律を提案し、促進したものでありますけれども、今日の財政事情は、当時と非常に大きく変わっております。伸びております。ただこれに賛成した、いまあなたが言っておるように四百何十名という衆議院の絶対過半数の方々、これはもう、これに参加しなかつたのは、当時の閣僚政務次官等が参加しないで、あとみんな参加しております。しかし、それが議員提案の形でなされた法律案を、今回突如として政府提案という形に置きかえられ、ましてや、いま伺ってみると同僚の青木一男議員が理事長

をしておるといふ中央自動車道建設推進委員会ですか、こういうものから提案されたものだということになりますと、はなはだ、今回法律の改正案が提案されたまでの経緯の中には不純なものが多分にあるように感ずるわけなんです。いま青木君もおらない、だれもおらないから、参考人として青木君を呼んで一べん伺つてみなければならぬと思うのですが、非常に不純なものがあるように印象づけられますから、おそらく私ばかりではございません。ここにおる同僚の議員ことごとくそう感ずるだろうと思ひます。しかしながら、この段階に来ると、十分にこれは議事録を残して、今後百年二百年のわれわれ次の世代のためにも究明しておかなければならぬと同時に、あなた自身もあなたと同調する十六万の地域住民の方々にも腹をきめなければならぬ段階に来ておるようには私は感ずるわけです。卒直に言うとか交換条件を出さないということ。取引をされてその変更が行なわれるものならば、あなた自身は一六万の代表として、やはり注文をつけるものはおつけなさいということをおあなたに申し上げたいのです。衆議院でかつて現行法に満場一致賛成した衆議院の議員諸君も、この法律案を今回提案されておる法律改正案を支持して可決され参議院に回つてきている現状から見ても、これはひとつ佐野さん、腹をきめなければならぬ段階だと思ふのですが、どうか、もう卒直に注文つけなさい。あなたの場合には国会でもって堂々と注文つけるのですから、何もやみ取引するわけじゃありません。堂々とつけなさい。

。参考人（佐野為雄君）

ただいま田中先生の御情深いおことばをちょうだいいたしましたしまして、まことに感涙にむせぶものがございます。申し上げるまでもなく、本中央道は昭和二六年以来、一応田中清一先生のプランといたしまして、その間には幾多の難航はございましたが、ともかくも田中先生のこのプランを中央自動車道として決定されたこととは、私が申し上げるまでもございません。この間、末端の山梨県、長野、岐阜三県の町村会議長会は、昭和二九年五月以来、この中央道実現のために常に政府にこれを陳情いたしましたして、たゆまざる努力を続けてまいつたのでございますが、まことに組織も弱体ならばというので、山梨県、長野県、岐阜の三県の知事さんが主体となり、そうして促進委員会を結成し、さらに一都五県に拡大いたしましたしてやがて、青木一男先生が委員長になりましたこの問題が実現したわけでございます。当時はだれもが、これを北廻りなど、ということはどうまつも考えてお

らず、単にただいまの東京―相模湖―富士吉田―井川―飯田―中津川―小牧に至るこの線が可能になるならばとお互いがだき合つてこの路線の決定を喜んでにもかかわらず、青木委員長が米国に昨年の九月、一〇月、二カ月間の視察をするや昨年の五月一七日の推進委員会の総会の席上において、だからも指示されるものでもなければ要望されたものでもない―私は、この路線がきわめて国土を開発するために重要なものであるというような信念のもとに提案されたものが、直ちに緊急動議として簡単にこれが政府に要求することを議決されたいということ、私は、まことに残念に存じておるわけでございます。ひとり長野県北廻りを回ることが真の国家の国土開発であるか、私は、小さな―いわんや大月より北廻り、長野県を回ることによって国土は開発いたされぬ、むしろ大きい日本の視野より、未開発地帯を開発してこそ、真の国土開発の意義であると信ずるものがございます。もしも工業地帯に道路が必要であるならば、でき得ればこれにバイパス路線をつけまして、そうして交通網を開拓されるようお願いできるならば、なお幸いだと存ずるわけでございます。この点につきましては、山梨県知事天野知事より、再三身延地域峽南住民が反対することも無理からぬことであるけれども、何をかもつてこれに代替するので了承せよというふうなありがたいおことばも再三拝聴いたしておるわけでございます。先ごろも、新聞紙上におきまして、路線北廻りというようなことが問題になりました際に、聞き及ぶところによりますれば、政調会において、富士吉田より身延に至るまでを一級国道に、あるいは早川、雨畑より井川を通ずるを県道にするというふうなことを拝聴いたしました。はたしてこれらが真偽のほどやいなやということもまだ承つておらないわけでございます。幸いにして、ただいま田中先生の御恩情あることばによって、われわれは戦うべきは戦い、法の前に屈すべきは屈する男でございますので、当然、衆寡敵せず、これが法律によって北廻りになるというならば、これもやむを得ないのでございます。でありますので、どうかこれに代替すべき、地域住民を慰め、しかも、国家の開発のために幾ぶんでも資することのできるような道路を、直ちに御明答いただければ、私は、あわせて幸いだと思つたわけでございますが、よろしく御高配をお願いいたします。

。瀬谷英行君

私も、当初の計画を見ると、確かに中央道は縦貫道らしい路線道らしい路線に

地図の上から見てもなっているわけですが、それが北廻りの変更された路線を見ると、縦貫道じゃなくて、これはまるっきりの迂回道になるわけです。筋からいえば、当初計画どおり赤石山脈にトンネルを掘るといふ縦貫道が国家百年の大計の上から見るならば、妥当ではないか、こういう気がいたします。しかし、昨日、一昨日視察をした結果、問題は、身延周辺から天竜峡周辺に至る南アルプスの赤石山脈周辺をどのように貫通するかということであろうかという気がいたしました。地図の上で見れば、線を一本引ればいいわけですが、同じトンネルを掘るにしても、丹那トンネルに匹敵するトンネルが約三ヶ所この間にはあります。丹那トンネルの場合は、入口も出口も平地でありますけれども、この周辺のトンネルは、トンネルを出たとたんに入谷になっていく。入谷に橋をかけて、またトンネルに入るといふようなおそらく日本の土木技術陣が経験したことがないような難工事になるのじゃないかというようなことを、きのうは視察した結果感じた次第であります。しかし、身延とかあるいは下部周辺としては、当初計画が変更になるということになると、ちょうど、においだけがしておいて、はしをとった瞬間に、料理を鼻先からさらわれたような感じがするのじゃないかという気がいたします。だから、そういう点から考えるならば、また一昨日でした、自動車で本栖周辺から下部に向ける道路を自動車を通った経験によりましてあの辺もたいへんなところであります。だから、この間の道路整備をされるということは、下部なり、あるいは身延、南巨摩郡一帯にとっては非常に重要なことだろうと思うのでありますけれども、これは身延の町長さんに参考人としてお聞きいたしますが、一体道路の重要度あるいは住民の希望からするならば、この周辺から本栖あるいは西湖を通じて富士吉田に抜ける岳ろくを通る道路を整備することのほうが便利であるのか。あるいはまた、富士川沿いに近い将来完成するであろうところの東名自動車道、吉原方面へ抜ける道のほうがよろしいのか。一体どちらのルートが整備されるほうが、地元住民としてはよろしいかという点、これは両方整備されれば一番いいでありましょうけれども、おそらく一べんにはそうはまいらないと思います。順序としてはどちらのほうがよろしいかということとを、町長さんからお伺いしておきたいと思っております。

。参考人（佐野為雄君）

私は、縦貫道路という性質は、縦に一本を抜き通すことが縦貫道路の性質、生

第二章 町政の沿革

命であると考えているわけでございます。たとえば、大月より北廻りをする。同時に、富士吉田に盲腸的存在にあるような道路をもって、これを縦貫道路と称することが的確であるかどうか。われわれは、あくまでも縦貫道路というものは、富士吉田を経て現在の予定路線を遂行することが縦貫道路である。にもかかわらず、富士吉田とめて、大月から北廻りをするということは、縦貫道路の名において恥ずべき措置ではなからうかと考えるわけでございます。ただいまの御質問に対しまして道路が本栖付近から静岡県へ入ることがよろしいか、あるいは、これを山梨県方面へ延長することがよろしいかという御質問でございますが、私どもの道路の実態を申し上げますれば、山梨県の峡南地区南巨摩方面については、わずかに中部日本横断道路、清水―直江津線、すなわち五二号線が一本通過するのみにおいて、しかも、わずかな舗装によって現在狭い道路が一本甲府に向かって通っているわけでございます。まことに道路には恵まれないのでございます。ひとりわれわれ地域の交通の便ということを私は目ざすにあらざして、先ほど申し上げましたように、この中央道の性質にかんがみまして、あくまでも山岳地帯を開発していただきたいというのが念願でございますが、これも法によって、多数決によって北廻りになるならば、これもやむを得ないので、かように変えられるならば、やはり一級国道の舗装をすみやかにしていただくこと、あるいは岳ろく方面の道路を身延まで富士吉田から延長していただくことを、少なからず希望いたしておるような次第でございますが、この点天野知事さんいろいろと御心配をくださっておるようでございますので、どうか本委員会におきまして、どうしても中央道の完成ができませんならば、富士吉田より身延に至る五二号線へつながらるところの道路、そうしてまた、これが井川へ向かって貫通いたしますような道路を、新たに法律によって設けていただき、あるいは県に指示いただいて、一日も早くこれが実現化するように御協力をお願いいたす次第でございます。

。瀬谷英行君

最後のところをもうちょっと、地図をよく見ても地名がこちらの頭の中に入っていないので、おっしゃったことが、どういうルートになるのだから、のみ込めないのですけれども、最後のいま希望をされるルートですね、それをもう一度おっしゃってくださいませんか。

。参考人（佐野為雄君）

富士吉田から本栖へ出てまいります。本栖から中の倉峠というのを通りまして下部に出てまいります。下部から富山橋を渡りますと身延町下山の五二号線への字型に当ってまいります。そうすると、岳ろく方面の道路がずつと五二号線と丁の字の型につながって行くわけでございます。その丁の字型に当たって路線が甲府へ向かつて清水―直江津線となつて、葦崎を経て直江津へ通ずるようになるわけでございます。いま一方これを井川へ通ずることにおきましては―早川町の雨畑を経て井川に通ずるといふような、いま雨畑に―きのうごらんになつていただいたと思つてございますが、早川町へ入りますれば雨畑に番馬といふところの小中学校の位置があるわけでございます。あれを長畑に抜いて、順次井川方面に向かつていけば道路が開通されるということ。もう一つは、長い間の懸案であつた山梨県が林業、産業、観光道路として身延町から安倍峠を越えまして静岡県の安倍郡に行く道路があるわけでございます。これらが完成いたしましたすれば、山梨県と静岡県の安倍郡梅ヶ島村並びに静岡県安倍郡井川村といふような二本の線が開拓されるわけでございまして、幾ぶんなりとも、県有林あるいは山林資源あるいは観光道路といふような点において恵まれるようになってまいりますと思つてでございます。

（以下略）

ふりかえつてこの路線変更問題は、一応困難な山岳開設道路よりも容易でしかも経済効率のよい道路をとという大義名分が勝ちを占めたものといえようが、それならば何故わずか四年前にそのことがわからなかつたのか、数千円円の調査費をかけながら何故専門の技術者の意見がわずか四年で一八〇度の転換をしたかという反論が当然生まれるわけで、この間には長野県出身の青木一男（元蔵相）委員長、これと同調する天野山梨県知事などの政治的な動きが強く働いており、辺地の峡南よりも人口密集する国中、甲府、諏訪回りの方が：という政治的判斷に左右されたものといふことが真相であろう。

大月―富士吉田線さえ出来れば、あとは峡南などどつちでもよいといふ考え方から、南回りははじめからやる気のない案だつたといふような非難

が当時知事に投げかけられたが、こういう邪推さえ生まれるほど、きわめて政治的、策略的な変更であり、身延地区住民の強い不満と不信を呼んだのである。

裏切られた身延に対する「代償措置」は、天野知事からも、国会においては河野建設相からも、泣く子をだますように何回となくうたわれたのであり、身延町はせめてもの埋め合わせに、国道五十二号線の完全改修舗装促進、身延裏参道の県道編入、身延町梅ヶ島林道の貫通、本栖下部身延線の国道編入などに望みを託し今日まで度々国や県に対し要望をしているが、裏参道の県道編入が昭和四十年に実現して少しずつではあるが改良工事が進んでいること、国道五十二号線の改良がこゝ二、三年で完成する見込みであること、梅ヶ島線も年々延長され、本栖―身延線の国道編入も明るい見通しが生まれるなど、五年を経た今日遅々としてはあるが前進しつつあることは確かである。

しかし、これとても全国的な道路整備の水準に比べる時むしろ、遅きに失するというのが實際で、失つたものを補うには余りにも少ないといわねばならない。

四、流産に終つた屠畜場建設、上水道

自動車教習所

新町発足以来、町の積極的發展策として多くの企画立案がなされ、成功裡に完成したのも少なくないが、中には中途で挫折の止むなきに至つたものもある。

初代佐野祥盛町長の時代に計画された屠畜場建設は、三十二年六月の議會で帯金地内へ建設することが可決され、五〇〇万円の起債も議決されたが、自己財源の貧困、用地について一部の反対論など障害が多く結局未執行に終つた。

旧身延町より引継がれた上水道計画も雄大な構想を抱きながら実現に至らなかった事業のひとつである。三三年頃から旧身延町を中心に水道組合が作られ、旧町時代からの推進者であった田京駒男厚生課長の立案により、西谷雨乞下より取水し、旧身延はもちろん、富士川を越えて駅方面まで給水しようというもので、国からの起債四千七百万円も認可され、一部送水管の埋設、組合費の徴収まで行なわれたが、全町的な盛上りを欠き、議会にも異論があり、遂に計画半ばにして中止するに至った。この構想は後に身延簡易水道、中央簡易水道建設に受けつがれている。

自動車ブームの到来を迎えて、各地に自動車教習所が設立され、盛況を誇るようになった昭和三十九年度、佐野町長は下山区に町営の自動車教習所を建設し町発展の一助にしようと計画し、当時設置された企画管理室佐野正室長が詳細計画を立て、県公安委員会、各地の教習所等の指導助言も受けつつ推進したのである。

当初の企画として下山区内の耕地二六四・五三平方メートルを整地し、本舎一七一・六平方メートル修理室一九・八平方メートル、車庫四九・五平方メートルを建設、大型車一台、普通車五台、軽自動車二台、単車一台を備え、建設費一、二〇〇万円余所長以下職員十二名で年間収支一、六〇〇万円程度を予想し、町議会に条例案を提出する段階まで進んだが、最終段階に至って下山区より、大資本と提携して競願する動きが現われ、一方隣接南部町に教習所建設計画が進んでいることも考え合わせ、必ずしも強行して収支相償う見通しもつかないこともあって遂に佐野町長は断念を決定し、十二月の議会にその経過を報告してこの案も一場の夢と消えたのである。

五、名誉町民制度と第一回推戴

昭和四十二年九月の定例町議会で、加藤市郎（副議長）が佐野町長に対し、身延町名誉町民制度を設けて、町の誇るべき人物を推戴するように提

唱し、町長もこれに同意した。これにもとづき、町は同年十二月の定例町議会に「身延町名誉町民条例」を提出、満場一致で可決されたのである。

身延町名誉町民条例（昭和四十二年二月二十六日） （身延町条例第二十六号）

（目 的）

第一条 この条例は広く社会文化の進展について功績があった者に対し、その功績をたたえ、町民敬愛の対象としもって身延における社会文化の興隆に資することを目的とする。

（称 号）

第二条 本町に居住する者若しくは本町に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、学術技芸、その他広く社会文化の振興又は地方自治の発展に寄与し、その功績が卓絶であり、町民の尊敬を受ける者に対しては、この条例の定めるところにより身延町名誉町民の称号を贈る。

2 名誉町民には名誉町民章を贈るものとする。

第三条 名誉町民は、町長が町議会の同意を得て選定する。

（功績の公表）

第四条 名誉町民の功績については、町の広報に掲載し顕彰する。

（待遇及び特典）

第五条 名誉町民に対しては、次の待遇及び特典を与えることができる。

- 一、町の公の式典への参列
- 二、本人の生活に対する便宜の供与又は援護
- 三、死亡したときは、相当の礼をもってする弔慰の表明
- 四、功績碑、記念碑の建立
- 五、その他町長が必要と認める特典

（称号の取り消し）

第六条 名誉町民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉をうしない、町民の尊敬を受けるにふさわしくないと認められるときは、町長は議会の同意を得て名誉町民の称号を取り消すことができる。

2 前項の規定により与えられた待遇および特典を失なう。

（規則への委任）

第七条 条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

同時に施行規則が制定され、名誉町民章の形式その他も決定された。

昭和四十三年一月二十八日の議員協議会に、町長は藤井日静・綱脇竜妙の両師を名誉町民に推戴したい旨をはかり、全員異議なくこれを承認した。

ひきつづいて一月三十一日臨時議会を開いて正式にこれを可決、町の歴史上初の名誉町民二名が誕生したのである。

町長が候補者を議会に推挙するには、規則によりその都度名誉町民選考委員会を設けその審査を経てこれを行なうこととなっており、第一回は町長以下一三名の選考委員が審査にあたっている。

(選考委員)

- 町長 佐野 為雄
 - 助役 望月 吾録
 - 収入役 千頭和一男
 - 議会議長 鴨狩 富治
 - 議会議員 川口 久広
 - 大野 義孝
 - 平田 一三
 - 鍋島 良知
 - 教育委員長 鈴木 正巳
 - 公民館長 中里 日応
 - 望月 謙三
 - 柿島 武文
 - 望月 正一
- 昭和四十三年二月十一日午前
十時より、町合併一三周年、明治百年記念式典をかねて、議会



推戴式に出席した名誉町民のお二人
右 綱脇師 左 藤井師

議場において兩名誉町民の推戴式が盛大に挙行された。

両師とも九〇歳以上の高齢ながら元気に会場に姿を見せ、町民の祝賀と名誉町民章を受け、感謝の挨拶をのべた。

名誉町民二氏の顕彰理由は左の通りである。

藤井日静

昭和三十四年七月身延山久遠寺法主として就任以来、宗門の発展と布教伝道に尽し、身延山短期大学校舎の建設等私学振興に寄与した。また身延山病院を新築し、地域医療保健の向上に寄与した。とくに、世界連邦の提唱者として自ら各国を訪れ、世界平和、国際親善の推進に大きな成果を収めた。

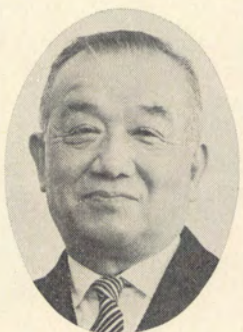
綱脇竜妙

明治三十九年十月、私立らい療養所身延深敬園を創立、以来六十余年、終始一貫、救らい事業に専心し、わが国社会福祉の偉大な功績者としてたたえられている。

身延町合併以後の三役

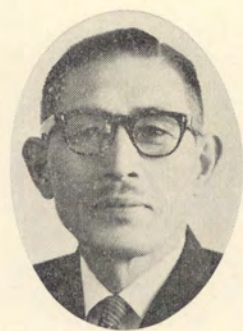


初代町長 佐野 祥盛



二代町長 河井 直一

町長	就職	退職
初代 佐野 祥盛	昭三〇・三・二六	三四・三・二五
二代 河井 直一	三四・三・二六	三八・三・二五
三代 佐野 為雄	三八・三・二六	四二・三・二五
四代 佐野 為雄	四二・三・二六	(現)



三、四代町長 佐野 為雄



二代助役 若林 孝義

(助役)

初代 佐野 為雄

二代 若林 孝義

三代 望月 吾録

昭三四・一〇・一五

三八・一二・二四

四二・三・二四

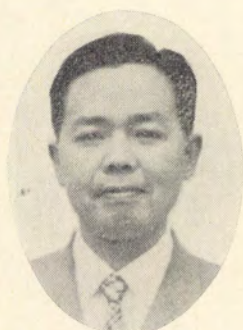
三八・二・一三

四〇・一一・三〇

(現)



三代助役 望月 吾録



初代収入役 佐野 正

(収入役)

初代 佐野 正

昭三〇・二・一一

三三・一二・一九

(職務代理者)



五代収入役 千頭和一男

二代 佐野 正
 三代 若林 孝義
 三五・一二・二〇
 三六・一〇・七
 三六・一〇・七
 三八・一二・二三

四代 望月 吾録
 五代 千頭和一男

三八・一二・二四
 四二・三・二四
 (現)

第七節 役場の機構と各種委員会



町役場の執務風景

た地方自治法によって規定されているものである。次にその移りかわりを概観してみよう。

一、役場の機構

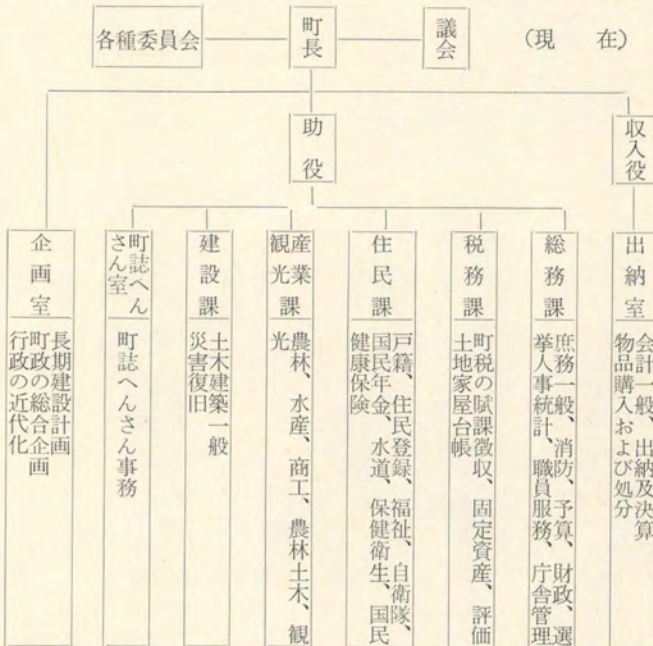
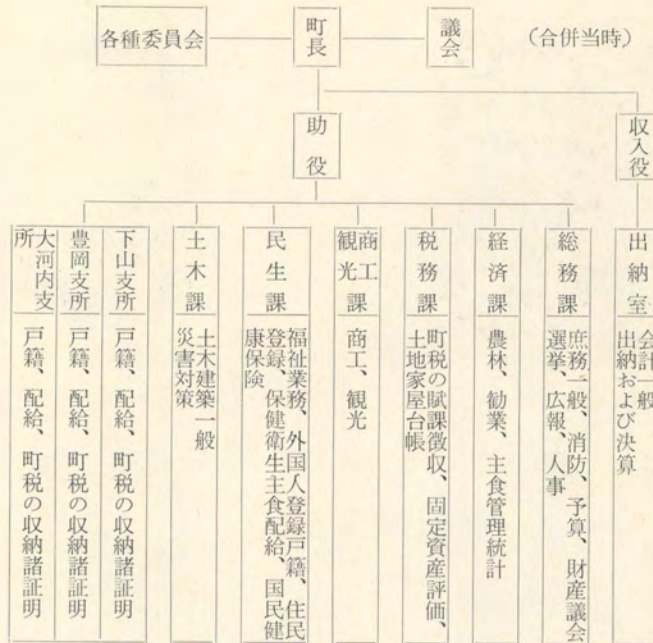
身延町発足当時(昭和三〇年二月一日)新町誕生と同時に次表のように六課一室を設け、本庁を旧身延町役場(身延四〇一番地)とし、下山支所を旧下山村役場(下山五三二八番地)豊岡支所を旧豊岡村役場(相又一六三三の一番地)大河内支所を旧大河内村役場(九滝六五六番地)に置いた。

新庁舎建設（昭和三十三年九月二十八日）により現在地（梅平二四八三の三六番地）に移転して名実共に郡下屈指の大身延町として再出発した。

その昭和三十七年八月一日、豊岡支所、大河内支所を廃止し、地理的条件と住民の利便を考慮して下山支所のみ存置した。

更に本庁事務機構の統合整備のため、昭和三十八年一月二十一日下山支所を廃止し、本庁一本の行政機構となった。

現況（昭和四十二年四月一日）
本庁一本の行政機構の中で時代の推移に伴い、次のように課の新設、改称等がなされた。



このような変遷を経て複雑多岐に亘る行政事務に対処し、住民へのサービスの向上と諸施策の飛躍的な増進を図るべく、現在次のような行政機構により事務を処理している。

- 税務課 → 税務事務所 → 税務課
- 民生課 → 厚生課 → 住民課
- 経済課 → 産業経済課 → 産業課 → 産業観光課
- 土木課 → 振興課 → 建設課
- 企画管理室 → 企画観光課 → 企画課 → 企画室
- 商工観光課 → 産業観光課



広報のふ (月一回発行)

八年連続優勝の職員事務能率増進競技会

住民へのサービス向上と町役場事務の円滑な運営は、個々の職員の事務処理能力の増進に負うところが大きいのであるが、山梨県町村会においては昭和二十四年より四十四年まで二〇回、毎年県下町村職員事務能率増進競技会を開催し、各町村役場の一年間の研修と努力の成果を競うことにより、事務能力の練磨をはかっている。

身延町は当初よりこれに積極的に参加し、大いに技術をみがいた結果、最近八年間は県下にぬきんでた好成绩で優勝を重ね、「事務の優秀な町は身延」との評定を不動のものとし県下に君臨している。

このすぐれた技術を町政の上に充分生かして、いっそう住民の期待にこたえてもらいたいものである。



連続8回優勝の事務能率増進競技会優勝旗

過去八年間の総合成績表

(昭和三七年—昭和四四年)

回数	一位	二位	三位
一三回	身延町	若草町	市川大門
一四回	身延町	明野村	若草穂町
一五回	若草町	忍野村	富沢町
一六回	若草町	忍野村	富沢町
一七回	若草町	忍野村	富沢町
一八回	若草町	忍野村	富沢町
一九回	高根町	下部町	若草町
二〇回	若草町	勝沼町	若草町

(競技種目) 起案、毛筆、ペン字、謄写、珠算、計算機
(今までの種目別優勝者)

第二章 町政の沿革

町職員 (昭和四四年四月一七日現在)

起案の部	鴨狩昭司、依田智文	衛生係長	千頭和善次
毛筆の部	望月七弥、望月卓爾、青沼幸男、田中安春	主事	望月徳重
謄写の部	市川充郎、望月卓爾、久保幸美、田中由里子、鴨狩公子	若林勝彦	望月卓爾
総務課	千頭和一男	渡辺一郎	望月卓爾
総務係長	市川充郎	木内秀臣	望月卓爾
庶務係長	佐野孟	青沼千鶴子	望月卓爾
財政係長	依田幸雄	望月昌三	望月卓爾
主事	雨宮広一	望月幸江	望月卓爾
	依田智文	望月幸江	望月卓爾
	吉田満枝	望月幸江	望月卓爾
	小笠原征一	望月幸江	望月卓爾
	遠藤晴男	望月幸江	望月卓爾
	田中由里子	望月幸江	望月卓爾
	柿島洋美	望月幸江	望月卓爾
主事	鴨狩公子	望月幸江	望月卓爾
	遠藤和美	望月幸江	望月卓爾
	伊藤勝江	望月幸江	望月卓爾
	大野優子	望月幸江	望月卓爾
運転手	佐野延清	望月幸江	望月卓爾
	石川定男	望月幸江	望月卓爾
電話交換手	松永あさ	望月幸江	望月卓爾
用務員	松永あさ	望月幸江	望月卓爾
住民課	小笠原敏光	望月幸江	望月卓爾
住民係長	石川金雄	望月幸江	望月卓爾
厚生係長	沢田茂一	望月幸江	望月卓爾
住民係長	沢田茂一	望月幸江	望月卓爾

委員会(委)称	定数	任期	選任方法	他の根拠法	備考
選挙管理委員会	四人	四年	議会上において選挙		委員のほか補充員四人
教育委員会	五	四	町長が議会の同意を得て任命	地方教育行政の組織と運営に関する法律	毎年一人ずつ選任 四年目に二人選任
農業委員会	二一	三	公選一七 選任一四	農業委員会法	選任委員は農協一 共済一議事 識経験者五
公平委員会	三	四	町長が議会の同意を得て任命	地方公務員法	
固定資産評価審査委員会	三	三	町長が議会の同意を得て任命	地方税法	毎年一人ずつ選任
監査委員	二	三	ただし議員は任期中	監査委員条例	議員、学識経験者各一人
仙王外五山恩賜林保護財産区管理会	七	四	町長が議会の同意を得て任命	地方自治法	
八ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会	七	四	町長が議会の同意を得て任命	地方自治法	
姥草里外七山恩賜林保護財産区管理会	七	四	町長が議会の同意を得て任命	地方自治法	
下山区財産区管理会	七	四	町長が議会の同意を得て任命	地方自治法	
大河内地区財産区管理会	七	四	町長が議会の同意を得て任命	地方自治法	

(二) 他の法令及び条例に基づく委員会等

委員会等名称	定数	任期	選任方法	根拠法又は条例	備考
国民健康保険運営協議会	二一人	二年	町長が委嘱	国民健康保険法	被保険者、公益、医師代表各四人
民生委員協議会	三五	三	厚生大臣の委嘱	民生委員会法	
人権擁護委員	五	三	法務大臣の委嘱	人権擁護委員会法	
行政苦情相談協力委員	一	一	行政管理庁長官が委嘱	行政苦情相談協力委員規則	山梨行政監察局管内一五人
社会教育委員	一五	一	教育委員会が委嘱	社会教育法 社会教育委員に関する条例	

(三) 自治法に基づく委員会の編成

氏名	住所	就職年月日	退職年月日	摘要
網野 茂八	下山	昭30・3・1	昭33・2・28	任期満了
佐野 亨	清子	昭30・3・1	昭34・2・28	任期満了
望月 静	和田	昭30・3・1	昭32・2・28	任期満了
望月 静	和田	昭30・3・1	昭33・9・30	辞職
鮎川 太郎	下八木沢	昭33・10・9	昭35・7・7	辞職
日吉 源一	身延	昭33・10・9	昭35・12・25	死亡
長谷川義幸	塩之沢	昭36・10・7	昭39・10・6	任期満了
鴨狩 貫一	身延	昭36・10・7	昭40・10・6	任期満了
若尾栄一郎	身延	昭36・10・7	昭83・10・6	任期満了

公民館運営審議会	体育指導委員	青少年育成推進員	身延町建設審議会	人事管理制度審議会	身延町農業労働力調整協議会	身延町防災会議	身延町誌編さん審議会	保護司	文化財審議委員	民生委員推せん委員会
一五	一	一五	二〇	一二	一五	一三	六〇	三	五	一四
一	二	二	二	一	一	二	なし	二	二	三
〃	〃	町長が委嘱	〃	〃	農業者協議会の会長が委嘱	町長が委嘱	〃	法務大臣が委嘱	文化財保護法	民生委員法
公民館運営審議会条例	体育指導委員条例	〃	身延町建設審議会条例	人事管理制度審議会条例	身延町農業労働力調整協議設置条例	災害対策基本法	身延町誌編さん審議会条例	保護司法	文化財保護法	民生委員法
〃	〃	〃	議会議決六農	議会議決六農	議会議決六農	各行政機関より選出	町職員、議会議決六農	〃	〃	〃

員 会			監 査 委 員														公 平							
渡 邊 政 則	望 月 義 雄	遠 藤 政 森	大 野 義 学	遠 藤 久 雄	坂 口 起 一	柿 島 武 文	遠 藤 久 雄	鮎 川 太 郎	齊 藤 一 郎	望 月 吾 録	松 木 四 郎	伊 藤 喜 則	長 谷 川 寛 慶	松 木 四 郎	佐 野 里 見	河 井 直 一	佐 野 里 見	佐 野 勇 治 郎	柿 島 武 文	田 中 不 二 雄	望 月 惟 臣	松 野 真 一	秋 山 信 一	
角 打	湯 平	下 山	身 延	身 延	塩 之 沢	門 野	身 延	下 八 木 沢	身 延	角 打	下 山	帶 金	身 延	下 山	小 田 船 原	身 延	小 田 船 原	身 延	門 野	身 延	下 山	椿 草 里	身 延	
昭 30 ・ 3 ・ 1	昭 30 ・ 3 ・ 1	昭 30 ・ 3 ・ 1	昭 44 ・ 10 ・ 4	昭 43 ・ 10 ・ 1	昭 42 ・ 10 ・ 1	昭 40 ・ 10 ・ 1	昭 40 ・ 4 ・ 1	昭 39 ・ 10 ・ 1	昭 38 ・ 12 ・ 27	昭 38 ・ 9 ・ 3	昭 37 ・ 3 ・ 23	昭 36 ・ 10 ・ 2	昭 34 ・ 10 ・ 2	昭 34 ・ 3 ・ 25	昭 32 ・ 12 ・ 16	昭 31 ・ 3 ・ 1	昭 30 ・ 10 ・ 19	昭 30 ・ 3 ・ 1	昭 30 ・ 3 ・ 1	昭 42 ・ 12 ・ 26	昭 40 ・ 10 ・ 7	昭 39 ・ 10 ・ 7	昭 38 ・ 10 ・ 7	
昭 33 ・ 2 ・ 23	昭 33 ・ 2 ・ 28	昭 33 ・ 2 ・ 28				昭 42 ・ 8 ・ 31	昭 43 ・ 9 ・ 30	昭 40 ・ 9 ・ 30	昭 39 ・ 9 ・ 30	昭 38 ・ 12 ・ 25	昭 40 ・ 3 ・ 27	昭 38 ・ 8 ・ 31	昭 36 ・ 10 ・ 1	昭 37 ・ 3 ・ 24	昭 34 ・ 8 ・ 31	昭 34 ・ 2 ・ 28	昭 32 ・ 10 ・ 18	昭 31 ・ 1 ・ 12	昭 30 ・ 8 ・ 31				昭 42 ・ 10 ・ 6	
”	”	任 期 満 了	議 会 選 出		議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出	議 会 選 出					任 期 満 了

産 区 管 理 会										固 定 資 産 評 価 審 査 委															
網 野 正 一	近 藤 保	望 月 惟 臣	渡 邊 貞 雄	井 上 小 一 郎	佐 野 為 雄	熊 王 軍 治	網 野 正 一	松 木 四 郎	古 屋 慶 信	松 木 繁	佐 野 重 則	望 月 操	望 月 一 雄	鴨 狩 富 治	大 原 正 朔	中 村 十 郎	白 滝 清 治	田 中 喜 内	伊 藤 武 義	望 月 四 郎	中 町 十 郎	中 村 十 郎	渡 邊 友 幸	望 月 四 郎	
”	”	下 山 大 庭	栗 倉	”	”	”	”	”	下 山 本 町	下 山	大 崩	身 延	下 山	小 田 船 原	下 山	角 打	清 子	身 延	身 延	下 山	角 打	角 打	清 子	下 山	
昭 34 ・ 3 ・ 25	昭 34 ・ 3 ・ 25	昭 34 ・ 3 ・ 25	昭 30 ・ 3 ・ 25	昭 30 ・ 3 ・ 25	昭 30 ・ 3 ・ 25	昭 30 ・ 3 ・ 25	昭 30 ・ 3 ・ 25	昭 30 ・ 3 ・ 25	昭 30 ・ 3 ・ 25	昭 43 ・ 10 ・ 7	昭 42 ・ 12 ・ 26	昭 42 ・ 12 ・ 26	昭 42 ・ 12 ・ 26	昭 40 ・ 10 ・ 1	昭 39 ・ 10 ・ 1	昭 39 ・ 10 ・ 1	昭 38 ・ 9 ・ 3	昭 38 ・ 9 ・ 3	昭 36 ・ 10 ・ 6	昭 36 ・ 10 ・ 6	昭 36 ・ 7 ・ 1	昭 33 ・ 3 ・ 1	昭 33 ・ 3 ・ 1	昭 33 ・ 3 ・ 1	
昭 38 ・ 3 ・ 24	昭 38 ・ 3 ・ 24	昭 38 ・ 3 ・ 24	昭 34 ・ 3 ・ 24	昭 34 ・ 3 ・ 24	昭 34 ・ 3 ・ 24	昭 34 ・ 3 ・ 24	昭 34 ・ 3 ・ 24	昭 34 ・ 3 ・ 24	昭 34 ・ 3 ・ 24				昭 43 ・ 6 ・ 16	昭 42 ・ 9 ・ 1	昭 42 ・ 9 ・ 30	昭 42 ・ 9 ・ 30	昭 39 ・ 9 ・ 30	昭 40 ・ 9 ・ 30	昭 39 ・ 9 ・ 30	昭 39 ・ 9 ・ 30	昭 39 ・ 6 ・ 30	昭 36 ・ 6 ・ 30	昭 36 ・ 10 ・ 5	昭 36 ・ 10 ・ 5	
”	”	”	”	”	”	”	”	”	任 期 満 了				死 亡	辞 職	”	任 期 満 了	辞 職	”	”	”	”	”	”	”	任 期 満 了

管 理 会						仙 王 外 五 山 恩 賜 林 保 護 財																			
松田	柿島	栗冠	望月	手塚	望月	望月	望月	深沢	石川	石川	羽賀	石川	近藤	望月	石川	石川	石川	羽賀	望月	近藤	望月	望月	佐野	服部	
茂	武文	虎王	平蔵	喜齊	幸儀	武雄	四郎	誠	重利	文淵	竜王	剛	保	武雄	剛	重利	文淵	竜王	四郎	保	優雄	四郎	為雄	暢夫	
小田	門野	相又	相又	大城	湯平	粟倉	〃山額	〃杉山	〃荒町	〃仲町	〃上沢	〃大工町	下山竹下	粟倉	〃大工町	〃荒町	〃仲町	〃上沢	〃山額	下山竹下	粟倉	〃山額	〃荒町	下山新町	
昭30	昭30	昭30	昭30	昭30	昭30	昭42	昭42	昭42	昭42	昭42	昭42	昭42	昭42	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭34	昭34	昭34	昭34
・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・6	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3
・25	・25	・25	・25	・25	・25	・24	・24	・30	・24	・24	・24	・24	・24	・26	・26	・26	・26	・26	・26	・26	・26	・25	・25	・25	・25
昭34	昭34	昭34	昭34	昭34	昭34	昭42	昭42							昭42	昭42	昭42	昭42	昭24	昭42	昭42	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38
・3	・3	・3	・3	・3	・3	・5	・5							・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3
・24	・24	・24	・24	・24	・24	・15	・15							・25	・25	・25	・25	・25	・25	・25	・25	・24	・24	・24	・24
〃	〃	〃	〃	〃	任期満了	死	死							〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
						亡	亡																		

		姥 草 里 外 七 山 恩 賜 林 保 護 財 産 区																							
鈴木	佐野	柿島	千頭	栗冠	大野	望月	志村	鴨狩	柿島	千頭	栗冠	手塚	望月	鴨狩	鴨狩	佐野	千頭	栗冠	望月	平塚	鴨狩	鴨狩	佐野	大村	
進	里見	武文	和政	義朝	義学	政吉	国為	富治	武文	和政	義朝	喜義	政吉	庸雄	富治	里見	和政	義朝	政吉	喜義	富治	庸雄	里見	謙	
大	船	門	相	相	大	大	小	小	門	相	相	大	大	門	小	船	相	相	大	大	小	門	船	船	
釜	原	野	又	又	城	城	田	田	野	又	又	城	城	野	田	原	又	又	城	城	田	野	原	原	
昭30	昭42	昭42	昭42	昭42	昭42	昭42	昭42	昭42	昭39	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭34	昭34	昭34	昭34	昭34	昭34	昭34	昭34	昭30
・12	・7	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・7	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3
・24	・1	・24	・24	・24	・24	・24	・42	・24	・6	・26	・26	・26	・26	・26	・26	・26	・25	・25	・25	・25	・25	・25	・25	・25	・25
昭34						昭42			昭42	昭42	昭42	昭42	昭42	昭39	昭42	昭42	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭38	昭34	昭34
・12						・6			・3	・3	・3	・3	・3	・4	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3	・3
・23						・30			・25	・25	・25	・25	・25	・11	・25	・25	・24	・24	・24	・24	・24	・24	・24	・24	・24
任期満了						辞職			〃	〃	〃	〃	〃	任期満了	死	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	任期満了

入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区管理会

堀水	佐野	若林	若林	市川	鈴木	松野	松野	佐野	若林	佐野	市川	市川	若林	片田	伊藤	佐野	松野	鈴木	佐野	市川	鈴木	若林	熊谷	松野
孝明	重則	貴一	広明	正美	進	大治	真一	祥盛	貴一	長治	正美	正美	孝義	豊	喜則	祥盛	真一	進	祥盛	正美	武重	孝義	里安	真一
椿草里	大崩	大島	大島	大島	大島	椿草里	椿草里	角打	大島	大島	大島	大島	大島	大島	帯金	角打	椿草里	大島	角打	大島	帯金	大島	樋之上	椿草里
昭43・12・25	昭43・12・25	昭43・12・25	昭43・12・25	昭43・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭34・12・24	昭34・12・24	昭34・12・24	昭34・12・24	昭34・12・24	昭34・12・24	昭34・12・24	昭30・12・24	昭30・12・24	昭30・12・24	昭30・12・24	昭30・12・24	昭30・12・24
					昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭41・5・13	昭43・12・24	昭38・12・23	昭38・12・23	昭38・9・17	昭38・12・23	昭38・12・23	昭38・12・23	昭38・12・23	昭34・12・23	昭34・12・23	昭34・12・23	昭34・12・23	昭43・12・23	昭34・12・23
					〃	〃	〃	〃	任期満了	死亡	〃	〃	任期満了	死亡	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	任期満了

下山地区財産区管理会

石川	近藤	望月	石川	石川	石川	羽賀	望月	近藤	川口	松木	佐野	遠藤	網野	近藤	古屋	遠藤	川口	松木	佐野	網野	松木	古屋	鈴木	松野
剛	保	武雄	剛	重利	文淵	竜王	四郎	保	久広	栄	為雄	泰明	正一	保	慶信	泰明	久広	栄	為雄	正一	四郎	慶信	進	大治
〃大工町	下山竹下	栗倉	〃大工町	〃荒町	〃仲町	〃上沢	〃山額	下山竹下	栗倉小原島	〃新町	〃荒町	〃本町	〃上沢	〃竹下	下山本町	下山本町	栗倉小原島	〃新町	〃荒町	〃上沢	〃本町	下山本町	大島	椿草里
昭43・12・25	昭43・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭43・12・25	昭43・12・25
		昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭42・4・15	昭34・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	任期満了
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	任期満了	死亡	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	任期満了

豊岡地区財産区管理会																								
手塚 喜齊	白滝 清治	佐野 光圀	望月 平蔵	千頭和利作	遠藤 美章	堀内 等	手塚 喜齊	白滝 清治	佐野 光圀	望月 平蔵	千頭和利作	遠藤 美章	木内 昌博	大沢 幸房	千頭和郷治	市川 侶章	望月 政吉	柿島 武文	遠藤 美章	望月 武雄	深沢 誠	石川 重利	石川 文淵	羽賀 竜王
大 城	清 子	光 沢	相 又	相 又	船 原	門 野	大 城	清 子	光 沢	相 又	相 又	船 原	横 根 中	清 子	相 又	相 又	大 城	門 野	船 原	栗 倉	〃 杉山	〃 荒町	〃 仲町	〃 上沢
昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭43・12・25	昭43・12・25	昭43・12・25	昭43・12・25	昭43・12・25
昭40・2・3	昭40・2・3	昭40・2・3	昭40・2・3	昭40・2・3	昭40・2・3	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・34	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭40・2・3	昭40・2・3	昭40・2・3	昭40・2・3	昭40・2・3
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
					条例廃止により退職															任期満了				

大河内地区財産区管理会																									
滝川 隆治	久保 幸男	鮎川 太郎	深沢 富治	松野 弘一	佐野 義文	市川 良政	若林 孝義	滝川 隆治	長谷川 一	若林 孝義	片田 豊	滝川 隆治	依田 熹一	佐野 祥盛	伊藤 喜則	佐野 治郎	曾田 勇一	伊藤 喜則	武藤 幡	片田栄三郎	滝川 隆治	佐野 重則	松野 大治	堀内 等	
樋之上	大 島	八 木 沢	帯 金	棒 草 里	大 崩	角 打	大 島	樋之上	塩 之 沢	大 島	大 島	樋之上	丸 滝	角 打	帯 金	八 木 沢	角 打	帯 金	大 島	大 島	樋之上	大 崩	棒 草 里	門 野	
昭43・12・25	昭43・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭39・12・25	昭36・10・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭35・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭21・12・25	昭31・12・21	昭31・12・25	昭31・12・25	昭31・12・25	昭39・12・25	
		昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭43・12・24	昭39・12・24	昭39・12・25	昭38・9・17	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭39・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭35・12・24	昭40・2・3
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
										任期満了	死 亡													任期満了	

佐野 大作	角 打	昭43・12・25
佐野 義文	大 崩	昭43・12・25
松野 弘一	棒 草里	昭43・12・25
深沢 富治	帯 金	昭43・12・25
芦沢 助春	八 木沢	昭43・12・25

第八節 区制とその活動

明治二十二年（一八八九）町村制施行と共に、その第六十四条に基づき各大字ごとに行政区が設けられ、村役場の補助機関として各区に区長および区長代理がおかれるようになった。

区長は区民の中から選ばれたが、形としては町村長が議会の選挙又は議決を経て任命することになっており、昭和二十二年、敗戦によるマッカーサー政令で廃止されるまで続いた。

区長は町村長の指揮指令を受けてその事務を執行するとともに、部落独自の事務や仕事も行なった。

主な事業としては区内の平和を保ち、共同生活の規律を保持し、区有財産および営造物の管理、里道や農用水路の維持・補修管理・そのための課役（義務人足）や用水費・区費の賦課徴収・衛生・消防施設・夜警その他村役場で行なう以外の種々雑多な仕事を行なっており、時には区民の要望を町村役場に陳情、具申する役割も果たしたのである。

各区長の下には組長がおかれ、各組長は組内の事業を行なうとともに、区長の伝達事務にあたった。

当時の事情をもの語る記録が大河内村会議事録にくわしいので挙げてみたい。

明治二十二年八月三十一日の大河内村会で村内に六区をおき、区長及び

区長代理者各一名を置くことが議決され、投票で初代の区長および代理者の選挙が行なわれた。

第一区（上八木沢組、下八木沢組）

区長 鮎川 直次郎 代理者 佐野 助造

第二区（帯金組）

区長 望月 源治 代理者 久保 八之丈

第三区（大笠組、棒草里組、大崩）

区長 松野 武兵衛 代理者 佐野 和平

第四区（丸滝組、角打組）

区長 望月 和平治 代理者 平田 且武

第五区（和田組、樋之上組）

区長 滝川 清十郎 代理者 千須和 重造

第六区（大島組）

区長 片田 又太郎 代理者 佐野 吉左衛門

同年九月十六日、町村制第六十四条にもとづく区長規定が村会で正式に議決され、区長制度の法的根拠が確立している。

大河内村区長規定

第一条 本村は制第六十四条により本村を左の六区に分ち毎区に区長及代理者各一名を置く

第一区 上八木沢組 下八木沢組（以下省略）

第二条 区長及代理者の任期は各二ヶ年とす

第三条 各区長は年金五円以下、代理者は四円以下の報酬を給与す

（理由）

本村は区域広汎なるより従己に各組伍長総理を設け村務の簡便を得たり、今や自治制度に於る諸般人事の発達複雑なる又前日の比にあらず因て全村を区分し区長を置き本村の行政機関に附属し各区の細務を処理せしめ村治の敏捷周到を致さんとす。

次いで十一月十三日の第六回村会では区長の下部機構として旧慣による伍組を条例によって規定する「大河内村伍組規則」が議決されている。

大河内村伍組規則

第一条 本村は家並又は最寄の隣保を一組合として伍組を設く

第二条 各伍組は比隣の戸数十戸以上三十戸以下を以て組織す

第三条 毎伍組に名譽職組頭一名を置く

第四条 組頭は該伍組公民中より村長の推撰に依り本村会之れを撰任す。

但公民中に於て其人を得難きときは住民中より撰出するを得

第五条 組頭撰任は時宜に依り村長に於て該伍組の協議上成立したる指名推挙を以て撰任することを得

第六条 組頭は任期を一ケ年とす

第七条 組頭は本村の諸条例規則を始め本村役場諸般の伝達に注意し諸税上納夫

役徴課等の義務を怠らざる様常々組内を勧誘し、万一心得の者あると

きは説明を加え尚改悛せざるものは区長及代理者と協議措置することあるべし

この規則を提案するにあたり説明書が提出されているが、その内容を見ると旧来の五人組制度に対する考え方とあまり変っていないことがわかるので次に引用する。

我國伍組の制を考えるに往古兵農未分の時有事の日兵を徴するに方り伍となし

伍長を置くに淵源し中古唐制を模倣するに及んで隣保の秦制を參酌して五保の条

規を定め民戸五家を連ね互に相助け相成め法令を遵守せしめ同保を以て一家の如

き關係を有せしめ村治の機関に供したるや歴史の明に示す如なり徳川氏治世中五

人組の法を定められたるも亦此の遺法を襲用せるに外ならず

降って維新以来行政区画の廢置分合あるに係らず本県は猶旧慣を裁酌して各町

村に伍組を設け各伍に伍長を置き之を惣括せしめ村務の敏捷を致せり、今や我村

は自治体の代議行政兩機関に於ける正係吏員の外委員区長及代理者等ノ設定あり

て村務の簡便を得るに於て遺囑なきもの如しと雖も本村は区域広汎にして暮布

散在せる数十部落の統一より成立するが故に一朝伍長の制を廢するに於ては積年

因襲の旧慣に悖り村制の周到を闕き不便を感ずる者あらんとす

上来の理由に依り既往現在の慣例を以て遠く将来を照すに本村は特別の組織を

加へ伍組の制を置くを必要なりとす

故に本規則を設け旧例に鑑み立法に酌み各区伍組を置き区長及代理者に属して其の補助に当らしめんとす 蓋し隣保團結の旧慣を存重し自治の幸福を増進するに於て其の効の見るべきものあらんとす

昭和三年（一九二八）当時の旧身延町給与規定によると区長報酬は年額三円から一〇円と規定され、昭和六年（一九三一）度予算書によれば年額十円を支給している。

昭和十五年（一九四〇）九月、内務省は國家總動員体制による戦争態勢を固めるため、「部落会、町内会、隣保班、市町村常会の設置についての訓令」を發した。

隣組は江戸時代の五人組、十人組制度に範をとり、十戸内外を単位として組織され、組長によつて開かれる常会をもち、回覧をまわして上意下達の國民統制を徹底させるために用いられ、大政翼賛会の指導下に組みこまれた。昭和十七年（一九四二）にはその役割は戦時動員・徴税・貯蓄・公債消化・供出・配給などの国策の伝達や促進、軍人遺家族援護・防犯防火などの互助、自警、防諜（ちようた）という相互監視などであった。

この制度により従来の区長は部落会長、組長が隣保班長とされ、部落会長をもつて村常会を置いた。臬常会―村常会―部落常会―隣保常会と徹底した上意下達がはかられ、「総力戦」に奉仕させられた。

昭和二十二年軍国主義解体の目的で部落会、隣保班廢止の政令が出され、全国一斉に禁止されたが、役場は手足をものがれては不便を感ずるため、どの町村においても「連絡員」のような名称に改めただけで實質的には以前と変らぬ状態だった。部落では「区長さん」は昔ながらの変らぬ存在だったわけである。

昭和二十六年の講和条約発効で政令が失効すると、町村は公然と区長制度を復活する。本町においても合併時の三十年には区長設置条例を制定して区長は町長の委嘱により町と部落の連絡事務に当たるものとされた。

区は当初五十区だったが、昭和四十二年に和田区と樋ノ上区が合併したので現在は左の四十九区である。

旧下山村地区は二二区

上沢 大庭 本町 仲町 新町 荒町 山額 杉山 大工町 竹下 粟倉 小原 島

旧身延町地区は一四区

波木井一区 波木井二区 波木井三区 塩沢 清住町 東谷 西谷 上町 仲町 橋町 元町 梅平一区 梅平二区 大野

旧豊岡村地区は一一区

船原 小田 門野 湯平 大城 相又下 相又上 清子 光子沢 大久保 横根 旧大河内村地区は一二区

上八木沢 下八木沢 帯金 大埜 椿草里 塩之沢 丸滝 角打 大崩 和田 上大島 下大島

また、地域によっては区と区の連合組織をもってその地域共通の広域的な問題に対処している所もある。波木井一、二、三区の連合区会、梅平一、二区の連合区会(昭和二十九年発足)相又上区と下区、小田区と船原区、大城区と湯平区などの例がそれである。

波木井、梅平には区会長がおかれ、連合区会の運営にあたっている。

梅平区会制

梅平区は、身延町梅平の地域をもってその区域とし、輝かしい歴史と伝統を受け継ぎ、郷土を愛する精神に基づき、和をもって美しい風習を育て、よりよき地域社会とより豊かな生活を築きあげるため「梅平区会」を設置し、各区の自主性を尊重しつつ、区の活動の総合調整、共有する財産及び公の管理並びに共同事項の処理を行ない、もって、梅平地区の一体性の確保と明るい豊かな郷土の円満な発展をはかるため、ここに梅平区会制を定める。

(設置)

一条 梅平区民の総意に基いて、梅平第一区及び梅平第二区をもって梅平区会を設ける。

区会の事務所は区会長宅に置く。

(構成)

二条 区会は、各区长及び区会議員並びに参与をもって構成する。

(区会議員)

三条 区会議員は各区ごとに区の一住民中からそれぞれ四名を選挙する。区会議員の任期は一年とする。ただし補欠議員の任期は前任期間とする。

(参与)

四条 参与は、梅平に住所を有する身延町議会議員の職にあるものとする。(区会長及び副区会長)

五条 区会に、区会長及び副区会長各一人を置く。

区会長及び副区会長は区会議員の中から各区交互に区会において選挙する。

区会長及び副区会長の任期は、区会議員の任期による。ただし後任者が就任するまで在任する。

(区会長等の代表権及び執行権)

六条 区会長は梅平区会を代表し、区会の決議を執行する。

副区会長は区会長を補佐し、区会長事故あるときは、これを代理する。

(会議)

七条 区会の会議は、区会長が招集し、会議の議長となる。

区会の構成員の四分の一以上から事件を示し、会議の請求があるときは、区会長はこれを招集しなければならない。

区会の会議は区会の構成員が、各区のそれぞれ二分の一以上出席しなければ会議を開くことができない。

区会の会議の議事は、出席者の過半数(参与を除く)でこれを決定し、可決同数のときは議長の決するところによる。

(議決事件)

八条 区会の会議は次の事件を議決する。

1、区会の予算を定め、決算を認定すること。

2、区の活動の総合調整に関すること。

3、区共有の財産及び公の施設の取得、管理及び処分に関すること。

4、消防費の各区負担に関すること。

5、その他区共同の事項に関すること。

(消防機関)

九条 梅平地域の消防に関する事項及び区有の消防施設等の管理は町消防団身
延分団第五部長にこれを委託する。

(祭典)

十条 梅平の祭典は各区交互に区ごとに選出する祭典長が各区長と協議してこ
れを執行する。

(氏子総代)

十一条 梅平氏神社の社務は各区からそれぞれ四人あて区ごとに選出される氏
子総代が協議してこれを掌理するものとする。

神社に属する区共有の財産は氏子総代がこれを管理する。

(道路及び用水管理)

十二条 梅平の道路及び用水は各区において道路及び用水管理者を定め従来の
例によりこれを管理する。

(区長等の報告義務)

十三条 各区長は区制の制定又は改正をしたとき及び区長に異動があったとき
並びに第三条及び第十条から第十二条までの規定による選挙又は選出さ
れた者の氏名は直に区会長に報告しなければならない。

各区長・祭典長・氏子総代の代表者・道路及び用水管理者並びにその他
財産等の管理を委託された者は区会長から予算並びにその他の事項につ
いて報告を求められたときはこれに応じなければならない。

(経費)

十四条 区会の経費は各区が世帯数に比例してこれを負担する。

(会計年度)

十五条 区会の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(委任)

十六条 この区会制に定めるものの外区会の運営に必要な事項は、その都度区
会の会議においてこれを定めることができる。

附 則

(施行期日)

一条 この区会制は昭和四十年四月一日からこれを施行する。

(改正)

二条 この区会制の改正は区会構成員の三分の二以上の賛成で区会がこれを発
議し、各区の総会に提案して、その承認を経なければならない。

(区制の廃止)

三条 梅平区制(昭和二十九年一月三日制定)は、これを廃止する。

施 行

形は町村制当時とほとんど変わらないとはいえず自治行政の民主化に歩調を
合わせて、区の内り方も戦後はかなり変わって来た点が多い。

慣例や習慣による運営を脱皮して、区の規則や予算、決算、事業計画、
各専門役員(会計・衛生・放送係等)を設け、小自治団体としての整然と
した民主的運営を行ない、地域住民の声を統一して町政に反映させている
例も少なくない。

区の役割が町役場の末端機関という性格と、部落民の自治団体という両
面の性格を持つものとするれば、戦後の特徴として、町村行政の多様化・複
雑化に伴い前者の仕事も急速にふえると同時に、住民の意識を反映して、
後者の性格と活動も著しく強まり、向上したということがいえる。

次に大正九年の豊岡村区长および区長代理者設置規程を掲げる。各村と
も大同小異である。

豊岡村区长及区長代理者設置規程

第一条 本村ハ処務便宜ノタメ別表ノ通り区ヲ劃シ各区ニ区长及区長代理者一
名ヲ置ク

第二条 区长及区長代理者ノ任期ハ各一箇年トス

第三条 区长及区長代理者ニハ別ニ定ムル所ニ依リ報酬ヲ給与ス

附 則

本規定ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十二年十二月決議区长規定ハ之ヲ廃止ス

大正八年十二月二十三日議定

大正九年一月十日告示第壹号ヲ以テ発布

区長及区長代理者設置規程

区ノ名称	区	域
一 区	大字小田船原	
二 区	大字門野	
三 区	大字大城	
四 区	大字相又	
五 区	大字清子	
六 区	大字光子沢	
七 区	大字横根中	

一、身延町区長会のあゆみ

(区長会記録より)

昭和三十八年四月二十五日

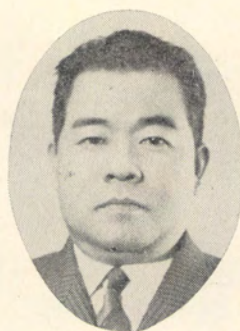
町長招集の区長会議の席上、自主的区長会を結成して、住民の要望を町に反映させるとともに、区運営の研修向上をはかることを角打区長中村英文より提案、満場一致これを決定、世話人八人を選出し企画を委任す。

七月八日

大河内公民館にて区長会世話人会を開催、設立総会期日・事業計画・予算・規約案を決定す。

七月二十二日

区長会設立総会を大河内公民館に開催、会則、予算、事業計画案を一部修正可決、役員を選出す。



初代会長 中村英文

- 会長 中村 英文 (角打区長)
- 副会長 稲葉泰次郎 (下山本町区長)
- 同 海福 義雄 (上町区長)
- 同 長畑 式 (光子沢区長)
- 事務局長 深沢 徹 (大野区長)
- 理事 佐野 民治 (下山大工町区長)

中村 忠七 (梅平二区區長)

鴨狩 忠 (船原区長)

佐野安太郎 (塩ノ沢区長)

町長出席祝辞を述べる。

十月八日

町長に要望を行なう。

昭和三十九年一月二十五日

総会開催

ア 三十九年度町予算に対する要望事項をまとめ、町長、議長、議員に提出

(区長会より一九項目、各区より一二項目)

イ 区の運営についてのアンケート要綱を承認

以下略

区長会の経費は各区分担金(戸数割一戸五円)及び寄付金雑収入をもつて賄う。

身延町区長会の発足は以上のようなのであるが発足以来年々町政に対する要望なども行ない活発に活動している。

歴代役員名

(昭和三十八年度は前掲)

昭和三十九年度

- 会長 中村 英文 (角打区長)
- 副会長 稲葉 泰次郎 (下山本町区長)
- 同 田中 喜内 (清住町区長)
- 同 小山 久 (光子沢区長)
- 事務局長 佐野 淳司 (梅平二区長)
- 昭和四十年年度
- 会長 望月 稠春 (下山山額区長)
- 副会長 藤田 得夫 (波木井二区長)
- 同 千頭和 静 (相又上区長)
- 同 伊藤 一夫 (角打区長)
- 事務局長 広島 慶明 (下山新町区長)

田昭和四十一年度

会長 望月 稠春 (下山山額区長)

副会長 松田 丹二 (橋町区長)

同 遠藤 辰雄 (横根区長)

同 望月 正一 (和田区長)

事務局長 広島 慶明 (下山新町区長)

昭和四十二年度

会長 柳沢 太郎 (大野区長)

副会長 井上一 治 (下山山額区長)

同 米沢 節三 (上八木沢区長)

同 佐野 敏 (清子区長)

事務局長 鮎川 栄一 (角打区長)

昭和四十三年度

会長 名取 貞雄 (上大島区長)

副会長 井上一 治 (下山山額区長)

同 若尾 利一 (梅平二区長)

同 伊藤 友一 (船原区長)

事務局長 鮎川 栄一 (角打区長)

昭和四十四年度

会長 小林 正雄 (門野区長)

副会長 井上一 治 (下山山額区長)

同 斎藤 一郎 (仲町区長)

同 高野 弥夫 (角打区長)

事務局長 佐野 雅美 (船原区長)

町当局への要望事項

身延町区長会

一月二十五日、身延町区長総会を開催、各区長より町当局、特に昭和三十九年度町予算の編成に対して熱心な要望が述べられ慎重審議の上、左の諸点については是非とも実現をはかっていただきたくここにお願いする次第です。住民の切なる要望としてよろしく御配慮を懇請いたします。

昭和三十九年一月二十五日

身延町長 佐野 為雄 殿

町議会議長 柿島 武文 殿

各 議 員 殿

一、区長会としての要望

- 一、作物の被害を実情に即して所得の算定に認めてもらいたい。
- 二、区道、農道についても実情に即して公共の使用による破損は町費を以て補修されたい。
- 三、町道入夫を各地区一名増員し、道は町費より維持補修されたい。
- 四、町道に使用した農地の未登記が多いので早急に処理されたい。
- 五、新しい車輛制限令の施行に伴い道路改修増幅、待避所設置を促進してほしい。
- 六、分間図を現況に即したものにつくり直してほしい。
- 七、固定資産税の税率を標準率に引下げてもらいたい。
- 八、ティラーに対する課税(県税)を廃止するよう努力してほしい。
- 九、農機具購入に対する町補助金を復活してもらいたい。
- 十、災害復旧工事の地元負担金を五%程度に引下げてもらいたい。
- 十一、葡萄をはじめ梅、桃、柿その他の果樹、換金作物への転換に資金を投入し、技術指導を望む。
- 十二、火葬場に霊柩車を常備してほしい(現在身延門内にあるものを町に移管されたい)
- 十三、し尿処理場、塵芥焼却場の設置を促進されたい。
- 十四、消防ポンプ及器材は町費で購入し地元負担をなくしてほしい。
- 十五、区長手当(固定給部分)の大幅引上げと代理、組長への手当支給。
- 十六、部落公民館への助成と育成措置をはかってほしい。
- 十七、各地区毎の町政こん談会を公約通り開催されたい。
- 十八、議会独自の広報を出してほしい。
- 十九、大選挙区制の実施。

二、各区よりの要望

- 一、分校から本校へ移った学童の通学費は切らず、スクールバスでも実現するまで支給されたい。(小原島、横根)
- 二、裏山道(下山)身延山の改修、バス開通促進(下山、清住、身延)
- 三、大野(清子)光子沢道路の改修とバス乗入れの促進(清子、光子沢、大野)
- 四、下山(飯富間の直線道路と架橋の促進(下山))
- 五、未改修の道路、林道の改修(下山)
- 六、下山中の下水を完備し、校庭の水びたしを解決してもらいたい(下山)
- 七、大城バス道路の改修(大城)
- 八、身延昭和通りから河原へ降りる鉄梯子(一本四千円、十カ所)を町費で二分の一位負担して設置してほしい。(身延)
- 九、坂本(くるみ沢間(一部町道))は通学路にも当たるので改修してほしい(相又)
- 十、衛生モデル部落への助成と指導(相又)
- 十一、中学統合が実現しても下山中はそのまま残してほしい。(下山各区)

以上

身延町区長会々則

- 第一条(名称) 本会は身延町区長会と称し事務所を会長宅におく。
- 第二条(組織) 本会は毎年度の区長を以て組織する。但し区長に事故がある場合は区長代理が之を代行できるものとする。
- 第三条(目的) 本会は区長相互の連絡協力と研修を深め、区の運営を改善向上して町政に貢献するとともに、住民の意志を町政に反映せしめ郷土の円満なる発展を期することを以て目的とする。
- 第四来(性格) 本会は町当局と住民を結ぶ公共的な組織であつて、政治的中立性と自主性を堅持し、特定の勢力又は団体に偏することなく、すべての住民の世論にもとづいて公正に運営されなければならない。

第五業(事業)

本会はその目的達成のため次の事業を行なう。

- 1、区長相互の親睦と研修、連絡提携
- 2、区長及び区役員の上と、区の運営改善のための研究、情報、資料の提供、交換
- 3、町行政への協力と住民への奉仕
- 4、町と区の連絡の改善及び各区共通の問題についての町当局・議会への意見具申。
- 5、防犯隣組の育成強化。
- 6、その他会の目的に添う事業

第六条(機関)

本会に左の機関をおく。

- 1、通常総会 年二回、年度初及び年度末に開催する。
- 2、臨時総会 必要に応じて開催できる。
- 3、理事会 必要に応じて開催できる。

第七条(通常総会)

通常総会は会長が招集する。

臨時総会は会長が招集する。但し理事会の決議、又は会員の三分の一以上の要請があった場合は、会長は速かに臨時総会を招集しなければならない。

第九条(理事会)

理事会は理事及正副会長、事務局長により構成し、会長が之を招集する。

第十条(会議の成立)

総会、臨時総会、理事会は構成員の二分の一以上の出席を以て成立し、過半数を以て決する。

第十一条(役員)

本会に左の役員をおく。

- 会長 一名
- 副会長 三名
- 事務局長 一名(会計兼務)
- 理事 四名

第十二条(選出)

役員は年度初めの通常総会において選出する。

第十三条(任期)

役員は任期は一年とする。但し次年度役員選出までは在職とするものとする。

第十四条(経費)

本会の経費は各区よりの分担金及び寄付金によりまかな

第十五条（会計年度） 本会の会計年度は毎年四月一日にはじまり翌年三月三十一日に終る。

第十六条（委任） 会則に規定のない事項は理事会又は總會においてその都度決定する。

第十七条（改正） 本会則は總會において三分の二以上の賛成により改正できる。

（附則） 本会は昭和三十八年七月二付二日より施行する。

「身延町区長設置条例」

身延町条例第十六号

二、区長設置条例とその変遷

身延町区長設置条例

（目的）

第一条 この条例は身延町役場よりの事務連絡及び調査等について住民に周知徹底を図るため各部落に区長を定める事を目的とする。

（定数）

第二条 区長の数は各部落に一名とする。部落名は左の通り

部落名	波木井一区、波木井二区、波木井三区、塩	沢、清住町
上町、仲町、橋町、元町、梅平第一		
梅平第二、大野、東谷、西谷、杉山		
荒町、山額、新町、大工町、下山仲町		
竹下、本町、大庭、上沢、栗倉		
小原、島小田、船原、門野、湯平		
大城、相又上、相又下、清子、光子、沢		
横根、大久保、上八木、沢下八木、沢、帯、金		
大箕、棒草、里、塩之、沢、丸、滝、角、打		
大崩、和田、樋の上、大島		

（委嘱）

第二章 町政の沿革

第三条 1、区長は夫々担当区域の住民より推薦された者を町長が委嘱する。

2、現任者は任期満了前十日前までに後任者を町長に届出なければならぬ。

（担当地域）

第四条 区長の担当地域は従来の慣習による地域とする。

（任期）

第五条 1、区長の任期は一年とする、但し再任を妨げない。

2、補欠により委嘱された者の任期は前任者の残任期間とする。

3、任期の起算は四月一日より翌年三月末日迄とする昭和三十年年度限り委嘱の日より翌年三月末日迄とする。

（報酬）

第六条 1、区長には報酬として年額五、〇〇〇円を年度末に支給する。

2、報酬を受ける者が退職し若しくは死亡した場合は、その月までの分をその際支給する。

附則

この条例は公布の日から施行する。

区長報酬の改正

昭和三十年度 一、〇〇〇円 （年額）

昭和三十九年度 三、〇〇〇円

昭和四十二年度 五、〇〇〇円

昭和四十年年度より区長報酬とは別に、一戸当り百円の区運営交付金が設けられ、大きい区、小さい区の運営補助のバランスをとっている。（四十四年度現在一戸一七〇円に改正）

区の側ではこれを一度区の会計に収入し、プラスアルファ又は区によつてはマイナスアルファして改めて各役員に交付している状況である。

三、部落放送設備

昭和三十四年頃より各区とも部落内の広報活動のためスピーカーによる放送施設を設け現在三十四区に三十七部落放送設備がある。
 町からは施設補助として一施設当り三万円を交付しその施設、普及をはかっている。

(詳細は第九編第二章第二節を参照)

四、結 び

区の事務の増大、区長の人材難、生活圏の拡大等時代の推移に伴って、区の統合再編成が町の長期計画の中で、また議会論議の中で、さらに区長会内においても今後の課題としてとり上げられている。

今後といえども区制は、一層体質の改善、近代化への過程で最小単位的生活共同体、自治団体として維持されて行くことであろう。

追 補

昭和四十四年六月三十日、町議会は全議員共同提案をもって区長設置条例の一部を改正し、区長が公務のため負傷・疾病・死亡等の災害をこうむった時は、町議會議員非常勤の公務員に対する公務災害補償の例により補償を行なうこととした。

歴代区長、区長代理者名簿

(昭和三十年代より昭和四十四年度まで)

(上 沢 区)					
年度	区 長	区長代理者	年度	区 長	区長代理者
二九	雨宮 広六	佐藤 理	三三	遠藤 文雄	四条 長治
三〇	佐藤 理	羽賀 竜王	三四	四条 長治	望月 竹介
三一	羽賀 竜王	遠藤 文雄	三五	望月 竹介	高氏 明
三二	向井 三郎	磯部 新一	三六	望月 竹介	高氏 明

(大 庭 区)		(本 町 区)		(下山仲町区)	
三七	深沢賢造	渡辺 茂	四一	羽賀 竜王	佐野 文雄
三八	河西 祐助	近藤 茂正	四二	四条 長治	樋川 太郎
三九	高氏 明	磯部 新一	四三	四条 長治	樋川 太郎
四〇	磯部 新一	功刀 誠	四四	佐野 真一	望月 盛行
二九	深沢 任吉	深沢 仁一	三七	吉仲 源一	木川今寿老
三〇	深沢 仁一	遠藤藤衛門	三八	木川今寿老	松木 周吉
三一	遠藤藤衛門	芦沢伊佐治	三九	松木 周吉	遠藤 誠
三二	芦沢伊佐治	遠藤 晋	四〇	遠藤 誠	石川 頼行
三三	遠藤 晋	松木 都松	四一	石川 頼行	川口 義次
三四	松木 都松	遠藤松之助	四二	川口 義次	遠藤 文雄
三五	遠藤松之助	渡辺 克巳	四三	遠藤 文雄	望月 年男
三六	渡辺 克巳	吉仲 源一	四四	望月 年男	松木 慶光
二九	松木 四郎	山田 次郎	三七	望月 宗義	杉山 重信
三〇	松木 四郎	山田 次郎	三八	稲葉泰次郎	松木 正夫
三一	稲葉泰次郎	遠藤 要	三九	稲葉泰次郎	松木 正夫
三二	稲葉泰次郎	遠藤 要	四〇	遠藤 泰明	松木 正巳
三三	松木 武夫	望月 照義	四一	遠藤 泰明	松木 正巳
三四	古屋 慶信	松木 史郎	四二	遠藤 泰明	松木 正巳
三五	古屋 慶信	松木 史郎	四三	望月 照義	古屋 修
三六	望月 宗義	杉山 重信	四四	望月 照義	古屋 修
二九	石川 文淵	佐野 六郎	三六	望月 新一	石坂 鳳児
三〇	石川 文淵	佐野 六郎	三七	石坂 鳳児	石川 術師
三一	望月 正明	渡辺 光	三八	石坂 鳳児	石川 術師
三二	望月 正明	渡辺 光	三九	石川 術師	深沢 森綱
三三	佐野国太郎	遠藤 春久	四〇	石川 術師	深沢 森綱
三四	佐野国太郎	遠藤 春久	四一	深沢 森綱	望月 利春
三五	望月 新一	石坂 鳳児	四二	深沢 森綱	望月 利春

四三 望月 利春 熊王 軍治 四四 佐野 六郎 渡辺 光

(新町区)
 二九 服部 暢夫 広島 勉 三七 高橋 宗晴 広島 慶明
 三〇 服部 暢夫 広島 勉 三八 望月 仙 広島 慶明
 三一 広島 勉 川村藤十郎 三九 望月 仙 広島 慶明
 三二 広島 勉 川村藤十郎 四〇 望月 仙 広島 慶明
 三三 川村藤十郎 小沢 文治 四一 望月 仙 広島 慶明
 三四 川村藤十郎 小沢 文治 四二 望月 仙 広島 慶明
 三五 小沢 文治 高橋 宗晴 四三 望月 仙 広島 慶明
 三六 小沢 文治 高橋 宗晴 四四 望月 仙 広島 慶明

(荒町区)
 二九 杉田 宝則 若林 実 三七 石野 松由 佐野 強
 三〇 若林 実 佐野 悟郎 三八 石野 松由 佐野 強
 三一 若林 実 佐野 悟郎 三九 石野 松由 佐野 強
 三二 佐野 悟郎 上平 浅蔵 四〇 石野 松由 佐野 強
 三三 佐野 悟郎 上平 浅蔵 四一 石野 松由 佐野 強
 三四 佐野 悟郎 上平 浅蔵 四二 石野 松由 佐野 強
 三五 上平 浅蔵 石野 松由 四三 石野 松由 佐野 強
 三六 石野 松由 佐野 強 四四 石野 松由 佐野 強

(山額区)
 二九 望月 定平 松木 清雄 三七 望月 忠常 井上 亘
 三〇 望月 定平 松木 清雄 三八 望月 忠常 井上 亘
 三一 望月 定平 松木 清雄 三九 望月 忠常 井上 亘
 三二 望月 定平 松木 清雄 四〇 望月 忠常 井上 亘
 三三 望月 定平 松木 清雄 四一 望月 忠常 井上 亘
 三四 望月 定平 松木 清雄 四二 望月 忠常 井上 亘
 三五 望月 定平 松木 清雄 四三 望月 忠常 井上 亘
 三六 望月 定平 松木 清雄 四四 望月 忠常 井上 亘

(山下区)
 二九 遠藤 重一 遠藤 徳一 三七 望月 忠常 井上 亘
 三〇 遠藤 重一 遠藤 徳一 三八 望月 忠常 井上 亘
 三一 遠藤 重一 遠藤 徳一 三九 望月 忠常 井上 亘
 三二 遠藤 重一 遠藤 徳一 四〇 望月 忠常 井上 亘
 三三 遠藤 重一 遠藤 徳一 四一 望月 忠常 井上 亘
 三四 遠藤 重一 遠藤 徳一 四二 望月 忠常 井上 亘
 三五 遠藤 重一 遠藤 徳一 四三 望月 忠常 井上 亘
 三六 遠藤 重一 遠藤 徳一 四四 望月 忠常 井上 亘

(栗倉区)
 二九 松永長十郎 望月小太郎 三三 遠藤 英次 望月小太郎
 三〇 松永長十郎 望月小太郎 三四 遠藤 英次 望月小太郎
 三一 望月 幸造 遠藤 英次 三五 望月小太郎 遠藤 平
 三二 望月 幸造 遠藤 英次 三六 遠藤 平 遠藤 貞六

三七 遠藤 貞夫 遠藤 文雄
 三八 遠藤 貞夫 遠藤 文雄
 三九 遠藤 文雄 望月 光儀
 四〇 遠藤 文雄 望月 光儀

四三 藤田 政雄 藤田 正明
 二九 伊藤 五郎 伊藤 時三
 三〇 伊藤 時三 竹之内正三
 三一 竹之内正三 藤田 里利
 三二 藤田 里利 武井 徳宝
 三三 藤田 里利 武井 徳宝
 三四 望月 政則 武井 徳宝
 三五 武井 徳宝 伊藤 富治
 三六 伊藤 正木 遠藤 常政

(小原島区)
 二九 川口 重治 川口 忠康
 三〇 川口 忠康 川口 久雄
 三一 川口 忠康 川口 久雄
 三二 川口 久雄 深沢文太郎
 三三 川口 久雄 川口 彦義
 三四 川口 彦義 望月 堅
 三五 川口 彦義 望月 堅
 三六 望月 堅 川口 米吉

(塩沢区)
 二九 市川 吾七 遠藤 本蔵
 三〇 遠藤 本蔵 市川 隆義
 三一 市川 隆義 松永初次郎
 三二 松永初次郎 望月 民部
 三三 望月 民部 望月 嘉幸
 三四 望月 嘉幸 望月 百太郎
 三五 望月 百太郎 市川 弘
 三六 市川 弘 望月 章

(波木井一区)
 二九 藤田 貞直
 三〇 近藤 建治
 三一 近藤 嘉一
 三二 近藤 嘉一
 三三 近藤 好治
 三四 藤田 福一
 三五 藤田 福一
 三六 藤田 克巳

(清住町区)
 二九 望月 虎尾 深沢 延重
 三〇 深沢 延重 望月 銀治
 三一 望月 銀治 望月 文太郎
 三二 望月 文太郎 田中 関造
 三三 田中 関造 市川 久義
 三四 市川 久義 望月 勘平
 三五 望月 勘平 望月 虎尾
 三六 望月 虎尾 深沢 延重

(波木井二区)
 二九 中村 安栄 佐野 公济
 三〇 石川 真雄 川口 薫
 三一 川口 薫 小笠原源義
 三二 小笠原源義 大久保豊繁
 三三 大久保豊繁 伊藤 大膳
 三四 伊藤 大膳 近藤宇佐美
 三五 近藤宇佐美 中村 武雄

(上町区)
 二九 加藤 市郎 深沢 為吉
 三〇 深沢 為吉 池上 良三

三三	池上 良三	畑野 稔	三三	海福 義雄	鈴木 茂雄	三三	佐野 要蔵	深沢 重治	四一	井出 泰雄	木内 清訥
三三	畑野 稔	小池 一二	三九	鈴木 茂雄	熊王 邦雄	三三	小笠原精治	小泉 和喜	四二	千須和武一	大村 正夫
三三	小池 一二	千頭和逸作	四〇	熊王 邦雄	池上 正	三九	日吉愛次郎	井水 正繁	四三	松木 一芳	樋口 欣也
三四	千頭和逸作	河内 宗作	四一	池上 正	四条幸一郎	四〇	佐野 直治	井出 富也	四四	望月 善長	井出 逸平
三五	河内 宗作	木内 慈朗	四二	四条幸一郎	望月 久	(梅平 一区)	佐野 利重	佐野 源治	三七	佐野 達雄	笠井 信明
三六	木内 慈朗	芹沢 徳蔵	四三	望月 久	米山 佳雄	二九	佐野 源治	近藤 仁	三八	笠井 信明	鴨狩 実
三七	芹沢 徳蔵	海福 義雄	四四	米山 佳雄	深沢 正勝	三〇	佐野 源治	佐野 源治	三九	鴨狩 実	望月 直利
(仲 町 区)	橋本 甚吉	鮎川 保一	三七	田中 守雄	望月 雅雄	三一	近藤 仁	佐野 浦次郎	四〇	望月 直利	望月 忠司
二九	橋本 甚吉	鮎川 保一	三八	山本 健二	池ヶ谷金吉	三二	佐野 浦次郎	佐野 猛	四一	望月 忠司	遠藤 栄治
三〇	雨宮 勉	矢野 寅吉	三九	佐野 憲一	原田 喜孝	三三	山本 章重	望月 光行	四二	望月 栄治	望月 紀道
三一	遠藤 静	山本 健二	四〇	山田 隆	三浦 安利	三四	望月 光行	遠藤 市平	四三	望月 紀道	近藤 武博
三二	佐野 況一	佐野 憲一	四一	原田 喜孝	橋本 親資	三五	望月 光行	佐野 達雄	四四	近藤 武博	遠藤 重利
三三	河住孝太郎	遠藤誠一郎	四二	望月 雅雄	池上 芳広	二九	藤田 国治	近藤 福元	三七	藤田 文内	中村 忠七
三四	矢野 寅吉	原田 喜孝	四三	池上 芳広	篠原 芳広	三〇	近藤 福元	佐々木勇夫	三八	中村 忠七	佐野 淳司
三五	篠原 広近	田中 守雄	四四	齋藤 一郎	海沼 清	三一	佐々木勇夫	藤田 金次郎	三九	佐野 淳司	遠藤 良作
三六	米山源治郎	深沢 義雄	四四	齋藤 一郎	深沢 義雄	三二	藤田 金次郎	佐野 宇内	四〇	遠藤 良作	藤田 大六
(橋 町)	渡辺幸次郎	野沢 利勝	三七	野島 秀弘	佐野 初雄	三三	佐野 宇内	佐野 金広	四一	藤田 大六	小島 国次
二九	渡辺幸次郎	野沢 利勝	三八	佐野 初雄	日吉 栄三	三四	佐野 金広	石部 正朗	四二	小島 国次	若尾 利一
三〇	野沢 利勝	三上 唯雄	三九	松田 文一	守屋 秋造	三五	石部 正朗	古谷 長男	四三	若尾 利一	遠藤 敬吾
三一	市川 留作	一宮長四郎	四〇	原田 太良	大村 包房	三六	古谷 長男	藤田 文内	四四	遠藤 敬吾	鴨狩 松男
三二	望月 七郎	望月 一	四一	松田 丹二	小倉 彦二	(大 野 区)	古谷 長男	藤田 文内	四四	遠藤 敬吾	鴨狩 松男
三三	望月 一	原田 太良	四二	大村 包房	矢野 定吉	二九	片田 俊夫	穂坂 清重	三六	松野多喜三	石川 誠三
三四	三上 唯雄	佐野 初雄	四三	矢野 定吉	遠藤 一雄	三〇	穂坂 清重	雨宮 愛紀	三七	石川 誠三	望月清太郎
三五	一宮 真	松田 文一	四四	小倉 彦二	日吉 一男	三一	海野 広	松野多喜三	三八	深沢 徹	穂坂 康明
三六	岡本 玄三	池上 正彦	四四	小倉 彦二	日吉 一男	三二	穂坂猪之作	岡田 勇造	三九	柳沢 太郎	依田 幸雄
(元 町)	井水 正則	井水 幸助	三三	小泉 経治	松木 一芳	三三	穂坂猪之作	岡田 勇造	四〇	柳沢 太郎	依田 幸雄
二九	井水 正則	井水 幸助	三四	太田 孝一	井出 泰雄	三四	望月 久男	片田 為丸	四一	岡田 勇造	穂坂喜八郎
三〇	井水 正則	佐野 守松	三五	若尾栄一郎	秋山 勇	三五	望月 久男	武田 虎雄	四二	柳沢 太郎	三塚 宗次
三一	田中 真一	佐野 要蔵	三六	望月 操	千須和武一						
三二	佐野 守松	佐野 直治									

四三 青沼 富造 青沼 達明 四四 三塚 宗次 武川 充男

(東谷区)

二九 林 是幹 三七 林 是幹
三〇 町田 是得 三八 町田 是正
三一 中山 海了 三九 中山 海了
三二 佐藤 玄守 四〇 佐藤 玄守
三三 堀 一勇 四一 堀 一勇
三四 樋口 是澄 四二 樋口 是澄
三五 長谷川寛慶 四三 長谷川寛勝
三六 疋田 英肇 四四 疋田 英肇

(西谷区)

二九 池上 要輝 三七 池上 要輝
三〇 大阪 貞慎 三八 大阪 貞慎
三一 諏訪 是弘 三九 諏訪 是弘
三二 貴家 是勝 四〇 貴家 是勝
三三 池上 正彦 四一 池上 正彦
三四 下里 是忠 四二 下里 是忠
三五 芦川 要俊 四三 芦川 要俊
三六 望月 海淑 四四 望月 海淑

(横根中区)

二九 木内 義治 渡辺 吉友 三七 渡辺 保義 佐野 東一
三〇 渡辺 吉友 佐野益二郎 三八 木内 義治 市川 熊雄
三一 佐野益二郎 木内 悦治 三九 佐野 信久 遠藤 庸造
三二 木内 悦治 渡辺 光昭 四〇 佐野 幸造 渡辺 岩吉
三三 渡辺 光昭 佐野 信久 四一 遠藤 辰雄 千頭和東洋彦
三四 望月 豊春 千頭和照雄 四二 市川 熊雄 稲葉 徳一
三五 佐野 信久 佐野 幸造 四三 佐野 通夫 木内 昭一
三六 千頭和照雄 佐野 通夫 四四 遠藤 庸造 渡辺仙一郎

(注) 舟原区と小田区は四二年度まで両区長が交代で「小田舟原区」の正・副区長をつとめている。

(舟原区)

二九 佐野 里見 三七 望月 亮作
三〇 遠藤 武市 三八 鴨狩 忠
三一 磯山 隆 三九 遠藤 良男
三二 井上 義三 四〇 大村 益三
三三 手老 秀夫 四一 佐野 茂
三四 望月 明治 四二 望月 栄
三五 近藤 次郎 四三 伊藤 友一
三六 小野 彪次 四四 佐野 雅美

(小田区)

二九 望月 光吉 三七 志村福太郎
三〇 志村 梅吉 三八 小林 忠夫
三一 大村喜久雄 三九 望月 栄久
三二 手塚 仲三 四〇 小泉徳次郎
三三 大村 義夫 四一 小林 文夫
三四 大村 高明 四二 手塚 次雄
三五 大野 熊夫 四三 松田 寛也
三六 小林 登 四四 滝下 秀夫

(門野区)

二九 小林 晴源 鴨狩 貫一 三七 小林 清吉 鴨狩 芳信
三〇 鴨狩 貫一 佐野 林作 三八 鴨狩 芳信 佐野 助二
三一 鴨狩 文一 鴨狩 喜道 三九 佐野 助二 鴨狩 豊光
三二 堀内 等 柿島友之甫 四〇 鴨狩 豊光 柿島 忠
三三 柿島友之甫 堀内 信春 四一 柿島 忠 米山 高平
三四 堀内 信春 堀内 信春 四二 米山 高平 堀内 嘉久
三五 鴨狩 文一 柿島 正 四三 堀内 嘉久 小林 正雄
三六 柿島 正 小林 清吉 四四 小林 正雄 鴨狩 延昌

(湯平区)

二九 望月 定典 望月 由一 三一 小泉 敏男 望月 幹夫
三〇 小泉 宏司 望月 一善 三二 望月 亘 望月 敬久

三三 小泉 文示 望月 充夫 三九 望月 允夫 望月 敬久
 三四 小泉 敏男 望月 信征 四〇 望月 信征 小泉 敏男
 三五 望月 由一 望月 経夫 四一 望月 敬文 望月 経夫
 三六 望月 貢 望月 定典 四二 望月 允夫 望月 経夫
 三七 望月 由一 小泉 宏司 四三 望月 経夫 望月 亘
 三八 望月 一善 望月 幹夫 四四 望月 幹夫 望月 一善

(清子区)
 二九 松木 甲子 沢田 進
 三〇 沢田 進 遠藤 英烈
 三一 遠藤 英烈 渡辺 友幸
 三二 遠藤 友幸 遠藤 善男
 三三 遠藤 善男 白滝 清治
 三四 白滝 清治 佐野 清
 三五 佐野 清 遠藤 貞次
 三六 遠藤 貞次 佐野 正久

三九 望月 允夫 望月 敬久
 四〇 望月 信征 小泉 敏男
 四一 望月 敬文 望月 経夫
 四二 望月 允夫 望月 経夫
 四三 望月 経夫 望月 亘
 四四 望月 幹夫 望月 一善

(大城区)
 二九 望月 利夫 望月 浅勝 三七 大野 義清 大野 吾一
 三〇 望月 久夫 望月 信一 三八 望月 鶴吉 望月 修
 三一 杉山 銀造 杉山 泰明 三九 杉山 宗示 大野 義学
 三二 手塚 庫二 細野 昌十 四〇 手塚 秀明 大野 武雄
 三三 望月 主知 大野 利幸 四一 細野 昌十 大野 勉
 三四 望月 信一 望月 高義 四二 望月 高義 佐野 精一
 三五 手塚 義夫 杉山由太郎 四三 手塚 国一 大野 佐門
 三六 杉山 武 望月 松夫 四四 手塚 義夫 大野 佐門

(光子沢区)
 二九 小山 龍夫 小山 孝雄
 三〇 嶋崎 堅三 佐野 宗作
 三一 佐野 光国 小山 久
 三二 佐野 宗作 島崎 栄
 三三 小山 久 長畑 弼
 三四 小山 孝雄 長畑 忠知
 三五 長畑 忠知 長田 和政
 三六 小山 龍夫 嶋崎 久夫

三七 望月 虎丸 木内 重幸
 三八 遠藤 富安 望月 由三
 三九 遠藤 富安 望月 由三
 四〇 遠藤 隆久 望月 種造
 四一 遠藤 保明 望月 惠勇
 四二 長畑 惠一郎 望月 敏正
 四三 森 義正 望月 寛
 四四 木内 重幸 望月 種造

(相又下区)
 二九 市川 英光 千頭和元房 三七 千頭和元房 市川 喜洋
 三〇 市川 侶章 千頭和竹彦 三八 市川 孟 千頭和光吉
 三一 粟冠 盛夫 粟冠 虎王 三九 市川 孟 千頭和勇
 三二 望月 孝行 千頭和利作 四〇 千頭和光吉 北川 惣七
 三三 望月 孝行 粟冠 盛夫 四一 千頭和光吉 北川 惣七
 三四 望月 孝行 市川 孟 四二 北川 惣七 千頭和久吉
 三五 千頭和清高 市川 孟 四三 北川 惣七 市川 善次
 三六 千頭和元房 望月 孝行 四四 市川 孝 市川 善次

(大久保区)
 二九 望月 光義
 三〇 遠藤 松一
 三一 望月 惠勇
 三二 遠藤 隆久
 三三 遠藤 隆久
 三四 望月 惠勇
 三五 望月 惠勇

三七 望月 虎丸 木内 重幸
 三八 遠藤 富安 望月 由三
 三九 遠藤 富安 望月 由三
 四〇 遠藤 隆久 望月 種造
 四一 遠藤 保明 望月 惠勇
 四二 長畑 惠一郎 望月 敏正
 四三 森 義正 望月 寛
 四四 木内 重幸 望月 種造

(相又上)
 二九 千頭和武夫 千頭和武夫
 三〇 千頭和武夫 千頭和武夫
 三一 望月 政秋 望月 政秋
 三二 望月 政秋 望月 政秋
 三三 望月 政秋 望月 政秋
 三四 望月 政秋 望月 政秋
 三五 望月 政秋 望月 政秋
 三六 千頭和隼一 千頭和隼一
 三七 望月 政秋 望月 政秋
 三八 望月 政秋 望月 政秋

(清子区)
 二九 望月 光義
 三〇 遠藤 松一
 三一 望月 惠勇
 三二 遠藤 隆久
 三三 遠藤 隆久
 三四 望月 惠勇
 三五 望月 惠勇

三七 望月 虎丸 木内 重幸
 三八 遠藤 富安 望月 由三
 三九 遠藤 富安 望月 由三
 四〇 遠藤 隆久 望月 種造
 四一 遠藤 保明 望月 惠勇
 四二 長畑 惠一郎 望月 敏正
 四三 森 義正 望月 寛
 四四 木内 重幸 望月 種造

(上八木沢区)

二九	佐野 治郎	穴山 太一	三七	米沢 晶	佐野 二郎	三三	鈴木 喜一	堀水 秀雄	三九	佐野 義明	佐野 一
三〇	佐野 治郎	穴山 太一	三八	米沢 晶	佐野 二郎	三四	堀水 秀雄	堀水 秀雄	四〇	佐野 一	堀水 秀雄
三一	穴山 太一	佐野 利房	三九	佐野 治郎	穴山 太一	三五	鈴木 進	佐野 義明	四一	佐野 一	堀水 秀雄
三二	佐野 利房	佐野 政光	四〇	米沢 節三	穴山 太一	三六	佐野 義明	鈴木 喜一	四二	堀水 秀雄	佐野 春年
三三	佐野 政光	米沢 節三	四一	米沢 節三	佐野 寅王	三七	鈴木 喜一	佐野 春年	四三	堀水 秀雄	佐野 春年
三四	齋藤 恒喜	佐野 寅王	四二	米沢 節三	佐野 寅王	三八	佐野 春年	佐野 義明	四四	佐野 春年	鈴木 喜一
三五	齋藤 恒喜	中野 智	四三	佐野 寅王	齋藤 良雄	二九	早川 克延	松野 国雄	三七	早川 克延	松野 国雄
三六	齋藤 恒喜	米沢 晶	四四	佐野 治郎	佐野 利幸	三〇	早川 克延	松野 国雄	三八	松野 弘一	吉野 政市

(下八木沢区)

二九	鮎川 太郎	芦沢 助春	三七	芦沢 美貞	鮎川 万平	三一	早川 克延	堀水 孝明	三九	松野 弘一	吉野 政市
三〇	芦沢 助春	鮎川 章	三八	鮎川 万平	鮎川 孝	三二	吉野 兼義	堀水 孝明	四〇	堀水 孝明	吉野 政市
三一	鮎川 省三	芦沢 美貞	三九	鮎川 太郎	芦沢 一	三三	吉野 兼義	堀水 孝明	四一	堀水 孝明	吉野 政市
三二	芦沢 美貞	鮎川 太郎	四〇	鮎川 太郎	芦沢 一	三四	吉野 兼義	堀水 孝明	四二	松野 弘一	松野 国雄
三三	鮎川 太郎	鮎川 義教	四一	鮎川 太郎	芦沢 一	三五	早川 克延	松野 弘一	四三	松野 弘一	松野 国雄
三四	鮎川 義教	鮎川 実	四二	鮎川 実	鮎川 武	三六	早川 克延	松野 弘一	四四	松野 弘一	松野 国雄
三五	(鮎川 重治)	鮎川 実	四三	芦沢 助春	松木 勲	二九	長谷川 一	鈴木 兵	三七	鈴木 利幸	早川 清
三六	鮎川 実	芦沢 美貞	四四	鮎川 武	芦沢 一	三〇	長谷川 一	鈴木 兵	三八	佐野安太郎	望月 謙喜

(帯 金)

二九	海野 啓喜	依田 嘉道	三七	望月 脩二	小笠原敏光	三三	鈴木 和一	鈴木 武重	四一	望月 謙喜	鈴木 智夫
三〇	千須和義則	望月 東	三八	小笠原敏光	久保 忠良	三二	鈴木 和一	鈴木 武重	四二	望月 謙喜	鈴木 智夫
三一	望月 東	小笠原 篤	三九	久保 幸一	久保 信春	三一	長谷川 一	鈴木 和一	三九	鈴木 喜作	佐野 富義
三二	小笠原 篤	久保 昌明	四〇	久保 幸一	久保 信春	三四	坂口 起一	鈴木 正臣	四〇	望月 謙喜	鈴木 智夫
三三	久保 昌明	千須和弘毅	四一	大久保高春	鈴木 勝信	三五	鈴木 孝	長谷川 満	四一	望月 謙喜	鈴木 智夫
三四	千須和弘毅	大久保高春	四二	鈴木 勝信	望月 東	三六	鈴木 正臣	長谷川 満	四二	望月 謙喜	鈴木 智夫
三五	望月 宗善	海野 嘉幸	四三	久保 忠良	久保 正一	二九	依田 薫一	鈴木 祖一	四三	早川 清	前田 宗久
三六	海野 嘉幸	伊藤 栄	四四	千須和義富		三〇	依田 薫一	鈴木 祖一	四四	小林 潔	松野 唯治

(大 埜 区)

二九	佐野 和一	堀水 林	三一	佐野 一	鈴木 弘	三三	長谷川周春	佐野繁之助	三七	佐野繁之助	依田 功
三〇	堀水 林	佐野 一	三二	鈴木 弘	鈴木 喜一	三三	高橋 孝一	佐野繁之助	三八	佐野繁之助	高橋 勇

三三	鈴木 喜一	堀水 秀雄	三九	佐野 義明	佐野 一
三四	堀水 秀雄	鈴木 進	四〇	佐野 一	堀水 秀雄
三五	鈴木 進	佐野 義明	四一	佐野 一	堀水 秀雄
三六	佐野 義明	鈴木 喜一	四二	堀水 秀雄	佐野 春年
三七	鈴木 喜一	佐野 春年	四三	堀水 秀雄	佐野 春年
三八	佐野 春年	佐野 義明	四四	佐野 春年	鈴木 喜一
二九	早川 克延	松野 国雄	三七	早川 克延	松野 国雄
三〇	早川 克延	松野 国雄	三八	松野 弘一	吉野 政市
三一	早川 克延	堀水 孝明	三九	松野 弘一	吉野 政市
三二	吉野 兼義	堀水 孝明	四〇	堀水 孝明	吉野 政市
三三	吉野 兼義	堀水 孝明	四一	堀水 孝明	吉野 政市
三四	吉野 兼義	堀水 孝明	四二	松野 弘一	松野 国雄
三五	早川 克延	松野 弘一	四三	松野 弘一	松野 国雄
三六	早川 克延	松野 弘一	四四	松野 弘一	松野 国雄
二九	長谷川 一	鈴木 兵	三七	鈴木 利幸	早川 清
三〇	長谷川 一	鈴木 兵	三八	佐野安太郎	望月 謙喜
三一	長谷川 一	鈴木 和一	三九	鈴木 喜作	佐野 富義
三二	鈴木 和一	鈴木 武重	四〇	望月 謙喜	鈴木 智夫
三三	鈴木 和一	鈴木 武重	四一	望月 謙喜	鈴木 智夫
三四	坂口 起一	鈴木 正臣	四二	望月 謙喜	鈴木 智夫
三五	鈴木 孝	長谷川 満	四三	早川 清	前田 宗久
三六	鈴木 正臣	長谷川 満	四四	小林 潔	松野 唯治
二九	依田 薫一	鈴木 祖一	三四	佐野繁之助	佐野 角定
三〇	依田 薫一	鈴木 祖一	三五	佐野 清士	望月 林一
三一	鈴木 祖一		三六	望月 林一	依田 功
三二	長谷川周春		三七	佐野繁之助	依田 功
三三	高橋 孝一		三八	佐野繁之助	高橋 勇

三九 佐野繁之助 高橋 勇
 四〇 伊藤 太 佐野 博一
 四一 佐野 博一 佐野 昌基

(樋之上区)
 二九 熊谷 義光 熊谷 義正
 三〇 熊谷 義光 熊谷 義正
 三一 熊谷 義正 滝川 新
 三二 滝川 新 熊谷 孝男
 三三 熊谷 孝男 熊谷 貞明
 三四 熊谷 貞明 滝川 諫雄
 三五 滝川 諫雄 熊谷 義正
 三六 熊谷 義正 滝川 喜一

(大崩区)
 二九 佐野 重則 佐野 蒼薫
 三〇 佐野 重則 佐野 蒼薫
 三一 佐野 蒼薫 佐野 保一
 三二 佐野 晴夫 佐野 保一
 三三 佐野 晴夫 佐野 清
 三四 佐野 重則 佐野 晴夫
 三五 佐野 重則 佐野 晴夫
 三六 佐野 義文 佐野 隆

(上大島区)
 二九 佐野 豊文
 三〇 佐野 豊文
 三一 遠藤 晴信
 三二 遠藤 晴信
 三三 片田 豊
 三四 片田 豊
 三五 若林 邦一
 三六 若林 邦一
 三七 片田 信長
 三八 青柳 定雄
 三九 片田 守正
 四〇 片田 守正
 四一 若林 貴一
 四二 若林 貴一
 四三 名取 貞雄
 四四 名取 貞雄

(角打区)

二九 佐野 遣 小林 昇
 三〇 佐野 遣 小林 昇
 三一 市川 緑 平田 晃
 三二 若宮 篤義 芦沢 未久
 三三 永谷 広 望月 吾録
 三四 中村 十郎 市川 正夫
 三五 市川 清 中村 英文
 三六 市川 清 中村 英文

(上大島区)

二九 伊藤 亮造
 三〇 久保 次郎
 三一 久保 次郎
 三二 佐野 貞保
 三三 依田 登
 三四 佐野 善秋
 三五 市川 正美
 三六 佐野 勝
 三七 佐野 長治
 三八 浅原 重孝
 三九 浅原 重孝
 四〇 久保 寅清
 四一 山口 喜六
 四二 市川 信春
 四三 佐野 直盛
 四四 浅原 誉

(下大島区)

(和田区)

二九 千須和亀寿 千須和 要
 三〇 望月久之助 望月 正一
 三一 望月 静 佐野 政武
 三二 雨宮 正範 市川 勇
 三三 望月 健治 松永 喜重
 三四 望月 賀之 片田 豊
 三五 千須和政春 千須和要三

(上大島区)

二九 伊藤 亮造
 三〇 久保 次郎
 三一 久保 次郎
 三二 佐野 貞保
 三三 依田 登
 三四 佐野 善秋
 三五 市川 正美
 三六 佐野 勝
 三七 佐野 長治
 三八 浅原 重孝
 三九 浅原 重孝
 四〇 久保 寅清
 四一 山口 喜六
 四二 市川 信春
 四三 佐野 直盛
 四四 浅原 誉

(下大島区)

三九 佐野 昌基 黒田 亀三
 四〇 黒田 亀三 佐野 周治
 四一 佐野 周治 佐野 武治
 四二 佐野 晴夫 佐野 保一
 四三 佐野 清 佐野 俊三
 四四 佐野 義文 佐野 俊三
 四五 佐野 重則 佐野 俊三
 四六 佐野 重則 佐野 俊三
 四七 佐野 重行 佐野 武夫
 四八 市川 正夫 鮎川 栄一
 四九 中村 英文 和田 和夫
 五〇 中村 英文 市川 嘉雄
 五一 伊藤 一夫 望月 竜吉
 五二 秋山弥太郎 佐野 孟
 五三 森田 為一 市川 覚雄
 五四 鮎川 栄一 永谷 照典
 五五 高野 弥夫 依田 王

(和区)
 三九 雨宮 直治 川下 富治
 四〇 望月 貞夫 滝川 一尚
 四一 佐野 政武 市川 新一
 四二 川下 富治 雨宮 正
 四三 望月 正一 望月 七弥
 四四 千須和 勇 望月 豊作
 四五 佐野 丑松 市川 保
 四六 滝川 敏則 熊谷 孝男

第三章 議会と選挙

第一節 議会の沿革

一、旧四カ町村の議会について

明治十二年（一八七九）県下に区町村会法が施行され各町村に町村会が開かれた。これが山梨県における町村議会制度の発祥である。

この前年明治十一年に施行されたいわゆる三新法、即ち郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則は府県に公選議員による府県会を置き、地方税の支弁・徴収を議決するものとしたが、区町村にも府県会規則に準じて区町村会を開くことが認められたのである。

これより藤村県令は甲第八十四号「山梨県町村会規則」を明治十二年四月二十八日左の通り布達し、議会の性格を明らかにした。

山梨県町村会規則

第一章 総則

第一条 町村会は該町村に係る左の各款を議定す

但し、甲府市街は総町共同の議会を開き其市街に係るものを議す

第一款 協議会を以て支弁すべき経費の予算及其賦課並徴集方法

第二款 戸数割に係る地方税の割合方法

第三款 協議費を以て興す所の事業及共有財産の処分並金穀の公借

第四款 災害予備の方法

第二条 町村会は通常会と臨時会との二類に別つ、其定期に於て開くものを通常会とし臨時に開くものを臨時会となす。

第三条 通常会、臨時会を論せず会議の議案は総て戸長より之を発す

第四条 臨時会は其時に会議を要する事件に限り其他の事件を議するを得ず

第五条 町村費を以て施行すべき事件は必ず町村の会議に附し其議決は戸長認可の上之を施行す、若戸長認可すべからずと思惟する時は其事由を郡長を経て県令に具状して指揮を請ふべし

第六条 町村会の議決は議長より戸長郡長を経て県庁に報告すべし、其法律に触る者及権限を踰る者其他一般行政上に障碍ある者は県庁より取消を命ずることあるべし

第七条 町村会は毎年通常会議の初めに於て町村費に係る前年度出納決算の報告を受く

第八条 町村会は県庁又は郡長より其町村内に施行すべき事件に付会議の意見を問ふことあるときは之を議す

第九条 通常会期中議員の内其町村の利害に関する事件に就き県庁に建議せんと欲する者あれば之を会議に附す、過半数の同意を得たるときは議長の名を以て建議するを得

第十条 町村会は議事細則を議定し認可を得て之を施行するを得
第二章 選挙

第十一条 町村会の議員は町村の大小に依る左の比例を以て之を撰ぶ
但し甲府市街は総町の戸数を合算し本文の比例を以て之を撰ぶ

一、戸数百戸未満 議員拾人

一、戸数百戸以上三百戸未満 同 拾五人

一、戸数三百以上六百戸未満 同 式拾人

一、戸数六百戸以上千式百戸未満 同 式拾五人

一、戸数千式百戸以上 同 三拾人

第十二条 議長副議長は議員中より公撰し戸長の認可を受くべし

第十三条 書記は議長之を撰任し庶務を整理せしむ書記は俸給を給す、其額は会議の決を以て之を定め町村会議より支出す

第十四条 議員たることを得べき者は満式拾五才以上の男子にして該町村内に於

て地所を所持する者に限る但左の各款に觸る者は議員たることを得ず

第一款 風癩白痴の者

第二款 懲役一年以上及国事犯一年以上の実刑に処せられたる者

但満期後七年を経たる者は此限りに非ず

第三款 身代限りの処分を受け負債の弁償を終へざる者

第四款 官吏及教導職

第十五条 議員を選挙するを得べき者は満二十才以上の男子にして該町村に本籍を定め其町村内に於て地所を所持する者に限る

但前条の第一款第二款第三款に觸るる者は選挙人たることを得ず

第十六条 議員を選挙せんとするときは戸長に於て選挙会を開くべき日を定め少くも拾五日前に該町村内に公告すへし

第十七条 選挙の投票は予定の日該町村役所に於て之を為し戸長之を調査し選挙会中の取締を為すへし

但便宜に因り役所に於て選挙会を開くことを得

第十八条 投票は予め戸長より付与した用紙に撰挙被選人の姓名年齢を記し、予定の日之を戸長に出すへし投票は多数の者を以て当選人とし同数の者は年長を取り同年の者は剛を以て定む

但投票は代人に托し差出すも妨なし

第十九条 投票終るの後戸長は選挙人名籍に就て投票の当否を査し、又被選挙人名籍に就て当選人の当否を査す、若し法に於て不適當なる者あるか或は当選人自ら其選を辞するときは順次投票の多数を得たる者を取る

第二十条 当選人の当否を査定するの伍戸長は其当選人を役所に呼出当選状を渡す。当選人は請書を出すへし

但し当選人請書を出したる伍戸長は其姓名を郡長に報告し且該町村内に公示すへし

第二十一条 議員の任期は四年とし二年毎に全数の半を改選す、第一回二年期の改選を為し抽籤を以て其退任の人を定む

第二十二条 議長副議長の任期は二年とし議員の改選毎に之を公選すへし

第二十三条 前式条の場合に於ては、前任の者を再選するを得

第二十四条 議員中第十三条に掲ぐる諸款の場合に遭遇する者あるか其町村外に

転任するか又は死去したるときは更に其欠に代る者を選挙す、其疾病等止むを得ざる事故なくして開会の招集に応ぜざる者は退転者とし亦其欠に代る者を選挙す

第三章 議 則

第二十五条 議員半数以上出席せされは当日の会議を開くを得ず

第二十六条 会議は過半数にて決す可否同数なるときは議長の可否する所に依る

第二十七条 戸長若くは其代理人は会議に於て議案の旨趣を弁明するを得、但し決議の数に入るを得ず

第二十八条 議会は傍聴を許す。但し戸長の要望に依り又は議長の意見を以て傍聴を禁するを得

第二十九条 議員は会議に方り充分討論の権を有す然とも人身上に於て褻貶毀譽に涉ることを得ず

第三十条 議場を整理するは議長の職掌とす、若し規則に背き議長之を制止して其命に順せざる者あるときは議長之を議場外に退去せしむるを得、其強暴に涉る者は警察官吏の処分を求むるを得

第四章 閉

第三十一条 町村会は毎年一度四月に於て之を開くは会期十五日以内とす、其開閉は戸長之を命す、但し戸長は会議の衆議を取りて其日限を伸ること得ると雖も其事由を直に長に報告すへし

第三十二条 通常会期の外会議に付すべき事ありて戸長より開会を要するか又は議員全数三分一以上の同議を以て開会を求むるときは郡長の許可を得て臨時会を開くことを得

第三十三条 会議の論説法律又は規則を犯し或は権限を超えることありと認めるときは戸長は其会議を中止せしめ之を郡長に報告し郡長は県庁に具状して指揮を請ふへし

第三十四条 会議中法律又は規則を犯し或は権限を超えることありと認めるときは何れの時を問はず県庁より閉会を命じ又は議員の解散を命ずることあるへし

第三十五条 県庁より解散を命じたるときは更に議員を改選すへし

附則 聯合町村会

第一条 式町村以上数町村に關涉する事件は各町村より議員を派出して之を議す

第二条 聯合会の議員は町村数の多少により戸長協議の上各町村より出す処の人

員を予定す其派出議員は該町村議員中互選を以て之を選ぶ

第三条 聯合会の議員は町村の大小に拘はらず渾て同数の人員を出す

第四条 聯合会の議案は各町戸長協議を以て之を發す其議決は聯合各町村戸長認可の上之を施行す

可の上之を施行す

第五条 聯合会の議長副議長及議員は年限なし該会終れば即解任す、但し毎年該会を要するものは各二年の任期を定むるを得

第六條 前各条の外は渾て本則に拠る

この町村会規則によつて各町村では町村會議事規則および傍聴人心得等の諸規則が制定され、初期の議會が形作られて行つたのであり、本町内の四カ村においてもその例外ではないが、残念ながら當時の詳細な記録が保存されておらず、議員名その他は不明である。

わずかに身延村の村會議員辭令が発見されているほか、大河内村会の議事規則、傍聴心得、当初の議案の一部が残されているので當時の議會をしのぶ資料として次に再録しておこう。

○大河内村會議事傍聴心得

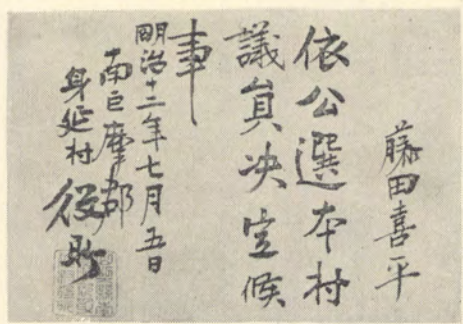
第一条 議事ノ傍聴ヲ望ムモノハ縦令自村ノモノタリトモ当日開会ニ先テ議場ノ受附所ニ至リ名刺ヲ差出シ指揮ヲ受ケ机所ニ着座スベシ

第二条 議場開場ノ報ヲ得バ參着ノ順序ニ隨ニ退出ス可カラズ止ムヲ得ザル事故アラバ受附所ニ告ケ退席スベシ

第三条 傍聴人ハ静肅黙聽スルヲ要ス私語雜談吹烟飲食或ハ故ナク議場ノ周辺ニ立ち或ハ起臥睡眠等ノ事一切之ヲ禁ズ

第四条 議事休息ノ間ハ机ニ退ク可シ机所タリトモ笑談語高談或ハ議事ヲ評論シ議員ヲ褒貶スル等ノ事一切ヲ禁止ス

第五条 前条ノ規則ヲ犯シ之ヲ制スルモ用イ



明治12年の村會議員辭令

ズ議事ノ妨ヲ為スト認ムル時ハ議事ヨリ受付役員ニ命ジテ直ニ退去セシム可シ

○村會議事及書記日當議案

會議費賦課方法

第一条 議員ハ給料ナキ成規ナレドモ開会出勤中ハ一日金五錢ヲスルモノトス

第二条 書記日當ハ一日金拾五錢ト定ム

但事務繁忙ニシテ夜業ヲ為ス時ハ賄料トシテ金貳錢五厘ヲ給ス

第三条 書記ハ年限ナキモノトス及開会ニ臨ミ議長之ヲ採用ス

○西八代郡大河村々會議事規則

第一条 議事ハ午前第九時ニ始メ午後四時ニ終ル時宜ニ依リ時間ヲ伸縮スルハ臨時衆議ニ決ス

第二条 議事席上ハ毎会番号ヲ附ス、其順次ハ予メ圖取(注クジ)ヲ以テ之ヲ定ム、其一回中ハ必ズ其席ニ附スベシ

第三条 議案ノ可否ハ通常三次会ヲ經テ之ヲ決スルモノトス

其順序左ノ如シ

第一次会

議長先ツ起テ議案ヲ各員ニ頒布シ書記ヲシテ朗読セシム朗読終テ議案ニ疑義アルモノハ議長ヲ經テ主任者ニ質問スベシ質問後議案継体ニ就テ意見ヲ述べ動議ヲ發スルヲ得議長ハ其ノ議ヲ悉サシメ可否議定ス

第二次会

議長先ツ起テ一次会ニ分附スル所ノ議案ヲ逐条審議セシメシ事ヲ指揮シ書記ニ命ジテ更ニ議案ヲ朗読セシム毎条終テ議員ハ其所見ヲ陳述討論シテ可否ヲ議決ス

議案ノ主意可ト決スルモ猶其ノ方法章句ヲ修正ス可キモノハ議員中ヨリ委員ヲ公選シテ之ヲ修正セシメ然ル後三次会ニ附シテ法定セシムベシ

第三次会

二次会ニ於テ逐条議定シタルモノヲ修正シテ再ビ全案ノ可否ヲ議決ス

凡ソ可否ノ數ヲ算スルハ議員ヲシテ可否ヲ投票セシメ或ハ起立セシムル

臨時議長ノ指揮ニ依ル

第五条 一議員動議ヲ發スルモ他ニ賛成ナキ時ハ議長ハ之ヲ取消ス可シ賛成アル

時ハ議員動議ニ就テ可否ヲ決セシム可否相半スル時ハ議長之ヲ判決ス
會議中發言セント欲スル者ハ先ツ起テ議長ヲ呼ビ自己ノ番号ヲ稱ス可シ
議長ハ其番号ヲ回呼シテ發言セシム若シ二人以上同時ニ發言スル後ハ議
長其一人ヲ指揮シテ發言セシム可シ

第七條

一議員議論未ダ終ラザル間ハ他議員ハ静心黙聽且議論ヲシテ溝場ニ洞徹
セシム必ズ其ノ中間ニ於テ遮言スルヲ許サズ

第八條

討論問答ハ必ズ議長ニ向ヒ演說シ議員互ニ相応答シ空論罵詈ニ涉ルヲ禁
ズ

第九條

會議中ハ議員着席ノ番ヲ稱ス可シ直ニ其姓名ヲ稱呼スルヲ得ズ

第十條

凡ソ議員ハ一會一議ニ付再度發言スルヲ得ズ其ノ論旨ヲ尽ササルヲ補ヒ
或ハ其ノ誤解ヲ辨明シ及議案主任者各員ノ問ニ答へ且ツ小會議ニ於テ再
三論ズル等ハ此ノ限リニ非ズ

第十一條

凡ソ一議案未ダ終ラザル間ハ他ノ事ニ付發論スルヲ得ズ

第十二條

議長議案ニ付自己ノ意見述べント欲スル時ハ副議長ヲシテ代理セシメ
退イテ議員ノ席ニ着キ發言ス可シ

第十三條

議案朗読ノ後暫クシテ發言無キ時ハ議長ハ全員認可スルモノトシテ其
ノ可決ヲ告ゲ、書記ヲシテ議案ヲ朗読セシム

第十四條

議員出頭ハ名刺ヲ以テ書記ニ告グベシ其疾病等止ムヲ得ザルノ事故ア
リテ欠席スルモノハ開會時限ニ先チ書記ニ報告スベシ縦令親戚タリトモ
代理スルヲ許サズ

第十五條

議員議場ニ入ル時ハ必ズ帽ヲ脱スベシ議長着席ノ節起テ礼ヲ為ス可シ

第十六條

議事ノ始終ハ号鐘ヲ以テ之ヲ報ス

第十七條

議場ニ臨ミテ雜談吸烟ヲ禁ズ且ツ動止爾整ナル可シ矣

きびしかつた昔の村議會
遅刻には罰金制

明治十二年の大河内村会では左のようなきびしい議員遅参に対する罰則
が決められている。

村會議員遅着処分議案（明治十二年）

第一條

一、議員一時間遅着するときは必ず脚夫を以て出席を促すべし只賃金を先払い

第三章 議會と選挙

とす但し賃金は遠近とも金十銭とす

第二條

一、前条延着は疾病、事故と雖も無沙汰なれば行ふものとす

第三條

一、疾病事故に非ざれば其旨申出ると雖も採用せざるを得るものとす

また、町村制が施行された明治二十二年八月の第二回村会でも、十二年
とほぼ同趣旨のことが、議員一同と村長、助役が共に誓約するというかた
ちで議決されている。

他の村の例は記録がないが、当時の村会のきびしさをしのぶことができ
る。

誓約書

今回本村々会出席時間を午前八時と相定め、若し無届にて遅不参をなし、午前
十一時に至るも尚欠席遅参の事故を届出でざるものは過怠料として一回金拾五銭
を出さしむ、

但し収入したる過怠料は右不参に付き使用したる人夫賃に充て其の残余あると
きは之れを會議に供するものとす

石誓約確守履行致候也

明治二十二年八月七日

大河村會議員十二名連署捺印

村長、助役署名捺印

町村会規則第十一条によれば、各村の議員定数は、

福居村 二十人 注、戸口三百以上六百未満定数二十人

大河内村 二十人

豊岡村 二十人

身延村 二十人

となる。

明治十七年（一九四二）七月には、町村会規則が県布達甲第四四号で制
定され、議員定数を大幅に削減して三百戸未満の町村は六人、三百戸以上
五百戸未満の町村は八人、五百戸以上の町村は十人としたほか、議員の任

期も四年(二年ごと半数改選)から六年(三年ごと半数改選)に改めるなどの改正がなされた。

身延町の旧四カ村はいづれも八人の議員を選出した。

しかし町村会の提案権は戸長にのみ属し、県令は閉会または議会の解散権を持つなど、議会とは名ばかりの諮問機関的、官治的色彩の濃いものであった。

次に明治十七年の町村会規則の一部を抜すいして掲げる。

町村会規則

甲第四拾号明治十七年七月二日

町村会規則別紙之通之ヲ決ム

右布達候事

町村会規則

第一章 総 則

第一条 町村会ハ通常会ト臨時会トノ二類ニ別ツ其定期ニ於テ開クモノヲ通常会トシ臨時ニ開クモノヲ臨時会トス

第二条 臨時会ハ其特ニ会議ヲ要スル事件ニ限り其他ノ事件ヲ議スルヲ得ス

第三条 町村会ハ通常会ノ初テ前年度町村費出納決算ノ報告ヲ受ク

第四条 戸長ハ議事細則ヲ定メ県庁ノ認可ヲ得テ之ヲ施行スルヲ得

第二章 撰 挙

第五条 町村会議員ノ定数ハ戸数三百戸未満ノ町村ハ六人三百戸以上五百戸未満ノ町村ハ八人五百戸以上ノ町村ハ拾人トス

町村ノ状況ニ依リ戸長ハ適宜議員撰挙ノ区域ヲ定メ県庁ノ認可ヲ得テ施行スルヲ得

行スルヲ得

第六条 戸長事故アリテ議員中ヨリ議長ヲ指決スル場合ニ於テハ議員ハ其指定ヲ拒ムヲ得ズ

書記ハ議長之ヲ撰ミ庶務ヲ整理セシム

第七条 議員ヲ撰挙セントスルキハ戸長ニ於テ撰挙会ヲ開クヘキ日ヲ定メ少クモ十日前ニ該町村内ニ公告スヘシ

第八条 撰挙ノ投票ハ予定ノ日該町村役所ニ於テ之ヲ為シ戸長ヲ調査シ撰挙会中ノ取締ヲ為スヘシ

第九条 撰挙ノ投票ハ予定ノ日該町村役所ニ於テ之ヲ為シ戸長ヲ調査シ撰挙会中ノ取締ヲ為スヘシ

但便宜ニ依リ役所外ニ於テ撰挙会ヲ開クヲ得

第十条 撰挙人ハ予メ戸長ヨリ附与シタル投票用紙ニ自己及ヒ被撰人ノ姓名年齢ヲ記シ予定ノ日之ヲ戸長ニ出スヘシ投票ハ多数ノ者ヲ以テ撰挙シ同数ノ者ハ年長ヲ取り同年ノ者ハ鬮ヲ以テ定ム

但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ケナシ

第十一条 投票終ルノ後戸長ハ撰挙人名簿ニ就テ当否ヲ査シ又ハ被撰選挙人名簿ニ就テ撰挙人ノ当否ヲ査ス若シ法ニ於テ不適當ナル者アルカ或ハ当撰人自ラ其撰挙辞スルトキハ順次当票ノ多数ヲ得タルモノヲ取ル

第十二条 当撰人ノ当否ヲ査定スル后戸長ハ其当撰人ヲ役所ニ呼出シ当撰状ヲ渡シ当撰人ハ請書ヲ出スヘシ

但撰人各請書ヲ出シタル后戸長ハ其姓名ヲ町村内ニ公示スヘシ

第十三条 議員ノ任期ハ六年トシ三年毎ニ全数ノ半ヲ改撰ス第一回三年ノ改撰ヲ為スハ抽籤ヲ以テ其退任者ヲ定ム

但前任者ヲ再撰スルヲ得

第十四条 議員中区町村会法第十条ニ定メラレタル各款ニ遭遇スルカ又ハ其町村外ニ転住スルカ其他總テ欠員アルトキハ之レニ代ル者ヲ撰挙ス

第三章 議 則

第十五条 議員半数以上出席セサレハ当日ノ会議ヲ開クヲ得ス

第十六条 会議ハ過半数ニ依テ決ス可同数ナルトキハ議長ノ可否スル処ニ依ル

第十七条 戸長ハ会議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ辨明シ又ハ代理人ヲシテ辨明セシムルヲ得

第十八条 会議ハ傍聴ヲ許ス但議長ハ時宜ニ依リ傍聴ヲ禁スルヲ得

第十九条 議員ハ会議ニ当リ充分討論ノ権ヲ有ス然レドモ身上ニ付褒貶毀譽ニ涉ルヲ得ス

第二十条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハサル者アルトキハ議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得其強暴ニ渉ル者ハ警察官吏ノ処分ヲ求ムルヲ得

第四章 開 閉

第二十一条 町村会ハ毎年一度五月ニ於テ之ヲ開ク其開期ハ七日以内トス其開閉ハ戸長之ヲ命ス

第廿二条 通常開期ノ外会議ニ附スヘキ事件アルトキ戸長ハ臨時会ヲ開クヲ得其

開期三日以内トス

但該会ヲ要スル事由ハ区長ヲ經テ県庁ニ報告スヘシ

明治二十一年（一八八八）四月法律第一号をもって公布された市制、町村制は、二十二年六月県下に施行され、町村会もこれによって再編成、新発足することとなる。

町村制によれば、町村会議員の定数は、

人口五千人未満 十二人

人口五千人以上一万人未満 十八人

人口一万人以上二万人未満 二十四人

人口二万人以上 三十人

と定められ、本町の旧四カ村はいずれも

一二人の議員を選挙したのである。

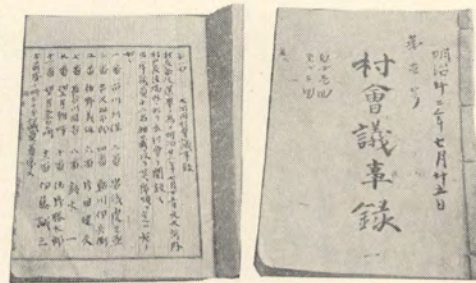
議員は名誉職とされ、最初の任期は六年と決められていたが、明治四十四年（一九一一）に四年に改められた。

議員の選挙権は公民権のある者の外、村税を負担する者にも与え、被選挙権は選挙権があつても公民権のないものには与えず、選挙は納税額により選挙人に等級を付し、一級二級の差別をつけ、それぞれ半数ずつ選出したのである。

半数改選制ではじめの議員は三年目に抽籤で半数退任し、以後三年毎に半数改選であつた。

選挙権および議員の一、二級制は大正十年（一九二一）の町村制改正により廃され、町村税納税者全員をもって選挙人とすることになり、大正十五年（一九二六）普通選挙実施により公民権（二五歳以上の成人男子にして二年以上その村に在住し欠格条項に該当しない日本国民）を有するもの全員に町村会議員の選挙権が与えられることになった。

議長は町村長がこれに当たり、事故ある時は助役等理事者側の代理者が



明治22年の大河内村会議事録第1号

これにあたる制度であつた。

議会の職務権限としては、町村に関する事件および法律勅令に依りその権限に属する事件の議決権。

（条例、規則の制定改廃、予算決算町村費で支弁する事業、財産の管理等）

町村内争議の決定権。

町村長の選挙、町村長の推せんによる、助役収入役の選定（同じく区長、区長代理の撰定、委員の撰定などの権限）

町村行政の監督権

官公庁に対し意見を上申しまたは答申する権限などが定められてある。

特に納税の等級（当初は納税額）を議会の議決によって決することになつていたので、議会では常にこれが主要な論議の対象となり、議員が情実や選挙の利害などからんで等級を上下するという非難もあつた。

これは戦後シャウブ勧告により地方税法が改正されるまで続いたのである。

議事の細則は各町村ごと定めたが、議案の審議方法としては、

第一読会 趣旨説明、質疑応答

第二読会 内容の逐条審議、修正

第三読会 討論採決

という方式がとられ、現在のような専門委員会方式とは異なり、全体審議をたてまゑとしていた。

議会書記は町村制五十七条により会議の都度選挙でえらんだ。

次に明治二十二年の豊岡村会議規則および傍聴人取締規則の全文を掲げる。各村とも同文である。

身延村においては昭和十八年（一九四三）、人口が五千人を越したので町村制第十一条により定員十二名を十八名に増員している。

その後町村制の改正、人口増加により昭和三十年合併時の各町村議員定数は、

下山村 十六名

身延町 二十二名

豊岡村 十六名

大河内村 十六名

であつた。

豊岡村々会議規則 明治二十二年制定

第一 議場整理

第一条 議事ハ午前第九時ノ始メ午後三時ニ終ル

但議長ハ時宜ニ依リ時間ヲ伸縮スルヲ得

第二条 議員ノ席次ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 議事中ハ議長ノ姓名ヲ稱ヘスシテ議長ト呼ブベシ

第四条 議題外ニ起ル事件ハ議長ニ於テ會議ノ評決ヲ取ラズ直チニ之ヲ決スルヲ得

第五条 議案ハ議長之ヲ分附ス

第六条 修正説ヲ提出セント欲スルモノハ文案ヲ作りテ議長ニ出ス事ヲ得

第七条 修正説ハ第二次會第三次會ニ提出スルヲ得

第二 議事

第八条 議事ノ順序ハ第一次會第二次會第三次會ノ三會ニ分ツ

但會議ノ決議ニ依リ第一次會又ハ第二次會ニ於テ議了決定スル事ヲ得

第九条 第一次會ニ於テ議案ノ大意ヲ議シ又議案ニ就キ質問ヲ要スル時ハ本會ノ始メニ於テ質問スベシ

第十条 第二次會ニ於テハ議案ヲ逐条ニ討論議決スヘシ

第十一条 第三次會ニ於テハ全案ニ就キ其確定議決ヲ為スベシ

第十二条 第二次會ニ於テ發言ナキトキハ議長ハ可決シタルモノトシ次条ノ審議ニ移ルヲ得

第十三条 第二次會ニ於テ賛成者ナキモノハ第三次會ニ於テ二名以上の賛成者ナキモノハ議題ト為スヲ得ス

第三 發言

第十四条 議員の發言セントスルトキハ先ツ議長ト呼ヒ議長ハ其番号ヲ呼シ發言セシム

第十五条 議員ノ討論問答ハ議長ニ向テ之ヲ為スヘシ

第十六条 議員は會議ニ當リ充分討論ノ權ヲ有ス

然レドモ褒貶毀譽ニ渉ルヲ得ズ

第十七条 議員演說中ハ議員發言スルヲ許サズ

第十八条 議長發言セントシテ起立スルトキハ辯論中ノ議員ハ其辯論ヲ中止スベシ

第十九条 議長ハ時宜ニ依リ發言ヲ止メ又ハ中止スルコトヲ得

第四 決議

第二十条 出席ノ議員ハ決議ノ數ニ入ラサルヲ得ス

第二十一条 議長ハ論辯未タ終ラザルモ論旨既ニ悉セリト認ムルトキハ其決ヲ取ルヲ得

第二十二条 修正説ハ原案ニ先チ決ヲ取ル其ノ數多ナルモノハ原案ニ異ナルモノヲ先ニスヘシ

第二十三条 議事ノ可否ヲ決スルハ匿名投票又ハ起立ヲ用ユ

第二十四条 可否ノ數ハ書記之ヲ点檢シ其決定ハ議長之ヲ告知スヘシ

第五 議場取締

第二十五条 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス若シ本則ニ背キ議長之ヲ制止スルモ其命ニ從ハザルモノアルトキハ議長ハ議會ノ決議ヲ得テ相當ノ処置ヲナスコトヲ得

第二十六条 議事中議員ハ議長ノ許可ヲ得サレバ退場スルヲ許サズ

第二十七条 議事中議員私語又ハ喫烟其他議事ノ妨ケトナルノ挙動アルヲ許サズ

第二十八条 遅参ノ議員ハ議長ノ許可ヲ得テ着席スヘシ

第六 附則

第二十九条 議員事故アリ出席シ難キトハ開會当日午前第八時迄ニ其理由ヲ議長ニ届出ヘシ

明治貳拾貳年拾貳月貳日決議

南巨摩郡豊岡村会傍聴人取締規則

第一条 會議ヲ傍聴セントスルモノハ議場受付掛ニ其住所氏名ヲ通シ許可ヲ受ケ傍聴席ニ着クベシ

但傍聴席充滿スルトキハ拒絶スルコトアルベシ

第二条 戎器兇器ヲ搬帶シ又ハ異様ノ服装ヲナシタルモノ酩酊シタリト認ムルモノハ傍聴ヲ許サズ

但傍聴席充滿スルトキハ拒絶スルコトアルベシ

第一条 會議ヲ傍聴セントスルモノハ議場受付掛ニ其住所氏名ヲ通シ許可ヲ受ケ傍聴席ニ着クベシ

但傍聴席充滿スルトキハ拒絶スルコトアルベシ

第二条 戎器兇器ヲ搬帶シ又ハ異様ノ服装ヲナシタルモノ酩酊シタリト認ムルモノハ傍聴ヲ許サズ

但傍聴席充滿スルトキハ拒絶スルコトアルベシ

第一条 會議ヲ傍聴セントスルモノハ議場受付掛ニ其住所氏名ヲ通シ許可ヲ受ケ傍聴席ニ着クベシ

但傍聴席充滿スルトキハ拒絶スルコトアルベシ

第二条 戎器兇器ヲ搬帶シ又ハ異様ノ服装ヲナシタルモノ酩酊シタリト認ムルモノハ傍聴ヲ許サズ

但傍聴席充滿スルトキハ拒絶スルコトアルベシ

第一条 會議ヲ傍聴セントスルモノハ議場受付掛ニ其住所氏名ヲ通シ許可ヲ受ケ傍聴席ニ着クベシ

但傍聴席充滿スルトキハ拒絶スルコトアルベシ

第三条 傍聴人ハ左ノ各項ヲ遵守スベシ

一、帽子外套、襟卷ノ類ヲ着スヘカラズ

二、傘、杖ノ類ヲ携帯スベカラズ

三、飲食又ハ吸煙スベカラズ

四、私語ヲナシ又ハ議員ノ言論ニ関シ可否ヲ表スベカラズ

五、喧噪ニ涉リ其他議事ノ妨害ヲナスベカラズ

第四条 如何ナル事由アルモ傍聴席ノ外議場ニ入ルコトヲ得ズ

第五条 傍聴ヲ禁シタルトキハ傍聴人ハ速ニ退場スベシ

大正貳年貳月拾七日村会決議

大正貳年三月貳日ヨリ施行ノ旨大正貳年參月貳日豊岡村告示第五号ヲ以テ發布

二、町村合併における議会の役割

第二章第五節において述べたような経過を辿って歴史的な一町三カ村の合併が幾多の曲折を経ながらも陣痛の苦しみをのりこえて誕生を迎えるの



合併時の豊岡村議会議長
柿島武文



合併時の下山村議会議長
井上小一郎



合併時の大河内村議会議長
鈴木武重



合併時の身延町議会議長
望月房則

であるが、この間議会の果たした役割は非常に大きいものがあつた。

合併の議決はそれぞれ町村議会の議決を経ねばならないものであり、また住民の合併問題に対する関心も非常に大きかったので、議会としても大きな責任を負わされたのである。

四カ町村合併に意志統一がなされるまで、下山村には飯富、早川との合併論があり、大河内には財政力の自信から単村独立論もあつて、それぞれの議会は数十回の部落懇談会等に臨み、住民の意志統一に努力したのである。

かくして昭和三十年一月二十六日、午前十時より身延中学校において豊岡、下山、身延三つの議会が同じ屋根の下で開かれ、大河内村を含めての対等合併を議決、これに^{こた}応えて大河内村も正式に合併を議決、合流して四カ町村議員全員の合同会議において改めて郡境を越えての四カ町村合併を確認し、二月十一日の新身延町発足を決定づけたのである。

三、合併身延町の議会

六十七名のマンモス議会

合併条件の一つとして町村合併促進法第九条第一項の規定により、現に関係町村の議会の議員である者は引続き新町の議会の議員として昭和三十年八月三十一日まで在任するものとする^{こと}が協定されたので、ここに自治の歴史にも珍しい定員六十七名（定数七十名のところ欠員三名）のマンモス議会が誕生することとなった。

第一回の議会は二月二十一日に身延中学校の二階教室を借用して開き議長には望月房則（身延）、副議長に井上小一郎（下山）が、投票でそれぞれ当選した。常任委員会は総務・文教・失対・土木・厚生・経済・観光の七委員会がおかれ、事務局は専任制でなく総務課長田京駒男が議会事務を担当、池上正、井水五雄、石川金雄の各職員が書記に当たつた。

議場とはいっても何分にも中学校の教室のことで、机も椅子も大人の尻

には小さすぎて疲れも早く、老体の議員などは大分苦勞をしたので、旅館から座布団を借りて来て「議席」にしてもらうという珍風景もあったが、このマンモス議会の議決により、新町建設の基礎をなす多くの案件が生まれるのである。

すなわち監査委員、公平委員等、法に基づく行政委員の選任、目前に迫った町長選挙の公営立会演説会条例、各財産区管理条例、職員給与条例、公民館条例、二十九年度の追加更正並びに三十年度の本予算等である。

荒れ模様だった新町議会

三月二十六日の初代町長選挙で佐野祥盛が他の三候補（藤田岡波、望月善長、鴨狩庸雄）と争って町長の座についたあと、八月二十七日、新町第一回の町議会議員選挙が執行され、新たに二十六名の町議会議員が誕生した。

この選挙は選挙区条例によって身延九名・大河内八名・下山四名・豊岡五名が選出されたのである。

特例によるマンモス議会も合併直後のことで地域的感情も強く、議員間の相互理解、融和が薄く、かなり感情的な対立や攻撃、とげとげしい空気が強かったが、選挙後の議会も議長選挙をめぐる二派の対立が露骨に火花を散らし、九月八日の初臨時議会では議員間のトラブルから暴行事件をおこし仮議長望月宗三郎が議場不穩を理由に散会を宣し、九月二十日まで延会して漸く議長佐野為雄（下山）副議長伊藤喜則（大河内）を投票で選出するといふような状態であった。

十月三日の議会でも議長選に敗れた少数派議員が席をけて退場し、半分空席となった議席で委員会構成が議決されたが、完全な構成が出来ず一部を後日に持越すといふような、新町発足にふさわしくない事態が見られたことは残念であった。

昭和三十年十月の議会常任委員会構成

（◎委員長 ○副委員長）

総務常任委員会

- | | | | |
|-----------|--------|-------|-------|
| ◎小笠原 実 | ○藤田金次郎 | 川口 久広 | 齊藤 一郎 |
| 鴨狩 富治 | 深沢 忠雄 | 佐野 正久 | |
| 土木常任委員会 | | | |
| ◎小笠原清保 | ○川口 久広 | 鈴木 正巳 | 小笠原 実 |
| 佐野 正久 | 藤田 国治 | 望月 平蔵 | |
| 文教常任委員会 | | | |
| ◎長谷川寛慶 | ○鈴木 正巳 | 一宮 市松 | 遠藤 泰明 |
| 鴨狩 富治 | 手塚 喜義 | | |
| 失業対策常任委員会 | | | |
| ◎市川 正美 | ○斉藤 一郎 | 藤田金次郎 | 久保 光明 |
| 松木 栄 | 佐野 里見 | 佐野 直三 | |
| 観光常任委員会 | | | |
| ◎一宮 市松 | ○赤塚 一一 | 小笠原清保 | 滝川 隆治 |
| 望月宗三郎 | 藤田 国治 | 手塚 喜義 | |
| 経済常任委員会 | | | |
| ◎遠藤 泰明 | ○滝川 隆治 | 赤塚 一一 | 望月宗三郎 |
| 久保 光明 | 藤田喜太郎 | 佐野 直三 | |
| 厚生常任委員会 | | | |
| ◎藤田喜太郎 | ○望月 平蔵 | 深沢 忠雄 | 長谷川寛慶 |
| 松木 栄 | 市川 正美 | 深沢 富治 | |
- 「教室議会」も中学校には迷惑がかかるし、設備は不便だし、といふこととで三十年の十二月議会から新築間もない大河内支所二階の旧大河内村議会の議場で開かれるようになったが、これによって新庁舎建設が遅れるのではないかといふ意見や、地区的感情がからんで反発が出て、三十一年二月議会ではまた身延中学校へ戻せといふ動議が可決された。
- しかし、学校運営に支障があり、また他に適当な議場がないといふことで、三十二年十二月に新庁舎の議場に移るまで引き続き大河内支所の議場が使われた。
- 三十二年の二月二十九日から開かれた議会は自然休会をはさんで延々五

月十二日まで七十五日間開会しつ放しというレコードを作った。

結局流産となった助役収入役選任問題をはじめ、職員定数や役場機構の問題などを織込んで、特別委員会が設けられ会期中に他町村を視察するなどのこともあり、特に新庁舎建築問題はこの議會をスタートに、建設財源、本山よりの寄付を五百万円獲得する件、工事のおくれ、敷地問題などでこれからは二年近く議會論議の中心問題となっている。

注(庁舎建設問題は第二章第六節参照)

三十一年九月の議會では、六月の地方自治法改正に伴ない、町村議會は年四回以下の定例会、常任委員会は四と改められ、これを定める条例や會議規則も決定され、総務・土木・厚生・産業經濟の四常任委員会の構成も改選により改められた。

昭和三十一年九月の常任委員会役員構成 (◎委員長 ○副委員長)

総務常任委員会

◎小笠原 実 ○深 沢 忠 雄

土木常任委員会

◎藤 田 喜太郎 ○赤 塚 一 一

産業經濟常任委員会

◎望 月 平 蔵 ○市 川 正 美

厚生常任委員会

◎松 木 栄 ○藤 田 国 治

三十二年十二月の庁舎落成まで、議員全員が建築委員となつてこれに当たつたが、議員中より専任の監督を出して執行部とともに工事監督に当たるといふようなことも行なわれている。

三十三年八月には自治法の改正により町村議會にも事務局が設置されることになつて身延町議會も正式に八月二十三日の議會で事務局を設置し、若林総務課長が兼任局長となつた。

大選挙区制へのうごき

三十四年六月、町内の革新・労働団体の統一組織である身延町民主団体

協議会(代表者望月宗雄)は地方自治法第七十四条の規定に基く選挙区条例の廃止すなわち全町一区大選挙区制の実行を求めて、法定数以上の署名をあつめ町選挙管理委員会(望月望委員長)に提出、手続の欠陥を理由にこの直接請求は却下されたが、第二代町長河井直一は大選挙区は合併の精神から当然であり町民の声であるとしてこの請求に同意し、自ら当局提案として選挙区条例の廃止を六月議會に提案したのであるが、改選を目前にした議會は時期尚早の名のもとにこれを否決し、大選挙区制は陽の目を見ることができなかった。

しかしながら、この一石を第一歩として大選挙区制は、いつかは来るべき課題として議會の宿題になり、三十八年の佐野町長による再提案―廃案を経て、三十九年、四十年にわたる深沢徹議員提案―否決、さらに四十二年同議員の意見書可決―条例可決と、四度目の正直で実現にこぎつけたのである。

三十四年八月第二回の町議選が行なわれ、今度は無投票で議長に伊藤喜則、副議長に佐野里見が当選委員会役員構成も左の通り行なわれた。

昭和三十四年九月

総務常任委員長 川 口 久 広

副委員長 佐 野 治 郎

厚生常任委員 一 宮 市 松

副委員長 佐 野 正 久

産業經濟委員長 滝 川 隆 治

副委員長 藤 田 金 次 郎

土木常任委員長 齊 藤 一 郎

副委員長 網 野 正 一

折から八月十三日七号、九月二十六日伊勢湾と大型台風の連続パンチに身延町内いたる所空前の大災害を受け、議會、執行部ともに災害対策に忙殺されたのである。

河井町政の四カ年はこの大災害の復旧の歴史であつたといつても過言で

はない。

この年の十月議会では前議長の佐野為雄が現職議員から河井町長の助役に選任され、次点繰上げで下山区から佐野民治（共産党）が当選したがわずか一年で選挙違反で失格となった。

昭和三十四年から三十五年にかけて議会に税制調査特別委員会（望月房則委員長）職員定数・給与・職務分掌特別委員会（網野正一委員長）が作られ、それぞれ本山の木材引取税追加徴収、職員の削減、採用試験の実施、機構改革を当局に勧告している。また上水道の計画を調査する特別委員会も作られた。

三十六年九月には正副議長の辞任による改選があり、斎藤一郎（身延）が議長に、近藤保（下山）が副議長に当選、常任委員会も改組されたほか、内規で議会運営委員会が作られ、松木栄が委員長に就任した。

昭和三十六年九月委員会役員構成

総務常任委員長	片田 豊
副委員長	依田 熹一
厚生常任委員長	藤田 金次郎
副委員長	長谷川 一
土木常任委員長	網野 正一
副委員長	近藤 宇佐美
産業経済常任委員長	柿島 武文
副委員長	嶋狩 広

また、空席の収入役には若林孝義が選任された。

この年、下山簡易水道調査特別委員会・高校東側道路特別委員会・支所廃止特別委員会の三特別委員会が作られているが、支所廃止特別委員会は部落懇談会を各地で開いた後三十七年三月議会に、支所を廃し、事務を本庁に集中、合理化する一方、住民の不便をなくするため、地区公民館の整備、役場との連絡態勢の強化、さらに今後の課題として早急に電話の町内一本化をはかって四町一本化の実を挙げるよう報告し、町長はその趣旨を

尊重して八月一日より支所廃止に踏み切ったのである。

しかし明治初年以來各地区のセンターであった役場を失った住民にとって、道路整備の不充分さや、距離的な不便さもあって支所廃止に対する不満は強く、これ以後議会でもたびたび論議の対象になっている。

選挙公報の発行

三十八年二月、無投票で助役から第三代町長となった佐野為雄は六月議



町議会議員の選挙公報（昭和42年）

は可決、選挙公営への一步を踏み出したのである。

八月二十日執行された選挙には各選挙区ごとに候補者の公約や主張をかかげた公報が全戸に配付され住民にも好評であった。

九月に開かれた初の議会では議長に柿島武文（豊岡）副議長に川口久広（下山）が選任され、それまでであった議会運営委員会は廃止された。

昭和三十八年九月議会委員会役員構成は次の通りである。

総務常任委員長	網野 正一
副委員長	鮎川 太郎
厚生常任委員長	一宮 市松
副委員長	志村 国為
産業経済常任委員長	近藤 宇佐美

副委員長 深 沢 徹
 土木常任委員長 滝 川 隆 治
 副委員長 平 田 一 三
 昭和三十九年九月改選

議 長 柿 島 武 文
 副議長 一 宮 市 松
 総務常任委員長 大 久 保 繁
 副委員長 坂 口 起 一
 厚生常任委員長 平 田 一 三
 副委員長 下 里 是 忠
 望 月 脩 二
 鍋 島 良 知
 近 藤 敏 保
 遠 藤 敏 雄
 産業経済常任委員長
 副委員長
 土木常任委員長
 副委員長

中学統合への動き

昭和三十四年頃から議会内でも中学統合の意見が出るようになったが、三十八年改選後の九月議会で鍋島議員外の議員提案により中学統合調査特別委員会が設置され（藤田喜太郎委員長）、十名の特別委員が三十九年三月議会まで、県内外の先進地を視察、研究した結果、町内四中学統合の意見書を可決し、佐野町長はこれを受けて議員全員を含む統合促進協議会を結成、住民の意志統一に取り組むことになる。

中央道北回り反対陳情

田中清一の構想により建設省が立案した国土縦貫中央高速道路は、当初の法律では大月より身延付近を経て赤石山系を貫き、静岡県井川村付近を通じて愛知県小牧に達し、名神高速道路に連絡することになっていたが、その後、経済効果、工事の技術的困難等を理由に路線を変更し、甲府盆地を経て長野県諏訪回りに改めようとする動きが青木一男参議院議員らによって促進され、天野知事もこれに同調、身延町はトンビに油揚げをさらわれのような形勢となって来た。三十四年十二月町議会で北回り反対の決議が行なわれたが、三十八年五月には東京虎ノ門会館において中央道建設推進委

員会が開かれ、佐野身延町長一人の反対で北回りが可決され、三十九年四月には建設省の最終決定と国会での法改正を残すのみの状態となった。こゝにおいて町議会は三十九年四月六日、全員北回り反対の白ダスキをかけて町長らとともに上京、県選出代議士をはじめ、衆参国會議員全員を個別訪問して強く反対を訴えたのである。このような思い切った反対運動も遂に衆寡敵せず、六月十二日遂に法改正による北回り路線が決定し身延町は完全に置き去りにされ、以後その代償措置を強く国に要望することとなった。

議会広報の発行

従来町議会の内容や動きを町民に知らせる方法としては町役場の広報（昭和三十三年九月一日より定期発行）のスペースを割いてごく簡単に要点のみ掲載することに頼っていたが、昭和三十九年十二月議会で議員提案により議会独自の広報を年四回定例会毎に発行することになり、以後無料で町内全戸に配付されるようになった。



編集の内容も当初の簡略なものから逐次充実され、各議員の質問と当局の答弁なども細かく掲載されるようになり、県下、否全国にも例の少ない広報活動として既に四年以上発行されていることは誇ってよいことであろう。毎年開催される全国広報研究大

会にも代表を送り、議会広報の充実を提唱している。

（編集委員）

○昭和三十九年十二月―昭和四十年十二月

委員長 鍋島良知、網野正一、大久保豊繁、鮎川太郎、望月脩二、柿島武文、

一宮市松

○昭和四十年十二月―昭和四十二年九月

委員長 鍋島良知、柿島武文、網野正一、大久保豊繁、坂口起一、市川良政、

滝川隆治、深沢徹

○昭和四十二年九月より

委員長 鍋島良知、副委員長 土橋隆四郎、深沢徹、久保幸男、大野義学、鴨

狩富治、加藤市郎

○昭和四十四年九月より

委員長 鍋島良知、副委員長 深沢徹、土橋隆四郎、久保幸男、堀一勇、鮎川

太郎、遠藤泰明

昭和四十年九月の議会で正副議長の辞任による改選がなされ議長に一宮市松、副議長に網野正一が選任され常任委員会構成も交代した。

昭和四十年九月の委員会役員構成

総務常任委員長	坂口起一
副委員長	佐野長治
厚生常任委員長	鍋島良知
副委員長	遠藤敏雄
産業経済常任委員長	志村國為
副委員長	加藤市郎
土木常任委員長	下里是忠
副委員長	大野義学

温泉開発の促進

この議会で身延山西谷に温泉開発を促進すべく、温泉調査特別委員会（平田一三委員長）が設けられ本山、地元旅館代表等と数次にわたる協議の結果、本山が掘削し、一般にも分湯するとの協定に達したが、この協定は遂に実行されないまま今日に及んでいる。

昭和四十一年九月二十四日、台風二十六号は本町を直撃して東進、足和田村精進湖畔の大惨事を引き起こしたが本町内にも三十四年の七号台風災

害を上回る十数億円の大被害をもたらし、急拠九月議会を災害対策議会として全員で災害地の調査を行ない、当局とともに対策委員会を構成して救護・復旧の活動に奔走したのである。

昭和四十二年三月議会では、角打水道消火栓ホースの品質不良事件をとり上げ、町議会初の自治法一〇〇条調査権を発動、納入業者をはじめ関係職員を厚生常任委員会に喚問して職権による調査を行ない、補償と更新を勧告した。

初の全町一区選挙



大選挙区制選挙の風景

過去三回流産のうき目を見てい懸案の全町一区町議選は四十二年の六月、改選を二カ月後にひかえたドタン場で実現した。三月議会で深沢徹議員が提出した「大選挙区実施の意見書」が可決され、町内全戸からアンケートを取ったところ「議員定数削減、大選挙区制」の意見が多かったため、六月十日臨時議会を開いて、定数二六名を二二名に削減し選挙区を廃止するとの条例を、無記名投票の結果一三対九の多数をもって可決し、合併以来十二年にして、全町民が全町の中から代表をえらぶと

いう態勢ができたのである。

初の全町一区制選挙は八月の炎天下二五名の立候補者によって激しく展開された。もちろん初めての制度で、慣習的な部落推薦も強く残ってはいしたが、ほぼ全員が宣伝カーを使って街頭演説に全町を駆けめぐると、住

民の関心も大いに盛り上り、広い視野に立った議会への脱皮の第一歩として大きな意義を持った選挙であった。

結果は新人の大量進出で平均年齢も大幅に若返り、昭和、大正年代の議員が二二名中一〇名を占めたのも大きな特徴であった。

改選町議会は議長に鴨狩富治（豊岡）、副議長に加藤市郎（身延）をそれぞれ投票で選び昭和四十二年九月議会常任委員会を次の通り構成した。

総務常任委員会委員長	古屋慶信
副委員長	高村大衛
厚生常任委員会委員長	堀一勇
副委員長	深沢徹
土木常任委員会委員長	平田一三
副委員長	池上芳広
産業経済常任委員会委員長	若林孝義
副委員長	熊谷儀信

最近の議会の状況

以来今日まで、町議会は常に活発に当局と協力し、またこれを批判、鞭撻して町民の期待にこたえつつ活動していることは衆目の認めるところである。

四十四年二月には全国町村議会議長会より優良議会として表彰を受けている。

四十四年一月現在町議会に設けられている特別委員会は左の通りである。

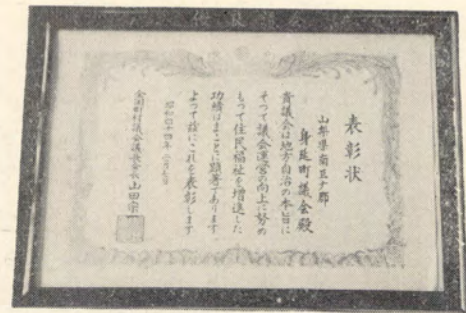
（消防近代化研究特別委員会）

- 委員長 熊谷儀信 副委員長 池上芳広
- 委員 深沢徹、川口久広、久保幸男、鴨狩富治、加藤市郎

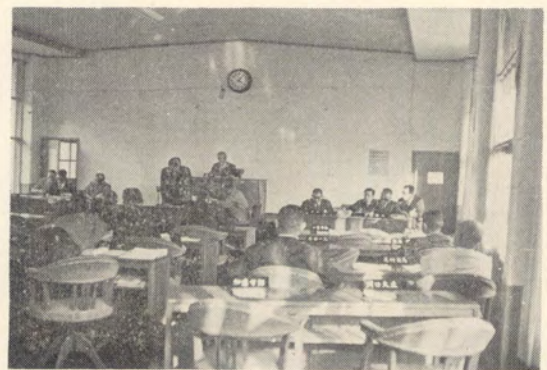
（交通対策特別委員会）

- 委員長 遠藤泰明 副委員長 中村英文
- 委員 鍋島良知、高村大衛、坂口起一、鴨狩富治、加藤市郎

また、議会の重要な議決事項である決算の認定について従来とかく通り



全国優良議会表彰状



町議会議場風景

一辺であったことを反省し、昭和四十二年度決算を審査するに当っては決算審査特別委員会を設置し、九月議会より十二月議会まで延べ六回の委員会審議を経て、六項目の指摘事項を付して認定するという意欲的な取り組み方がなされたことも議会の質の向上を示すものといえよう。

（昭和四十二年度決算審査特別委員会）

- 委員長 鍋島良知 副委員長 深沢徹
- 委員 藤田文内、堀一勇、高村大衛、久保幸男、熊谷儀信、池上芳広、鴨狩富治、加藤市郎

（昭和四十三年度決算審査特別委員会）

- 委員長 堀一勇 副委員長 藤田文内
- 委員 加藤市郎、久保幸男、熊谷儀信、望月宗雄、土橋隆四郎、若林孝義、鮎川太郎、遠藤泰明

昭和四十四年度九月議会において日本軽金属株式会社の塩ノ沢堰堤かさ

上げ公害対策特別委員会が設けられ議員全員をもって構成された。

委員長 池上芳広 副委員長 平田二三

○議員報酬について

町議會議員の報酬は自治法により町条例で定められることになってい

る。
戦前、町村制時代には町長、助役、議員は名誉職とされ、議員には報酬はなく名目的な費用弁償（明治二十二年大河内村村會議員年額一人九十錢、大正三年同二円、昭和六年身延町會議員年額十五円、昭和十四年同二十円）が支給されていたにすぎないが、自治法施行以後、社会状況の変化、住民要求の増大と多様化に伴い逐次議員の公務についてやす時間も増加し、町村會議員といえども常勤と非常勤の中間的な実態になって来たのである。

一方戦後の一貫した物価の上昇という事もあり、議員報酬も、三役、行政委員等の報酬とともに二、三年ごとに改正されて来たのである。
合併後の状況を左に表で示すことにしよう。

身延町議會議員報酬の推移（月額）

	議長	副議長	議員
昭和三十年四月	一、六六七円	一、二五〇円	一、〇〇〇円
〃 三十一年十月	二、五〇〇円	一、八七五円	一、五〇〇円
〃 三十二年四月	三、五〇〇円	二、六二五円	二、一〇〇円
〃 三十三年十二月	六、〇〇〇円	三、五〇〇円	三、〇〇〇円
〃 三十五年十月	八、〇〇〇円	五、〇〇〇円	四、〇〇〇円
〃 三十六年十月	一〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	七、〇〇〇円
〃 三十九年九月	一二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	八、五〇〇円
〃 四十二年四月	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

報酬額の決定方式というものは特になく、町村の財政状態、議員の勤務態容、住民感情、一般職給与との関係、議員の意識等々種々雑多な要素から総合的に決定されるのが実情で、類似町村の平均、全国平均、県平均な

議員報酬（昭和四十二年七月一日現在）

項目	区別	職名	全国平均		山梨県平均		南巨摩郡平均
			単純平均	人口二万の町村平均	単純平均	人口二万の町村平均	
議長	副議長	議員	一七、五一三円	一四、六三四円	一五、五三八円	一一、〇〇〇円	一四、二八六円
			一一、九八二円	一八、八〇九円	一一、〇〇〇円	一〇、〇七二円	一一、八五八円
副議長	議員	町長	一四、〇一一円	一五、八三一円	九、二八六円	一〇、〇七二円	一〇、〇七二円
			一四、〇一一円	一五、八三一円	九、二八六円	一〇、〇七二円	一〇、〇七二円
町長	町助役	町助役	七二、二五四円	五〇、七〇三円	八三、三〇七円	六七、七二七円	七九、〇〇〇円
			六六、四二九円	六一、八七三円	六五、五三七円	六五、五三七円	六五、五三七円

などが一つの指標ともなっているが、参考に昭和四十三年度の全国、県、郡下の人口段階別報酬額の中における本町の位置を示しておく。
なお町村によっては定額報酬の外に本會議委員会出勤ごとに何円という風な費用弁償を支給しているところもあり、実際の支給額は多少変っている。

本町には出勤日毎の費用弁償はない。

また、昭和三十九年、全国的な報酬お手盛り引上げムードをひきしめる意味において自治省は第三者による特別職の報酬審議会を設けるよう通達し、全国的にも県下でもかなり審議会が作られたが、本町では審議会を作

つても単なる形式にすぎず、かえって議員の責任と良識による判断を回避するかくれみのにもなりかねないとの判断で、審議会は設置していない。

特別職給与、報酬の基準設定について

昭和四十四年三月の定例町議会において、町三役、条例にもとづく各種行政委員、および議会議員の給与および報酬の改正が議題となった。折から全国的、全県的に物価の高騰や一般職員の給与引き上げにともなつてこれら特別職の給与、報酬をかなり大幅にアップする傾向があり、一部極端なもので言論機関や世論の「お手盛り」批判を浴びた例もあった。

身延町の議会では、特別職の活動を保障するため妥当な改正を行なう必要は認めながらも、何の合理的基準もないお手盛りはよくないとの立場から、この問題についての特別委員会を設置して調査研究した結果、一応の基準を決定、議会の議決により意見書として町長に送付した。町当局もこの基準を妥当なものとして承認したので、本町においては四十四年度以降この基準にもとづいて給与、報酬額が決定されることになる。

基準についての意見書および特別委員名は次のとおりである。

なお、この特別委員会は引きつづき設置されて、町役場の機構改革その他の行政合理化について研究することになっている。

身延町の特別職給与、報酬基準設定についての意見書

町議会は、町の特別職、特に町長、助役、収入役および議会議員の給与、報酬額を決定するに当っては、全国的な事例、県下類似町村との比較、本町の財政事情、三役及び議員活動の実態、住民世論など種々の要素を配慮し適正に措置すべきであると考えるが、何等の合理的基準も設けることなく随時改正することは好ましくないので、ここに一応の算定基準を設定し今後はこれに基づいて決定するように要望する。

一、町長はその責任の重さと勤務の実態から見て一般職より遙かに上回るが選挙による特別職という奉仕的職分とのあり方、および財政事情等を考慮して、町の課長給平均額の一、五倍を適当と認める。

二、助役収入役については町長の補助機関としてその比重は町長に次ぐものであり、助役は町長の八五%、収入役は八二%の額が妥当である。

三、議員は非常勤をたてまえとして居り、実態はますます半常勤に近いような状況におかれつつあるが、財政事情をも考慮して、議員の本会議、委員会出席日数を本町の实情に基づき町長と比較すると、おおむね一五%程度になるので、その他の活動は一応算定より除き、町長給与額の一五%を議員報酬の額とする。

四、議長及副議長はそれぞれその責任の度合、出勤日数を一般議員と比較した場合議長は町長の二二%、副議長は一七%が妥当である。

五、給与の改正は一般職が上昇する都度行なうのでなく二年毎にその時点で改正すべきである。

昭和四十四年三月二十八日

身延町議会

給与機構等調査特別委員会

(四十三年)

(四十四年)

委員長	若林孝義	委員長	高村大衛
副委員長	高村大衛	副委員長	平田一三
委員	古屋慶信	委員	深沢英文
委員	藤田文内	委員	中村英文
委員	中村英文	委員	熊谷儀信
委員	加藤市郎	委員	鍋島良知
委員	堀藤一勇	委員	土橋隆四郎
委員	深沢徹	委員	望月宗雄
委員	熊谷儀信	委員	藤田文内
委員	平田一三	委員	久保幸男
委員	池上芳広	委員	堀保一勇

世界連邦都市宣言を満場一致で決議

身延町議会は昭昭四十四年六月の定例町議会で、「世界連邦促進宗教者

大会」について全面協力を議決したが、七月二十六日の臨時町会議で副議長加藤市郎の提案により二十一名の全議員が満場一致で「世界連邦都市宣言」を決議し、県下で初の世界連邦都市となった。

宣言の全文は左記のとおりである。

世界連邦都市宣言についての決議

身延町議会は来る八月二十一日・二十二日の両日、身延山において開催される世界連邦平和促進宗教者大会の崇高なる趣旨に全面的に賛成しこれに協力することを先に決議したが、これを機会に、全国の多くの都府県・市町村がすでに決議している世界連邦都市宣言を行ない、いっそう強く平和への理想をかかげ、戦争のない社会の実現に向けて努力することを決議するものである。

宣言

第三次世界大戦を防止し、永久平和を実現することは全人類の切なる願いである。わが身延町は日蓮聖人の立正安国の大精神にもとずき、世界平和を促進すべき仏都としての立場から、世界連邦建設の趣旨に賛同する。

人類が悲惨な戦争を絶滅し、一つの法律、一つの世界政府と議会のもとに、一家族のように協力し合う日が一日も早く訪れるように念願しつつ、核兵器の禁止・全国軍縮など、あらゆる平和への努力を積極的に支持し、推進して行くことを表明し、ここに身延町が世界連邦都市宣言の町となることを、全町民の意志を代表して決定するものである。

右、宣言する。

昭和四十四年七月二十六日

身延町議会

昭和四十四年九月に改選された現在の町議会役員構成は左の通りである。

議長 鮎川 太郎
副議長 遠藤 泰明

総務常任委員会

委員長 深 沢	委員 堀 隆四郎	委員 堀 久保幸男
副委員長 土 橋	委員 堀 一 勇	委員 堀 富 治
委員 堀 平 田	委員 堀 一 三	委員 堀 林 孝 義

土木常任委員会

委員長 鍋 島 良 知	委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義
副委員長 久 保 幸 男	委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義
委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義

厚生常任委員会

委員長 中 村 英 文	委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義
副委員長 望 月 宗 雄	委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義
委員 堀 古 藤 市 郎	委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義

産業経済常任委員会

委員長 熊 谷 儀 信	委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義
副委員長 藤 田 文 内	委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義
委員 堀 大 野 義 学	委員 堀 林 孝 義	委員 堀 林 孝 義

議会選出監査委員

大野 義 学

次に合併以後の町議会事務局職員名と、現在の身延町議会の運営を規定する条例および会議規則を列挙する。

身延町議会事務局職員（合併以後）

局	長	書	記	書	記
若林 孝義 (三三、三六、三九、四二)	市川 充郎 (三三、三六、三九、四二)	市川 充郎 (三三、三六、三九、四二)	千頭和孝江 (三三、三六、三九、四二)	市川 充郎 (三三、三六、三九、四二)	千頭和孝江 (三三、三六、三九、四二)
市川 充郎 (三三、三六、三九、四二)	沢田 成一 (三三、三六、三九、四二)	沢田 成一 (三三、三六、三九、四二)	田中 隆 (三三、三六、三九、四二)	市川 充郎 (三三、三六、三九、四二)	田中 隆 (三三、三六、三九、四二)
千須和武一 (三三、三六、三九、四二)	藤田 政枝 (三三、三六、三九、四二)	藤田 政枝 (三三、三六、三九、四二)	佐野 良子 (三三、三六、三九、四二)	千須和武一 (三三、三六、三九、四二)	佐野 良子 (三三、三六、三九、四二)
佐野 初雄 (三三、三六、三九、四二)	雨宮 広一 (三三、三六、三九、四二)	雨宮 広一 (三三、三六、三九、四二)	遠藤 晴男 (三三、三六、三九、四二)	佐野 初雄 (三三、三六、三九、四二)	遠藤 晴男 (三三、三六、三九、四二)
望月 七弥 (三三、三六、三九、四二)	渡辺喜久雄 (三三、三六、三九、四二)	渡辺喜久雄 (三三、三六、三九、四二)	柿島 洋美 (三三、三六、三九、四二)	望月 七弥 (三三、三六、三九、四二)	柿島 洋美 (三三、三六、三九、四二)
鴨狩 芳信 (三三、三六、三九、四二)	大谷 純子 (三三、三六、三九、四二)	大谷 純子 (三三、三六、三九、四二)		鴨狩 芳信 (三三、三六、三九、四二)	

(○印は総務課所属職員)



現町議会議員

身延町議会々議規則

昭和三十一年十月一日規則第一号

第一章 総則

(参集)

第一条 議員は招集の当日開会定刻前に議場に参集し、議長にその旨を通告しなければならぬ。

(欠席の届出)

第二条 議員が事故のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届出なければならぬ。

(議席)

第三条 議員の議席は、一般選挙後の最初の会議において議長が定める。

2、一般選挙後、あらたに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3、議長は、必要があると認めるときは、議員の議席を変更することができる。

4、議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第四条 会期は、毎会期の初めに議長が各常任委員会の委員長長の意見を聴き議会の議決で定める。

2、会期は、招集日から起算する。

(会期の延長)

第五条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(議会の閉閉)

第六条 議会の閉閉は議長が宣言する。

(会議時間)

第七条 会議時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、議会の議決があったときまたは、議長が必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

2、会議の開始は振鈴で報知する。

(休会)

第八条 議事の都合その他必要があるときは、議会は議決で休会することができる。

る。

2、議長は、特に必要と認めるときは、休会中でも会議を開くことができる。

3、地方自治法第一百四十四条第一項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会中でも会議を開かねばならない。

(会議の閉閉)

第九条 開議、散会、延会、中止または休憩は議長が宣告する。

2、議長が開議を宣告する前、または散会、延会、中止若しくは休憩を宣言した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第十条 議長は、開議時刻担当の時間を経ても、なお出席議員が定数に達しないときは、延会を宣告することができる。

2、会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止しまたは議場外の議員に出席を求めることができる。

3、会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩または延会を宣告する。

(出席催告の方法)

第十一条 地方自治法第一百三十三条の規定による出席催告の方法は、議員の住所に文書をもって行なう。ただし議事堂に現在する議員に対しては、口頭をもって行なう。

第二章 議案の提出及び動議

(議案の提出)

第十二条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を具え、理由をつけ、地方自治法第一百二十二条第二項の規定により賛成者を必要とするときは、正規の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第十三条 動議は、法律または、この規則において特別の規定がある場合を除く外三人以上の賛成者がなければ、議題とすることができない。

(修正の動議)

第十四条 修正の動議は、その案を具え、あらかじめこれを議長に提出しなければならない。ただし、地方自治法第一百五十二条の規定による修正の動議には、発議者が連署しなければならない。

(動議の表決順序)

第十五条 他の事件に先だつて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし異議あるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(事件、動議の訂正及び撤回)

第十六条 会議の議題となった事件を訂正し、または撤回しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2、議員が提出した事件及び動議で、前項の承認を求めるときは、提出者から請求しなければならない。

第三章 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第十七条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及び順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程の変更及び追加)

第十八条 議長が必要と認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いずに、会議に諮り、議事日程の順序を変更し、または他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第十九条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、またはその議事が終らなかつたときは、議長は、さらに議事日程に記載しなければならない。

(日程の終了及び延会)

第二十条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、散会を宣告する。

2、議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要と認めるとき、または議員から動議が提出されたときは、議長は討論を用いなくて会議に諮り延会することができる。

第四章 選 挙

(選挙の宣言)

第二十一条 議会において選挙を行なうときは、議長はその旨を宣告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第二十二条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後配付漏れの有無を確かめなければならない。

2、議長は、議員の面前で投票箱を開き、その中に何も入っていないことを示さなければならない。

(投票)

第二十三条 議員は、職員の点呼に応じて、順次投票するものとする。

(投票箱の閉鎖)

第二十四条 議長は投票が終了ときは、投票用紙の有無を確かめ、投票箱の閉鎖を宣告する。その宣告があつた後は投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第二十五条 議長は、開票を宣告した後、三人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2、前項の立会人は、議長が議員の中から議会に諮って定める。

3、投票の効力は、議長が立会人の意見をきいて決定する。

(選挙結果の報告)

第二十六条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告するとともに当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第二十七条 議長は、投票の有効無効を区分し、当該当選人の任期間、関係書類と併せて保存しなければならない。

第五章 議 事

(議題の宣言)

第二十八条 議長は、会議事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

第三章 議会と選挙

らない。

(一括議題)

第二十九条 議長は、必要があると認めるときは、二以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議があるときは討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案の朗読)

第三十条 議長が必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させることができる。

(議案の説明、質疑及び委員会付託)

第三十一条 議案は会議において、発議者または提出者からその趣旨及び内容について説明をきき、議員の質疑を行なった後、議長は、所管の常任委員会に付託し、または、特に必要があると認める事件については、議会に諮り特別委員会を設け付託する。

2、提出者の説明又は委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第三十二条 委員会に付託した事件は第六十二条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまつて議題とする。

(委員長及び少数意見者の報告)

第二十三条 委員会の審査または調査した事件が議題となったときは、まず委員長が委員会の調査または審査の経過及び結果を報告する。

2、委員長の報告は、議会の議決で省略することができる。

3、委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。

4、議長は、必要があると認めるときは、委員長の報告について、少数意見者にその意見を述べさせることができる。

5、前項の少数意見が数個あるときは、その報告の順序は、議長がこれを決める。

(委員長報告等に対する質疑)

第三十四条 議員は、委員長、少数意見の報告者に対して質疑することができる。修正案に関しては、事件または修正案の提出者及び説明のための出

席者に対してもまた同様とする。

(討論及び表決)

第三十五条 議長は、質疑が終つたときは討論に付し、その終結の後表決に付する。

(委員会の審査または調査期限)

第三十六条 議会には必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査または調査につき期限をつけることができる。

2、前項の期限内に審査または調査を終ることができないときは委員会
は、期限の延期を議会に求めることができる。

(議会の継続)

第三十七条 延会、中止または、休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となつたときは、前の議事を継続する。

第六章 発言

(発言の場所)

第三十八条 発言は、すべて議長の認可を得た後登壇してこれをなさなければならない。ただし、簡易な事項については議席で発言することができる。

2、議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の方法)

第三十九条 会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の認可を得て発言しなければならない。

2、二人以上起立して、発言を求めたときは、議長は、先起立者と認め
る者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第四十条 討論においては、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者及び
反対者となるべく交互に指名して発言させなければならない。

2、議長は討論においては賛成者と反対者の数及び討論の時間を公平に
定めなければならない。

(議長の発言討論)

第四十一条 議長が議員として発言しようとするときは、議席につき発言し、発
言が終つた後議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたとき

は、その議題の表決が終るまでは議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第四十二条 発言はすべて簡明にし、議題外にわたり、またはその範囲を超えて
はならない。

2、議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお
従わない場合は発言を禁止させることができる。

(質疑の回数)

第四十三条 質疑は、同一議員につき同一の議題について二回を超えることがで
きない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第四十四条 議長は、必要があると認めるときは、発言につき、あらかじめ時間
を制限することができる。

2、前項の制限につき、三人以上から異議があるときは、議長は、討論
を用いなくて会議に諮つて決める。

(議事進行に関する発言)

第四十五条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの、または直ち
に処理する必要があるものでなければならない。

2、議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ち
に制止しなければならない。

(発言の継続)

第四十六条 延会、中止または休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその
議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、討論の終結)

第四十七条 質疑または討論が終つたときは、議長は、その終結を宣言する。

2、質疑が統出し、容易に終結しないときは、議員は質疑終結の動議を
提出することができる。

3、賛否の発言が終つたとき、または甲方が発言して乙方に発言の要求
がないときは、議員は討論終結の動議を提出することができる。

4、質疑または討論終結の動議については、議長は、討論を用いなくて
議事に諮つて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第四十八条 選挙及び表決の宣言後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りではない。

(質問)

第四十九条 議員は、町の一般事務につき、議長の許可を得て、質問することができる。

2、質問者は、議長が定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第五十条 質問が緊急を要するとき、その他真に止むを得ないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て、口頭で質問することができる。

2、前項の質問が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(質問の準用)

第五十一条 質問については、第三十八条(発言の場所)、第四十三条(質疑の回数)、第四十四条(発言時間の制限)、第四十六条(発言の継続)及び第四十七条(質疑討論の終結)の規定を準用する。

第七章 委員会

(招集の手続)

第五十二条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等を記載した通知を議長に提出しなければならない。

(会議中の委員会禁止)

第五十三条 委員会は、議会の会議中に開くことができない。

(委員の発言)

第五十四条 委員は議題について、委員会において自由に質疑し、意見を述べることができる。ただし別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第五十五条 委員会は、審査または調査中の事件について必要があると認めると

きは、委員でない議員に対し、その出席を求め説明または意見をきくことができる。委員でない議員から発言の申入のあったときもまた同様とする。

(委員の修正案発議)

第五十六条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(連合審査会)

第五十七条 委員会は、審査または調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭または記録提出の要求)

第五十八条 委員会は、地方自治法第百条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭または記録の提出を求めようとするときは、議長に申出なければならない。

(委員の派遣)

第五十九条 委員会が、審査または調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第六十条 委員会が、閉会中もお審査または調査を継続する必要があると認めるときは、その理由をつけ、委員長から議長に申出なければならない。

(少数意見の留保)

第六十一条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で、他に出席委員一人以上の賛成があるものは、少数意見として、留保することができる。

(委員会報告書)

第六十二条 委員会が事件の調査または審査を終ったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

第八章 表決

(表決問題の宣告)

第六十三条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に対する問題を会議に宣告する。

(議員の表決権)

第六十四条 表決の宣言のとき、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第六十五条 表決には条件を付することができない。

(起立による表決)

第六十六条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、その起立者の多少を認定して、可否の結果を宣言する。

2、議長が起立者の多少を認定し難いときまたは議長の宣言に対し、三人以上から異議があるときは、議長は、投票で表決をとらなければならない。

(記名または無記名投票の決定)

第六十七条 議長が必要と認めるとき、または、三人以上から要求があるときは

記名または無記名の投票による表決をとる。

2、前項の場合において、同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は前条第一項の例により、いずれの方法によるかを定める。

(記名及び無記名投票による表決)

第六十八条 投票を行なう場合においては、問題を可とする議員は賛成、問題を否とする議員は反対の旨を投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(投票の効力)

第六十九条 無記名投票による表決において、賛否が明らかでない投票及び他事を記載した投票は否とみなす。

(選挙規定の準用)

第七十条 記名投票、または無記名投票を行なう場合には、第二十一条(選挙の宣告)、第二十二条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第二十三条(投票)、第二十四条(投票箱の閉鎖)、第二十五条(開票及び投票の効力)、第二十六条(選挙結果の報告)及び第二十七条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の更正)

第七十一条 議員は、自己の表決の更正を求めることができない。

(簡易表決)

第七十二条 議長は、問題について、異議の有無を、会議に諮ることができない。

2、異議がないと認めるときは、議長は、直ちに可否の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対し、三人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第七十三条 議員の提出した修正案は、委員会の提出した修正案より先に、表決しなければならない。

2、同一議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は原案に最も近いものから先に表決する。ただし、表決の順序について異議があるときは、議長は討論を用いないで、会議に諮って決める。

3、修正案がすべて否定されたときは、原案について表決をとる。

第九章 請願

(請願書の記載事項)

第七十四条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)を記載し、捺印しなければならない。

2、請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名捺印しなければならない。

3、請願書の提出は平穩になさなければならない。

(請願の委員会付記)

第七十五条 議長は、請願を受理したときは、議会に諮り、所管の常任委員会または特別委員会に付託する。ただし、委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2、請願の内容が二以上の委員会の所管に属する場合は、二以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(委員会の審査報告)

第七十六条 委員会は、請願について審査の結果を左の区分により、意見を付し、議事に報告しなければならない。

一、採択すべきもの

二、採択すべきでないもの

2、採択すべきものとされた請願で執行機関等に送付することを適当と認めるもの、並びに処理の経過及びてんまつ報告を請求することを適当とするものについては、その旨を付記しなければならない。

(当請願の送付及び処理てんまつ報告の請求等)

第七十七条 議長は、議会の採択した請願で、執行機関等に送付しなければならないものは、これに送付し、その処理てんまつ報告をしようとして決したものである。これについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第七十八条 議長は、陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは請願の例により処理するものとする。

第十章 秘密会

(指定者以外の退場)

第七十九条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

2、委員会において、秘密会を開くときは、前項の例による。

(秘密の保持)

第八十条 秘密会の議事の記録は公表しない。

2、秘密会の議事は、何人も秘密性の継続するに限り、他に漏らしてはならない。

第十一章 辞職

(議長及び副議長の辞職)

第八十一条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2、前項の辞表は、議事に報告し、討論を用いなくて会議に諮って許否を決める。

3、閉会中に、副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の

会議に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第八十二条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2、前条第二項及び第三項の規定は、議員の辞職についても準用する。

第十二章 規律

(品位の尊重)

第八十三条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(服 装)

第八十四条 議場に入る者は見苦しくない服装をしなければならない。

(議事妨害の禁止)

第八十五条 会議中みだりに発言し、または騒ぎ、議事の妨害となる言動をしてはならない。

(議員の離席)

第八十六条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁 煙)

第八十七条 議場においては、喫煙することができない。

(新聞等の閲読禁止)

第八十八条 何人も、参考のためにするものの外、会議中、新聞紙及び書籍類の閲読をしてはならない。

(許可のない登壇禁止)

第八十九条 何人も、議長の許可がなければ、演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第九十条 すべて規律に関する事項は、議長が決める。ただし、議長が必要と認めるときは討論を用いなくて、会議に諮って決めることができる。

第十三章 懲 罰

(懲罰の動議の提出)

第九十一条 懲罰の動議は、その案を具え、理由をつけ、議長に提出しなければならない。

2、懲罰動議は、懲罰事犯のあった翌日までに提出しなければならない。

い。ただし、第八十条（秘密の保持）第二項の規定の違反に係るものについてはこの限りでない。

（委員会付託の可否）

第九十二条 懲罰事犯の委員会付託の可否は、討論を用いなくて決めなければならない。

（戒告または陳謝の案文）

第九十三条 公開の議場における戒告または陳謝は、議会の定める案文によって行なうものとする。

（出席停止の期間）

第九十四条 出席停止は、十日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合またはすでに出席を停止された者について、その停止期間内にさらに懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第九十五条 出席を停止された議員が、その期間内に会議または委員会に出席したときは、議長または委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（除名が成立しないときの措置）

第九十六条 除名についての議員の三分の二以上が出席し、その四分の三以上の賛成が得られなかった場合は、他の懲罰を科することができる。

（懲罰の宣告）

第九十七条 議会が、懲罰を議決したときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第十四章 会議録

（会議録の記載事項）

第九十八条 会議録に記載する事項は次のとおりとする。

- 一、開会、閉会に関する事項及びその年月日時
- 二、開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- 三、出席及び欠席議員の氏名
- 四、職務のため議場に出席した書記の氏名
- 五、説明のため出席した者の職氏名
- 六、議事日程

七、議長の諸報告

八、議員の異動並びに議席の指定及び変更

九、委員会報告書及び小多数意見報告書

十、会議に付した事件

議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

十二、選挙のてんまつ

十三、議事のでんまつ

十四、記名投票における賛否の氏名

十五、その他、議長または議会において必要と認めた事項

（会議録の署名議員）

第九十九条 会議録に署名すべき議員数は三人とし、議長が会議において指名する。

補則

（会議規則の疑義）

第一百条 すべての会議規則の疑義は、議長が決める。ただし、異疑があるときは、議会に諮って決める。

附則

（施行期日）

1、この規則は公布の日から施行する。
（従来の会議規則の廃止）

2、身延町議会議規則（昭和三十年三月一日身延町規則第二号）は廃止する。
身延町議会議規則案例

昭和三十一年十月十五日条例第十七号公布

第一章 通則

（常任委員会の設置）

第一条 議会に常任委員会をおく。
（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第二条 常任委員会の名称、委員定数及び所管は次のとおりとする。

一、総務常任委員会 六人

町政一般、庶務その他委員会に属しない事項に関する事務の調

査及び議案、請願並びに陳情等の審査を掌る。

二、厚生常任委員会 五人

社会及び保健に関する事務の調査及び議案、請願並びに陳情等の審査を掌る。

三、産業経済常任委員会 五人

産業及び経済に関する事務の調査及び議案、請願並びに陳情等の審査を掌る。

四、土木常任委員会 五人

土木、建築に関する事務の調査及び議案、請願並びに陳情等の審査を掌る。

(常任委員会の任期)

第三条 常任委員の任期は議員の任期とする。

2、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員会の設置)

第四条 特別委員会は、特定の事件を審査するため必要があると認める場合において、議会の議決で置く。

2、特別委員会の委員の定数は、議会の議決で決める。

(委員の選任)

第五条 常任委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。

2、議長は、委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の属する委員会を変更することができる。

(委員長及び副委員長)

第六条 常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長一人をおく。

2、常任委員会の委員長及び副委員長は、議会において各々その常任委員の中から選任する。

3、特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員がこれを互選する。

4、委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(特別委員会の委員長及び副委員長がともにならないときの互選)

第七条 特別委員会の委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を決めて、委員長の互選を行なわせる。

2、前項の互選に関する職務は年長の委員が行なう。

第八条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第九条 委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2、委員長及び副委員長にともに事故あるときは、年長の委員が職務を行なう。

(委員長および副委員長または特別委員の辞任)

第十条 常任委員会の委員長及び副委員長または特別委員が辞任しようとするときは議会の許可を得なければならない。

2、特別委員会の委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

第二章 会議及び規律

招集

第十一条 委員会は、委員長が招集する。

2、二人以上の委員から、委員会において審査または調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

(会議の定足数)

第十二条 委員会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第十四条(委員長及び委員の除斥)規定による除斥のための半数に達しないときはこの限りでない。

(表決)

第十三条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2、前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第十四条 委員長及び委員は、自己若しくは、父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件または自己若しくは、これらの者の従事する業務に直接関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意があったときは会議に出席して発言することができる。

(傍聴の取扱)

第十五条 委員会は、議員の外、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2、委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人を退場を命ずることができ。

(秘密会)

第十六条 委員会は、議決により、秘密会とすることができる。

(出席説明の要求)

第十七条 委員会は、審査または調査のため町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他の法令または条例に基づく委員会の代表者または委員並びに委任または囑託を受けた者に対し説明のため出席を求めようとするときは議長を経なければならない。

(議事妨害及び離席の禁止)

第十八条 何人も、会議中みだりに発言し騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2、委員は、会議中みだりに離席してはならない。

(秩序に関する措置)

第十九条 委員会において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)身延町議会会議規則(昭和三十一年身延町議会規則第一号)またはこの条例に違反し、その他委員会の秩序をみだす委員があるときは、委員長は、これを制止し、または発言を取り消させることができる。

2、委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会を終るまで発言を禁止し、または退場させることができる。

3、委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認める

ときは、委員会を閉じまたは中止させることができる。

第三章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第二十条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2、議長は前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述希望者)

第二十一条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文章であらかじめその理由を及び事件に対する賛否をその委員会に申出なければならない。

(公述人)

第二十二条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は前条の規定によりあらかじめ申出た者及びその他の者の中から委員会において定め議長を経て本人にその旨を通知すると共に議長に報告する。

2、あらかじめ申出た者の中に、その事件に対して賛成者及び反対者があるときは一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第二十三条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2、前項の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3、公述人の発言が、前項の範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があったときは、委員長は発言を禁止し、または退席させることができる。

(委員と公述人との質疑)

第二十四条 委員は公述人に対して質疑することができる。

2、公述人は委員に対して質疑することができない。
(代理人又は文書による意見の陳述)

第二十五条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合はこの限りでない。

第四章 記 録

(記録の作成)

第二十六条 委員長は、書記をして記録を作製し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載させなければならない。

2、前項の記録は、議長がこれを保管する。

第五章 補 則

(必要な事項の制定)

第二十七条 この条例及び会議規則に定めるものの外、委員会について必要な事項は委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1、この条例は、公布の日から施行する。

(従来の委員会条例の廃止)

2、身延町議会常任委員会及び特別委員会条例(昭和三十年二月十一日身延町条例第二十一号)は廃止する。

身延町議会議務局設置条例

昭和三十二年八月二十五日条例第三号公布

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号第三百三十八条第二項)の規定に基づき、身延町議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、昭和三十三年九月一日から施行する。

身延町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(抜すい)

(報 酬)

第一条 議会議長、副議長及び議員の報酬は次のとおりとする。

議長 月額 二二、〇〇〇円

副議長 月額 一七、〇〇〇円

議員 月額 一五、〇〇〇円

第三章 議会と選挙

第二条 議員及び副議長にはその選挙された当月分から、議員についてはその職についた当月分から、それぞれ報酬を支給する。

(費用弁償)

第四条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表のとおり旅費を支給する。但し、議会の招集に応じ若くは委員会に出席するため旅行する場合の費用弁償としての旅費は次のとおりとする。

年額 三、六〇〇円として打ち切り支給する。

第五条 前条に定めるものの外、議長、副議長、議員に支給する旅費については、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第六条 期末手当は三月一日、六月一日、および十二月一日(以下この条においてこれらの日を基準日という)にそれぞれ在職する議員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において町長が定める日に支給する。これらの支給日前一月以内に退職し又は死亡した議員で町長が定めるものについても同様とする。

2、期末手当の額は、それぞれ基準日現在において同項に規定する者が受けるべき報酬月額に身延町職員給与条例(昭和三十年身延町条例第六号)の適用を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

四、町村合併以前の議員名

(一) 旧下山村歴代村会議員

氏 名	就任年月日	退任年月日	摘要
遠藤 牧太郎	明治二八、八、二六	明治三四、八、二五	
稲葉 台作	"	"	
望月 亀次郎	"	"	
遠藤 文五郎	"	"	

遠藤万吉	明治二八、	八、二八	明治三四、	八、二五
望月直藏	"	"	"	"
遠藤甚兵衛	"	"	"	"
熊王勘佐衛門	"	"	明治三一、	八、二八
遠藤右門太	"	"	"	"
深沢文次郎	"	"	"	"
内藤直甫	"	"	"	"
石川伴作	明治三〇、	四、一九	明治三四、	八、二四
石川万吉	"	"	"	"
土橋荒吉	"	"	明治三一、	八、二七
山内道藏	"	"	"	"
望月米吉	明治三一、	八、二九	明治三七、	八、二五
土橋守吉	"	"	"	"
熊王勘佐衛門	"	"	"	"
遠藤文五郎	"	"	"	"
渡辺由藏	"	"	"	"
高橋治作	"	"	"	"
望月退藏	明治三四、	八、二六	明治四〇、	八、二四
遠藤牧太郎	"	"	"	"
遠藤甚兵衛	"	"	"	"
稲華関太郎	"	"	"	"
遠藤卯之甫	"	"	"	"
佐野慶藏	"	"	"	"
土橋守吉	明治三七、	八、二六	明治四三、	八、二五
深沢金太郎	"	"	"	"
望月茂作	"	"	"	"
芦沢九左衛門	"	"	"	"
遠藤文五郎	"	"	"	"
望月龜次郎	"	"	"	"
望月退藏	明治四〇、	八、二四	大正二、	八、三二

稲葉関太郎	明治四〇、	八、二四	大正二、	八、三二
山内源藏	"	"	"	"
石川伴作	"	"	"	"
松木猪之吉	"	"	"	"
遠藤源七	"	"	"	"
深沢政藏	明治四三、	八、二六	"	"
井上角太郎	"	"	"	"
伊藤猪之吉	"	"	"	"
遠藤文五郎	"	"	"	"
芦沢九左衛門	"	"	"	"
川口半四郎	"	"	"	"
松木信造	"	"	"	"
小松彦三郎	大正二、	八、二四	大正六、	八、三二
深沢昌三	"	"	"	"
稲葉関太郎	"	"	"	"
望月龜次郎	"	"	"	"
井上角太郎	"	"	"	"
佐野鹿次郎	"	"	"	"
佐野寛	"	"	"	"
遠藤万吉	"	"	"	"
川口半四郎	"	"	"	"
土橋由次郎	"	"	"	"
遠藤正吉	"	"	"	"
松木倉藏	"	"	"	"
望月龜次郎	大正六、	八、二三	大正一〇、	八、三二
望月長十郎	"	"	"	"
深沢政藏	"	"	"	"
小松彦三郎	"	"	"	"
深沢勤平	"	"	"	"
松村佐十郎	"	"	"	"
杉田唯藏	"	"	"	"

土橋由次郎	大正六	八、二三	大正一〇	八、二三
土橋守吉	"	"	"	"
松木猪之吉	"	"	"	"
遠藤正吉	"	"	"	"
川口栄作	"	"	"	"
松木喬	大正一〇	八、二三	大正一四	八、二三
深沢源太郎	"	"	"	"
川窪延太郎	"	"	"	"
望月延太郎	"	"	"	"
佐野信一	"	"	"	"
小松彦三郎	"	"	"	"
佐野勝海	"	"	"	"
石川源助	"	"	"	"
遠藤一	"	"	"	"
網野茂八	"	"	"	"
望月森太郎	"	"	"	"
川口武義	"	"	"	"
佐野信一	大正一四	八、二三	昭和四	八、二三
芦沢九左衛門	"	"	"	"
佐郎慶蔵	"	"	"	"
石川保太郎	"	"	"	"
松村佐十郎	"	"	"	"
小松彦三郎	"	"	"	"
深沢豊八	"	"	"	"
川口重義	大正一四	八、二三	昭和四	八、二三
望月雅岡	"	"	"	"
遠藤朝治	"	"	"	"
網野茂八	"	"	"	"
山内喜代作	"	"	"	"
遠藤半弥	昭和四	八、二三	昭和八	八、二三
古屋慶信	"	"	"	"

望月伝一	昭和四	八、二三	昭和八	八、二三
深沢英雄	"	"	"	"
山内椿房	"	"	"	"
望月椿房	"	"	"	"
芦沢九左衛門	"	"	"	"
服部次十郎	"	"	"	"
川口半四郎	"	"	"	"
望月孝一	"	"	"	"
網野茂八	"	"	"	"
佐野信一	"	"	"	"
深沢豊八	昭和五	一、七	昭和二	八、二三
山内計吉	昭和八	八、二三	昭和二	八、二三
古屋慶信	"	"	"	"
遠藤政森	"	"	"	"
網野茂八	"	"	"	"
広島林平	"	"	"	"
望月孫太郎	"	"	"	"
遠藤長重	"	"	"	"
望月磯吉	"	"	"	"
川口源次	"	"	"	"
芦沢九左衛門	"	"	"	"
中村今朝義	"	"	"	"
望月嘉次	昭和二	八、二三	昭和一六	八、二三
望月嘉作	"	"	"	"
広島林平	"	"	"	"
網野茂八	"	"	"	"
遠藤忠治	"	"	"	"
深沢英雄	"	"	"	"
松木四郎	"	"	"	"
芦沢九左衛門	"	"	"	"

佐藤	深沢	石川	近藤	望月	望月	網野	松木	松木	遠藤	遠藤	望月	有泉	望月	松木	川口	遠藤	近藤	竹下	望月	深沢	若林	遠藤	古屋	望月	望月	川口	渡辺	若林	松木	遠藤	
理治	雅一	好保	彦平	耀八	茂秋	芳六	新治	弥重	不二隆	昭和三一、四、三〇	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九
昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	昭和三一、四、二九	

下山村歴代村会議長

遠藤	近藤	遠藤	網野	竹下	松木	佐野	熊王	遠藤	遠藤	近藤	石川	望月	井上	稲葉	川口	杉田	遠藤	松木	深沢	広島	網野	川口	望月	網野	大原	佐野
治保	保弥	半弥	茂八	幸内	栄理	理治	軍弥	英次	保利	重利	小太郎	小一郎	泰次郎	源次	美之	治寿	豊吉	亀吉	勉	正一	正次	正明	正一	正朔	正陽	
昭和二七、二、一五	昭和二六、二、一五	昭和二四、二、一	昭和二三、二、一	昭和二一、一〇、三〇	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二六、四、三〇	昭和二六、四、三〇	昭和二五、三、五	昭和二五、三、五	昭和二五、三、五	昭和二四、四、三〇	昭和二三、六、三〇
昭和二八、二、二三	昭和二七、二、一五	昭和二六、四、二九	昭和二三、二、一五	昭和二一、一、一五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二七、一〇、五	昭和二六、四、二九	昭和二六、四、二九	昭和二五、三、五	昭和二五、三、五	昭和二五、三、五	昭和二四、六、三〇	昭和二三、六、三〇

就任年月日

退任年月日

(合併特例により新町議會議員となり昭和三〇、八、三一まで在任)

井上 小一郎 昭和二八、二、二三 昭和三〇、二、二一
 下山村歴代村会副議長

氏名	就任年月日	退任年月日
望月 栄	昭和二一、一〇、三〇	昭和二三、四、二九
有泉 不二隆	〃 二二、五、一一	〃 二六、四、二九
網野 正一	〃 二六、五、七	〃 二七、三、一五
広島 勉	〃 二七、二、一五	〃 二七、一〇、一五
井上 小一郎	〃 二七、一〇、一五	〃 二八、二、二三
石川 重利	〃 二八、二、二三	〃 二九、二、二八
松木 豊寿	〃 二九、二、二八	〃 三〇、二、一〇

(注) 昭和二十年以前は町村制により町村長が議長を兼ねているので省略した。
 また副議長はおかなかった。(以下各町村とも同じ)

(二) 旧身延町歴代町会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
藤田 岡吉	明治二五、七、二八	明治三一、七、二八
藤田 文太郎	〃	〃
阪上 昇泰	〃	明治三〇、八、
近藤 善左衛門	〃	明治三一、七、二八
遠藤 緑	〃	〃
藤田 喜内	明治二八、八、四	〃
佐野 雀太郎	〃	〃
望月 篁	〃	〃
望月 宗太郎	〃	明治三一、七、二九
葉山 丈太郎	〃	〃
佐野 儀兵衛	〃	〃
佐野 源作	明治三一、八、五	〃
中村 朝作	〃	〃
佐野 重利	〃	〃
片田 辨治	明治三一、八、五	〃

片田 国太郎	明治三一、八、五	明治三一、八、三〇
遠藤 緑	〃	〃
藤田 喜内	〃	〃
佐野 雀太郎	〃	〃
望月 篁	〃	〃
望月 宗太郎	〃	〃
古谷 善太郎	〃	〃
葉山 丈太郎	〃	〃
佐野 儀兵衛	〃	〃
藤田 岡吉	明治三一、七、	明治三五、七、
藤田 文太郎	〃	〃
阪上 昇泰	〃	〃
近藤 善左衛門	〃	〃
遠藤 緑	〃	〃
藤田 文太郎	〃	〃
藤田 佐一郎	〃	〃
望月 宗太郎	〃	〃
深沢 市三郎	〃	〃
望月 儀兵衛	〃	〃
佐野 辰治郎	〃	〃
望月 宗太郎	〃	〃
藤田 文太郎	〃	〃
遠藤 緑	〃	〃
深沢 市三郎	〃	〃
望月 儀兵衛	〃	〃
藤田 佐一郎	〃	〃
藤田 丑藏	〃	〃
望月 義定	〃	〃
鈴木 恒治郎	〃	〃
松野 義路	〃	〃
井出 広吉	〃	〃
田中 久治郎	明治三七、七、	明治四〇、七、三〇

内藤泰作	佐野徳造	阪上治良	望月日賢	穂坂和一	真保真吾	佐野正三	今村要蔵	深沢忠雄	河井直一	遠藤久雄	小笠原三四郎	藤田岡波	藤田高治	佐野徳造	望月祥	加賀美松太郎	中村義春	望月日賢	今村要蔵	深沢米作	望月信政	遠藤亨	市川徳三郎	池上靱負	河井直一	小笠原政義	阪上治良	藤田岡波	藤田直	深沢豊治
昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一	昭和一七、五、二一
昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇	昭和三三、四、三〇

松永初次郎	望月房則	諏訪源敏	藤田喜太郎	伊藤是雄	深沢忠雄	遠藤久雄	近藤藤十郎	市川吾七	佐野宗治	藤田武敏	田中定光	藤田岡波	今村文二	佐野肇	遠藤堯諦	武川熊平	佐野京治	田京駒男	保坂清胤	遠藤重治	佐野勇治郎	今村文二	日吉源一	仙洞順次郎	深沢忠雄	遠藤久雄	望月京太郎	依田好勝	近藤義雄	深沢米作
昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一	昭和三三、五、一
昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇	昭和三六、四、三〇

小笠原 政義	昭和二一、五、一	昭和二六、四、三〇
佐野 直三	"	"
望月 伊織	"	"
藤田 保治	"	"
佐野 勇治郎	"	"
池上 三郎	"	"
藤田 喜太郎	昭和二六、五、一	昭和三〇、二、一〇

(合併特例により新町議会議員となり三〇、八、一日まで在任)

旧身延町歴代町議会議長

遠藤 是雄	"	"
藤田 初	"	"
諏訪 源敏	"	"
遠藤 久雄	"	"
望月 政則	"	"
渡辺 信作	"	"
遠藤 鉄蔵	"	"
藤田 政一	"	"
海野 作太郎	"	"
佐野 仙三	"	"
佐野 直三	"	"
田京 駒男	"	"
望月 善長	"	"
望月 房則	"	"
松野 久男	"	"
深沢 忠雄	"	"
藤田 要	"	"
望月 百太郎	"	"
田中 不二雄	"	"
佐野 宗治	"	"
小笠原 清勝	"	"

旧身延町歴代町議会議副議長

氏名	就任年月日	退任年月日
佐野 勇治郎	昭和二一、五、一	昭和二五、六、
佐野 肇	" 二五、六、	" 二六、四、
藤田 喜太郎	" 二六、五、	" 二七、一〇、
遠藤 是雄	" 二七、一〇、	" 二九、一、
望月 房則	" 二九、一、	" 三〇、二、一〇

(三) 豊岡村歴代村会議員

氏名	就任年月日	退任年月日
大村 長左衛門	明治二一、七、一八	明治二五、七、一
長畑 国次郎	"	"
清水 為八	"	" 二七、七、二七
佐野 久之丈	"	" 二二、
遠藤 清左衛門	"	" 二五、五、二〇
佐野 重内	"	" 二八、七、
鴨狩 延久	" 二二、七、一九	" 二八、七、
大野 義平	"	" 二二、八、
市川 半	"	" 二八、七、
望月 作平	"	" 二五、七、一
望月 豊重	"	"
大村 文造	"	"
大野 義平	" 二二、三、一三	" 二八、七、
佐野 登三郎	" 二二、三、二四	" 二五、七、一
望月 安兵衛	"	" 二五、七、一

滝戸五郎兵衛	明治二五	七、二〇	明治三一	七
小山喜乃	〃	〃	〃	〃
大村文造	〃	〃	〃	〃
佐野市三郎	二五、	七、二二	三一、	七
望月豊重	〃	〃	〃	〃
渡辺福太郎	〃	〃	〃	〃
大野義平	二八、	七、二四	三四、	七
鴨狩孝治	〃	〃	〃	〃
市川半	〃	〃	三一、	一〇
清水曾一	二八、	七、二五	三四、	七
佐野重内	〃	〃	〃	〃
佐野発三郎	〃	〃	〃	〃
長畑誠夫	〃	〃	〃	〃
望月安兵衛	三一、	七、二四	三七、	四、八
望月豊三	〃	〃	〃	〃
佐野市三郎	〃	〃	〃	〃
渡辺福太郎	三一、	七、二五	〃	〃
松田正作	〃	〃	〃	〃
市川庸三	三四、	七、二四	四〇、	七、二三
清水曾一	〃	〃	三七、	二、二
望月倉三	〃	〃	四〇、	七、二三
鴨狩孝治	〃	〃	〃	〃
遠藤万治郎	三七、	二、二五	三六、	三、二六
鴨狩延久	〃	〃	四〇、	二、二二
木内広知	〃	〃	四〇、	七、二四
小山丑太郎	三七、	七、二四	四三、	七、二二
望月豊重	〃	〃	〃	〃
佐野市三郎	〃	〃	〃	〃
鴨狩孝治	三七、	七、二五	四〇、	七、二四
松田正作	〃	〃	四三、	七、二四
渡辺福太郎	〃	〃	〃	〃

望月東五郎	明治三七	七、二五	明治三七	一〇、二九
片田林治郎	〃	〃	〃	〃
望月東五郎	三八、	三、七	〃	〃
望月建蔵	四〇、	七、二八	大正二、	七、二七
望月重内	〃	〃	〃	〃
佐野重内	四〇、	七、二八	〃	〃
小山喜乃	〃	〃	〃	〃
大野義平	〃	〃	〃	〃
鴨狩孝治	〃	〃	〃	〃
松木泰作	〃	〃	〃	〃
佐野市三郎	四三、	七、二八	明治四五、	三、二六
望月豊重	〃	〃	大正二、	七、二七
佐野彦右衛門	〃	〃	〃	〃
大村太七郎	四三、	七、二九	〃	〃
木内亀二郎	〃	〃	〃	〃
市川三右衛門	〃	〃	〃	〃
市川市三郎	大正二、	七、二八	〃	〃
松田市三郎	〃	〃	〃	〃
佐野市三郎	〃	〃	〃	〃
大野万太郎	〃	〃	〃	〃
清水曾一	〃	〃	〃	〃
小山悦三	〃	〃	〃	〃
鴨狩延久	〃	〃	〃	〃
千頭和長次郎	二、	七、二九	〃	〃
木内広知	〃	〃	〃	〃
片田林治郎	〃	〃	〃	〃
望月竹治郎	〃	〃	〃	〃
松木泰作	〃	〃	〃	〃
杉山紋次郎	六、	七、二八	〃	〃
佐野亀二郎	〃	〃	〃	〃
大村太七郎	〃	〃	〃	〃
清水曾一	〃	〃	〃	〃
遠藤豊三	〃	〃	〃	〃

(四) 大河内村歴代村議會議員

氏名	就任年月日	退任年月日
市川利保	明治三二、七、一八	明治三五、七、一〇
岩浅虎之亟	"	"
芦沢祖市郎	"	"
鮎川伊兵衛	"	"
佐野義雄	"	"
片田健久	"	"
長谷川周吉	"	"
鈴木一	三二、七、一八	二五、七、一〇
望月朝暉	"	"
佐野勝太郎	"	"
望月彙右衛門	"	"
伊藤誠三	"	"
岩浅虎之亟	二五、七、一一	二八、七、一〇
佐野美儀	"	"
鮎川伊兵衛	"	"
片田貞治	"	"
依田元且	"	"
望月朝暉	"	"
平田且式	"	"
鈴木一	"	"
望月吾三郎	"	"
米沢清右衛門	"	"
伊藤誠三	"	"
長谷川周吉	"	"
米沢清右衛門	二八、七、一一	三一、七、一七
望月伝市	"	"
望月権治郎	"	"

佐野美儀	明治二八、七、一一	明治三一、七、一七
中山太十郎	"	"
依田元且	"	"
鮎川直次郎	"	"
望月吾三郎	"	"
久保幸右衛門	"	"
片田与平	"	"
長谷川周吉	"	"
松野弥三郎	"	"
望月伝市	三一、七、一八	三四、七、一七
望月政治	"	"
望月権治郎	三一、七、一八	三四、七、一七
片田貞治	"	"
松野弥三郎	"	"
中山太十郎	"	"
鮎川貫一	"	"
久保幸右衛門	"	"
片田与平	"	"
佐野福松	"	"
依田元且	"	"
望月泰	"	"
市川又次郎	三四、七、一八	三七、七、一七
望月安則	"	"
長谷川亀三郎	"	"
滝川清十郎	"	"
平田国太郎	"	"
鮎川貫一	"	"
米沢馬蔵	"	"
小笠原博文	"	"
望月政治	"	"

望月兼市	明治三四、七、一八	望月兼市	明治三七、七、一七
鈴木熊一	〃	望月安則	〃
依田熊之助	〃	片田作市	〃
平田国太郎	三七、七、一八	望月吾三郎	〃
鮎川克巳	〃	佐野福松	〃
松野弥三郎	〃	小笠原博文	〃
望月安則	〃	鈴木民之助	〃
片田作市	〃	望月安則	〃
市川又次郎	〃	伊藤繁太郎	四三、七、一七
望月兼市	〃	佐野藤左衛門	〃
鈴木民之助	〃	鈴木熊吉	〃
滝川清十郎	〃		
伊藤孝	三七、七、一八		
片田貞治	〃		
米沢馬藏	〃		
滝川信良	四〇、七、一八		
片田作市	〃		
鮎川克巳	〃		
平田国太郎	〃		
松野弥三郎	〃		
佐野福松	〃		
片田貞治	〃		
伊藤孝	〃		
望月吾三郎	〃		
小笠原博文	〃		
鈴木民之助	〃		
望月安則	〃		
伊藤繁太郎	〃		
佐野藤左衛門	〃		
鈴木熊吉	〃		

望月安則	明治四三、七、一七	望月安則	大正二、七、一八
鮎川貫一	〃	望月伊甫	〃
片田作市	〃	松野弥三郎	〃
望月吾三郎	〃	市川政則	〃
佐野福松	〃	片田通政	〃
小笠原博文	〃	久保重作	〃
佐野伴甫	〃	佐野助藏	〃
平田国太郎	〃	長谷川道太郎	〃
米沢馬藏	大正二、七、一九	片田栄三郎	〃
望月朝次郎	〃	深沢虎之甫	〃
長谷川寅之甫	〃	望月吾三郎	六、七、一八
平田栄二良	〃	大森伝四郎	〃
滝川生藏	〃	若林治作	〃
佐野庄太郎	二、七、一九	望月兼市	〃
鮎川清右衛門	〃	松野弥三郎	〃
伊藤繁太郎	〃	伊藤繁太郎	〃
松野弥三郎	〃	伊藤繁太郎	〃
望月兼市	〃	伊藤繁太郎	〃
若林治作	〃	伊藤繁太郎	〃
大森伝四郎	〃	伊藤繁太郎	〃
望月吾三郎	〃	伊藤繁太郎	〃
深沢虎之甫	〃	伊藤繁太郎	〃
片田栄三郎	〃	伊藤繁太郎	〃
長谷川道太郎	〃	伊藤繁太郎	〃
佐野助藏	〃	伊藤繁太郎	〃
久保重作	〃	伊藤繁太郎	〃
片田通政	〃	伊藤繁太郎	〃
市川政則	〃	伊藤繁太郎	〃
松野弥三郎	〃	伊藤繁太郎	〃
望月伊甫	〃	伊藤繁太郎	〃

滝川生蔵	大正六	七、一八	市川政則	昭和四	七、一八
鮎川清右衛門	〃	〃	深沢虎之甫	〃	〃
佐野幸一	〃	〃	望月喜佐	〃	〃
望月宗三郎	一〇	七、一七	望月音次郎	〃	〃
堀水森太郎	〃	〃	鈴木正隆	〃	〃
鈴木誠一	〃	〃	鈴木源十郎	〃	〃
長谷川栄三郎	〃	〃	佐野祥盛	〃	〃
市川儀作	〃	〃	鈴木音次郎	八	七、一八
位野躰甫	〃	〃	望月富斉	〃	〃
深沢虎之甫	〃	〃	佐野祥盛	〃	〃
片田栄三郎	〃	〃	米沢良知	〃	〃
名取市次郎	〃	〃	滝川晶	〃	〃
望月富斉	〃	〃	佐野武茂	〃	〃
滝川晶	〃	〃	片田栄三郎	八	七、一八
鮎川恭作	一四	七、一八	酒井清十郎	〃	〃
望月宗三郎	〃	〃	片田卯一郎	〃	〃
望月勘治郎	〃	〃	高山治三郎	〃	〃
伊藤繁太郎	〃	〃	伊藤繁太郎	〃	〃
長谷川栄三郎	〃	〃	望月喜佐	〃	〃
佐野弥録	〃	〃	伊藤正一	一、一、	五
佐野祥盛	〃	〃	永谷広	〃	〃
依田織太郎	〃	〃	市川純一	〃	〃
望月吾三郎	〃	〃	鈴木音次郎	二、	七、一八
望月寛	〃	〃	佐野幸一	〃	〃
片田栄三郎	〃	〃	渡辺政則	〃	〃
大森義正	〃	〃	伊藤喜則	〃	〃
佐野諭作	昭和四	七、一八	佐野嘉幸	〃	〃
久保重作	〃	〃	若林景	〃	〃
小林月溪	〃	〃	中村十郎	〃	〃
望月望	〃	〃	千須和魁	〃	〃
穴山睦治	〃	〃	小笠原重作	〃	〃

市川政則	昭和四	七、一八	市川純一	〃	〃
深沢虎之甫	〃	〃	鈴木音次郎	二、	七、一八
望月喜佐	〃	〃	佐野幸一	〃	〃
望月音次郎	〃	〃	渡辺政則	〃	〃
鈴木正隆	〃	〃	伊藤喜則	〃	〃
鈴木源十郎	〃	〃	佐野嘉幸	〃	〃
佐野祥盛	〃	〃	若林景	〃	〃
鈴木音次郎	八	七、一八	中村十郎	〃	〃
望月富斉	〃	〃	千須和魁	〃	〃
佐野祥盛	〃	〃	小笠原重作	〃	〃
米沢良知	〃	〃			
滝川晶	〃	〃			
佐野武茂	〃	〃			
片田栄三郎	八	七、一八			
酒井清十郎	〃	〃			
片田卯一郎	〃	〃			
高山治三郎	〃	〃			
伊藤繁太郎	〃	〃			
望月喜佐	〃	〃			
伊藤正一	一、一、	五			
永谷広	〃	〃			
市川純一	〃	〃			
鈴木音次郎	二、	七、一八			
佐野幸一	〃	〃			
渡辺政則	〃	〃			
伊藤喜則	〃	〃			
佐野嘉幸	〃	〃			
若林景	〃	〃			
中村十郎	〃	〃			
千須和魁	〃	〃			
小笠原重作	〃	〃			

伊藤正一	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
滝川品	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
酒井清十郎	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
佐野治郎	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
芦沢美貞	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
望月望	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
伊藤喜則	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
高山毗門	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
堀水儀福	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
鈴木武重	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
鈴木音次郎	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
佐野光達	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
久保光明	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
平田島信	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
中村十郎	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
千須和魁	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
望月忠直	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
熊谷貞明	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
片野大助	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
佐野嘉幸	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
市川正美	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
米沢節三	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
鮎川太郎	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
伊藤喜則	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
千須和秀治	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
鈴木武重	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
依田熹一	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
久保光明	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
中村十郎	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
依田高村	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八
赤塚一	昭和二、七、一八	昭和二、七、一八

望月富政	昭和二、五、一	昭和二、五、一
滝川一政	昭和二、五、一	昭和二、五、一
小笠原実	昭和二、五、一	昭和二、五、一
若林孝義	昭和二、五、一	昭和二、五、一
久保二郎	昭和二、五、一	昭和二、五、一
市川正美	昭和二、五、一	昭和二、五、一
穴山忠勝	昭和二、五、一	昭和二、五、一
望月宗三郎	昭和二、五、一	昭和二、五、一
佐野敏明	昭和二、五、一	昭和二、五、一
望月正利	昭和二、五、一	昭和二、五、一
松野大治	昭和二、五、一	昭和二、五、一
鈴木武重	昭和二、五、一	昭和二、五、一
佐野寅雄	昭和二、五、一	昭和二、五、一
伊藤元治	昭和二、五、一	昭和二、五、一
赤塚一	昭和二、五、一	昭和二、五、一
曾田勇一	昭和二、五、一	昭和二、五、一
佐野重則	昭和二、五、一	昭和二、五、一
望月忠直	昭和二、五、一	昭和二、五、一
松永清吉	昭和二、五、一	昭和二、五、一
滝川一政	昭和二、五、一	昭和二、五、一
片田銀五郎	昭和二、五、一	昭和二、五、一
武藤幡	昭和二、五、一	昭和二、五、一
芦沢美貞	昭和二、五、一	昭和二、五、一
望月富政	昭和二、五、一	昭和二、五、一
片田銀五郎	昭和二、五、一	昭和二、五、一
鈴木武重	昭和二、五、一	昭和二、五、一

（合併特例により新身延町議会議員となり昭和三〇、八、三二まで在任）

大河内村歴代村議会議長

氏名	就任年月日	退任年月日
望月富政	昭和二、五、一	昭和二、六、四、三〇
片田銀五郎	昭和二、五、一〇	昭和二、六、六、一一
鈴木武重	昭和二、八、六、一二	昭和二、三〇、二、一〇

大河内村歴代村議会議副議長

氏名	就任年月日	退任年月日
伊藤喜則	昭和二、五、一七	昭和三六、四、三〇
鈴木武重	二六、五、一〇	二八、六、一一
赤塚一	二八、六、一二	三〇、二、一〇

五、町村合併時の議会議員

井上小一郎	昭和三〇、二、一一	退任年月日	(下山)
深沢亀吉	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
松木豊寿	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
遠藤半弥	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
遠藤泰次郎	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
稲葉泰次郎	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
佐野理	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
杉田美之	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
石川重利	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
広島勉	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
熊王軍治	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
望月小太郎	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
松木栄	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
川口次	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
遠藤英次	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
近藤保	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
望月房則	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(下山)
小笠原清勝	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
遠藤雄	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
松野是雄	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
諏訪久男	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
遠藤久雄	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)

佐野直三	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
望月百太郎	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
海野作太郎	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
佐野宗治	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
望月善長	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
深沢忠雄	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
遠藤鉄藏	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
藤田政一	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
佐野仙三	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
望月政則	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
藤田喜太郎	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
藤田喜太郎	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
田中不二雄	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
渡辺信作	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
柿島武文	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
佐野久文	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
市川正村	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
遠藤俊正	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
佐藤光国	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
大村謙	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
松田茂	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
望月平藏	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
千頭政義	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
望月幸儀	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
粟冠王	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
望月豊春	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
木内昌博	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
手塚喜齐	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
望月昌博	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
鈴木政吉	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(身延)
曾田武重	昭和三〇、二、一一	昭和三〇、八、三一	(大河内)

六、新町発足以来現在までの議員名

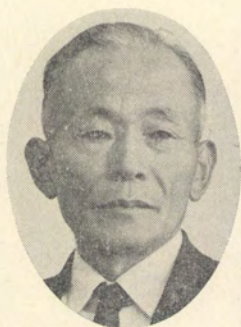
伊藤元治	望月宗三郎	佐野重則	松永清吉	佐野寅雄	片田銀五郎	松野大治	武藤正利	望月忠直	望月一勝	赤塚一勝	穴山忠勝	芦沢美貞	佐野敏明
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

歴代議会議長

望月房則	佐野為雄	伊藤喜則	齊藤一郎	柿島武文	一宮市松	鴨狩富治	鮎川太郎
昭和三〇、二、一	昭和三〇、九、二〇	昭和三四、九、三	昭和三六、九、四	昭和三八、九、三	昭和三八、九、三〇	昭和三八、九、三〇	昭和三八、九、三〇
昭和三〇、八、三一	昭和三四、八、三一	昭和三六、九、四	昭和三八、八、三一	昭和三八、九、三〇	昭和三八、九、三〇	昭和三八、九、三〇	昭和三八、九、三〇
昭和三〇、二、一	昭和三〇、九、二〇	昭和三四、九、三	昭和三六、九、四	昭和三八、九、三	昭和三八、九、三〇	昭和三八、九、三〇	昭和三八、九、三〇

歴代副議長

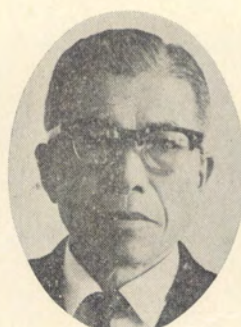
井上小一郎
昭和三〇、二、一一
昭和三〇、八、三一



七代議長
鴨狩富治



五代議長
柿島武文



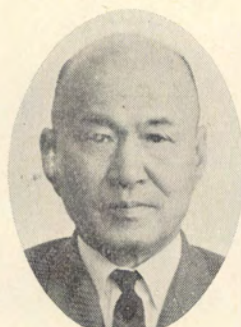
三代議長
伊藤喜則



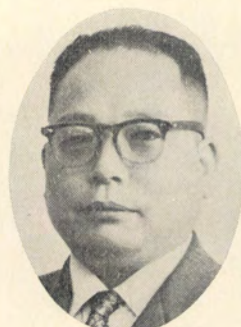
初代議長
望月房則



八代議長(現)
鮎川太郎



六代議長
一宮市松



四代議長
齊藤一郎



二代議長
佐野為雄

七、町出身の各種議員

本町に本籍を有したることのある各種議員は次のとおりである。

(一) 衆議院議員

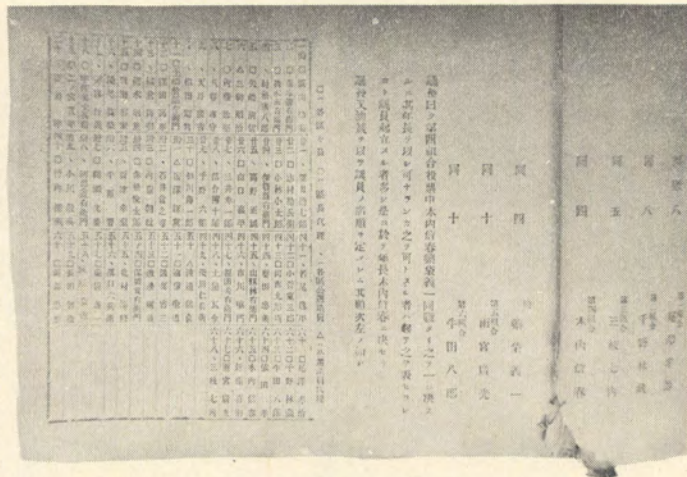
当選年度	氏名	町村名
明治三十五年	望月小太郎	身延村
明治三十六年	同	同
明治三十七年	同	同
大正四年	同	同
大正六年	同	同
大正九年	同	同
大正十三年	同	同
昭和二十四年	深沢義守	身延町
昭和三十年	平田ヒデ	本籍大河内 在東大内
昭和四十一年	依田奎吾	在旧東大内 在京

(二) 県会と本町出身の県会議員

明治九年十一月七日甲第三百四十号をもって県会条例ならびに規則を制定、各区々長並びに各区総代人中より互選したものを半数ずつ、計六十八名をもって第一回の県会を開くこととし、翌十年一月三十一日選挙を行なった。

第一回県会は二月二十日より十五日間ひらかれ次のような議題で初の議

事が行なわれた。議長は県令藤村紫朗自らこれに当たった。



明治十年の山梨県会議事録
(46番市川重門の名が見える)

第一、各町村副戸長定員のこと

第二、正副戸長並区書記、勸業係、土木掛

伍長給料のこと

第三、民費集散方法のこと

第四、凶荒予備方法のこと

第五、師範学校維持方法のこと

この第一回県会には大河内村和田の市川重門(十九区副区長)が公選議員として出席している。

明治十二年四月には府県会規則(明治十一年公布)による全員公選の県会が開かれた。定員は三十名で、西八代、南巨摩各三名であった。この議会より議長は議員中から選挙されることになり、初代議長は南巨摩郡陸合村選出の近藤喜則が就任した。

以後明治二十四年の府県制、昭和二十二年の地方自治法にもとづく県会、県議会の歴史をつづることになるが、本町出身の議員は次の通りである。

任期	市川重門 (大河内)
明治十年	

明治二十四年～二十六年	望月 潔 (下山)
大正八年～十二年	藤田 文太郎 (身延)
昭和二十二年～二十六年	米 沢 良 知 (大河内)
昭和二十六年～三十年	佐 野 肇 (身延町)
昭和三十年～三十四年	同
昭和三十三年～三十八年	同
昭和三十八年～四十二年	同

(三) 郡会と本町出身の郡会議員

明治二十三年五月法律第三十号をもって郡制が公布され、二十四年九月三十日を期して第一回の郡会議員選挙が執行された。郡会議員は当初郡内の各町村より選挙した議員および郡内の大地主の中から選挙された議員をもって構成され、西八代郡二十名、南巨摩郡二十七名を定員としていた。任期は六年で三年毎の半数改選であったが、明治三十二年に法改正により町村より選挙された議員のみによって郡会を組織し、任期も四年とする事に改められた。半数改選制もこの時に廃され、以後大正十二年の郡制廃止まで四年ごとに改選がおこなわれる。また従来の複式選挙もこの改正以降管内の公民による直接選挙制となった。

「大正山梨県誌」によれば

明治二十三年郡制を公布してその立法機関たる郡会の議決すべき事項を規定せられしが、特別の事情なき地方に於いてはその権限頗る狭少に過ぎ、従って其の権力も又自ら微弱であった。一ヶ年の歳計僅かに貳万円を越えず、郡にあっては殆ど僻地一村の経済にも及ばなかった。

然るに堂々たる一郡の選良、堂々一堂に集りて慎重審議を尽せしは恰も牛刀を用

第三章 議会と選挙

選出年	満了年	西八代郡会議員	備考	南巨摩郡会議員	備考
明治二十三年 (半数改選)	明治三十三年	地主 一般	松野弥三郎 大河内	地主 一般	豊岡 下山 身延
明治二十七年 (半数改選)	同	地主 一般	伊藤 誠三 大河内	地主 一般	豊岡 下山 身延
明治二十四年 (第一回)	明治三十年	地主 一般	伊藤 誠三 大河内	地主 一般	豊岡 下山 身延

いて鶏を割くが如き光景であった。然れどもその地位は一郡の上流に位し其の勢力は一郡の中堅をなせしゆえ、其の栄冠は男子の装身具としてすこぶる上乘のものであった。故に衆人皆此の栄位に憧憬して此の栄冠を戴くため多大の犠牲を払うことを吝まなかった。(中略)

郡制布かれて三十五年、其の長久なりし郡会史中より役員争奪戦の一節を除去すれば其の剩す処すこぶる寂寞を極め、恰かも蠟を嚼む如く甚だ乾燥無味であった。然るに大正十二年、断乎之を廃止して日本自治制史よりこの一項を削除せられたため這箇絶好の装身具も遂に全く其の形体を失なつて了つた。

とかなり痛烈な批評が与えられている。

本町出身の郡会議員で記録に残っているものは左の通りである。

うになったので、その執行が公正に行なわれることが極めて重要になった。

選挙は従来都道府県知事および市町村長によって執行されてきたのであるが、戦後都道府県知事及び市町村長が直接選挙によって選任されるようになったので、これらの手をはなれて合議制の選挙管理委員会によって行なわれるようになった。

選挙を管理する機関には次のような種類がある。

(一) 中央選挙管理会

参議院全国選出議員の選挙および最高裁判所裁判官の国民審査を管理する合議制の行政機関で、五人の委員からなり任期は三年、内閣総理大臣が任命する非常勤の国家公務員であり、事務は自治省選挙局で行なっている。

(二) 都道府県の選挙管理委員会

都道府県の選挙管理委員会は四人で構成され任期は四年であつて、都道府県議会議員が選挙して決める非常勤の都道府県の公務員である。

(二) 市町村選挙管理委員会

市町村選挙管理委員会は、四人の委員で構成され、任期は四年であつて市町村議会議員が選挙によって選任する非常勤の公務員である。選挙管理委員になるためには、その市町村の議会議員、長等の選挙権を有していなければならない。

(四) 身延町選挙管理委員会

選挙管理委員会は、選挙に関係する一切の事務を管理する執行機関であつて、重要な職務であるとともに、その責任も大きなものである。

本町の選挙管理委員会は、新町発足以来町長選挙をはじめ第三節(各種



現選挙管理委員 左より鴨狩広、山本岳乗(委員長)、伊藤喜則、望月政吉の各委員

いて事務の適確な処理を行なわせている。本町は、面積が広く、部落が散在しているため、選挙人の投票の便宜を図つて、投票所を二十箇所に設けている。

選挙管理委員氏名

選任年月日	委員長	委員	委員	委員	備考
昭和三十年三月四日	望月 本啓	小笠原政義	秋山 智孝		委員三名 任期三年
昭和三十三年三月三十一日	望月 望	稲葉 詣雄	近藤藤十郎	鴨狩 貫一	委員四名 任期三年
昭和三十六年三月三十一日	近藤藤十郎	鮎川 省三	山本 岳乗	今村 恵晃	委員四名 任期三年
昭和三十九年七月六日	鮎川 省三	山本 岳乗	鴨狩 広	遠藤 美章	委員四名 任期四年

昭和四十三年 七月六日	山本 岳乘	鴨狩 広	望月 政吉	伊藤 喜則	委員四名 任期四年
----------------	-------	------	-------	-------	--------------

投票区投票所

投票区	投票所名	投票区	投票所名
第一	部分林記念会館(旧役場)	第十一	相又下公民館
第二	下山公民館	第十二	相又上公民館
第三	栗倉公民館	第十三	清子公民館
第四	橋町公民館	第十四	横光公民館
第五	身延小学校	第十五	八木沢公民館
第六	波木井公民館	第十六	帯金小学校
第七	大野公会堂	第十七	大河内中学校講堂兼雨天体操場
第八	小田船原公民館	第十八	和田樋之上公民館
第九	本 妙 寺	第十九	大島公民館
第十	大城三組共同集会所	第二十	塩之沢農産物共同集荷所

二、わが国の選挙制度の沿革

概説

わが国における近代的な選挙制度は、明治維新の際「万機公論に決すべし」という五箇条の御誓文の趣旨にのっとり、明治十一年(一八七八年)三新法(明治十一年に定められた郡区町村編成法、府県会規則および地方税規則)の公布、明治二十二年(一八八九)に憲法を發布する旨の明治十四年の大詔を経て、憲法の施行に備えて制定された明治二十二年の衆議院議員選挙法、ならびに明治二十一年の市制および町村制、明治二十三年の府県制および郡制によってはじめて確立されたものである。そうしてここに国の選挙制度と地方公共団体の選挙制度とがそれぞれ法律および体系を異にして生れたのである。その後国と地方公共団体の選挙制度は幾多の変遷を経たが、第二次世界大戦後、政治の民主化にともない男女同権の完全な普通選

挙の実施、全国会議員の直接選挙、都道府県知事、市町村長の公選をはじめとして、抜本的な選挙制度の改正が行なわれた。昭和二十五年には公職選挙法の制定にともない、国会議員・地方議会の議員および長等の選挙について一つの法律にまとめられた。その後、衆議院議員の定数の是正をはじめとして若干の手直しが行なわれて現行制度に至っている。以下現行制度に至るまでの国会議員の選挙制度ならびに地方公共団体の議会の議員および長の選挙制度について沿革を概説しよう。

(一) 衆議院議員の選挙制度の変遷

衆議院議員の選挙を規定する衆議院議員選挙法は、さきに述べたようにはじめに明治二十二年(一八八九)に制定されてから、同三十三年・大正八年(一九一九)・同十四年、昭和二十年(一九四五)および同二十二年に重要な改正が加えられた。

改正の要点を述べると

○明治二十二年法律第二二号

選挙権及び被選挙権：きわめて厳重な制限選挙制をとっている。

選挙権は年齢二五歳以上の日本臣民である男子で、一年以上直接国税一五円以上(または三年以上所得税一五円以上)を納め、かつ一年以上その府県に本籍をもち、居住している者でなければならなかった。

被選挙権は年齢三〇歳以上で住所の要件を必要としないほか、納税の要件は選挙権に同じである。議員定数三〇〇人、選挙区一区一人の小選挙区制を原則とし、選挙区は郡および区の区域によることとされた(山梨県は定数三人、三区である)。しかし例外的に一選挙区から二人選挙するところもあって、このような場合には連記投票の方法によった。これは要するに多数代表主義に基づくのである。

投票方法：このはじめての選挙法は、記名投票主義を採用した。選挙人は投票用紙に被選挙人の氏名を記入するほか自分の氏名および住所を記入した上捺印しなければならなかったのであって、いわゆる公開投票制度で

あつた。

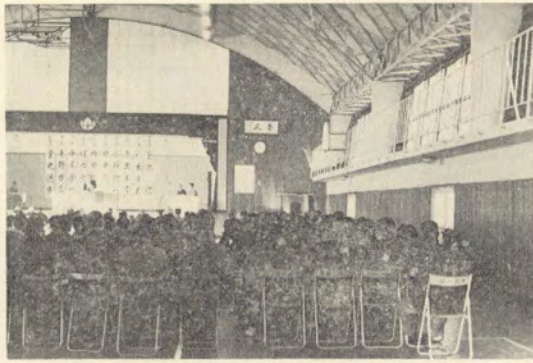
選挙運動：買収、暴力行為等のような自然犯に類する行為に対する罰則のほかはあまり規定がなかった。

有権者数：約四五万人で当時の日本総人口三千余万人の一・五パーセント弱にすぎなかった。

○明治三十三年法律第七三号

選挙権及び被選挙権：選挙権の年齢要件は従来と同じであるが、財産上の要件である納税額が従前の一五円から一〇円に引下げられた。すなわち、満一年以上の間地租を一〇円以上納めること、または満二年以上の間地租以外の直接国税一〇円以上、もしくは、地租とその他の直接国税とをあわせて千円以上納めることが必要とされた。

被選挙権については従来の納税資格による制限を撤廃し、年齢満三〇歳以上の日本国民たる男子に賦与された。



町民が集まった立会演説会の衆議院総選挙

議員定数：三六九人（山梨県定数五名）

選挙区：従来の一選挙区一人を原則とする小選挙区制を根本的に改ためて、原則として各府県を単位とする大選挙区制が採用された。この選挙区に対する議員の配当は、人口一三万を基準としたのであったが、市はおおむねこれを独立の選挙区とした。したがって市はたとえ人口三万でも議員一人を選出することができた。これは府県の郡部がいうまでもなく農村漁村であるのに対し市部は商業の中心であるから、国全体で考

えて見た場合、商工業代表を擁護しようとしたものにほかならないということができる。

投票方法：投票方法が公開投票主義から秘密投票主義に改められた。従来捺印まで必要であったのが投票用紙には選挙した人の氏名を書いてはならないことになった。そしてまた選挙すべき議員定数が一人あっても議員候補者一人の氏名しか書くことができないこととされた。したがってこの点においてもこの法律による選挙制度は、従来の多数代表主義を改めて、小代表主義を採ったものであつて、きわめて注目すべき点である。

選挙運動：選挙運動の方法そのものについては、明治二十二年と同じように何ら規定されず罰則の面から買収、暴行等のほかに今日とほぼ同じ各種の不法又は不正行為の取締まりが規定された。

有権者数：約百万人で日本人口四、二〇〇万人の二・三八パーセントとなつた。

○大正八年法律第一六号

選挙権および被選挙権：大正八年（一九一九）前後は第一次世界大戦の結果、多くの国々で普通選挙制度が採用されてから、その影響を受けて、わが国でも普通選挙制度を採用すべしという論がさかんになった。しかし、貴族院は終始一貫してこれに反対であつた。また時の原内閣もいまだ時期尚早とみてこれを断行することをばかつたのであつた。そこで選挙権は従来直接国税を一〇円以上納めることが必要であつたのを改めて、三円以上納めればよいこととして、大幅に選挙権を拡張したのである。被選挙権については従来通りである。議員定数四六四人（山梨県五人）

選挙区：再び原則として一選挙区一人の小選挙区制にもどつた。もつとも二人ないし三人の選挙区もあつた。投票の方法はすべて単記であつた。市は従来と同じように独立の選挙区とされた。

投票方法：無記名・秘密・単記の投票方法にvariがない。

選挙運動：格別の変動はない。

有権者数：約三〇〇万人で日本の総人口約五、五〇〇万人の五・五パー

セントとなった。

○大正十四年法律第四七号

選挙権および被選挙権：明治二十二年（一八八九）制定された最初の選挙以来一貫して選挙権の基本的要件とされてきた財産、換言すれば納税の資格が撤廃されて、日本臣民たる満二五歳以上の男子は、一定の欠格事由に該当しない限り、すべて衆議院議員の選挙権を有することとなり、わが国の選挙制度は従来の制限選挙制度から、ここにはじめて普通選挙制度にその装いをあらためたのであった。このようにして国民の二一パーセントが選挙権を有するに至った。しかし、女子にまで選挙権を認めるに至らなかった。議員定数四六六人（山梨県五人）

選挙区：この法律によって選挙区は、従来の大選挙区でもなければまた小選挙区でもなく、わが国独特ともいえるべき、議員定数三人ないし五人の中選挙区に定められた。学問的にいえば：一つの選挙区から議員二人以上を選挙する場合には、大選挙区というのであるが、わが国は明治二十三年法によって府県の区域を選挙区にしたとき、このような選挙を大選挙区と呼びならわすようになったことから、普通選挙法に基づくこの選挙区を俗に中選挙区と呼ぶようになったものである。

投票の方法：無記名、単記投票であることに変りはないが右のような中選挙区制で、しかも連記でなく単記であるというところにこの法律の特色がある。小選挙区制にも徹底せずまた大選挙区制の目的を貫徹することもできず、すこぶる不徹底で、ことに五人の議員を出すべき選挙区においてすら、一人の候補者に対してだけ投票することができずにすぎないという不合理があった。しかし、長い間日本人の親しんできた制度となった。

選挙運動：普通選挙法のいちじるしい特色は、従来合理的な運動と考えられていたものが禁止され、あるいは制限されて、選挙運動が全面的に法律によって規制されることになった点である。選挙運動の費用についてもこの改正法から制限されることになったのである。その後この傾向は次第にはげしくなり、ことに昭和九年の衆議院議員選挙法の改正によって更に

選挙運動の取締まりに関する罰則規定が強化された。これは選挙の腐敗を肅正しようという意図に出たものであったが、総選挙の度ごとに詳細すぎる取締規定が時の与党によって反対党彈圧の妨害の具に供されることとなり、わが国選挙界の一大弊害となるに至ったことは周知の通りである。このほか新たに立候補制度がとられた。有権者数一、二〇〇万人

○昭和二十年法律第四二号

昭和二十年八月十五日太平洋戦争は、わが国の敗北をもってついに終結するに至った。戦争の惨禍は、全国津々浦々におよび国民の多くは困憊の果に国家の将来の方向を知らず、再建への希望を失わんばかりであった。このような状況下ではあったがわが国将来の政治の在り方を根本的に改め、日本の政治の民主化をめざして、衆議院議員選挙法の改正が行なわれたのである。

その眼目は、国民の自由な意志によって民意に直結する新しい代表者を選定するということであつた。そこで改正された事項を項目別に述べてみよう。

選挙権および被選挙権：選挙権の要件たる年齢は明治二十二年（一八九〇）以来一貫して二五歳とされてきた。昭和六年（一九三一）頃これを二〇歳に引下げようと主張がなされたことがあったが、大勢を制するに至らなかった。敗戦とともに日本の政治を革新する必要があつた。戦争に直接参加した青年がその革新に参与すべきは当然であろう。ことに政治的能力の向上という点から考えて、民法上の成年年齢に達した者に選挙権を与えることはむしろ当然でもあつた。

文明諸国では、おおむねそうである。これと同様なことは従来敵として政治に門戸をとぎされていた婦人についてもいえることができるであろう。そこで昭和二十二年法律第四二号は、選挙権の要件たる年齢を満二五歳から満二〇歳に引下げ、被選挙権についても満三〇歳から満二五歳に引下げ、かつ女子に対しても男子と全く平等に選挙権及び被選挙権を賦与したのである。ここにはじめてわが国の選挙制度は、男女平等の普通選挙制度

となり欧米各国と同一の制度となつたのである。

議員定数：四六八人、ただし二人は沖繩県に対するものである。（山梨五人）

選挙区：原則として府県一選挙区とする大選挙区制がとられた。東京・大阪・兵庫・新潟・愛知・福岡および北海道の都道府県だけが人口の多い関係上それぞれ二つの選挙区に分割されたほかはすべて一選挙区であった。したがって、明治三十三年法の大選挙管区よりも、もっと徹底したものである。その狙いは、いうまでもなく新人の当選、したがってまた新しい政党の勃興を促すことであつたわけである。

投票方法選挙運動：制限連記制という珍しい方法が用いられた。これは、選挙すべき議員の数が三人以下の場合一人の候補者の氏名を書くだけだが、選挙すべき議員の数が四人以上一〇人以下の場合は二人まで、一人以上の場合三人まで書くことができるのであつた。議員定数二人の選挙区では、二人の候補者の氏名を記入することができるいわゆる完全連記制は多数代表主義になるのに対して、この制限連記制は、大選挙区制とも相まって、いちじるしく少数代表制の効果を發揮することになつたのである。

選挙運動：選挙運動に関する従来の制限は選挙の公正を確保するという美名の下にかえて弾圧と告発の選挙に終らせることになつたばかりでなく、いちじるしい不自由を招来していた。過去の苦い経験にかんがみ、また民主主義の理念に基づいて、自由競争の下に国民の自由な判断に訴えるという趣旨で、選挙運動に関する各種の制限は思いきつて撤廃され、罰則のごときもいちじるしく整理された。ただ主要なものとして戸別訪問および、事前運動の禁止規定だけは除かれないで終つた。

有権者数：選挙年齢の低下と婦人参政権の賦与と相まって有権者の数は一躍して三、六八〇万人になり総人口の約五〇パーセントに達したのである。

○昭和二十二年法律第四三号

選挙権：欠格条項を整理して、さらに選挙権が拡張された。
議員定数：沖繩には選挙法を施行しないこととして定数四六六人にした。

選挙区：再び現行の定数三人ないし五人の中選挙区制が採用された。（山梨五名、全県一区）

投票方法：単記無記名の原則に返つた。これは制限連記の方法では不真面目な投票が少なくなく、そのためかえて真の国民代表者が選出され難いこと、および政局の安定を欠くおそれがあると考えられた結果である。

選挙運動：物資の極度に不足していた当時の社会経済情勢から「選挙運動の文書図画等の特例に関する法律」が制定され、これによって敗戦後ようやく自由を取り戻した選挙運動の制度は文書面から非常にはげしい制限を受けることとなり、再び選挙運動を制限する往時の行き方への逆転の一步を踏み出したのであつた。

有権者：欠格条項の整理や海外引揚者の増加によつて四、〇〇〇万人に達した。このようにして出来上つた現行のわが国の選挙制度は男女平等の普通選挙権を基本としつつ、議員定数三人ないし五人の中選挙区制および単記投票の少数代表方式をもつて特色とする選挙制度である。

その後議員定数については、昭和二十八年に制定された奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律により暫定的に定数を一人増加し、さらに、昭和三十九年の公職選挙法改正により選挙区別人口と議員定数の不均衡を是正するために定数を一九人増加したので、総定数は四八六人となつた。選挙運動の方法についても、運動に関する制限の強化とともに選挙運動の公営が次第に強化されている。

（二）参議院議員の選挙制度の変遷

貴族院議員の選任方法

貴族院は、旧憲法すなわち大日本帝国憲法第三十四条の「貴族院ハ、貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」とい

う規定に基づく明治十二年勅令第十一号貴族院令によって、皇族（ただし、成年の男子たる皇族）満三〇歳以上の公侯爵、満三〇歳以上の伯子男爵で、それぞれの同爵の互選によって選ばれた者、国家功勞がありまた学識がある満三〇歳以上の男子で勅任された者、帝国学士院会員中互選される者、多額納税者の互選によって選ばれた者の六種類の者をもって組織されることになって、このうち公選というにふさわしいのは多額納税議員であったが、その選挙権は、きわめて制限されていたし、一方では議員数も六六人にすぎず全体の五分の一にも足りなかった。したがって旧憲法の下における貴族院については特に語るべき制度はなかったといつても過言ではない。

参議院議員の選挙方法

参議院は、現行の日本国憲法の制定に伴い貴族院に代って設けられたものであるが、その議員は衆議院と同様に公選によるべきことが憲法に規定された結果、同憲法の施行に先立って参議院議員選挙法が昭和二十二年法律第十一号として制定公布され、昭和二十二年五月三日憲法施行に先立って同年四月二十日最初の参議院議員の選挙が執行された。

(三) 地方公共団体の議会の議員の選挙制度の変遷

地方公共団体の議会の議員が全国的にはじめて公選されるようになったのは、古くは明治十一年（一八七八）の三新法の一つである府県会規則による府県会議員選挙およびこれに準じて行なわれた町村会議員選挙からであるが、わが国における実質的選挙制度は明治二十一年（一八八八）の市制および町村制同二十三年の府県制および郡制の施行からであるといつても過言ではない。その後これらの制度は幾多の変遷を経て現行法に引き継がれている。これらの選挙は、それぞれ別々の法律で規定された後に地方自治法中に統一的に規定されたが、いずれの場合にも衆議院議員の選挙制度が基本となり、衆議院議員選挙法に準拠していた。

市町村議会議員

1 明治二十一年法律第一号市町村制

選挙権は、年齢満二五歳以上の男子でかつ、二年以上その市町村の住民であり、そして地租を納め、またはその他の直接国税年額二円以上納めることを必要とした。そして選挙人をその納税額の多小に応じて、市においては三級にわけ、町村においては二級にわけて、各級ごとに議員定数の三分の一又は二分の一を選挙するいわゆる等級選挙制が採用された。しかし投票は無記名投票によつた。

2 明治四十四年法律第六八号市制および同年法律第六十九号町村制選挙権の要件については、格別改正は加えられなかった。投票の方法は従来の通り市は三級、町村は二級の級別選挙制が維持されたが選挙人を各級別にする方法が合理化された。

3 大正十年法律第五十八号（市制一部改正）および同年法律第五十九号（町村一部改正）公民権、すなわち選挙権が拡張され二年以上その市町村において直接市町村税を納めればよいことになった。しかし、級別選挙の制度については、市会議員の三級選挙制度が二級制度に改められ、町村会議員については、級別選挙制度が廃止された。

市会議員選挙における選挙人の級別の分け方を改正して、従来税額を標準にしたのを、直接市税総額の一人当りの平均額をもって一級二級の分別の基準とし、平均額以上納めるものは一級、平均額未満の者は二級とされることになった。

4 大正十五年法律第七十四号（市制一部改正）および同年法律第七十五号（町村制一部改正）、大正十四年（一九二五）普通選挙法が制定されたのに応じて地方公共団体の議会の議員の選挙権についても、納税要件を撤廃して普通選挙制度が採用され、なおこれと同じ思想に基づいて市の二級選挙（町村会議員についても特に必要があれば二級選挙とすることができることになっていた）を廃した。また市会議員選挙について候補者制度を採用し、それに伴って選挙運動に関する規定に顕著な改正が加えられた。

5 昭和二十一年法律第二十八号(市制一部改正)および同年法律第二十九号(町村制一部改正)、公民権制度を廃止し、六カ月以上ひきつづいて市町村の区域内に住所を有している日本国民で年齢満二〇歳以上の者に對して、男女を問わず選挙権を与えることとし、女子に自治参与の権利を与えるほか、いちじるしく選挙権を拡大した。これは大正十五年(一九二六)普通選挙制度を採用して以来の画期的な改革であった。

6 昭和二十二年法律第六十七号地方自治法選挙権の欠格条項を整理して、その範囲を若干拡充し、その他選挙手続に改善を加えたが、特筆するほどのものではない。

都道府県議員

1 明治十一年布告府県会規則

わが国における近代的選挙制度は、府県会規則によってその第一歩が踏み出されたのである。それによると、選挙権及び被選挙権の要件としては、一定の期間居住および納税の事実が必要であったほか、のちの市町村議会議員の選挙のようないわゆる等級選挙の制度をとらず、年齢要件として、選挙権の場合が満二〇歳被選挙権の場合が満二五歳であった。投票は記名式で投票所投票主義をとらず、代人によって提出することをも認められた。選挙区は郡区の区域によることとし、議員任期は四年で二年毎に半数交代選挙であった。選挙運動や罰則の規定は設けられていなかった。

2 明治二十三年法律第三十五号府県制

明治二十三年(一八九〇)の府県制の下においては、府県会議員の選挙権は、市町村会議員のそれと同様であるが、被選挙権の要件は市町村会議員のそれよりもさらに厳重であつて、その府県において一年以上直接国税一〇円以上納めることを必要要件とし、かつ、その選挙は、選挙人の直接選挙ではなくて、郡会及び市会で選挙する複選挙の方法によることを大きな特色とし、したがつてまた非民主的として、施行後からはげしく非難される理由となつたのであつた。

3 明治三十二年法律第六十四号(府県制改正)

府県制の全文改正が行なわれ有権者が直接選挙することとされた。しかし選挙権の積極要件は、従来通りであつた。投票の方法は、衆議院議員の選挙に先んじて単記無記名投票が採られた。

4 大正十一年法律第五十五号(府県制改正)

選挙権の要件である国税納税額の制限を撤廃して、単に府県内において一年以上直接国税を納めればよいこととし、かつ被選挙権の要件を著しく緩和した。

5 大正十五年法律第七十三号(府県制改正)

府県内の市町村公民が選挙権および被選挙権を有するものとして普通選挙制度を採用したほか、選挙区分の制度を廃止する等選挙手続の合理化を図り、その他、立候補制度、選挙運動の制限および罰則等おおむね今日の選挙制度はこのときに確立されたのである。

6 その他府県制の特例法ともいふべき北海道法は北海道地方費法とともに明治三十二年(一八九九)制定施行され、府県会議員に準じて北海道会議員を選挙すべきことを定め、東京都制は、東京府および東京市を廃止し、あらたに東京都という地方公共団体を創設するものとし、昭和十八年制定施行されたものであつたが、都議会議員の選挙も府県会議員の選挙と実質上異なるところはなかつた。

(四) 地方公共団体の首長の選挙制度の変遷

市町村長

市町村長は、昭和二十一年法律第二十八号および二十九号によって従来の市制および町村制が改正されて、選挙人が直接選挙するいわゆる直接選挙の方法によって選任されたことは周知の通りであるが、この市町村長の選挙制度は選挙権・投票の方法・選挙運動等議員の場合と大差ない。

都道府県知事

都道府県知事は、古くは地方長官として政府の任命する官吏であつたことは今日なお多くの人々の記憶に新たな通りである。昭和二十一年法律第

二十六号東京都制の一部を改正する法律によって、身分は官吏とされたが、その都道府県内の市町村の議会議員および長の選挙権を有するものが、直接選挙した者について任命することとして、知事公選の世論と地方分権の要請に応えたのであったが、地方自治法によってその自分は純然とした都道府県の公務員とされたのであった。

第三節 各種選挙の状況

衆議院議員選挙

回数	年月日	選挙人数		当選者
		選挙	第三区	
第一回	明23・7・1	三、八〇五	八六七	八卷九方、田辺有栄、古屋専蔵(第三区、東八代、西八代、南巨摩郡、定員一名)
第二回	明25・2・15	三、六五八	八五四	浅尾長慶、葉袋義一、加賀美嘉兵衛
第三回	明27・3・1	三、八三三	八九五	齋藤卯八、依田道長、加賀美嘉兵衛
第四回	明27・9・1	四、一〇七	九五八	石原彦太郎、依田道長、加賀美嘉兵衛
第五回	明31・3・15	四、一〇七	九六七	小林七郎、河口善之助、葉袋義一
第六回	明31・8・10	四、六九七	一、〇八二	齋藤卯八、河口善之助、秋山元蔵
第七回	明35・8・10	八、七七五	八、二二五	佐竹作太郎、広瀬久政、葉袋義一、望月小太郎、長沢市蔵(甲府一人、郡部四人)
第八回	明36・3・1	八、三八七	七、八六一	佐竹作太郎、広瀬久政、望月小太郎、長沢市蔵、菊島生宣
第九回	明37・3・1	六、六四八	六、一一三	佐竹作太郎、根津嘉一郎、広瀬久政、天野薫平、望月小太郎
第十回	明41・5・15	一三、一〇七	一一、一三九	佐竹作太郎、森国造、根津嘉一郎、天野薫平、手塚正次(望月小太郎落選)
第十一回	明45・5・15	一一、四二〇	一一、三二七	佐竹作太郎、根津嘉一郎、堀内啓治、市川文蔵、手塚正次

回数	年月日	選挙区	当選者
補選	昭2・3・29	(五区)	穴水要七
補選	昭2・7・28	(四区)	土屋岩保
第六回	昭3・2・10	一一六、二七八	河西豊太郎、田辺七六、大崎清作、竹内友治郎、穴水要七(選挙区なし定員五名となる)
第七回	昭5・2・20	一一八、六五八	堀内良平、河西豊太郎、田辺七六、竹内友治郎、大崎清作
第八回	昭7・2・20	一一八、四九二	田辺七六、川手甫雄、大崎清作、竹内友治郎、福田虎亀
第九回	昭11・2・10	一一八、一九八	笠井重治、田辺七六、堀内良平、平野力三、今井新造
第一回	昭12・4・30	一一五、八五一	田辺七六、平野力三、笠井重治、堀内良平、今井新造
第二回	昭17・4・30	一一九、五三三	高野孫左衛門、今井新造、平野力三、田辺七六、堀内一雄
第三回	昭21・4・10	一一四、〇六一	平野力三、田辺七六、堀内一雄、笠井重治、松沢久、樋貝詮三
第四回	昭22・4・25	四三九、二八九	平野力三、天野久、松沢久、樋貝詮三、鈴木正文、樋貝詮三
第五回	昭24・1・23	四二二、九九二	樋貝詮三、鈴木正文、天野久、深沢義守、小林信一
第六回	昭27・10・1	四三七、一八〇	平野力三、内田常雄、吉江勝保、古屋貞雄、荻野豊平
第七回	昭28・4・19	四三七、六三八	平野力三、鈴木正文、古屋貞雄、小林信一、古屋菊男
補選	昭3・11・25	一一、四八五	宇佐美一宝(郡部補選)
第三回	昭4・3・25	一一、一三四	大木喬命、望月小太郎、市川文蔵、根津嘉一郎、牛田唯一
補選	昭6・4・20	一一、二二九	若尾璋八、望月小太郎、河西豊太郎、生原忠右衛門、牛田唯一(郡部補選)
第十四回	昭9・5・1	三〇、四〇六	若尾璋八、飯島信明、穴水要七、望月小太郎、第三区東山梨、第一区甲府、第二区東山梨、第三区北中巨摩、第四区北都留、第五区南区
第十五回	昭13・5・10	三三、四六八	若尾璋八、田辺七六、竹内友治郎、望月小太郎、藤田胸太郎、村松甚蔵(甲府)

第二十回	昭30・2・27	四四一、八七三	(身延町)	荻野豊平、内田常雄、古屋貞
第十九回	昭33・5・22	四五三、一四〇	七、八三三	堀内一雄、小林信一、金丸信
第十八回	昭35・11・20	四五九、五二一	七、八八八	田辺国男、堀内一雄、金丸信、内田常雄、田辺国男
第十七回	昭38・11・21	四六七、九七七	八、〇一九	金丸徳重、内田常雄、堀内一雄、田辺国男、金丸信
第十六回	昭42・1・29	四七一、四七八	七、二八七	小林信一、金丸徳重、内田常雄、金丸信

参議院議員選挙(地方選出)

回数	年月日	選挙人数		当選者
		選挙	身延町	
第一回	昭22・4・20	四三三、六六五		小宮山常吉(六年) 平野成子(三年)
第二回	昭25・6・4	四二二、八六六		平林太一
第三回	昭28・4・24	四三七、二五八		広瀬久忠
第四回	昭31・7・8	四四六、八四九	七、九三六	吉江勝保
第五回	昭34・6・2	四六〇、一九〇	八、二三七	安田敏雄
第六回	昭37・7・1	四五六、八六二	七、六四七	吉江勝保
第七回	昭40・7・4	四六二、八〇四	七、四七一	広瀬久忠
第八回	昭43・7・7	四八七、七四七	七、四四九	吉江勝保

昭和三〇年二月一七日執行 知事選挙(以下合併以後のもののみを掲げた)

氏名	得票数	得票総数	当選
天野 久	三、六六四	二二八、三三八	当選
金丸徳重	二、四七四	一一八、七〇六	次点
氏名	得票数	得票総数	当選
天野 久	三、九三二	二二四、六〇八	当選
小林 信一	二、四七九	一四八、二七六	次点

第三章 議会と選挙

昭和三八年一月二七日執行 知事選挙

氏名	得票数	得票総数	当選
天野 久	二、九五五	一八〇、四〇二	当選
金丸徳重	二、三四六	一一六、二〇四	次点
星野重次	八八一	八三、六四二	

昭和四二年一月二九日執行 知事選挙

氏名	得票数	得票総数	当選
田辺国男	四、二一九	二五五、九一九	当選
天野 久	一、九九一	一四九、七二四	次点
三森 信	一〇〇	七、七五五	

昭和三〇年四月二三日執行 県議会議員選挙(南巨摩選挙区)

氏名	得票数	得票総数	当選
佐野 肇	二、五八九	五、九一九	当選
吉田 長兵衛	八九七	七、六一〇	当選
深沢 允雄	二六七	七、七〇七	当選
石井 芳恵	二二六	五、六〇二	次点
望月 岩吉	七五八	三、五七九	

(西八代選挙区)

氏名	得票数	得票総数	当選
太田 公	六七九	六、〇五二	当選
青沼 政雄	六七	五、一四七	当選
丹沢 義保	九七	三、九五二	
望月 貢	三六六	三、〇七三	
赤池 信一	三三二	一、二八二	
長沢 誠	二九六	二、九七一	
小林 武重	六	一四四	
望月 喜久雄	五七〇	四、一六七	次点
氏名 <th>得票数</th> <th>得票総数</th> <th>当選</th>	得票数	得票総数	当選
吉田 長兵衛	九八三	六、九八〇	当選
深沢 允雄	二三〇	六、八三四	当選

望月 獅馬夫 一、一六九
 佐野 肇 三、九六九
 石井 芳恵 五二〇

昭和三八年四月一七日執行 県議会議員選挙

得票数

吉田 長兵衛 四七六
 有泉 由幸 五三三
 秋山 湛秀 二一九
 望月 獅馬夫 一、〇三六
 深沢 允雄 五一〇
 佐野 肇 三、六七七

有権者 四一、二六〇人
 七、八一五 当選
 八、一二四 当選
 六、三四一 次点

得票総数

六、〇二八 当選
 四、二二二
 五、三四〇 次点
 六、七七五 当選
 六、四三二 当選
 六、〇七九 当選
 有権者 三九、六一〇人



投票風景

昭和四二年四月一五日執行 県議会議員選挙 (南巨摩選挙区)

得票数

田辺 敏光 五七
 伊藤 美彦 七四五
 佐野 肇 二、七〇三
 秋山 富次郎 六六

得票総数

五六四
 三、八四三
 五、〇九八 次点
 六、九七二 当選

遠藤 亨 一、一六一
 望月 獅馬夫 四二四
 深沢 允雄 四八一
 山本 菊五郎 八六九

一、三九一
 二、九三七
 五、七六九 当選
 七、二八二 当選



投票風景

昭和三〇年三月二六日執行 町長選挙 (第一回)

氏名

佐野 祥盛 職業 農業 党派 無所属 得票数 二、二五九 当選
 藤田 岡波 職業 会社員 党派 無所属 得票数 二、〇五七 次点
 望月 善長 職業 農業 党派 無所属 得票数 一、〇五九
 鳴狩 庸雄 職業 農業 党派 無所属 得票数 一、四一七

昭和三四年三月一五日執行 町長選挙 (第二回)

氏名

河井 直一 職業 旅館業 党派 無所属 得票数 三、八二九 当選
 佐野 祥盛 職業 公務員 党派 無所属 得票数 三、七五四 次点
 小田 俊与 職業 会社役員 党派 諸派 得票数 六

昭和三八年二月二四日執行 町長選挙 (第三回)

氏名

佐野 為雄 職業 製材業 党派 無所属 得票数 無投票当選



開 票 風 景

昭和四十二年二月二三日執行 町長選挙 (第四回)

氏 名 職 業 党派 得票数
 佐野為雄 公務員 無所属 無投票当選
 昭和三十年八月二七日執行 町議會議員選挙 (第一選挙区) 定員四名

氏名	職 業	党 派	得 票 数	当 選
佐野為雄	製材業	無所属	三五二	當選
遠藤泰明	精米業	無所属	二七二	次点
川口久広	精米業	無所属	二三二	次点
松木栄	鐵道員	無所属	一九六	次点
広島勉	壳業	無所属	一四六	次点
佐藤理	土建業	無所属	七七	次点
(第二選挙区) 定員九名				
氏名	職 業	党 派	得 票 数	当 選
斎藤一郎	食肉業	無所属	二五二	當選
一宮市松	珠数土産品商	無所属	二四三	當選

第三章 議会と選挙

氏名	職 業	党 派	得 票 数	当 選
長谷川寛慶	僧侶	無所属	二四三	當選
佐野直三	建設業	無所属	二一七	次点
深沢忠雄	旅館業	無所属	二三三	次点
藤田喜太郎	物品販売業	無所属	二〇五	次点
小笠原清保	製材業	無所属	二二三	次点
藤田金次郎	精米業	無所属	一九〇	次点
藤田国次	食品販売業	無所属	一八一	次点
鍋島良知	商 業	無所属	一七五	次点
松野久男	新聞販売業	無所属	一六三	次点
望月房則	木 材	無所属	一五二	次点
渡辺信作	木 材	無所属	一四五	次点
井上正則	農 業	無所属	一〇四	次点

(第三選挙区) 定員五名

氏名	職 業	党 派	得 票 数	当 選
鴨狩富治	農 業	無所属	二五八	當選
佐野正久	農 業	無所属	二三一	次点
手塚喜義	農 業	無所属	二二〇	次点
佐野里見	旅 館	無所属	二一七	次点
望月平蔵	農 業	無所属	一九五	次点
小山昌博	農 業	無所属	一八六	次点

(第四選挙区) 定員八名

氏名	職 業	党 派	得 票 数	当 選
伊藤喜則	商 業	無所属	三一	當選
望月宗三郎	農 業	無所属	二七三	次点
小笠原実	農 業	無所属	二七二	次点
赤塚一	木 材	無所属	二三六	次点
滝川隆治	農 業	無所属	二二三	次点
久保光明	石 業	無所属	一八九	次点
市川正美	農 業	無所属	一八七	次点
鈴木正巳	雜貨小売商	無所属	一八三	次点

昭和三四年八月二三日執行 町議會議員選挙 (第一選挙区) 定員五名

佐野治郎	農	無所属	一八二	次点
望月忠直	農	無所属	一三二	
武藤正	農	無所属	一一一	

氏名	職	党派	得票数	
佐野為雄	会社役員	無所属	二八二	当選
川口久広	農	無所属	二二二	
網野正一	農	無所属	二〇六	
近藤保	農	無所属	二〇三	
遠藤泰明	製綿業	無所属	二一一	
佐野民治	印刷業	無所属	一六〇	次点

(第二選挙区) 定員九名

近藤宇佐美	土木請負業	無所属	四四二	当選
鴨狩実	衣料品小売業	無所属	三三五	
岡本平吉	商	無所属	三〇〇	
斎藤一郎	精肉販売業	無所属	二三七	
藤田国治	食料品小売販売業	無所属	二二八・六四〇	
一宮市松	商	無所属	二二六	
望月房則	木材業	無所属	二一七・九五四	
長谷川寛慶	僧侶業	無所属	二一三	
藤田金次郎	精米業	無所属	一〇四・三五九	次点
田中喜内	農	無所属	一七〇	
加藤市郎	商	無所属	一六三	
望月利雄	農	無所属	五・〇四五	

(第三選挙区) 定員四名

氏名	職	党派	得票数	
柿島武文	農業	無所属	三一七	当選
佐野里見	旅館業	無所属	二五七	
粟冠虎王	農	無所属	二四四	
佐野正久	農	無所属	二一〇	

昭和三八年八月二〇日執行 町議會議員選挙 (第一選挙区) 定員五名

佐野半	農	無所属	一九三	次点
伊藤喜則	物品販売業	無所属	無投票	当選
長谷川一	農	無所属	無投票	
依田熹一	商	無所属	無投票	
遠藤保則	物品販売業	無所属	無投票	
望月吾録	商	無所属	無投票	
滝川隆治	農	無所属	無投票	
片田豊	農	無所属	無投票	

氏名	職	党派	得票数	
網野正一	農	無所属	二七九	当選
古屋慶信	齒科医師	自由民主党	二六〇	
佐藤理	土建業	無所属	二二七	
川口久広	農	無所属	一八九	
近藤保	農	無所属	一七二	
遠藤泰明	商	無所属	一五七	次点

(第二選挙区) 定員九名

氏名	職	党派	得票数	
近藤宇佐美	会社役員	無所属	三五〇	当選
下里是忠	僧侶業	無所属	三三三	
深沢徹	印刷業	日本共産党	二七六	
斎藤一郎	精肉販売業	無所属	二七六	
加藤市郎	土産品商	無所属	二三七	
大久保豊繁	司法書士	無所属	二二七	
鍋島良知	商	無所属	二一〇	
一宮市松	土産品販売業	無所属	二〇六	
藤田喜太郎	商	無所属	一九七	

藤田金次郎 商 業 一七九 次点

藤田国治 商 業 一六八 次点

氏名 職 業 党派 得票数

大野義学 農 業 無所属 三二七 当选

柿島武文 農 業 無所属 三三六 当选

志村国為 農 業 無所属 二二二 当选

遠藤敏雄 農 業 無所属 二二二 当选

白滝清治 農 業 無所属 一九一 次点

氏名 職 業 党派 得票数

佐野長治 農 業 無所属 三二四 当选

坂口起一 農 業 無所属 二九五 当选

平田一三 請 負 業 無所属 二九一 当选

望月脩二 農 業 無所属 二五七 当选

市川良政 農 業 無所属 二四五 当选

鮎川太郎 農 業 無所属 二三七 当选

望月吾録 農 業 無所属 二三三 当选

滝川隆治 農 業 無所属 二二六 当选

依田薫一 商 業 無所属 一五〇 次点

(第三選挙区) 定員四名

(第四選挙区) 定員八名

昭和四二年八月二二日執行 町議會議員選挙 (定員三名・全町一区)

加藤市郎 商 業 無所属 三六九 当选

藤田文内 印 刷 業 無所属 三五二 当选

高村大衛 製 材 業 無所属 三四七 当选

堀一勇 僧 侶 業 無所属 三四五 当选

深沢徹 印 刷 業 日本共産党 三四二 当选

久保幸男 農 業 無所属 三二二 当选

川口久広 造 園 業 無所属 三〇九 当选

若林孝義 組 合 役 員 無所属 二九一 当选

第三章 議会と選挙

小山久 農 業 二九〇 次点

平田一三 請 負 業 二七九 次点

熊谷儀信 農 業 二七四 次点

池上芳広 土 産 品 販 売 業 二六五 次点

鮎川太郎 農 業 二六五 次点

望月宗雄 農 業 二六三 次点

古屋慶信 齒 科 医 師 業 二五一 次点

遠藤泰明 製 綿 業 二五六 次点

鴨狩富治 農 業 二五〇 次点

坂口起一 農 業 二五〇 次点

大野義学 農 業 二五〇 次点

中村英文 旅 館 業 二四四 次点

鍋島良知 商 業 二四二 次点

土橋隆四郎 農 業 二二五 次点

佐野安太郎 會 社 員 業 二一九 次点

市川良政 農 業 二二〇 次点

佐藤理士 建 業 二〇八 次点

山梨県知事選挙 投票成績

山梨県議會議員選挙

年月日	有権者数	投票者数	有効投票	投票率
昭和三〇、二、一七	七、九二一	六、一八七	六、一一八	七八・一一%
昭和三四、二、一七	九、八八三	六、四三六	六、四一一	八〇・六二%
昭和三八、二、二七	七、八七三	六、二〇七	六、一八七	七八・八四%
昭和四二、二、二九	七、二六〇	六、三九〇	六、三一一	八八・〇二%
昭和三四、四、二三	五、四四八	四、七五〇	四、七二七	八七・一九%南巨摩
昭和三四、四、二三	二、四三〇	二、一一〇	二、一一四	八七・二八%西八代
昭和三四、四、二三	八、〇六六	六、九〇二	六、八七一	八五・五七%
昭和三八、四、一七	七、八四八	六、四八〇	六、四五一	八二・五七%
昭和四二、四、一五	七、三九二	六、五二八	六、五〇一	八八・三一%

身延町選挙 投票成績

年月日	有権者数	投票者数	有効投票	投票率
昭和三〇、三、二六	七、八七〇	七、二六五	七、二四二	九二・二一%
昭和三四、三、一五	八、一三七	七、六一七	七、五八九	九三・六一%
昭和三八、二、二四	—	—	—	—
昭和四二、二、二三	—	—	—	—

身延町議会議員選挙

年月日	有権者数	投票者数	有効投票	投票率
昭和三〇、八、二七	一、三三八	一、二八〇	一、二七五	九五・六六%第一選挙区
昭和四二、二、二三	二、八〇六	二、七二三	二、七〇五	九五・〇四%第二選挙区
昭和四二、二、二三	一、三六〇	一、三二五	一、三〇七	九五・六九%第三選挙区
昭和四二、二、二三	二、四三五	二、三二六	二、二九九	九五・五二%第四選挙区
昭和四二、二、二三	七、九三九	七、六四四	七、五八六	九五・二八%
計	—	—	—	—
昭和三四、八、二三	—	—	—	—

年月日	有権者数	投票者数	有効投票	投票率
昭和三八、八、二〇	一、三七四	一、二八六	一、二七四	九三・五九%第一選挙区
昭和四二、二、二三	二、八四三	二、六四三	二、六四三	九二・九六%第二選挙区
昭和四二、二、二三	一、二五七	一、一八二	一、一七九	九四・〇三%第三選挙区
昭和四二、二、二三	二、三七九	二、二五五	二、二四八	九四・七八%第四選挙区
昭和四二、二、二三	七、八五三	七、三六六	七、三三五	九三・七九%
昭和四二、二、二三	七、二三七	六、九四〇	六、九〇八	九五・九〇%全町一区
計	—	—	—	—

第四節 各種選挙に関する啓蒙運動

一、公明選挙運動の歴史

選挙を正しく明るくものにしようという運動は、最近になって急に始まったものではなく、古くは大正十二年頃（一九二三）後藤新平の「政治の倫理化運動」、同じ頃武藤山治の「政治教育運動」の提唱、昭和二年（一九二八）の「選挙粛正同盟会」の結成等、いずれも政治をより良くするために、まず選挙を正しくものにしなければならぬという点に着目したものである。このほか大阪の武田貞之助が主宰した「選挙道徳向上会」、

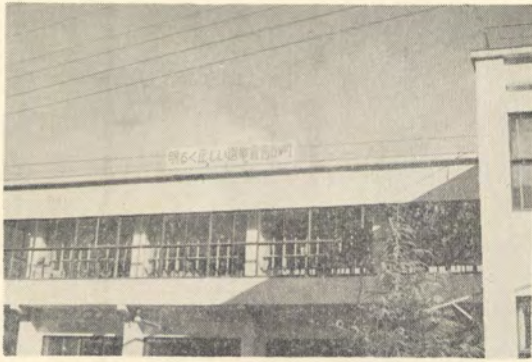


明るく正しい選挙運動のパレード

三重の岩野森之助による「三重県選挙革正同盟」等々の運動があり、実際の選挙で大きな効果をおげた例も多くある。
民間、地方のこのような熱意に刺戟されて、政府もこの問題をとらへるようになり昭和十年（一九三五）府県および市町村に選挙粛正委員会がおかれ、これと相前後して民間においても「選挙粛正中央連盟」が結成され、全国的な運動が展開されるに至った。この運動は「選挙粛正運動」と呼ばれ、以来昭和十七年（一九四二）七月中央連盟が解散するまでの七年間

にわたり運動を展開した結果、選挙違反・棄権者数も少なくなり、一時は相当の成績をあげたのである。しかし、何分にも当時の時局から来る圧力が強く、ついにはその窮極の理想とする理想選挙を見るに至らぬままに終わったのである。

戦後の公明選挙運動は、昭和二十七年にはじめられた。当時平和条約成立後初の総選挙をひかえて悪質な事前運動が盛んに行なわれ、国民の間では、このままには放置できない、選挙を何とかしなければならぬという声が強くなり、選挙界の腐敗堕落、特に悪質な事前運動に対して強い批判が加えられた。この時に当たって、一大国民運動を展開し、正しく明るい選挙を実現しようという呼びかけが数名の有志によってなされ言論・実業・経済、婦人等各界の全面的な支持を受けて、昭和二十七年六月四日「公明選挙連盟」の結成となった。



役場に掲げた選挙宣言の看板

こうして公明選挙運動は、第二十五回衆議院議員選挙を目標に展開され、さらに引き続いて第二十六回衆議院議員選挙、第三回参議院議員選挙を経験した。この三つの選挙を通じて公明選挙は国民の間に広く滲透し、かなりの成果をあげたが、一方、公明選挙運動とは結局はひとつの政治教育運動であって、急場の運動では決して十分な効果をあげ得ないこと、そのためには、選挙のあるなしにかかわらず常にこの運動を推進し、有権者一人一人に選挙についての常識と主権者としての自覚を、しっかりと身につけてもらうことが必要だということをはっきりしたのであ

る。

この考えにもとづいて、以来運動の重点は常時啓発活動に置かれ、公明選挙強調期間の設定、政治講座や講演会の開催、社会学級や公民館活動との提携等が行なわれたが、同時に何か常時啓発活動の中心とするに足りる、いわばきめ手といったような活動手段はないかということが考えられたのである。この点から注目されたのが「共同研修」と呼ばれる方式であり、これは常時啓発活動推進の過程で各地に見られた「常会」とか「研修会」とかいった形の小さな集いに端を発したもので、民主的・自主的な方法によって運営される小人数の集会で、お互いに討議懇談することによってお互いを高めて行こうとするものである。「共同研修」は昭和二十八年後半からはじまったが、何分経験も浅いことであり方法として未熟の点多かった。

そこでこの「共同研修」について種々研究、反省を重ねた結果、とりあげることとなったのが「話しあい」の方式である。こうして「話しあい」がとりあげられたのは、昭和三十一年春のことによって公明選挙運動は、その方法手段のうえに大きな転機を迎えたのである。

一方昭和二十七年以来、民間の公明選挙運動の進展に対し、国・地方公共団体は常に側面からこれを援助し協力して来たが昭和三十九年には、公職選挙法の一部が改正されて、自治庁長官（現自治大臣）・中央選挙管理会・各選挙管理委員会について常時啓発の義務が明文で定められ、そのための財源措置も行なわれ、国・地方公共団体も積極的に公明選挙運動の一翼をになうことになった。更に昭和三十二年には「公明選挙常時啓発委託事業」が創設されて、各種の常時啓発事業が国から各選挙管理委員会に委託され、その事業の中心が「話しあい」の実施に置かれることになり、以来すでに十二年あまり「話しあい」による公明選挙運動は一層広く行なわれるようになり、地道ながら一歩一歩着実にその歩みを進めてきたのである。

二、身延町における選挙啓蒙運動

身延町における公明選挙の啓発が行なわれたのは、昭和三十七年五月十五日に身延町公明選挙推進協議会が設立され、公明選挙常時啓発事業要綱（昭和三十二年四月二十五日自治庁告示第十九号）に基づいて、各種選挙の行なわれる都度選挙法を守る運動の展開、民間における公明選挙推進協力者の相互研修、公明選挙強調週間の設定等、公明選挙運動の総合的企画推進を協議し、関係機関との連絡を図って公明選挙の常時啓発事業を進めてきたのである。

協議会は委員一七名をもって構成している。昭和三十八年一月十日の町議会において公明選挙宣言を決議し山梨県において最初の公明選挙宣言の町として注目されたのであった。昭和四十年公明選挙運動は「明るく正しい選挙運動」と改称され同年第七回参議院議員選挙、昭和四十二年第三十一次衆議院議員選挙とそれぞれ運動を展開してきたのである。

昭和四十二年四月十一日開催の「明るく正しい選挙推進協議会」においては来る八月の町議会議員選挙に際しての選挙人の自覚をうながし互いに協力して、明るく正しい選挙の実現を期するため、次の宣言を万場一致で採択している。

宣 言

選挙は自由と公正がその生命である。これがためいろいろなルールが作られている。きれいな選挙は有権者も候補者も運動員もこのルールを誠実に守ることによって明るく正しい選挙に徹することにあると信ずる。

今回の選挙の重大な意義を深く胸に刻み、明るく正しい選挙推進の運動に従うわれわれとして責任のまことに大なることを痛感しこの運動を進めている同志を挙げて目的達成を期せんとする。

同時に全有権者が今こそ勇気を奮って肅正の記録をうち樹て積弊の一掃に当る。よって

一、拳って投票、棄権をしない。

- 一、選挙法を守り、違反を絶滅する。
 - 一、勇気をもって信ずる人を選ぶ。
- これを全有権者に期待しここに宣言する。

身延町明るく正しい選挙推進協議会

選挙の啓発運動に対する世間の批判は最近きびしくなってきたように思われる昨年七月行なわれた参議院議員選挙の際、松尾岐阜市長が、明るく正しい選挙をしると求めるのは市民に対して失礼であるといつて、市選管に市役所の建物の横幕や市営バスに巻いた腹かけ幕の撤去を申し入れた。しかし、結局は標語を変えて幕を掲げた。（四三年六月一六日読売新聞）この言動は大きな波紋を投げかけた。世間の選挙啓発運動への批判の一端の現われと見ることができるといえる。

常時啓発の中心は何といつても話し合いや学習活動であるが、社会教育の中に取り入れて活動に工夫がなされ相応な成果をあげているところもみられる。しかしながら一般に活動がマンネリ化の現象にあり再検討を求めらる声もきかれる。その原因としては、参加者が極めて少なく、固定的であり集まる顔ぶれも婦人層が大部分で青年層の参加が非常に少ない、また一般有権者の本運動に対する理解と協力の不足、指導態勢の不十分などの点があげられている。

しかし有権者は、何かといわれながらも辛抱強く、徐々に成長してきており、すでに一般的な選挙啓発の時を過ぎて、今後は、有権者それぞれの政治的、自治的資質能力の開発を重点に有権者がともども考える段階に入ったといつても差支えないであろう。

第四章 町の行財政

第一節 概況

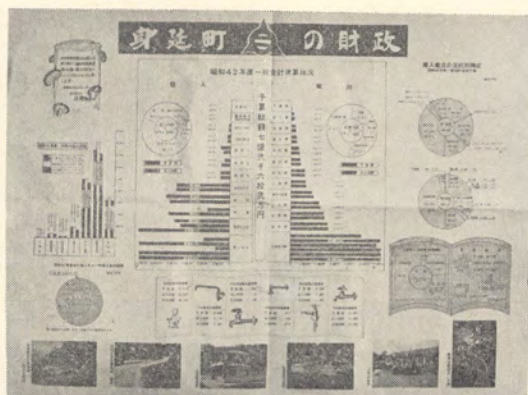
現在の地方財政の推移を知るためには、わが国の地方自治の発展のなかで特に財政制度や財政事情を中心に考察することが最も必要と考えられるので、その変遷をたどってみる。旧幕時代は町村財政に体系的な一定の規則があったわけではなく、その運営は各町村の旧慣と便宜にゆだねられ、地方により大いにその様相を異にしていた。

一、自治団体と財政のあゆみ

明治十一年七月、府県会規則、地方税規則とともに、郡区町村編成法が制定され、町村もはじめて自治団体としての性格が一応認められるようになった。とはいえ地方税規則の内容は主として府県財政に重点がおかれ、区町村の財政運営は、原則としてこれに拘束されなかった。

その後明治十七年、区町村会法の大改正がなされ、官選戸長制となったが、町村の運営や財政面では自治団体としての整備が行なわれた。すなわち、当時区町村費は任意の協議制であったが、公財政のためまを明らかにするとともに、予算・決算・区町村会の議決報告内容が規定され、財務制度の基礎が確立された。

わが国の地方自治体が一応近代的な体制を整えたのは、明治二十一年（一八八八）四月一日法律第一号をもって市制・町村制が公布された頃と



財政公表ポスター

町村会の認定に付する。

二、中央集権体制下の自治体財政

当時のわが国は強力な中央集権のもとで地方支配を確立し、資本主義を急速に発展させるために、軍備と産業の充実に多くの資金を注入する必要から、みずからは有力財源を独占しながら地方に対しては法令によって国政事務を委任し、負担を地方に転嫁する政策をとった。したがって市制・町村制では委任事務に対する強制予算の制度がとられ、収入は財産収入・寄付金・使用料のほか国税と県税の付加税を中心とし、しかも租税の賦課・起債なども内務・大蔵大臣の認可を必要とするように、事実上中央集権的であった。

こうして、日本の地方財政は、制度成立の当初から実質的に委任事務の

いえる。この時にいたり、次の規定が設けられた。

1 市町村費の支出ならびに市町村費をもって支出すべき事業はすべて市町村会の議決による

2 郡長が必要と認める場合は強制的にその支出額を予算に加える。

3 町村不動産の売却、譲与等の場合は市町村会の議決のみならず、郡参事会の許可を要する。

4 収入役制度を設ける。

5 決算は町村長が審査して

優位と、独立財源の枯渇^{こわつ}という特長を有しながら、また、自主性を有しながら自主性をかなり制限された中央集権的なものとして、第二次大戦後まで続けられた。

そうしたなかで、昭和初期の不況下における委任事務の累増と、都市と農村の不均衡をさけるため、国は行政内容の一定水準を確保し、地方団体間の調整をはかるものとして、昭和十一年（一九三六）に臨時町村財政補給金制度を創設した。この制度は次第に拡大されて、昭和十五年地方税制度の大改革とともに地方分与税に発展した。

戦後においても地方財政は敗戦による混乱とインフレーションにあえぎ、多難な歩みを続けたのである。

三、地方自治法の制定と地方財政

昭和二十二年四月には地方自治法が制定され、地方分与税制度も地方配付税に改められた。これと並行して同年七月、地方財政法が公布された。

一方民主化政策による諸法律制度の委任事務は激増し、これによる地方の行財政機構と人員の増加は、自治体財政の台所を大いに揺がせたといえる。インフレーションの抑制のため経済九原則とドッジラインによる徹底した財政緊縮政策がとられ、このため地方財政も配付税の半減、公共事業費の削減で大打撃を受けた。

四、シャウプ勧告とその後の地方財政

昭和二十四年にシャウプ使節団が来日し、ドッジラインを税制面および財政面から見た地方自治の確立を目的としてこれを補完し勧告を行なったがそれほど効果はあがらなかった。さらに二十五年七月には税制の大改革（独立税主義）と、地方配付税が地方財政平衡交付金制度にかわり、つづいて昭和二十九年には地方交付税制度となった。その間には地方自治法お

よび地方財務制度等の改正もいくたびか行なわれ現在におよんでいる。

五、身延町の財政

本町合併の初年度である昭和三十年度の予算額は、一般会計八、四七五万九千円、特別会計四二七万円であり、現在の予算額は（昭和四十四年度当初）一般会計三億六〇七万二千元、特別会計六、一四八万四千元である。当時の予算と比較して財政規模が飛躍的に大型化し貨幣価値の変動・人件費・需用費の増額があったとはいえ町財政の充実強化をもの語っているといえよう。

今後においても経済成長の上昇により、歳入における地方交付税および町税等の自然増収がはかられるとはいえ、一方歳出面においても、道路、橋梁の整備、統合中学校の建設、産業の振興、福祉、衛生施設等各方面の財政需要も増大の一途をたどっている。

町においてはこれらの諸事業を計画的に実施するため、長期建設計画の樹立中であるがこれらの諸経費を賄うためには、財源として国・県支出金および起債等に依存しなければならぬ実情にある。

また今後増大する経費についても、健全財政を堅持しながら、財政、行政の近代化と合理化につとめ、町民の理解と協力のうえに立って運営をはからねばならない。

第二節 税制と税収

一、現行税制の沿革

明治六年（一八七三）の地租改正以来地方税制の歴史は今日に及んでい

るが、近年では大正十五年（一九二六）および昭和十五年（一九四〇）に大きな改正が行なわれ、昭和二十五年に行なわれたシャウブ勧告による国税・地方税体系が根本となつてゐる。その後も度々改正が行なわれてゐるが、なかならず二十九年の改正は相当大幅であつて、付加価値税の廃止・入湯税の国税移管・たばこ消費税の創設等がある。その後も毎年度のよう

- に改正が行なわれたが、その趣旨は、
- 1 負担不均衡の是正ならびに、国民負担軽減のための減税
 - 2 地方財源充足のための地方税の増加
 - 3 国税、所得税改正の影響を防ぐための住民税の変更
 - 4 さらに三十七年度に国、地方の税源配分の一環として、県民税所得割の改正
- 等である。

（一）住 民 税

明治の初頭以来、戸数割と名付ける人頭税的色彩を加味した所得税が町村税の中心をなしており、また明治の初頭以来、戸数割と名付ける人頭税的色彩を加味した所得税が町村税の中心をなしており、また明治二十一年（一八八八）、所得税が国税として創設されて以来、地方に付加税の徴収を認めていた。昭和十五年（一九四〇）の改正に際し、物税本位とするためまえからと、その負担が余りにも不均衡であつた点を考へて廃止され、ただ負担分任の精神を表現し得る税目を地方税に残しておく趣旨により、きわめて低額の、むしろ人頭割の町村民税を設けたのであり、その後地方財源の窮乏とともに、収入を目的とするようになり、シャウブ勧告で二十五年から町村民税だけとし、税額は大幅に増加され、見方によれば所得税の付加税的なものとなつた。

その後、二十九年に県民税ができ、三十七年に比例税率に改め、かなりの増額となり、県民税と町村民税を総称して「住民税」とした。国税の所得税における前年の所得を算定の基礎として、各種の控除も国税と同じく

基礎控除・扶養控除・生命保険控除・社会保険控除を行ない特に町村住民に広く浅くということが適當であるので、特別のものを除き、低い控除額と税率を適用してゐる。四十三年度の所得割の免税点は二十八万円である。

（二）固定資産税

土地、家屋、ことに土地に対する課税はきわめて古くからあつた。経済の主力が農業であつた時代は、土地は最も有力な生産源であり、応能の見地からしても最も適當な課税と考えられていた。

明治維新後地租は国税の中心となり、その九割を占めていたが、地方もまたこれに大きな付加税を課していた。

家屋に対しても、やはり明治十五年（一八八二）以来地方税として重要な財源となつていた。地方税を物税本位にするという方針に立つた昭和十五年以来実質的には、地租家屋税とも全額が地方税となり、ますますその重要度を高めたが、課税標準たる賃貸価格の据え置きのため、その負担は軽くなり、税の占める比率が低下した。

シャウブ勧告による二十五年の税制で、これを大体三倍程度に引き上げ、償却資産をも含めて固定資産税とした。地租については、古くは地価がとられていたが、大正十五年の税制改正に際して賃貸価格に改め、昭和六年に実施された。家屋については、明治以来戸数割算定の中に織りこまれ、独立税になつてはいなかったが、大正十五年の改正で府県税として家屋税が創設され、賃貸価格を定めてこれに一定の税率を乗じて課税するようになった。土地、家屋の評価はそれぞれ十年および五年ごとに再評価した。

昭和二十五年の地方税法では土地、家屋とも時価評価とすることに改められ、毎年評価し直すことになつたが、その後経済状況もある程度安定したし、毎年度行なうことは課税事務の複雑を招くので、昭和三十年の改正で、土地、家屋についての評価替えは三年ごとに行なうことになつた。評

価方法としては

- 1 宅地は取引価格
 - 2 農地は収益還元価格
 - 3 家屋は再取得価格
 - 4 償却資産は取得価格
- を基本とすることになっている。しかしその後、不動産の値上りに評価がついて行けないということから、非常に乱れ、激増緩和の措置もとられた。

賃借方式の採用 昭和三十年～三十九年までの土地の評価に使用した賃借方式三十九年度の改定期に全資産の評価を統一し、時価評価として一斉評価替えを行なった。漸時評価を上げて、土地等についての騰貴を税の上では引上げを抑制する方法をとったが、現実には税の負担額が問題となっている。免税点は土地八万円、家屋五万円である。

表1 土地に対する賃借価格の倍率表

地目	地区			
	下	山	身	延
田	一、七六〇倍	二、一九四倍	一、八一五倍	一、五二〇倍
畑	一、七六〇	二、六一八	二、一六七	一、五二〇
宅地	一、四三〇	一、七一六	一、四〇八	一、一八〇
山林	三、七四〇	三、七六一	三、七二六	二、五〇〇
原野	三、七四〇	三、七六一	三、七六一	二、五〇〇
雑地				九〇〇

固定資産税率の特例による引上げ

固定資産税の標準税率は評価額の百分の一・四となっており、地方税法第三五〇条で特例として百分の二・一まで引き上げることが認められている。本町においてはこの条項を適用して、昭和三十七年（中央公民館の建設財源として）、四十一年（下山中学校屋内体操場建設の財源として）、

昭和四十三年（大河内中学校屋内体操場建設の財源として）、昭和四十四年（下山区公民館および町の塵芥焼却場建設の財源として）の各年度にそれぞれ百分の一・七の超過税率を適用し増収をはかっている。

国有資産等所在地市町村交付金および納付金制度

昭和三十一年度から国有資産等所在地市町村交付金および納付金制度ができ、収益的事業を行なっている国又は他の地方団体の固定資産については交付金を、国鉄・専売公社・電信電話公社等の資産については納付金として、所在地市町村に納入されている。

本町における最近三年間の状況は次の通りである。

年 度	交 付 金	納 付 金
昭和四十二年度（決算金）	一三五、九二〇円	六、五〇二、八八八円
昭和四十三年度（〃）	一八三、五六〇	六、九二〇、七四〇
昭和四十四年度（予算額）	一七九、〇〇〇	七、五六九、〇〇〇

三、たばこ消費税

明治以来消費税があり、明治三十一年に専売制が実施せられたが、全額国庫収入となっていた。二十九年に地方の独立財源を増強するために、町たばこ消費税が設けられ、初めは町内で小売された価格が課税標準であったが、三十七年度の改正により全国平均の単価を定め、小売された本数を乗じたものによることにして、都会と地方の格差の是正につとめ現在重要な財源として毎年税率の引き上げが行なわれてきた。

四、軽自動車税

自転車税、荷車税は古くからあった。道路損傷負担的な意味も含まれた

税であり、大衆課税として面白くないといわれてきたが、ようやく昭和三十三年度に廃止され、代って軽自動車税ができた。道路運送車輛法という原動機付自転車・二輪小型自動車・軽自動車に課税されている。これらは年々増加を示している。(表3参照)

五、電気ガス税

電気およびガスの消費に対する消費税である。昭和十七年に国税として設けられ、戦後二十一年九月廃止され、二十三年に復活したのである。料金を課税標準とし、供給者を特別徴収義務者として納付させており、零細負担の排除の趣旨から一定額以下は免税の措置がとられている。

六、木材引取税

素材の引取に対して、価格を標準として引取者に課しており、近時は戦後の復興のため木材が過伐されて出材が減り、他面課税対象の捕捉が困難で増収に薄い税である。

七、入湯税

目的税として、環境衛生施設その他観光施設の整備に要する費用にあてるため、入湯客一人一日について二〇円を標準として徴収する。

表2 業種別所得割納税者一覽表

年度	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
区分										
給与所得者	818	922	913	818	770	1,718	1,826	1,720	1,850	2,207
営業所得者	229	225	276	282	202	368	382	598	580	422
農業所得者	190	200	227	247	561	191	92	65	67	56
その他の事業所得者		317	361	474	575	9	19	13	14	18
その他の所得者	362	52	54	82	59	5	19	26	15	25

表3 年度別軽自動車数表

年度	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
区分												
原動機付自転車	総排気量が0.05ℓ以下又は定格出力0.6KW以下	4	4	70	216	374	507	621	621	774	869	963台
	総排気量が0.05ℓをこえて0.09ℓ以下又は定格出力が0.6KWをこえて0.8KW以下	3	4	8	7	21	56	97	130	165	217	253
	総排気量が0.09ℓをこえて又は、定格出力が0.8KWをこえるもの	68	101	154	183	233	222	230	231	208	220	236
	小計										1,306	1,452
一般	二輪車	64	62	77	84	103	82	76	67	53	58	62
	三輪車				20	16	22	23	22	27	18	20
	四輪乗用車					11	9	14	16	31	31	52
	四輪貨物車					25	26	50	85	102	157	207
農耕用			32	50	34	33	34	50	68	69	73	
特殊作業用											0	
小計										333	414	
二輪の小型自動車	5							2				
合計	144	171	341	560	817	957	1,147	1,222	1,423	1,639	1,866	

表4

年度別税目別実収一覧表

(単位円)

年度	区分	町民税	固定資産税	軽自動車税	電気ガス税	たばこ消費税	木材引取税	入湯税
30		4,734,026	24,429,568		1,907,574	4,835,230	1,038,800	
31		5,880,865	28,220,012		1,986,558	6,737,600	573,350	
32		6,729,192	31,107,596		1,973,106	6,048,020	1,857,998	
33		6,429,447	29,977,843	135,850	2,110,342	7,027,280	288,060	
34		6,924,585	28,624,262	223,180	2,112,547	6,747,400	985,517	
35		8,564,921	31,181,938	366,730	2,598,771	7,869,190	2,000,807	
36		9,176,518	28,898,307	535,430	2,564,769	8,782,310	1,077,000	8,200
37		9,955,232	32,360,765	759,670	3,039,944	9,737,780	288,380	7,380
38		10,237,978	36,400,220	812,590	3,578,581	11,158,540	534,170	5,980
39		11,583,087	30,091,560	936,310	2,814,561	13,570,370	208,070	7,500
40		11,983,405	32,616,610	1,232,310	2,524,906	17,240,390	387,630	9,520
41		13,152,794	39,464,237	1,307,150	3,544,808	19,402,170	441,491	3,200
42		15,987,480	36,972,430	1,657,900	4,340,721	24,849,830	340,610	4,360
43		17,331,594	49,177,090	1,840,550	4,917,977	23,001,800	256,767	8,020

第五編 自治のあゆみ

表5

年度別納税義務者数

年度	個人町民税		法人町民税		固定資産税
	均等割	所得割	均等割	所得割	
32	3,778	3,826	52	5	3,519
33	3,778	1,559	52	34	3,544
34	3,766	1,609	52	52	2,906
35	3,722	1,746	52	52	2,911
36	3,586	1,888	50	32	2,934
37	3,834	1,903	53	39	3,028
38	3,727	2,167	63	49	3,041
39	3,629	2,291	62	45	2,238
40	3,398	2,338	75	50	2,694
41	3,404	2,422	81	61	1,698
42	3,432	2,526	78	63	1,795
43	3,407	2,728	83	65	1,937

四四八

表6 土地の昭和42年度分の評価額等に関する調

地目	区分	地 積		評 価 額	課税標準額	固定資産税額 100/1.4	
		km ²	反			千円	千円
田		1,886	(1,902)	80,957	70,149	982	
畑		2,588	(2,610)	36,701	21,881	306	
宅 地		744,659	(225,259)	223,188	54,752	767	
塩 田							
山 林		25,719	25,932	107,159	59,189	829	
原 野		1,719	1,733	7,115	3,389	47	
雑 種 地		73	74	2,373	1,563	22	
計		32,729	33,002	457,493	210,923	2,953	

表7 家屋の昭和42年度の評価額に関する調

区 分	床 面 積	評 価 額	課 税 標 準 額	固定資産税額 100/1.4
木 造 家 屋	(58,690坪) 194,017m ²	千円 273,053	千円 273,053	千円 3,823
非木造家屋	(3,315坪) 10,958m ²	141,937	141,937	1,987
計	(62,005坪) 204,975m ²	414,990	414,990	5,810

表8 土地の昭和43年度分の評価額等に関する調

地目	区分	地 積		評 価 額	課税標準額	固定資産税額 100/1.4	
		km ²	反			千円	千円
田		1,882	(1,898)	83,348	70,011	980	
畑		2,583	(2,605)	36,634	21,845	306	
宅 地		745,213	(225,426)	223,324	63,894	895	
山 林		25,718	(25,932)	107,158	63,326	887	
原 野		1,721	(1,735)	7,123	3,649	51	
雑 種 地		73	(77)	2,387	1,712	24	
計		32,725	(32,998)	459,974	224,437	3,142	

表9 家屋の昭和43年度の評価額に関する調

区 分	床 面 積	評 価 額	課 税 標 準 額	固定資産税額 100/1.4
木 造 家 屋	(58,458坪) 193,250m ²	千円 295,098	千円 295,098	千円 4,131
非木造家屋	(3,400坪) 11,240m ²	145,763	145,763	2,041
計	(61,858坪) 204,490m ²	440,861	440,861	6,172

表10

課税標準額段階別所得割額および納税義務者調

区分 年度	5万円以下の金額		5万円～10万円		10万円～20万円		20万円～30万円		30万円～50万円		50万円～100万円		100万円～150万円		150万円以上	
	人員	標準額	人員	標準額	人員	標準額	人員	標準額	人員	標準額	人員	標準額	人員	標準額	人員	標準額
34	人 446	千円 13,703	人 530	千円 36,951	人 376	千円 54,755	人 160	千円 39,241	人 87	千円 33,460	人 10	千円 4,836				
35	483	17,813	575	48,036	407	65,706	173	47,089	94	36,806	14	5,319				
36	422	13,550	575	42,932	492	65,066	202	52,349	157	50,506	34	17,014	6	7,060		
37	367	11,806	485	35,661	535	72,859	264	63,308	178	64,654	66	40,652	7	7,399	1	2,812
38	170	6,515	485	36,559	888	135,887	316	77,599	222	81,657	79	50,900	6	7,723	1	1,925
39	738	19,488	608	44,388	488	65,570	229	58,396	149	54,032	72	47,828	7	11,062		
		5万円以下の金額		5万円～10万円		10万円～15万円		15万円～40万円		40万円～70万円		70万円～100万円		100万円～150万円		150万円以上
40	732	18,722	596	46,835	347	41,622	420	81,419	161	64,398	69	43,699	9	11,325	4	8,984
41	591	15,292	569	41,141	474	58,475	626	148,921	116	59,581	33	27,223	10	14,414	3	5,485
42	662	16,827	557	40,622	450	56,609	704	164,337	141	72,554	39	34,790	9	10,863	4	7,875
43	786	18,904	604	44,281	476	57,462	555	145,006	163	84,792	39	32,172	10	11,669	5	9,285

一、町内納税組合の概況

身延町における納税組合は、明治の晩年から大正年間に設立され、国税の納入をも扱ってきた法定組合と、町税を取扱う任意組合とに区分されるが、法定の組合はわずかで身延駅前・梅平・門内地区の商店街に設立されている。

これらの法定組合の先導的な影響と各町村の設立促進によって、逐年多くの組合が設立され、とくに昭和二十二年地方自治法制定以降においては、各町村とも徴税の効率を考え積極的に設立したので、町村合併時の昭和三十年には旧四町村ともほとんどの部落に納税組合が設立されるようになった。

町村合併以降においては、旧村時代の滞納の整理と徴税の高率収納を図るため、さらに設立・運営・指導と未加入者の加入をおし進めたので、現在は町内全区に組合が設立され、その数は一九一組合となった。(下山四一、身延六一、豊岡四〇、大河内四九) 納税組合が取扱う町税は、町県民税・固定資産税・軽自動車税が主なものであり、取扱い金額は昭和三十四年度七四三万九千円、十年後の昭和四十三年度には一、八四七万一千円になっている。昭和四十三年度現年分の全町税(県民税を含む)一億二七三万五千円に対する組合扱いの割合は一八パーセントであるが、町税の中のたばこ消費税(二、三〇〇万二千円)、電気ガス税(四九一萬八千円)、給与所得者の特別徴収分(一、〇九七万四千円)、軽金、東電の大規模償却資産税(一、九六一万一千円)三公社・政府機関等の交付金、納付金(七〇五万五千円)、その他法人関係分などを除く個人納税分二、一五一万四千円に対しては八六パーセントを取り扱うことになり、しかも組合扱い分については、ほとんど一〇〇パーセントの収納をみており、町の行財政に大きな貢献をしている。納税組合に対する報償として、町は昭和三十五年度までは取扱金額の百分の六、昭和三十六年度から百分の三を支給

して現在に至っている。組合長には昭和四十三年度より一人につき二、〇〇〇円と、組合員数に五〇円を乗じた合算額を組合長手当として支給している。

優良組合・組合長の表彰は、国・県より表彰を受けた者もあり、町でも行なっている。一九一人の組合長の中には勤続二〇年以上が二人、一〇年以上が三〇人もあり、多年の功勞を謝す意味で永年勤続者と、優良組合に対する表彰が昭和四十二年より毎年行なわれることになり、昭和四十二年度に入組合長・二組合、四十三年度に入組合長・六組合を表彰している。なお、納税組合ではないが国民健康保険税の集金を、町婦人会四八支部が支部長を責任者として取扱いをしており、二、二〇〇万円に近い保険税を九五パーセント以上の優秀な成績で収納している。

第三節 財政と経理

一、合併後の経過の状況と収入支出状況

昭和三十年年度合併初年度における一般会計決算額は、歳入六三、一一九千円、歳出六一、六二六千円で差引一、四九三千円の繰越となった。

おもな事業はつぎのとおりである。

公共土木維持改良費として（道路・橋梁・河川）七一万二千円、災害復旧事業費として一二七万七千円、町営住宅建設費として五三二万三千円、失業対策事業費五六万九千円等であり、その後の年度においても公共土木費に対する維持・改良等の整備事業・失業対策事業および消防ポンプ購入・防火貯水槽については、毎年実施されている。そのほかおもな事業をあげると、昭和三十一年、三十二年度にわたり役場庁舎の新築、昭和三十三年度には下山中学校移転改築、昭和三十五年度には身延中学校屋内運動

場の建築がなされた。

昭和三十六、三十七兩年度にて給食施設の建設工事が完成し、また昭和三十七年度には塵芥焼却場、火葬炉の建設、昭和三十八年度、身延小学校プール、昭和三十九年度には、総門駐車場と公衆便所及び大河内中学校プールの建設がなされ、昭和三十九年度、昭和四十年において豊岡小、中学校屋内運動場の建設、つづいて昭和四十一年度には下山中学校屋内運動場および身延公民館の竣工をみた。

次いで昭和四十二年度には林業構造改善事業として林道の新設に着手し昭和四十四年度まで引き続いて実施される。なお合併以降現在迄において特筆しなければならぬものに災害復旧事業がある。

特に大災害をかかげると昭和三十四年八月十四日の台風七号、九月二十六日の台風一五号および昭和四十一年九月二十五日における台風二六号がある。これらの台風はいずれも本町の未曾有の大災害をもたらしその被害は甚大であった。ことに四十一年九月の災害においては激甚地として国の指定地域の中に入った。その後町民一体となって連年その復旧に日夜を分たず努力を傾注したことにより着々その成果があらがり、昭和四十一年発生

の台風についても昭和四十四年度の復旧年度を残すだけに回復したことは真に喜ばしいことである。

一方歳入面においては町税の自然増収は年々上昇しているが一部には減額となっている町税もある。

以下別表の普通会計年度別決算額調を参考として説明を加えると、昭和三十三年度における町民税、固定資産税が前年度より減額となっているのは、地方税法の一部改正により町民税においては所得適用区分の改正によるものと、固定資産税では大規模償却資産の限度額の改正によるものである。また昭和三十四年度の固定資産税の減額については免税点の範囲が引上げられたため、なお昭和三十六年度には、大規模償却資産の減価償却による減額が多かったことによる。

特に固定資産税について町が行なう事業のために財源の見通しが困難と

みて、町税の増徴を余議なくされるものとして議会の承認を得て平常年度の税率一〇〇分の一・四を一〇〇分の一・七に改正して徴収した年度もある。

また、昭和三十五年度において地方交付税が特に減額となっているのは合併年度により五年間は特例によって旧町村ごとに算定したものを加算するとして減額しない立前をとってきたが、昭和三十五年度においては、合併旧町村を一町にまとめて算定した結果減額となったためである。

つぎに国庫支出金・県支出金の高低の差が年度によって表われているが、これは災害復旧の消化額が年度により多いか少ないかによって補助金の差があるためといえる。

町で大きな事業をしようとしても町だけの財源では非常に困難がともない、国県にその財源を依存しなければならぬ現状であるため三割自治といわれている。

これは戦後、わが国の地方制度は画期的改正が行なわれ、地方自治に基いた民主的制度が保障されたのであるが、その行政事務の内容において実体は依然として変わっておらず、また地方財政の強化の面においても十分な対策が講ぜられていないといわれ、三割自治ということばがなかば自嘲的に使われている。なお三割自治の数学的根拠については、地方公共団体の地方税収入の収入総件に占める割合は平均して約三割程度であることおよびその行なう事務について七割程度が依然国の事務とされていること等からといわれる。

一日も早く不合理な面が改善されて真に地方自治の本旨に即した行財政制度の確立されることが期待される。

おわりにわが町の昭和三十三年度の合併当初から昭和四十二年度までの歳入歳出決算額および昭和三十八年度より五カ年間に歩んできた建設事業の概要を表で示したので、参考とされたい。

表1 歳入 普通会計年度別決算額調 (単位千円)

科 目	和年30年 度(合併 初年度)	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年
(1)町 税	37,303	43,808	48,196	46,226	45,653	52,821	51,043	56,105	62,733
1町 民 税	4,734	5,881	6,729	6,429	6,925	8,565	9,177	9,955	10,238
2固 定 資 産 税	24,430	28,220	31,108	29,978	28,624	31,182	28,898	32,361	36,400
3自 転 車 荷 車 税	283	322	457	103	223	367	535	760	813
4電 気 ガ ス 税	1,908	1,987	1,973	2,110	2,113	2,599	2,565	3,040	3,579
5木 材 引 取 税	1,039	573	1,858	288	986	2,001	1,077	228	534
6た ば こ 消 費 税	4,835	6,738	6,048	7,027	6,747	7,869	8,782	9,738	11,159
7そ の 他 の 税	74	87	23	291	35	238	9	23	10
(2)地 方 交 付 税	1,716	7,544	9,779	13,292	23,706	19,021	28,282	32,709	39,065
(3)公 営 企 業 及 び 財 産 収 入	1,323	32	33	231	40	43	302	46	66
(4)分 担 金 及 び 手 数 料	871	812	839	1,042	997	1,026	1,069	1,278	2,009
(5)使 用 料 及 び 手 数 料	151	480	1,035	1,311	1,398	1,506	1,807	1,896	1,980
(6)国 庫 支 出 金	9,481	11,895	8,521	12,643	26,527	111,947	70,317	50,793	21,714
(7)県 支 出 金	700	956	955	1,047	973	3,295	1,960	1,738	4,119
(8)寄 付 金	731	4,938	10,881	5,304	2,413	12,210	7,280	10,732	3,468
(9)繰 越 金	0	1,493	115	2,326	35	3,031	11,004	78	4,989
(10)雑 収 入	2,180	6,304	601	1,125	856	7,214	5,543	2,562	4,103
(11)町 債	2,300	3,000	1,500	6,300	7,100	14,700	12,800	6,500	4,100
(12)臨 時 地 方 財 政 特 別 交 付 金	6,363								
歳 入 合 計	63,119	81,262	82,455	90,648	109,698	226,814	191,407	164,437	148,346

歳 入

科 目	39年	40年	41年	42年	43年 (決算見込額)
(1)町 税	59,211	65,995	77,316	84,117	96,534
1町 民 税	11,583	11,983	13,153	15,987	17,331
2固 定 資 産 税	30,092	32,617	39,464	36,972	49,178
3軽 自 動 車 税	936	1,232	1,307	1,658	1,840
4町 た ば こ 消 費 税	13,570	17,240	19,402	24,850	23,002
5電 気 ガ ス 税	2,815	2,525	3,545	4,341	4,918
6木 材 引 取 税	208	388	442	305	257
7入 湯 税	7	10	3	4	8
(2)地 方 交 付 税	48,301	54,227	66,969	75,651	104,433
(3)分 担 金 及 び 負 担 金	2,308	2,663	3,362	4,235	5,275
(4)使 用 料 及 び 手 数 料	2,403	2,639	2,608	2,590	3,372
(5)国 庫 支 出 金	14,262	16,590	91,743	72,832	52,743
(6)県 支 出 金	11,396	20,133	51,531	154,061	127,600
(7)財 産 収 入	87	598	193	350	6,609
(8)寄 付 金	7,784	4,380	13,894	7,815	12,130
(9)繰 越 金	8,114	6,652	8,105	12,650	7,215
(10)諸 収 入	2,568	4,807	6,550	12,330	19,638
(11)町 債	7,600	30,700	19,600	29,400	31,700
(12)臨 時 地 方 特 例 交 付 金			4,633	451	
(13)自 動 車 取 得 税 交 付 金					3,492
(14)交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金					142
歳 入 合 計	164,034	209,384	346,504	456,482	470,883

第四章 町の行財政

歳 出

科 目	昭和30年 度(合併 初年度)	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年
(1)議 会 費	2,004	1,675	1,974	2,698	3,742	3,353	4,317	4,163	4,712
(2)役 場 費	15,836	27,518	25,487	17,458	20,285	21,406	27,281	29,725	29,848
(3)警 察 消 防 費	1,210	1,939 31年度より科目 は消防費となる	1,578	3,681	3,115	3,325	2,684	2,978	4,288
(4)土 木 費	8,379	13,402	9,587	9,715	19,051	27,325	33,499	26,044	27,279
(5)教 育 費	10,263	11,004	11,503	25,615	15,903	34,847	31,278	23,762	26,090
(6)社 会 及 び 労 働 施 設 費	7,918	9,016	7,920	10,936	9,866	14,131	8,051	9,222	11,993
(7)保 健 衛 生 費	1,427	1,494	1,466	1,639	1,899	2,080	2,107	3,265	3,437
(8)産 業 経 済 費	3,960	5,250	5,995	6,652	18,360	112,375	56,764	41,339	13,195
(9)財 産 費	1,718	489	571	724	613	688	771	1,339	2,552
(10)統 計 調 査 費	149	43	102	50	176	338	10	52	38
(11)選 挙 費	149	238	112	807	594	407	60	1,190	1,697
(12)公 債 費	1,865	2,684	3,868	4,550	5,127	7,037	12,287	9,092	10,466
(13)諸 支 出 金	6,478	6,394	9,965	6,088	7,936	6,240	12,221	7,277	7,365
(14)予 備 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	61,626	81,146	80,128	90,613	106,667	233,552	191,330	159,448	142,960
歳入歳出合計差引残金	1,493	116	2,326	35	3,031	△ 6,739	78	4,989	5,386

四五三

歳 出

科 目	39年	40年	41年	42年	43年 決算見込額
(1) 議 会 費	4,903	5,615	5,861	7,025	6,815
(2) 総 務 費	33,386	40,266	42,138	48,696	60,426
(3) 民 生 費	10,179	12,367	16,800	18,303	22,878
(4) 衛 生 費	7,685	6,163	7,696	12,434	7,624
(5) 労 働 費	5,461	5,018	8,263	5,739	6,163
(6) 農林水産業費	6,505	8,100	9,883	27,997	38,803
(7) 商 工 費	3,804	1,400	2,475	3,724	5,495
(8) 土 木 費	17,451	30,057	16,459	37,370	41,437
(9) 消 防 費	6,167	7,090	9,701	10,041	12,228
(10) 教 育 費	36,951	39,734	54,016	44,083	64,855
(11) 災 害 復 旧 費	12,906	32,705	145,029	213,669	154,803
(12) 公 債 費	11,484	12,764	15,533	20,186	33,014
(13) 予 備 費	0	0	0	0	0
合 計	157,382	201,279	333,854	449,267	454,514
歳入歳出差引残金	6,652	8,105	12,650	7,215	16,342

第五編 自治のあゆみ

表2 最近の5カ年における町建設の歩み (主として投資的経費)

38年度

(単位千円)

科 目	事業費	財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
		国 庫 支 出 金	県 出 金	支 金	寄 付 金		
(1) 消防施設費	1,702	460		675		567	非常用道路取入口新設工事 防火貯水槽 小型動力ポンプ購入 1カ所 235 2カ所 640 2台 777
(2) 土木費のうち道路橋梁 河川、町営 住宅(工事 請負のみ 掲上)	16,997	4,408	310	200	1,000	11,079	道路修繕関係 道路改良関係 橋梁修繕関係 橋梁改良関係 河川維持関係 町営住宅建設 2カ所 3,301 9カ所 4,030 8カ所 1,489 4カ所 1,243 2カ所 180 6,754
(3) 公共土木施設 災害復旧 費	4,852	3,236				2,000	37年河川災害 37年道路災害 37年橋梁災害 2カ所 1,740 8カ所 2,398 2カ所 300
(4) 農業施設災 害復旧費	5,564	3,969					1,211
(5) 失業対策事 業費	4,583	1,957				2,626	道路改良延長1,160m 幅員 3m
(6) 教育施設費	2,680	111	400	279		1,890	小学校プール新設工事 その他給食施設費等 1,030 1,650
合 計	36,378	14,141	710	1,154	3,000	17,373	

四五四

一般会計の主たる施策の成果（主として投資的経費）

昭和39年度

(単位千円)

第四章
町の
行財政

科 目	事業費	財 源 内 訳				一 般 財 源	一 般 財 源	説 明
		国 庫 支 出 金	県 出 金	支 金	寄 付 金			
(1)失業対策事業費	6,050	2,395					3,655	
(2)観光費	2,600		1,210	600			790	総門駐車場、総門公衆便所建設費
(3)土木費（工事請負費）	10,760	1,102	366	250			9,042	道路維持費 811千円 11カ所 道路新設改良費 6,153千円 41カ所 橋梁維持費 527千円 6カ所 橋梁新設改良費 1,230千円 5カ所 河川改良費 123千円 2カ所 町営住宅建設費 1,916千円 1カ所
(4)消 防 費	2,435	710	30	945			750	消防ポンプ購入費 1,770千円 消防自動車 1台 防火貯水槽設置費 665千円 3カ所
(5)水防倉庫建設費	240		135				105	
(6)教 育 費	10,524			4,780	1,000	4,744		小学校建設費 812千円 6カ所 中学校建設費 9,365千円 豊岡小中屋体、大河内 公 民 館 347千円 中 プール 2カ所
(7)災害復旧費								38年農村災害復旧費 5,660千円 8カ所 38年農業災害復旧費 1,345千円 1カ所 38年農業災害復旧費 344千円 38年林地災害復旧費 1,144千円 2カ所 39年農業災害復旧費 3,384千円 1カ所 38年公共土木災害復旧費 474千円 1カ所 39年公共土木災害復旧費 865千円 4カ所
39年度合計	45,515	5,282	8,538	6,575	4,000	21,120		

一般会計の主たる施策の成果（主として投資的経費）

昭和40年度

(単位千円)

四五

科 目	事業費	財 源 内 訳				一 般 財 源	一 般 財 源	説 明
		国 庫 支 出 金	県 出 金	支 金	寄 付 金			
(1)失業対策事業費	5,018	2,063					2,955	道路改良 幅員延長 m
(2)土木費のうち道路、橋梁、河川（工事請負のみ掲上）	19,357				5,300	14,057		(道路関係) 道路修繕 9カ所 618千円 道路新設改良 23カ所 103,134千円 (橋梁関係) 橋梁修繕 4カ所 247千円 橋梁改良 6カ所 7,796千円 (河川関係) 河川改良 2カ所 381千円
(3)消防施設費	1,680	310	110	720			540	貯水槽（40立方） 2カ所 600千円 可搬式小型動力ポンプ 3台 1,080千円
(4)教育施設費	9,782	1,264			6,600	1,918		豊岡小中学校屋内運動場新築工事（一部は39年度実施） 9,782千円
(5)農林水産施設災害復旧費	22,096		15,248	185				38年発生農業用施設 4カ所 1,655千円 39年発生農業用施設 5カ所 2,524千円 林地小災害 1カ所 745千円 40年発生農地農業用施設 20カ所 14,995千円 40年発生農地施設（単独） 12カ所 924千円
(6)公共土木施設災害復旧費	10,566	4,804						40年発生道路、橋梁（単独） 37カ所 3,116千円 40年発生河川（単独） 10カ所 889千円 40年発生橋梁 8カ所 5,545千円 40年発生河川 1カ所 420千円
合 計	68,499	8,441	15,358	905	20,700	23,095		

一般会計の主たる施策の成果（主として投資的経費）

昭和41年度

（単位千円）

科 目	事業費	財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
		国庫支出金	県支出金	支 金	寄付金起 債		
(7)農林水産施設災害復旧費 180カ所	58,693		42,947	1,448	7,163	7,135	40年発生農地災害復旧 0カ所 44千円 (事務費のみ) 41年発生農地災害復旧 10カ所 6,863千円 41年発生農地小災害 55カ所 4,158千円 40年発生農業用施設 5カ所 842千円 38年発生農業用施設 2カ所 1,846千円 39年発生農業用施設 0カ所 3千円 (事務費のみ) 41年発生農業用施設単独 5カ所 476千円 41年発生農業用施設 58カ所38,881千円 41年発生農業用施設小災害 39カ所 2,652千円 40年発生林地小災害 1カ所 238千円 41年発生林地小災害 5カ所 2,670千円
合 計	188,395	81,909	44,647	12,943	17,900	30,996	

第五編 自治のあゆみ

一般会計の主たる施策の成果（主として投資的経費）

昭和42年度

（単位千円）

科 目	事業費	財 源 内 訳				一 般 財 源	説 明
		国庫支出金	県支出金	支 金	寄付金起 債		
(1)失業対策事業費	5,739	1,927				3,810	道路改良 幅員3m 延長520m
(2)林業構造改善事業費	18,346		13,745		3,600	1,001	林道の新設 幅員3m 延長1,431m 特殊林産物生産施設外
(3)土木費のうち、道路橋梁河川、住宅（工事請負費のみ掲上）	31,529	8,236	860	2,978	8,300	11,155	道路関係（県道舗装工事に伴う町負担金） 4路線 1,188千円 （維持、新設改良）31カ所 12,645千円 橋梁関係（維持新設改良）8カ所 4,839千円 河川関係（河川改良）11カ所 1,606千円 住宅関係（管理）4カ所 623千円 （建設）1カ所 10,623千円
(4)消防施設費	3,470	590	300	1,170		1,410	自動車ポンプ購入 1台 1,900千円 小型動力ポンプ購入 1台 360千円 貯水槽設置 2カ所 700千円 水防倉庫 310千円 水防倉庫移転改築 1カ所 200千円
(5)公民館建設費	4,262		700	363		3,199	豊岡公民館敷地造成費 281千円 豊岡公民館建設費 3,719千円 豊岡公民館敷地購入費 262千円
(6)農林水産施設災害復旧費	150,168		133,372	1,304	10,000	5,492	40年発生農業用施設 4カ所 11,011千円 41年発生農地 37カ所 23,481千円 41年発生農業用施設 107カ所 104,223千円 林地小災害 7カ所 4,459千円
(7)公共土木災害復旧費	63,502	51,119			2,500	9,883	40年発生道路橋梁 1カ所 589千円 41年発生道路橋梁 99カ所 39,379千円 41年発生河川 13カ所 10,807千円
合 計	277,016	61,874	148,977	5,815	24,400	35,950	

四五六

第四節 財産と負債

一、町有財産

町有財産は行政財産と普通財産とに分類される。

(一) 行政財産とは地方公共団体において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産をいう。ここに公用に供する財産とは、地方公共団体がその事務または事業を執行するため直接使用することを本来の目的とする公有財産をいう。また公共の用に供する財産とは、住民の一般的な共同の利用に供することを本来の目的とする公有財産をいい、公の施設を構成する物的要素である場合が多い。

(二) 普通財産は行政財産のように直接行政目的のために使用されるべきものでなく、その経済的価値を保全發揮することにより、間接的に地方公共団体の行政に貢献せしめるため、原則として一般私法の適用を受けて管理処分が行なわれるべき性質のものである。本町の町有財産は次のとおりである。(表1)

なお普通財産として出資による権利、有価証券によるものがある。

(表2)

二、基金

基金とは、地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積立て、または定額の資金を運用するために設けるものである。本町でも財政調整基金としてつぎのものがある。(表3)

三、負債

負債には地方公共団体が第三者から資金の借入れを行なうことによつて長期にわたる債務のものと(地方債)単に予算執行上の一時の資金ぐりとして借入れられ、当該会計年度の収入をもつて償還される一時借入金(短期債)の二種類がある。地方債は資金を借入れる会計年度には、財源として歳入に計上されるが、翌年度以降その償還のため支出を義務づけられるものであり、後年度に住民に負債として、その返済を分担させるものとなるので、町の健全財政の立前からみて歳出財源をみだりに地方債にあおぐことは適当ではなく、できる限り少なくおさえ、毎年度の通常財源をもつて、所要の経費を賄つてゆくことが望ましいとされている。

一時借入金は会計年度中において一時的に収支の不均衡を生じ歳計現金が不足した場合に、その支払資金の不足を補うために地方公共団体が借入れる借入金をいう。この償還については、その会計年度の歳入をもつてしなければならぬものであるから、年度をまたぐ借入れの地方債とは異なるものである。本町における地方債(長期債)借入状況は別表の通りである。(表4)

表(1) 身延町有財産(昭和四十三年三月現在)

使用目的	所在地	面積	備考
下山小学校敷地	下山本町西	二、八〇三、三〇	
下山中学校敷地	下山川除下	八、七三三、八七	
身延町役場敷地	梅平亥之新田	一、一四〇、四九	
身延小学校敷地	梅平長割	一〇、八三九、六五	
身延中学校敷地	梅平長割	八六二、八〇	
身延中学校屋内運動場敷地	梅平長割	一、七七五、二〇	
身延町火葬場敷地	梅平勝沢	三三七、一九	

使用目的	所在地	面積	備考
部長派出所住宅敷地	梅平長割	六六、一一	坂下町営住宅
部長派出所庁舎敷地	梅平長割	一五八、六七	総門町営住宅
豊岡小中学校敷地	相又針山前	一〇、七三三、八六	丸滝町営住宅
清子分校敷地	清子	一四二、一四	角打町営住宅
大河内公民館敷地	丸滝	三八三、四七	大野引揚者住宅
丸滝町営住宅敷地	丸滝子の神	六六一、一五	角打引揚者住宅
帯金小学校敷地	帯金	一、二三九、六六	下山公民館
大和小学校敷地	大島の場	四、五八八、四二	甲府地方法務局身延出張所
大河内中学校敷地	丸滝	三八、七九一、六七	巡查部長派出所住宅
大河内中学校屋内運動場敷地	丸滝	一六、五二	旧豊岡巡查駐在所
下山駐在所敷地	下山	一三三、二三	身延町営火葬場
田	梅平長割小学校入口	一三二、二三	下山地区水防倉庫
合 計		八三、五三八、六三	豊岡地区水防倉庫

(単位平方米)

梅平	一、三八〇、〇三	身延三門前	四六、二八
丸滝	四六六、一一	大野	三一、七三
下山	一、九九九、九九	下山	七、二〇
梅平	三、六九二、五五	身延総門前	四四、七九
相又	八三三、〇五	相又	六七五、三三
清子	二六三、一四	下山	七九七、九五
帯金	一、〇九七、五二	梅平	二三二、六六
大島	一三三、八八	角打	五一五、〇四
下山	一、四九四、九四	相又	一九八、四四
身延	三、四二二、二四	塩之沢	三三、二八
相又	一、二九九、一二	合 計	二六、八二七、九九
丸滝	二、六六八、七六		
波木井	五九、五〇		
波木井	二九七、五二		
波木井	五二、三九		

(有価証券)

(単位千円)

区分	42年5月 末現在高	42年度中 増減高	43年5月 末現在高
株券	100	△ 100	0
社債券	1,260	160	1,420
国債証券	10	0	10
預託証書	570	0	570

(基金)

表3

(単位千円)

区分	42年5月 末現在高	42年度中 増減高	43年5月 末現在高
有価証券	4,514	6,252	10,766

(出資による権利)

表2

(単位千円)

区分	42年5月 末現在高	42年度中 増減高	43年5月 末現在高
出資証券	2,350	0	2,350
内訳	石原草里造 林地出資	2,250	2,250
	山梨県農業 共済基金	100	100

表4

町債借入一覧表

イ 長期債 (1) 普通会計債

昭和43年3月31日現在

起債区分	起債名	借入額	年 率	借入 年月日	償還 期限	現償額(未 償還元金)	借入先	備考
一般補助事業	林業構造改善事業(樋之上線)	3,600,000	6.5	昭43.5.24	10	3,600,000	大蔵省	
	集会所建設	1,900,000	6.3	36.5.17	14	1,280,609	郵政省	
公営住宅建設 事業	波木井三区、下山公営住宅25戸建築	200,000	6.3	32.5.31	19	1,230,588	〃	
	角打公営住宅17戸建築	1,500,000	6.3	33.5.30	19	998,025	〃	
	波木井坂下公営住宅20戸建築	1,000,000	6.3	36.4.27	19	798,178	〃	
	梅平公営住宅20戸建築	1,100,000	6.5	39.5.23	19	1,001,192	〃	
	角打市路公営住宅16戸建築	2,900,000	6.5	43.5.20	19	2,900,000	〃	
義務教育施設 整備事業	下山小学校老朽校舎改築事業	1,500,000	6.3	29.4.26	13	460,135	大蔵省	
	豊岡小学校危険校舎改築事業	2,000,000	6.3	30.5.25	13	793,925	〃	
	下山中学校建設事業	4,000,000	6.3	34.4.30	19	2,849,604	郵政省	
	身延中学校屋内運動場建設事業	2,500,000	6.3	36.7.31	19	1,998,937	大蔵省	
	豊岡小中学校屋内運動場建設事業	6,600,000	6.5	40.7.31	19	6,217,530	郵政省	
	下山中学校屋内運動場建設事業	4,800,000	6.5	42.5.8	19	4,800,000	〃	
市町村民税臨 時減税補填債	町民税減税補填債	1,500,000	6.5	39.8.15	8	944,012	大蔵省	
	〃	2,300,000	6.5	40.8.2	8	1,804,925	〃	
	〃	1,700,000	6.5	41.8.2	8	1,581,906	〃	
	町民税減税補填債	1,200,000	6.5	42.8.2	8	1,200,000	大蔵省	
一般単独事業	門野簡易水道事業	1,000,000	6.5	33.5.31	25	771,216	郵政省	
災害復旧事業	新町橋梁災害復旧	850,000	6.3	30.5.25	13	337,418	大蔵省	
	過年公共土木施設災害復旧	1,000,000	6.3	32.5.31	14	377,922	郵政省	
	現年発生補助災害土木農業用施設	1,000,000	6.3	34.5.30	14	535,450	大蔵省	
	現年発生単独土木災害復旧	1,300,000	6.3	34.5.30	14	696,085	〃	
	現年発生単独土木災害復旧	2,600,000	6.3	35.5.28	10	775,462	〃	
	現年発生補助災害、文教、公営住宅 林道、農地農業用施設復旧	3,500,000	6.3	35.5.30	10	954,539	〃	
	土木施設単独災害復旧	1,000,000	6.3	35.5.31	14	606,450	郵政省	
	現年発生単独農地農業用施設林道災 害復旧	3,700,000	6.3	35.10.29	10	1,160,434	大蔵省	
	過年発生補助災害土木復旧	2,100,000	6.3	36.5.27	9	833,517	〃	
	現年発生補助災害土木農地農業用施 設林道復旧	2,100,000	6.5	37.5.28	9	1,083,153	〃	
	過年発生補助災害土木農地農業用施 設林道復旧	5,900,000	6.5	37.5.30	9	3,043,148	〃	

起債区分	起債名	借入額	年 利 率	借 入 年 月 日	償還 期 限	現債額(未 償還元金)	借入先	備考
	現年発生単独土木災害復旧	4,000,000	6.5	37.5.29	9	2,043,150	〃	
	過年発生補助災害土木農地農業用施設林道復旧	6,500,000	6.5	38.5.31	9	4,065,085	〃	
	過年発生補助災害土木農地農業用施設復旧	2,000,000	6.5	39.5.29	9	1,456,432	〃	
	過年発生補助災害農地農業林道復旧	9,700,000	6.3	36.5.27	9	3,850,060	大蔵省	
	現年発生補助災害土木農業用施設復旧	1,400,000	6.5	40.5.28	10	1,154,529	〃	
	過年発生補助災害土木農地農業用施設復旧	1,600,000	6.5	40.5.28	10	1,319,461	〃	
	現年発生補助災害土木農地農業用施設復旧	3,100,000	6.5	41.5.24	10	2,836,917	〃	
	過年発生補助災害農業用施設復旧	1,200,000	6.5	41.5.24	10	1,098,162	〃	
	現年発生単独災害土木農業用施設復旧	4,500,000	6.5	41.5.24	10	4,118,106	〃	
	現年発生単独土木、農業用施設復旧	2,400,000	6.5	42.5.31	10	2,400,000	〃	
	現年発生小災害農地、農業用施設復旧	4,700,000	6.5	42.5.31	3	4,700,000	〃	
	現年発生補助災害土木、文教、公営住宅復旧	3,700,000	6.5	42.5.31	10	3,700,000	〃	
	現年発生補助災害農地農業用施設復旧	2,300,000	6.5	42.5.31	10	2,300,000	〃	
	現年発生単独小災害土木復旧	3,800,000	6.5	42.9.1	9	3,800,000	〃	
	現年発生補助災害農地農業用施設復旧	10,000,000	6.5	43.5.24	10	10,000,000	〃	
	過年発生補助災害土木復旧	2,500,000	6.5	43.5.24	10	2,500,000	〃	
辺地対策事業債	清子辺地対策事業	5,300,000	6.5	41.3.24	1	4,850,214	〃	
県貸付金	奥川橋辺地振興資金	3,000,000	6.5	41.4.20	7	2,572,000	山梨県	
	塩沢橋市町村振興資金	3,500,000	6.5	41.4.13	7	3,000,000	〃	
	坂本橋辺地振興資金	2,400,000	6.5	43.4.17	10	2,400,000	〃	
	大崩辺地振興資金	3,000,000	6.5	43.4.17	10	3,000	〃	
	環境衛生資金	1,000,000	6.5		3-5	2,000	〃	
	〃	2,100,000	6.5		3-5	840,000	〃	
	〃	1,200,000	6.5		3-5	720,000	〃	
	小計	153,050,000				114,578,480		

注・環境衛生資金は借入金額により償還期限は一定しない。

(2) 特別会計起債

区 分	起債名	借入額	年 利 率	借 入 年 月 日	償還 期 限	現債額(未 償還元金)	借入先	備考
簡易水道債	下山簡易水道事業	5,000,000	6.5	34.5.30	25	4,006,080	郵政省	
	下山簡易水道事業	5,400,000	6.5	35.5.31	25	4,478,534	〃	
	身延簡易水道事業	3,600,000	6.5	38.5.31	25	3,253,485	〃	
	小原島簡易水道事業	1,000,000	6.5	36.5.25	25	587,071	〃	
	角打簡易水道事業	4,600,000	6.5	40.5.31	25	4,351,480	〃	
	中央簡易水道事業	10,000,000	6.5	42.4.25	25	7,832,719	大蔵省	
	小計	29,600,000				24,509,369		
合 計		182,650,000				139,087,849		